

# 美祢市地域防災計画

## 震災対策編

- |     |     |        |
|-----|-----|--------|
| 第1編 | 総   | 則      |
| 第2編 | 災害  | 予防計画   |
| 第3編 | 災害  | 応急対策計画 |
| 第4編 | 復旧・ | 復興計画   |

令和4年12月

美祢市防災会議

## 目次

## 第1編

## 内容

第1編 総 則 .....	1
第1章 計画の方針 .....	1
第1節 目的 .....	1
第2節 計画の性格 .....	1
第3節 防災に関する組織及び実施責任 .....	1
第4節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び市民・事業所のとるべき措置 .....	2
第5節 地震防災戦略 .....	8
第2章 山口県の地震環境と地盤 .....	9
第1節 地震活動環境 .....	9
第2節 地盤挙動 .....	9
第3章 被害想定 .....	11
第1節 被害想定的前提条件 .....	11
第2節 被害想定結果 .....	14
第2編 災害予防計画 .....	15
第1章 防災思想の普及啓発 .....	15
第1節 自主防災思想の普及啓発 .....	15
第2節 防災知識の普及啓発 .....	15
第3節 災害教訓の伝承 .....	17
第2章 防災活動の促進 .....	18
第1節 消防団の育成強化 .....	18
第2節 自主防災組織の育成 .....	18
第3節 自主防犯組織の育成 .....	19
第4節 企業防災活動の促進 .....	19
第5節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 .....	20
第3章 防災訓練の実施 .....	21
第1節 訓練の内容 .....	21
第4章 地震に強い都市・農山村構造の形成 .....	23
第1節 避難地の整備 .....	23
第2節 避難路の整備 .....	23
第3節 延焼遮断帯の整備 .....	23
第4節 道路の整備 .....	23
第5節 公園の整備 .....	23
第6節 河川の整備 .....	23
第7節 市街地防災対策の推進 .....	23
第8節 農山村地域の防災対策の推進 .....	24

<b>第5章 建築物・公共土木施設等の耐震化</b> .....	25
第1節 建築物の耐震化 .....	25
第2節 ライフライン施設の耐震化 .....	26
第3節 交通施設の耐震性の確保等 .....	27
第4節 河川、砂防設備及び治山施設等の耐震性の確保 .....	28
<b>第6章 土砂・地盤災害の予防</b> .....	29
第1節 土砂災害の予防 .....	29
第2節 地盤災害の予防 .....	30
<b>第7章 災害情報体制の整備</b> .....	31
第1節 災害情報の収集、連絡体制 .....	31
<b>第8章 災害応急体制の整備</b> .....	33
第1節 職員の体制 .....	33
第2節 防災関係機関相互の連携体制 .....	34
第3節 自衛隊との連携体制 .....	35
第4節 防災中枢機能の確保、充実 .....	36
<b>第9章 避難予防対策</b> .....	37
第1節 避難計画 .....	37
第2節 県の措置 .....	41
第3節 学校その他防災上重要な施設の避難計画 .....	41
第4節 応急仮設住宅の建設及び住宅の提供 .....	42
<b>第10章 救助・救急、医療活動</b> .....	43
第1節 救助・救急活動 .....	43
第2節 医療活動 .....	43
<b>第11章 火災予防対策</b> .....	46
第1節 出火防止 .....	46
第2節 初期消火 .....	46
第3節 消防力の強化 .....	47
<b>第12章 要配慮者対策</b> .....	48
第1節 社会福祉施設、病院等の対策 .....	48
第2節 在宅要配慮者対策 .....	49
第3節 防災知識の普及啓発・訓練 .....	50
第4節 避難所対策 .....	51
<b>第13章 緊急輸送活動</b> .....	52
第1節 緊急輸送ネットワークの整備 .....	52
第2節 道路交通管理体制の整備 .....	53
第3節 道路啓開 .....	53
第4節 緊急輸送車両等の確保 .....	53
<b>第14章 災害救助物資の確保、災害対策基金計画</b> .....	54
第1節 災害救助物資確保計画 .....	54
第2節 災害対策基金計画 .....	55

<b>第15章 ボランティア活動の環境整備</b> .....	<b>56</b>
第1節 ボランティアの位置付け .....	56
第2節 ボランティアの育成 .....	56
第3節 ボランティアの登録 .....	57
第4節 ボランティア支援体制の整備 .....	57
第5節 ボランティアセンターの体制強化 .....	57
<b>第16章 施設、設備等の応急復旧体制</b> .....	<b>58</b>
第1節 公共施設等の応急復旧体制 .....	58
第2節 ライフライン施設の応急復旧体制 .....	58
<b>第3編 災害応急対策計画</b> .....	<b>60</b>
<b>第1章 応急活動計画</b> .....	<b>60</b>
第1節 市の活動体制 .....	60
第2節 指定地方行政機関等防災関係機関の活動体制 .....	69
第3節 支援活動体制 .....	70
<b>第2章 災害情報の収集・伝達計画</b> .....	<b>71</b>
第1節 災害情報計画 .....	71
第2節 災害情報収集・伝達計画 .....	76
第3節 通信運用計画 .....	80
第4節 災害時の放送 .....	84
第5節 広報計画 .....	85
<b>第3章 救助・救急、医療等活動計画</b> .....	<b>91</b>
第1節 救助・救急計画 .....	91
第2節 医療等活動計画 .....	93
<b>第4章 避難計画</b> .....	<b>101</b>
第1節 避難指示 .....	101
第2節 避難所の設置運営 .....	105
<b>第5章 消防防災ヘリコプターによる災害応急対策</b> .....	<b>108</b>
第1節 活動体制 .....	108
第2節 活動内容 .....	108
第3節 応援要請 .....	108
<b>第6章 応援要請計画</b> .....	<b>110</b>
第1節 相互応援協力計画 .....	111
第2節 自衛隊災害派遣要請計画 .....	114
<b>第7章 緊急輸送計画</b> .....	<b>120</b>
第1節 緊急輸送ネットワークの整備 .....	120
第2節 緊急道路啓開 .....	121
第3節 輸送車両等の確保 .....	122
第4節 救助法による輸送基準 .....	123
第5節 交通規制 .....	124
第6節 臨時ヘリポート設定計画 .....	127

<b>第8章 救助法の適用計画</b> .....	130
第1節 救助法の適用 .....	130
第2節 技能者、労務者等の雇い上げ計画 .....	134
<b>第9章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画</b> .....	136
第1節 食料供給計画 .....	136
第2節 飲料水供給計画 .....	137
第3節 生活必需品等の供給計画 .....	140
<b>第10章 保健衛生計画</b> .....	144
第1節 防疫及び食品衛生監視 .....	144
第2節 遺体の処理計画 .....	146
第3節 清掃計画 .....	149
<b>第11章 応急住宅計画</b> .....	156
第1節 応急仮設住宅等の供与 .....	156
第2節 被災住宅の応急修理 .....	158
第3節 公営住宅の応急修理 .....	158
第4節 被災建築物及び被災宅地の地震後の対策 .....	159
<b>第12章 水防・消防・危険物等対策計画</b> .....	159
第1節 水防活動計画 .....	160
第2節 消防活動計画 .....	162
第3節 危険物・高圧ガス・毒物劇物等災害対策計画 .....	164
<b>第13章 災害警備計画</b> .....	168
第1節 陸上警備対策 .....	168
<b>第14章 要配慮者支援計画</b> .....	170
第1節 避難誘導・避難所の管理等 .....	170
第2節 保健・福祉対策 .....	171
<b>第15章 ボランティア活動支援計画</b> .....	174
第1節 一般ボランティアの支援体制 .....	174
<b>第4項 関係団体、NPO法人、民間企業等の対応</b> .....	175
第2節 専門ボランティアの支援体制 .....	175
<b>第16章 応急教育計画</b> .....	176
第1節 文教対策 .....	176
第2節 学校施設等の防災対策 .....	182
第3節 災害応急活動 .....	182
<b>第17章 ライフライン施設の応急復旧計画</b> .....	184
第1節 電力施設 .....	184
第2節 ガス施設 .....	185
第3節 水道施設 .....	185
第4節 下水道施設 .....	187
第5節 電気通信設備 .....	189

第18章 公共施設等の応急復旧計画 .....	193
第1節 公共土木施設 .....	193
第2節 公共施設 .....	197
第3節 鉄道施設 .....	198
<b>第4編 復旧・復興計画 .....</b>	<b>200</b>
<b>第1章 復旧・復興活動計画 .....</b>	<b>200</b>
第1節 市の活動体制 .....	200
<b>第2章 被災者の生活再建計画 .....</b>	<b>201</b>
第1節 被災者の生活確保 .....	201
第2節 義援金及び見舞品の受入れ・配分 .....	209
<b>第3章 公共施設の災害復旧・復興計画 .....</b>	<b>211</b>
第1節 公共施設災害復旧の基本方針 .....	211
第2節 災害復旧事業の推進 .....	211
第3節 計画的な復興 .....	214
<b>第4章 被災中小企業・農林水産事業者復興支援計画 .....</b>	<b>215</b>
第1節 被災中小企業者の援助措置 .....	215
第2節 被災農林業関係者の援助措置 .....	215
<b>第5章 金融計画 .....</b>	<b>216</b>
第1節 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 .....	216
第2節 非常金融措置 .....	216
<b>総 則 .....</b>	<b>1</b>
<b>第1章 計画の方針 .....</b>	<b>1</b>
第1節 目的 .....	1
第2節 計画の性格 .....	1
第3節 防災に関する組織及び実施責任 .....	1
第4節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び市民・事業所のとるべき措置 .....	2
第5節 地震防災戦略 .....	8
<b>第2章 山口県の地震環境と地盤 .....</b>	<b>9</b>
第1節 地震活動環境 .....	9
第2節 地盤挙動 .....	9
<b>第3章 被害想定 .....</b>	<b>11</b>
第1節 被害想定的前提条件 .....	11
第2節 被害想定結果 .....	14
<b>第2編 災害予防計画 .....</b>	<b>15</b>
<b>第1章 防災思想の普及啓発 .....</b>	<b>15</b>
第1節 自主防災思想の普及啓発 .....	15
第2節 防災知識の普及啓発 .....	15
第3節 災害教訓の伝承 .....	17

<b>第2章 防災活動の促進</b> .....	18
第1節 消防団の育成強化 .....	18
第2節 自主防災組織の育成 .....	18
第3節 自主防犯組織の育成 .....	19
第4節 企業防災活動の促進 .....	19
第5節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 .....	20
<b>第3章 防災訓練の実施</b> .....	21
第1節 訓練の内容 .....	21
<b>第4章 地震に強い都市・農山村構造の形成</b> .....	23
第1節 避難地の整備 .....	23
第2節 避難路の整備 .....	23
第3節 延焼遮断帯の整備 .....	23
第4節 道路の整備 .....	23
第5節 公園の整備 .....	23
第6節 河川の整備 .....	23
第7節 市街地防災対策の推進 .....	23
第8節 農山村地域の防災対策の推進 .....	24
<b>第5章 建築物・公共土木施設等の耐震化</b> .....	25
第1節 建築物の耐震化 .....	25
第2節 ライフライン施設の耐震化 .....	26
第3節 交通施設の耐震性の確保等 .....	27
第4節 河川、砂防設備及び治山施設等の耐震性の確保 .....	28
<b>第6章 土砂・地盤災害の予防</b> .....	29
第1節 土砂災害の予防 .....	29
第2節 地盤災害の予防 .....	30
<b>第7章 災害情報体制の整備</b> .....	31
第1節 災害情報の収集、連絡体制 .....	31
<b>第8章 災害応急体制の整備</b> .....	33
第1節 職員の体制 .....	33
第2節 防災関係機関相互の連携体制 .....	34
第3節 自衛隊との連携体制 .....	35
第4節 防災中枢機能の確保、充実 .....	36
<b>第9章 避難予防対策</b> .....	37
第1節 避難計画 .....	37
第2節 県の措置 .....	41
第3節 学校その他防災上重要な施設の避難計画 .....	41
第4節 応急仮設住宅の建設及び住宅の提供 .....	42
<b>第10章 救助・救急、医療活動</b> .....	43
第1節 救助・救急活動 .....	43
第2節 医療活動 .....	43
<b>第11章 火災予防対策</b> .....	46

第1節	出火防止	46
第2節	初期消火	46
第3節	消防力の強化	47
<b>第12章</b>	<b>要配慮者対策</b>	<b>48</b>
第1節	社会福祉施設、病院等の対策	48
第2節	在宅要配慮者対策	49
第3節	防災知識の普及啓発・訓練	50
第4節	避難所対策	51
<b>第13章</b>	<b>緊急輸送活動</b>	<b>52</b>
第1節	緊急輸送ネットワークの整備	52
第2節	道路交通管理体制の整備	53
第3節	道路啓開	53
第4節	緊急輸送車両等の確保	53
<b>第14章</b>	<b>災害救助物資の確保、災害対策基金計画</b>	<b>54</b>
第1節	災害救助物資確保計画	54
第2節	災害対策基金計画	55
<b>第15章</b>	<b>ボランティア活動の環境整備</b>	<b>56</b>
第1節	ボランティアの位置付け	56
第2節	ボランティアの育成	56
第3節	ボランティアの登録	57
第4節	ボランティア支援体制の整備	57
第5節	ボランティアセンターの体制強化	57
<b>第16章</b>	<b>施設、設備等の応急復旧体制</b>	<b>58</b>
第1節	公共施設等の応急復旧体制	58
第2節	ライフライン施設の応急復旧体制	58
<b>第3編</b>	<b>災害応急対策計画</b>	<b>60</b>
<b>第1章</b>	<b>応急活動計画</b>	<b>60</b>
第1節	市の活動体制	60
第2節	指定地方行政機関等防災関係機関の活動体制	69
第3節	支援活動体制	70
<b>第2章</b>	<b>災害情報の収集・伝達計画</b>	<b>71</b>
第1節	災害情報計画	71
第2節	災害情報収集・伝達計画	76
第3節	通信運用計画	80
第4節	災害時の放送	84
第5節	広報計画	85
<b>第3章</b>	<b>救助・救急、医療等活動計画</b>	<b>91</b>
第1節	救助・救急計画	91
第2節	医療等活動計画	93
<b>第4章</b>	<b>避難計画</b>	<b>101</b>



第1節	避難指示	101
第2節	避難所の設置運営	105
<b>第5章</b>	<b>消防防災ヘリコプターによる災害応急対策</b>	<b>108</b>
第1節	活動体制	108
第2節	活動内容	108
第3節	応援要請	108
<b>第6章</b>	<b>応援要請計画</b>	<b>110</b>
第1節	相互応援協力計画	111
第2節	自衛隊災害派遣要請計画	114
<b>第7章</b>	<b>緊急輸送計画</b>	<b>120</b>
第1節	緊急輸送ネットワークの整備	120
第2節	緊急道路啓開	121
第3節	輸送車両等の確保	122
第4節	救助法による輸送基準	123
第5節	交通規制	124
第6節	臨時ヘリポート設定計画	127
<b>第8章</b>	<b>救助法の適用計画</b>	<b>130</b>
第1節	救助法の適用	130
第2節	技能者、労務者等の雇い上げ計画	134
<b>第9章</b>	<b>食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画</b>	<b>136</b>
第1節	食料供給計画	136
第2節	飲料水供給計画	137
第3節	生活必需品等の供給計画	140
<b>第10章</b>	<b>保健衛生計画</b>	<b>144</b>
第1節	防疫及び食品衛生監視	144
第2節	遺体の処理計画	146
第3節	清掃計画	149
<b>第11章</b>	<b>応急住宅計画</b>	<b>156</b>
第1節	応急仮設住宅等の供与	156
第2節	被災住宅の応急修理	158
第3節	公営住宅の応急修理	158
第4節	被災建築物及び被災宅地の地震後の対策	159
<b>第12章</b>	<b>水防・消防・危険物等対策計画</b>	<b>159</b>
第1節	水防活動計画	160
第2節	消防活動計画	162
第3節	危険物・高圧ガス・毒物劇物等災害対策計画	164
<b>第13章</b>	<b>災害警備計画</b>	<b>168</b>
第1節	陸上警備対策	168
<b>第14章</b>	<b>要配慮者支援計画</b>	<b>170</b>
第1節	避難誘導・避難所の管理等	170

第2節 保健・福祉対策 .....	171
<b>第15章 ボランティア活動支援計画 .....</b>	<b>174</b>
第1節 一般ボランティアの支援体制 .....	174
<b>第4項 関係団体、NPO 法人、民間企業等の対応 .....</b>	<b>175</b>
第2節 専門ボランティアの支援体制 .....	175
<b>第16章 応急教育計画 .....</b>	<b>176</b>
第1節 文教対策 .....	176
第2節 学校施設等の防災対策 .....	182
第3節 災害応急活動 .....	182
<b>第17章 ライフライン施設の応急復旧計画 .....</b>	<b>184</b>
第1節 電力施設 .....	184
第2節 ガス施設 .....	185
第3節 水道施設 .....	185
第4節 下水道施設 .....	187
第5節 電気通信設備 .....	189
<b>第18章 公共施設等の応急復旧計画 .....</b>	<b>193</b>
第1節 公共土木施設 .....	193
第2節 公共施設 .....	197
第3節 鉄道施設 .....	198
<b>第4編 復旧・復興計画 .....</b>	<b>200</b>
<b>第1章 復旧・復興活動計画 .....</b>	<b>200</b>
第1節 市の活動体制 .....	200
<b>第2章 被災者の生活再建計画 .....</b>	<b>201</b>
第1節 被災者の生活確保 .....	201
第2節 義援金及び見舞品の受入れ・配分 .....	209
<b>第3章 公共施設の災害復旧・復興計画 .....</b>	<b>211</b>
第1節 公共施設災害復旧の基本方針 .....	211
第2節 災害復旧事業の推進 .....	211
第3節 計画的な復興 .....	214
<b>第4章 被災中小企業・農林水産事業者復興支援計画 .....</b>	<b>215</b>
第1節 被災中小企業者の援助措置 .....	215
第2節 被災農林業関係者の援助措置 .....	215
<b>第5章 金融計画 .....</b>	<b>216</b>
第1節 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 .....	216
第2節 非常金融措置 .....	216

**第1編 総 則**  
**第1章 計画の方針**  
**第1節 目 的**

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市防災会議が作成する地域防災計画のうち、市内における地震災害（以下「震災」という。）に係る災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）及び市民が処理すべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関、市民がその有する全機能を有効に発揮して市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

**第2節 計画の性格**

- 1 この計画は、国の防災基本計画及び県地域防災計画における防災対策に関して総合的かつ基本的性格を有するものである。したがって、他の計画等で定める防災に関する部分はこの計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。
- 2 この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを補完し修正する。したがって、防災関係機関は関係のある事項について、美祢市防災会議に計画の修正案を提出するものとする。
- 3 この計画は防災関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、防災関係機関は、平素から研究、訓練等を行うなどしてこの計画の習熟に努めるとともに、市民に対しこの計画の周知を図り、計画の効果的な運用ができるように努めるものとする。
- 4 計画の具体的実施に当たっては、防災関係機関が相互に連携を保ち、総合的な効果が発揮できるように努めるものとする。

5 計画の用語

この計画における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 災 対 法 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
- (2) 救 助 法 災害救助法（昭和22年法律第118号）
- (3) 激 甚 法 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）
- (4) 県 山口県
- (5) 市 美祢市
- (6) 指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関  
災対法第2条第3号から第6号までの規定によるそれぞれの機関
- (7) 県防災計画 山口県地域防災計画
- (8) 市防災計画 美祢市地域防災計画
- (9) 防災業務計画 指定行政機関の長及び指定公共機関の長が、防災基本計画に基づき作成する防災に関する計画

**第3節 防災に関する組織及び実施責任**

**第1項 市防災会議**

市防災会議は、市長を会長として災対法第16条及び美祢市防災会議条例（平成20年美祢市条例第20号）に規定する機関の長等を委員として組織するものである。

- (1) 所掌事務
  - ア 市防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
  - イ 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
  - ウ イに規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
  - エ ア～ウに掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
- (2) 会 長 美祢市長
- (3) 委 員

## 第1編 総則／第1章 計画の方針

- ア 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- イ 県の部内の職員のうちから市長が任命する者
- ウ 県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- エ 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- オ 教育長
- カ 消防長及び消防団長
- キ 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- ク 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

### 第2項 実施責任

#### (1) 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域市民の生命、身体、財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

#### (2) 県

県は、市を包括する広域的な地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ活動の総合調整を行う。

#### (3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、他の指定行政機関と相互に協力して、市の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言する。

#### (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう協力する。

#### (5) 公共的団体及び市民・事業所

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、事業者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、地震発生時には防災活動を実施する。また、市、県その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

市民は、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努めるものとする。

### 第4節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び市民・事業所のとるべき措置

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が防災に関して処理する業務及び市民・事業所のとるべき措置は、おおむね次のとおりである。

#### 1 美祢市

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	<ol style="list-style-type: none"><li>1 市防災会議に関すること。</li><li>2 市民に対する防災思想の普及啓蒙及び訓練の実施に関すること。</li><li>3 防災に関する物資及び資機材の備蓄整備及び供給に関すること。</li><li>4 防災に関する施設又は設備の整備に関すること。</li><li>5 市が管理する建築物、土木施設の災害予防に関すること。</li><li>6 防災に関する情報通信・伝達体制の整備及び管理運営に関すること。</li><li>7 市民への気象情報、災害情報の伝達に関すること。</li><li>8 被害情報の収集及び県、防災関係機関への伝達及び報告に関すること。</li><li>9 消防、水防その他の応急措置に関すること。</li><li>10 避難の指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること。</li><li>11 被災者の救助及び救護措置に関すること。</li><li>12 保健衛生、文教、治安対策に関すること。</li><li>13 施設設備の応急復旧に関すること。</li><li>14 緊急輸送の確保に関すること。</li></ol>

第1編 総則／第1章 計画の方針

15	関係団体、防災上重要な施設管理者の災害応急対策等の調整に関する事。
16	地域内の公共的団体及び市民等を対象にした自主防災組織の育成指導に関する事。
17	災害広報に関する事。
18	ボランティアの活動支援に関する事。
19	義援金品の受入れ・配分に関する事。
20	その他災害発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関する事。

2 県及び県警察本部

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県防災会議及び県災害対策本部に関する事。</li> <li>2 市町及び指定地方公共機関の防災活動の援助及び総合調整に関する事。</li> <li>3 防災に関する調査、研究に関する事。</li> <li>4 県土保全事業等に関する事。</li> <li>5 防災に関する組織の整備に関する事。</li> <li>6 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関する事。</li> <li>7 防災に関する物資等の備蓄に関する事。</li> <li>8 防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関する事。</li> <li>9 気象情報等の伝達、災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査、報告に関する事。</li> <li>10 災害時の広報に関する事。</li> <li>11 災害の防ぎよと被害拡大の防止のための応急措置に関する事。</li> <li>12 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援に関する事。</li> <li>13 防疫その他保健衛生に関する事。</li> <li>14 被災県有施設及び設備の応急措置に関する事。</li> <li>15 災害時の交通及び輸送の確保に関する事。</li> <li>16 要配慮者対策に関する事。</li> <li>17 ボランティア活動の環境整備、受入窓口に関する事。</li> <li>18 自衛隊の災害派遣に関する事。</li> <li>19 他の都道府県との相互応援に関する事。</li> <li>20 救助法に関する事。</li> <li>21 災害時の文教対策に関する事。</li> <li>22 災害時の公安警備対策に関する事。</li> <li>23 災害復旧・復興の実施に関する事。</li> <li>24 その他県の所掌事務についての防災対策に関する事。</li> </ol>
警察本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関する事。</li> <li>2 被災者の救出救護に関する事。</li> <li>3 避難の指示及び誘導に関する事。</li> <li>4 緊急交通路の確保に関する事。</li> <li>5 信号機等交通安全施設の保全に関する事。</li> <li>6 遺体の検視に関する事。</li> <li>7 避難住民の援助及び被災地域の犯罪の予防その他の社会秩序等に関する事。</li> <li>8 緊急通行車両確認証明書の発行に関する事。</li> </ol>

3 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
中国管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管区内各警察の指導、調整及び応援派遣に関する事。</li> <li>2 他管区警察局との連携に関する事。</li> <li>3 関係機関との協力に関する事。</li> <li>4 情報の収集及び連絡に関する事。</li> <li>5 警察通信の運用に関する事。</li> <li>6 津波警報の伝達に関する事。</li> </ol>

第1編 総則／第1章 計画の方針

<p>中国財務局 (山口財務事務所)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方公共団体に対する災害融資等に関する事。</li> <li>2 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立合に関する事。</li> <li>3 災害時の金融機関、証券会社等の緊急措置に関する事。</li> <li>4 地方公共団体に対する災害の応急措置の用に供する国有財産の無償貸付等に関する事。</li> </ol>
<p>中国四国厚生局</p>	<p>独立行政法人国立病院機構等関係機関と連絡調整(災害時における医療の提供)</p>
<p>中国四国農政局</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における食料の供給実施準備について関係団体等に協力を求める措置に関する事。</li> <li>2 農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設の防護に関する事。</li> <li>3 自ら管理又は運営する施設設備の整備に関する事。</li> <li>4 農林業関係金融機関に対して金融業務の円滑な実施のための指導に関する事。</li> <li>5 地震防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設及び農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関する事。</li> <li>6 営農資材及び生鮮食料品の供給、病害虫の防除、家畜の衛生管理等の災害応急対策に関する事。</li> <li>7 農地、農業用施設、地すべり防止施設及び農業共同利用施設について災害復旧計画の樹立に関する事。</li> <li>8 被災農林業者に対する天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく経営資金等、農林業金融公庫の資金等の融資に関する事。</li> <li>9 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関する事。 (以下、山口農政事務所)</li> <li>10 災害時に知事の要請による米穀及び乾パンの確保供給に関する事。</li> </ol>
<p>近畿中国森林管理局 (山口森林管理事務所)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国有保安林、治山施設、地すべり防止施設、保安施設等の整備及び管理に関する事。</li> <li>2 国有林における予防治山施設による災害予防に関する事。</li> <li>3 国有林における荒廃地の復旧に関する事。</li> <li>4 災害対策用復旧用資材の供給に関する事。</li> <li>5 森林火災防止対策に関する事。</li> </ol>
<p>中国経済産業局</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関する事。</li> <li>2 電気・ガスの供給の確保に必要な指導に関する事。</li> <li>3 被災地域において必要とされる災害対策物資(生活必需品、災害復旧資材等)の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導に関する事。</li> <li>4 被災中小企業者の事業再建に必要な資金融通の円滑化等の措置に関する事。</li> </ol>
<p>中国四国産業保安監督部</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関する事。</li> <li>2 火薬類・高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設・電気施設等の保安の確保に必要な監督指導に関する事。</li> <li>3 鉱山における危害及び鉱害の防止の監督指導に関する事。</li> <li>4 鉱山施設の保全の監督指導に関する事。</li> </ol>
<p>中国運輸局 (山口運輸支局)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達に関する事。</li> <li>2 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整に関する事。</li> <li>3 震災時における輸送用船舶・車両のあっせん、確保に関する事。</li> <li>4 鉄道及び索道の安全確保並びにこれらの施設及び車両の安全確保に関する事。</li> </ol>
<p>第六管区海上保安本部 (徳山・広島) 第七管区海上保安本部</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 海難救助、海上における治安維持、海上交通の安全確保に関する事。</li> <li>2 航路標識の施設の保全に関する事。</li> <li>3 油流出、危険物排出等海上災害の処理及び指導監督に関する事。</li> <li>4 船舶、航空機による避難者、救援物資、救援隊、医師、負傷者等の輸送の協力に関する事。</li> </ol>

第1編 総則／第1章 計画の方針

(仙崎・門司)	<ul style="list-style-type: none"> <li>5 警報等の伝達、避難の指示及びその誘導に関すること。</li> <li>6 災害情報の収集、伝達及び災害広報に関すること。</li> <li>7 災害応急対策の実施に必要な物資の収用、保管等に関すること。</li> </ul>
広島空港事務所 北九州空港事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 震災時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関すること。</li> <li>2 航空機事故の応急対策に関すること。</li> <li>3 指定地域上空の飛行規制とその周知に関すること。</li> </ul>
福岡管区気象台 (下関地方気象台)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。</li> <li>2 気象業務に必要な観測体制の充実及び予報、通信等の施設並びに設備の整備に関すること。</li> <li>3 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達に関すること。</li> <li>4 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること。</li> <li>5 市が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成への技術的な支援・協力に関すること。</li> <li>6 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における、気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。</li> <li>7 防災関係機関と連携した、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。</li> </ul>
中国総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害時の電気通信の確保のための応急対策及び非常用通信の運用監督に関すること。</li> <li>2 災害時に備えての電気通信施設(有線施設及び無線施設)整備のための調整並びに電波の監理に関すること。</li> <li>3 非常通信協議会を通じての地方公共団体及び関係機関に対する非常通信の運用に関する指導及び協議に関すること。</li> <li>4 通信機器の供給の確保に関すること。</li> </ul>
山口労働局	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 工場等、事業場における安全衛生管理に関すること。</li> <li>2 災害復旧事業実施に伴って発生が危惧される労働災害の防止の指導、監督に関すること。</li> <li>3 労働者災害補償保険の給付に関すること。</li> <li>4 失業者の雇用確保、雇用保険の給付に関すること。</li> <li>5 被災地の復興に必要な労務の確保に関すること。</li> </ul>
中国地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 直轄公共土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧に関すること。</li> <li>2 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械の提供に関すること。</li> <li>3 国土交通省所掌事務に係わる地方公共団体等への勧告、助言に関すること。</li> <li>4 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。</li> <li>5 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること。</li> <li>6 災害時における交通の確保に関すること。</li> <li>7 緊急を要すると認められる場合、申し合わせに基づく適切な応急措置の実施に関すること。</li> </ul>

4 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害派遣の準備に関すること。</li> <li>(1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集</li> <li>(2) 災害派遣計画の作成</li> <li>(3) 防災に関する教育訓練の実施</li> </ul>

第1編 総則／第1章 計画の方針

	2 災害派遣の実施に関すること。 (1) 人命・財産の保護のために必要な救援活動の実施 (2) 災害救助のため防衛庁の管理に属する物品の無償貸与又は譲与
--	--

5 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本銀行 (下関支店)	1 災害発生時において、銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節を行うとともに、銀行その他の金融機関の間でおこなわれる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資すること。
日本赤十字社 山口県支部	1 災害時における医療、助産及び遺体検案等被災地での医療救護に関すること。 2 輸血用血液の確保、供給に関すること。 3 被災者への物資配給、炊き出し、避難所奉仕、通信連絡等の協力に関すること。 4 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関する自発的協力の連絡調整に関すること。 5 義援金の受入れ・配分に関すること。
日本放送協会 (山口放送局)	1 気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係わる災害広報の実施に関すること。 2 被害情報、被災住民に必要な生活情報等の報道に関すること。 3 放送施設、設備の整備保守管理に関すること。 4 社会事業団等の行う義援金の募集等に対する協力に関すること。
西日本高速道路株式会社(中国支社)	1 中国自動車道、山陽自動車道の防災対策及び災害応急対策に関すること。 2 緊急輸送路の確保等防災関係機関が実施する応急対策への協力に関すること。
日本貨物鉄道株式会社	1 列車の運転規制に関すること。 2 列車の運行状況、旅客の避難実施状況の広報に関すること。 3 災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関すること。 4 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関すること。
独立行政法人 国立病院機構	1 災害時における国立病院機構の医療班(災害派遣医療チーム(DMAT)を含む)の派遣又は派遣準備に関すること。 2 広域災害における国立病院機構からの医療班(災害派遣医療チーム(DMAT)を含む)の派遣に関すること。 3 災害時における国立病院機構の災害情報収集、通報に関すること。
西日本電信 電話株式会社 (山口支店)	1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。 2 災害非常通信の確保及び気象情報の伝達に関すること。 3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。
株式会社 NTTドコモ (中国支社山口支店)	1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。 2 災害非常通信の確保及び気象情報の伝達に関すること。 3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。
日本通運株式会社 (下関支店)	1 災害時における緊急物資、復旧物資等輸送に必要な貨物自動車の供給確保に関すること。
中国電力株式会社 (山口支社)	1 電力施設の防災対策、防災管理の実施及び災害時における電力の供給確保に関すること。 2 被災施設、設備の応急復旧に関すること。
西日本旅客鉄道株式会社 (広島支社)	1 列車の運転規制に関すること。 2 旅客の避難、救護に関すること。 3 列車の運行状況、旅客の避難実施状況の広報に関すること。 4 災害時における鉄道車両による救助救援物資の緊急輸送の協力に関すること。 5 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関すること。
郵便事業株式会社	1 郵便物の送達の確保及び郵便局の窓口業務の維持に関すること。



第1編 総則／第1章 計画の方針

郵便局株式会社	2 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金の免除被災地あての救助用郵便物の料金免除に関する事。 3 かんぽ生命保険業務の非常取扱に関する事。 4 利用者の誘導避難に関する事。
---------	--

6 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
山口県医師会 美祢市医師会 美祢郡医師会	1 救急医療及び助産活動に関する事。 2 負傷者の収容並びに看護に関する事。
山口合同ガス株式会社	1 ガス施設の防災対策の実施及び管理に関する事。 2 災害時におけるガスの供給確保に関する事。 3 被災施設の応急対策及び復旧に関する事。
山口県バス協会 サンデン交通株式会社 防長交通株式会社	1 旅客の安全確保に関する事。 2 避難者、救助物資の輸送の協力に関する事。 3 輸送施設、設備の防災対策及び復旧に関する事。
山口放送株式会社 テレビ山口株式会社 山口朝日放送株式会社 株式会社エフエム山口	1 気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係わる災害広報の実施に関する事。 2 震災時における広報活動及び被害情報の速報に関する事。 3 被災者に必要な生活情報等の報道協力に関する事。 4 放送施設、設備の防災対策及び保守管理に関する事。
山口県看護協会	1 救急医療及び助産活動に関する事。 2 負傷者の収容及び看護に関する事。

7 公共的団体

機関の名称	事務又は業務の大綱
美祢歯科医師会 美祢薬剤師会	災害現場における緊急医療に関する事。

8 市民・事業所のとるべき措置

区分	とるべき措置
市民	1 災害を防止するため相互に協力するとともに、各々で実施可能な防災対策を講じること。 2 市が行う防災事業に協力するよう努めること。
防災上重要な施設の管理者	1 病院、スーパー、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者 (1) 防災対策及び被災施設の応急対策に関する事。 (2) 利用者に対する避難の誘導、安全対策に関する事。 2 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の製造、貯蔵処理又は取扱いを行う施設の管理者 (1) 防災対策及び被災施設の応急対策に関する事。 (2) 施設周辺の住民に対する安全対策の実施に関する事。 3 社会福祉施設、学校等の管理者 (1) 防災対策及び被災施設の復旧に関する事。 (2) 施設入所者等に対する避難誘導、安全対策に関する事。
その他の企業	市が実施する防災事業に協力するとともに、企業活動の維持を図るためおおむね次の事項を実施するものとする。 1 施設利用者及び従業員に対する避難誘導、安全対策の実施 2 従業員に対する防災教育訓練の実施 3 防災組織体制の整備

区 分	と る べ き 措 置
	4 施設の防災対策及び応急対策の実施 5 応急対策に必要な資機材の整備、備蓄

### 第5節 地震防災戦略

東南海・南海地震等大規模地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、国、地方公共団体、関係機関、市民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが肝要である。このため、市は、国が策定した、被害想定をもとに人的被害、経済被害の軽減について達成時期を含めた具体的な被害軽減量を示す数値目標である減災目標、減災目標の達成に必要な各事項の達成すべき数値目標等を定める具体目標等から構成される地震防災戦略を踏まえた地域目標の策定に努めるものとする。

また、地震防災戦略が対象とする東南海・南海地震等大規模地震以外の地震についても、市は、地域の特性を踏まえた被害想定を実施し、それに基づく減災目標を策定し、国の協力のもと、関係機関、市民等と一体となって、効果的かつ効率的な地震対策の推進に努めるものとする。

**第2章 山口県の地震環境と地盤**

**第1節 地震活動環境**

**第1項 活断層**

山口県における活断層の分布は、「新編・日本の活断層」(活断層研究会 1991)によると、「活断層であることが確実」である確実度Ⅰの活断層の分布は、県東部には広島県西部から岩国市周東町にかけての小方-小瀬断層が存在し、近接する岩国断層及び甘木山断層とともに岩国断層帯を構成している。一方、県西部には下関市豊浦町から下関市菊川町を通る菊川断層が分布している。

岩国断層帯については、通商産業省工業技術院地質調査所により1995年度から1996年度にかけてトレンチ調査等が実施されている。また、菊川断層については、本県において科学技術庁の地震関係基礎調査交付金を受け、1996年度から1997年度にかけてトレンチ調査等を実施している。

これらの調査結果概要については、以下のとおりである。

	岩 国 断 層 帯	菊 川 断 層
再 来 間 隔	約 15,000 年	約 9,000～11,500 年
最新活動時期	約 9,000 年前	約 7,000～2,000 年前
活 動 規 模	マグニチュード 7 程度	マグニチュード 6.9～7.0
活 動 度	B (平均変位速度：10cm 以上 1 m 未満／1000 年)	B (平均変位速度：10cm 以上 1 m 未満／1000 年)
断 層 長	20km 程度	18～20km(確実度Ⅰの範囲)
再 来 予 測	約 6,000 年後	約 2,000～9,500 年後

また、山口県内ではないが、小倉東断層が関門海峡の手前で消滅しており、その北方延長方向に下関市が位置していることにも注意する必要がある。更に、「活断層であると推定される」確実度Ⅱの活断層は、県内に散在しており、地質調査や物理探査をするなどして、まず、概要を確認する必要がある。

**第2項 地震活動**

1 地震記録

歴史地震(昭和以前)については、「新編・日本被害地震総覧」、「山口県の過去 300 年の地震記録」等により、山口県内では、「1707 年防長の地震」、「1793 年長門・周防の地震」、「1857 年萩の地震」、「1898 年見島の地震」が、また、周辺地域では、「1676 年・1778 年・1859 年のいずれも石見の地震」があげられる。

また、気象庁資料が整っている 1923 年 8 月以降についての、山口県周辺の被害地震についてみると、島根県東部や日向灘において繰り返し発生している。

山口県や九州地方は、ユーラシアプレート上に位置し、フィリピン海プレートがその下に沈みこんでいる。その沈み込んだフィリピン海プレート内部でも地震が発生しており、特に伊予灘、豊後水道及び国東半島にかけては、深さ 120km 程度までの地震活動が活発で、時には被害を伴う地震が発生する。山口県付近の主な地震は、九州に比べると少ない現況にあるが、1997 年 6 月 25 日には、県北部を震央とするマグニチュード 6.6 の地震が発生し、また、2001 年 3 月 24 日には安芸灘を震央とするマグニチュード 6.7 の地震が発生するなど、山口県における地震被害が少ないことを保障するものではない。

2 微小地震

山口県及び周辺海域の微小地震活動をみると、最も顕著なものは、島根県西部から県中部にかけて連なる直線配列があげられ、この線上が最も地震活動の高いラインであり、地下潜在断層と密接な関連が予想される。

**第2節 地盤挙動**

**第1項 長門西部地域の地質特性**

山口県は、本州の最西端に位置し、更に、日本海、響灘、周防灘に面し、三方に海岸線をもっている。地質学的には、西南日本の内帯に位置し、古生代(約 4 億 3 千年前)から第四紀(現

## 第1編 総則／第2章 山口県の地震環境と地盤

在)に至るいろいろな地質時代に形成された様々な種類の堆積岩、火成岩及び変成岩からなり、それらが複雑にからみあった地質構造を形成している。

この複雑多岐にわたる地質も大局的にみると、三つの地域、周防地域（東部地区）、長門西部地域（西部地区）及び阿武地域（北部地区）に区分される。美祢市は、長門西部地域（西部地区）に属している。

長門西部地域は、有名な秋吉台が古生代石灰岩で構成され、その周囲を古生代砕屑岩としてのペルム系大田層群、常森層、別府層が取り巻き、更に、西部には中生層が広く分布している。この中生層を切って、長門構造帯構成岩が、北東－南西方向に狭長に露出することも特徴である。

また、山陽・山陰部には、宇部層群などの第三紀層が点在し、向津具半島の油谷湾層群の上位には、新生代火山岩の山陰火山岩類が覆っている。

### 第2項 長門西部地域の地盤特性

土質の面から注目されるのは、豪雨時に崖崩れが多発するまさ土が分布する周南丘陵である。

長門西部地域は、古生代、中生代、新生代の地層が広く分布し、複雑な地質構造となっているが、このうち、中生代の関門層群に属する砂岩、頁岩、礫岩及び凝灰岩は、比較的ぜい弱で、風化して粘土が生成される。

番号	断層名	确实度	活動度	長さ(km)	走行
10	岩波断層Ⅱ	Ⅱ		6	NNW
11	黒川断層Ⅱ	Ⅱ		3	NW
12	渋木断層Ⅱ	Ⅱ		15	NE
13	江良断層Ⅱ	Ⅱ		9	NNW
14	菊川断層	I	B	27	NW
15	吉敷川断層	I	B		EW

山口県活断層データ（1991年「新編日本の活断層」）

### 第3章 被害想定

本県の地震防災対策を効果的かつ効率的に実施する上での基礎資料とするため、平成20年3月、県内に被害を及ぼす想定地震を設定し、物的・人的被害の予測とそれが経済に及ぼす影響を推計した、被害想定調査報告書が取りまとめられた。

この取りまとめにあたっては、本県における地域特性を踏まえた被害想定を実施する上で、学識経験者、民間企業、NPO法人及び行政機関から構成する「山口県地震防災対策推進検討委員会」が設置され、専門的な立場からの意見等を得ながら検討が進められた。

その後、平成23年3月11日に震源域の長さが約400km以上、幅は約200kmで、最大の滑り量が20m以上であったと推定されるマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震が発生し、死者・行方不明者は1万8千人を超えるなど未曾有の災害となったことから、本県の防災対策を改めて検証・検討することを目的に、同年6月、山口県防災会議の下に「大規模災害対策検討委員会」を設置し、本県で想定される地震を類型別に再検証した。この再検証をもとに、平成24年4月に「山口県地震・津波防災対策検討委員会」を設置し、東北地方太平洋沖地震の甚大な被害による国の検討も踏まえ、新たに南海トラフ巨大地震や日本海側で最大クラスの津波を引き起こすと想定される地震の被害想定を実施した。

本市においては、この山口県被害想定調査報告書の本市関係部分を被害想定とする。

#### 第1節 被害想定的前提条件

##### 第1項 想定地震

###### 1 主要な断層による地震

本県に被害をもたらす最も切迫性の高い地震として、今後30年以内に70～80%の確率で発生するとされている「南海トラフ地震」、同じく40%の確率で発生するとされている「安芸灘～伊予灘の地震」のほか、活動間隔が数千年から数万年と非常に長いとされているものの、今後、いつどこで起きるかわからないことから、県内で確認されている主な活断層（大竹断層、菊川断層、大原湖断層系）と本県に大きな被害を及ぼす可能性のある中央構造線断層帯について被害想定が実施された。

本計画では、本市に大きな影響を及ぼす可能性のある菊川断層による被害を想定する。

なお、本市では、南海トラフ地震については最大震度5弱が想定されているが、震度別面積率によると99.3%が震度4以下であり建物被害・人的被害の発生が予想されていないため除外する。

###### 2 その他の断層による地震

上記の地震による影響が小さい地域においても、防災対策上の備えを行う必要があることから、文献等に記載された活断層等から、各市町で地震動が最大となる断層を抽出し、その他の断層として被害想定が行われた。

本計画では、そのうち洪水断層及びオケ峠断層による被害を想定する。

###### 3 想定地震の概要

###### (1) 主要な断層による地震

###### ① 菊川断層

県西部では北西－南東方向に走る『菊川断層帯』は、「菊川断層」と「神田岬沖断層」から構成される。このうち、「菊川断層」の活動性を調査するため、山口県防災対策専門部会などによってトレンチ調査が実施されている。

一方、国の地震調査研究推進本部では、「菊川断層」と「神田岬沖断層」を一連の断層として『菊川断層帯』として断層帯の長さを約44kmとしている。しかし、「菊川断層」と「神田岬沖断層」は確実度や調査精度の異なる断層である点、本県の防災対策専門部会の調査に基づき「菊川断層」は3つに分けられる可能性がある点等を考え、本調査では「菊川断層」のみを主要な断層による地震として設定する。したがって、断層諸元は「新編日本の活断層」を参考に、「菊川断層」の断層長さ21km、M7.0と設定する。

###### (2) その他の断層による地震

###### ① 洪水断層

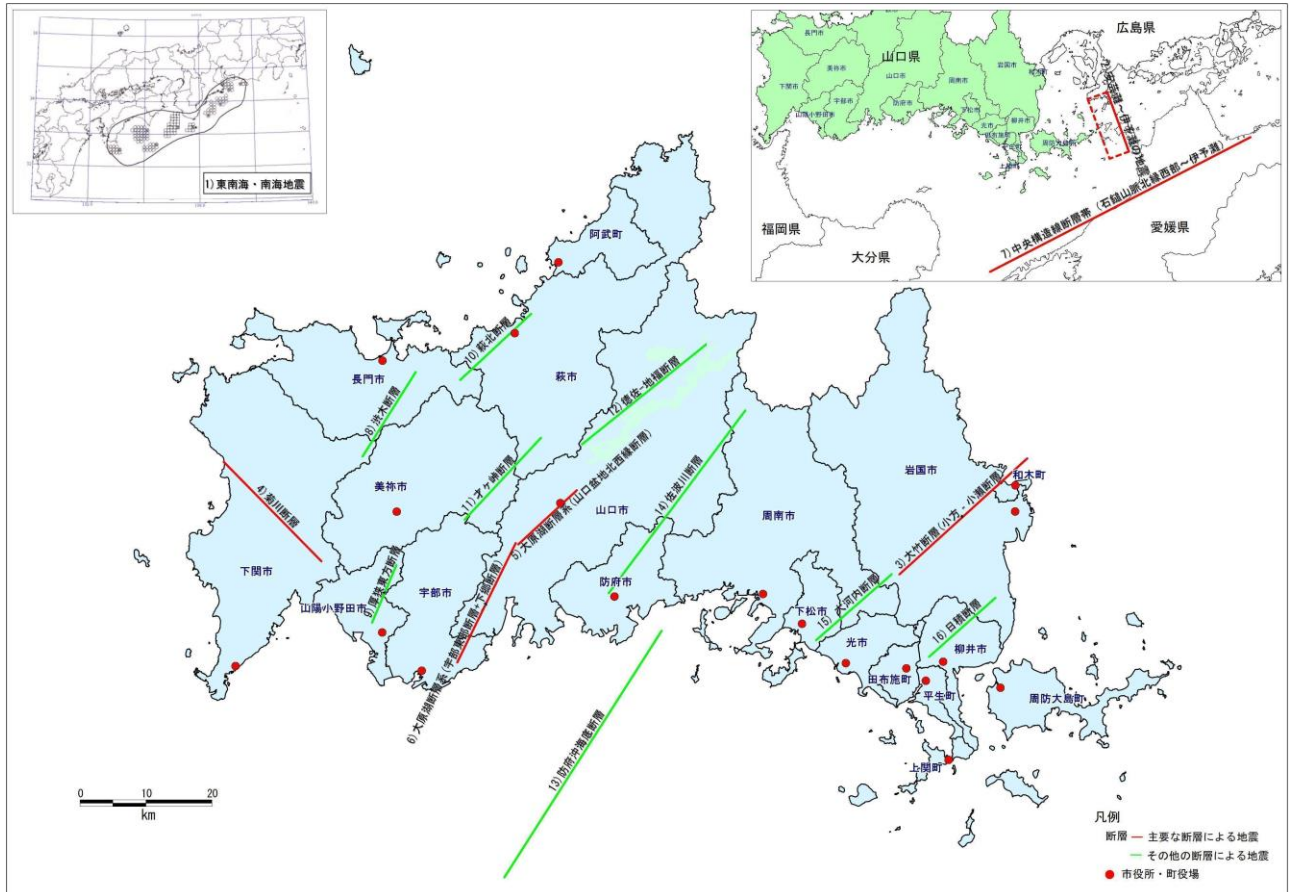
「新編日本の活断層」（1991）に記載されている断層で、長門市において地震動最大となる断層として設定する。断層諸元は「新編日本の活断層」を参考に、断層長さ15km、M6.8と設定する。

## 第1編 総則／第3章 被害想定

### ② 才ヶ峠断層

山口県地質図(1995)に記載されている地質断層で、美東町、秋芳町において地震動最大となる断層として設定する。断層諸元は断層の直線モデルの長さから断層長さ 16.8 km、M6.9 と設定する。

<想定地震位置図>



第2項 発災季節と発災時刻

地震の発生する季節と時刻によって被害は大きく異なり、その様相は市民の生活行動を顕著に反映する。そこで、それぞれの季節と時刻において被害が甚大となる次の3ケースを想定した。

また、火災による建物被害や人的被害等は風速により異なるため、兵庫県南部地震発生時と同じ条件の風速 3m/s、関東地震発生時と同じ条件の風速 15m/s の2ケースについて被害想定が行われた。

ケース	発災季節・時刻 [風速]	特 徴	対象人口
①	冬の早朝5時 風速 3m/s 風速 15m/s	阪神・淡路大震災と同じ時間帯で、多くの人 が自宅で就寝中。建物倒壊、屋内収容物転倒等自宅 での被災による人的被害が最大となるケース。	夜間人口
②	冬の昼12時 風速 3m/s 風速 15m/s	家事や暖房で最も火気の頻度が高く、火災発生 率が高くなる季節・時間帯であり、火災による人 的被害、物的被害が最大となるケース。 外出者が多く、市街地に買い物客や観光客が集 まっている時間帯。帰宅困難者が最大となるケー ス。	昼間人口

第1編 総則／第3章 被害想定

③	冬の夕方18時 風速 3m/s 風速 15m/s	屋外人口も多く、ブロック塀等の倒壊による人的被害が最大となるケース。	(0.6×昼間人口) + (0.4×夜間人口)
---	--------------------------------	------------------------------------	-------------------------------

第2節 被害想定結果

各想定地震による本市の各地域別の被害想定結果は下のとおりである。

1 菊川断層

地域	最大震度	人的被害（ケース①）			建物被害（ケース②）	
		死者数	負傷者数	自力脱出困難者数	全壊棟数	半壊棟数
美祢地域	6強	8	66	9	116	824
美東地域	5強	0	1	0	0	3
秋芳地域	5強	0	2	0	3	33
合計	6強	8	69	9	119	860

2 渋木断層

地域	最大震度	人的被害（ケース①）			建物被害（ケース②）	
		死者数	負傷者数	自力脱出困難者数	全壊棟数	半壊棟数
美祢地域	6弱	6	53	3	97	740
美東地域	5強	0	2	0	3	31
秋芳地域	6弱	2	16	1	31	278
合計	6弱	8	71	4	131	1049

3 才ヶ峠断層

地域	最大震度	人的被害（ケース①）			建物被害（ケース②）	
		死者数	負傷者数	自力脱出困難者数	全壊棟数	半壊棟数
美祢地域	6弱	3	30	1	41	437
美東地域	6弱	9	71	12	139	950
秋芳地域	6弱	4	33	3	63	514
合計	6弱	16	134	16	243	1901



## 第2編 災害予防計画／第1章 防災思想の普及

### 第2編 災害予防計画

#### 第1章 防災思想の普及啓発

##### 基本的な考え方

地震による被害を最小限にとどめるためには、市、県及び防災関係機関による各種の災害対策の推進と、同時に、市民一人ひとりが自らの生命と財産を自分で守る心構え、行動が求められる。

このため、市、県及び防災関係機関は、市民に対し、地震に関する防災知識を啓発指導する必要があり、防災の日を設定するなど、普及啓発を推進するとともに、市、県及び防災関係機関等と連携し、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「市民運動」を展開し、地域防災力の向上を図る。

#### 第1節 自主防災思想の普及啓発

##### 【総務課】

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自分の身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、初期消火を行う、近隣の負傷者、高齢者・障害者等の要配慮者を助ける、避難施設で自ら活動する、あるいは市、国、県及び防災関係機関が行っている防災活動に対する協力などが求められる。

このため、市は、自主防災思想の普及啓発の徹底を図るものとする。その際、被災時の男女のニーズの違い等、多様な主体の視点に十分配慮するものとする。

#### 第2節 防災知識の普及啓発

##### 【総務課、建設課、教育委員会、消防本部】

##### 第1項 市

地震対策を円滑に実施するため、市職員をはじめとした防災関係職員の研修を行う。

また、学校教育、社会教育等における防災教育の充実を図るとともに、一般市民に対しては、地震に対する正しい知識の普及啓発を図る。

##### 1 市職員に対する教育

市職員として行政に取り組む中で、防災対策を積極的に推進するとともに、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えについて、研修会等を実施する。

実施する内容は、おおむね次の事項が考えられる。

- (1) 地震に対する基礎知識
- (2) 市防災計画に示す地震対策
- (3) 地震が発生した場合に、具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 職員が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担、情報収集・伝達）
- (5) 家庭における災害対策と自主防災組織の育成強化対策
- (6) 災害対策の課題その他必要な事項

上記のうち、(3)及び(4)については、年度当初に各所属において、十分周知しておくものとする。また、各対策部は、所管する防災対策活動について、所属職員に対し教育を行うものとする。

##### 2 市防災担当者の研修会の実施

災害対策の推進に当たり、中心となる市の防災担当職員を対象に必要な知識や心構えについて研修を行うとともに、県や防災機関との連携について確認する。

実施する内容は、おおむね次の事項が考えられる。

- (1) 災害に対する基礎知識
- (2) 市防災計画と県防災計画との関係
- (3) 注意報、警報発表時及び地震発生時に、具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 職員が果たすべき役割（県への情報伝達等）
- (5) 家庭における地震対策と自主防災組織の育成強化対策
- (6) 災害対策の課題その他必要な事項

## 第2編 災害予防計画／第1章 防災思想の普及

### 3 児童生徒に対する教育

市教育委員会は、所管する各学校に対し児童生徒に対する防災教育に関する指導計画の作成と、その実施を指導する。

#### (1) 児童生徒に対する指導

ア ホームルーム、学校行事等教育活動全体を通じて災害の基礎的な知識、地震発生時の対策等の指導を行う。

イ 特に避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒の発達段階や立地条件等地域の特性に応じた指導を行う。

ウ 中学校の生徒を対象に、応急手当の習得のための指導を行う。

### 4 市民に対する普及啓発

特別警報、注意報、警報発表時及び発災時に、5段階の警戒レベルに対応した行動をとれるように、地震についての正しい知識や防災対応について、イベントの開催、市広報紙、パンフレット、ポスター、防災メール、インターネット及び報道媒体を活用し、県と協力して次のようなことを普及啓発する。

なお、普及啓発に当たっては、防災週間、防災とボランティア週間、水防月間、土砂災害防止月間等を活用した啓発に努めるとともにほか、防災の日を設定し重点的な取り組みを行う。

また、ビデオ、疑似体験装置等の活用も図る。

#### (1) 家庭での予防・安全対策

ア 2～3日分の食料、飲料水等の備蓄

イ 非常持出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

ウ 消火器の普及

エ 家具等の転倒防止対策

オ 保険・共済等への加入

(2) 様々な条件下（家庭内、路上、自動車運転中など）で地震発生時に取るべき行動

(3) 避難所での行動

(4) 震災時の家庭内の連絡体制の確保

(5) その他

ア 地震の基礎的知識、市の災害発生状況及び防災対策

イ 浸水、土砂災害危険予想地域の情報

ウ 住宅の耐震診断と補強

エ 避難地、避難路その他避難対策

オ 応急手当等看護の知識

カ 要配慮者対応

ク 緊急地震速報についての知識

### 5 各種団体等に対する普及啓発

(1) 市及び市教育委員会は、女性団体、PTA、青少年団体、高齢者団体、その他の団体を対象とした各種研修会、集会等を通じて、防災に関する知識の普及啓発を図る。

なお、啓発に当たっては、各団体の性格等を考慮した内容に配慮して行う。

(2) 各種団体が開催する研修会、講習会において、防災について取り入れるよう要請し、防災思想の普及啓発を促進する。

### 6 防災アセスメントの実施

地域の防災的見地から防災アセスメントを実施し、防災マップ、地区別防災カルテ、震災時の行動マニュアルを作成するなど、市民の安全確保に努めるものとする。

### 7 防災公園の整備・活用

上記1～5に掲げる防災知識等の普及啓発活動に資するため、美祢市消防庁舎・消防防災センター敷地内に指定緊急避難場所としての機能を有する防災公園を整備し、活用を図る。

## 第2項 防災関係機関

防災関係機関においては、市に準じて職員に対する防災教育を実施する。

**第3節 災害教訓の伝承**

市及び県は、過去に発生した大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、市及び県はその取組を支援するものとする。

## 第2章 防災活動の促進

### 基本的な考え方

地域社会の安全確保は、市、県及び防災関係機関の活動だけでなく、地域の消防防災活動の中核となる消防団や市民による防災組織の体制整備が図られて、初めてその目的が達成できる。

特に、地震発生時においては、これらの消防組織と消防、警察、自衛隊等の救助活動部隊が一体となることにより、消火活動、救助活動、また避難者の誘導、避難者への各種救援活動等に大きな成果が期待できる。このため、消防団及び自主防災組織等の育成強化を図る。

### 第1節 消防団の育成強化

#### 第1項 市

##### 【消防本部】

消防団は地域における消防防災活動の中核として重要な役割を果たしており、発災時における初期対策等消防防災活動に大きな期待が寄せられていることから、消防団の活性化を推進し、その育成を図っていく必要がある。

- (1) 消防団の活性化等その育成強化については市が行う。
- (2) 団員の確保のため、青年層、女性層を対象に、消防団への参加を促進するとともに、地域内事業所との連携に努める。
- (3) 消防団の施設、装備の充実を推進する。

#### 第2項 県

消防団は地域における消防防災活動の中核として重要な役割を果たしており、発災時における初期対策等消防防災活動に大きな期待が寄せられていることから、消防団の活性化を推進し、その育成を図っていく必要がある。

このため、市が行う消防団の活性化等その育成強化について指導・支援に努める。

また、消防防災活動の技術習得について、教育訓練を実施する。

### 第2節 自主防災組織の育成

##### 【総務課、消防本部】

災害に対処するためには、防災関係機関と市民による自主防災組織が一体となって総合的な防災体制を確立し、災害予防、応急活動を行うことが必要である。

このため、市民の相互助け合いの精神に基づき、地域住民による自主防災組織を育成し、防災活動が効果的に行われるよう協力体制を確立する。その際、女性の参画の促進に努める。

#### 第1項 市

- 1 自主防災組織の設置育成は、災対法の規定に基づき、市が推進する。
- 2 自主防災組織の設置推進を図るため、おおむね次の事項について定めるものとする。
  - (1) 自主防災組織の意義
  - (2) 自主防災組織の規模
  - (3) 自主防災組織の育成
  - (4) 自主防災組織の編成
  - (5) 自主防災組織の防災計画
  - (6) 関係団体との協調
- 3 自主防災組織が実施する活動について、積極的に指導援助を行う。
  - (1) 自主防災組織の設置推進
    - ア 市民を対象とする自主防災組織の育成
      - (イ) 市民を対象とする自主防災組織については、自治会単位、学校区単位等が考えられるが、市民が無理なく活動できる規模とすることが望ましい。
        - a 市民が、連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模で組織する。
        - b 地理的状況、生活環境等からみて、市民の日常生活上の基礎的な地域として一体性を有する規模で組織する。
      - (イ) 市民が自主的、積極的にその組織に参加し、実効ある活動を行うために、市民が参加しているコミュニティ団体等の既存の組織を自主防災組織として育成する。

## 第2編 災害予防計画／第2章 防災活動の促進

- (ウ) 消防団員の積極的な協力を得て、自主防災組織を育成する。
- イ 大規模な人的、物的被害が発生する危険性を有している事業所等における自主防災体制の強化
  - (ア) 学校、病院及びスーパー等多数の者が利用する施設を対象とした防火管理体制の強化を図る。
  - (イ) 危険物施設及び高圧ガス施設等を対象として、自衛消防組織の育成を図る。
  - (ウ) 多数の従業員がいる事業所で、組織的に防災活動を行うことが望まれる施設を対象とした、自衛消防隊の育成を図る。
- (2) 防災資機材等の整備促進  
自主防災組織の活動に必要な防災資機材及び活動拠点等の整備を促進する。
- (3) 防災資機材の操作方法の講習等  
防災資機材の操作方法の講習会、応急手当の講習会等を実施し、自主防災組織の指導援助に努める。
- (4) 防災知識の普及啓発  
防災講演会等を実施し、地域住民の防災に対する関心を維持していく。
- (5) 自主防災リーダーの育成  
自主防災活動を活発にするためには、地域の要となる自主防災リーダーが必要であり、研修会等を実施し、この育成に努める。

### 第2項 県

- 1 市が行う自主防災組織の設置推進活動等について、指導・支援に努める。
- 2 消防学校の教育訓練機能を活用して、自主防災リーダーの育成の支援に努める。
- 3 県民に対する県域レベルでの研修会や情報交換の場を設けるなど自主防災リーダーの育成支援に努める。
- 4 市職員に対する自主防災組織についての研修会等の実施に努める。

### 第3項 自主防災組織

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、震災時において効果的な防災活動を行うよう努める。また、防災活動のみに限定することなく、平常時の活動についても工夫し、自主防災組織の形骸化防止に努める。

- 1 平常時の活動
  - (1) 防災知識の普及
  - (2) 防災訓練の実施
  - (3) 火気使用設備器具等の点検
  - (4) 防災用資機材等の整備
- 2 震災時の活動
  - (1) 災害情報の収集及び伝達
  - (2) 初期消火等の実施
  - (3) 救出・救護の実施及び協力
  - (4) 避難誘導の実施
  - (5) 炊き出し、救助物資の配布に対する協力

### 第3節 自主防犯組織の育成

#### 【総務課】

市民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織の育成を図るとともに、訓練の実施、資機材等に関し、助成その他の支援を行うものとする。

### 第4節 企業防災活動の促進

#### 【総務課、消防本部】

企業は、地震時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等）を十分認識して、震災時に重要業務を継続するための事業継続計画（B

## 第2編 災害予防計画／第2章 防災活動の促進

CP)の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備及び防災訓練等を実施するなどして、企業防災の推進に努める。

- 1 市は、企業の防災意識の高揚を図るため、様々な機会を捉え企業防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動に積極的に参加するよう、普及啓発、協力要請を行っていく。
- 2 優良企業の表彰を行うなどして、企業防災の防災意識の高揚を図る。

### 第5節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

#### 【総務課】

市の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

市防災会議は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

### 第3章 防災訓練の実施

#### 基本的な考え方

地震発生時に迅速かつ的確な行動をとるためには、地方公共団体、防災関係機関、市民それぞれが、発災時に取るべき行動を想定した実践的訓練が重要となる。

防災訓練は、防災計画の熟知、防災関係機関相互の協力連携体制の確立、防災関係機関と市民との間の協力体制の確立、市民に対する防災知識の普及啓発、防災計画の検証等副次的な効果も高く、防災関係機関のほか、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等とも連携した訓練を継続的に実施する必要がある。その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方、多様な主体の視点に十分配慮するように努める。

#### 第1節 訓練の内容

##### 【総務課、消防本部、関係機関】

#### 第1項 市

市は、国、県及び防災関係機関と共同して又は単独で、次の訓練を実施する。

##### 1 総合防災訓練

- (1) 大規模震災の発生を想定し、地震発生後における市、県及び防災関係機関等が実施すべき各種応急対策の実践を通じて、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力、連携体制の確立など地域防災計画の検証を行う。
- (2) 訓練内容としては、地域の特性や防災環境の変化に対応した訓練とし、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定することに努めるものとする。

市及び県	防災関係機関	自主防災組織・市民
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部設置運営</li> <li>・情報の収集伝達・広報</li> <li>・避難誘導</li> <li>・要配慮者安全確保等 （避難支援）</li> <li>・避難所・救護所設置運営</li> <li>・応接受入</li> <li>・緊急交通路の確保 （道路啓開、交通規制）</li> <li>・自主防災組織等の活動支援</li> <li>・広域応援協定に基づく広域 合同訓練等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報伝達・広報等</li> <li>・消火活動</li> <li>・救助・救急</li> <li>・医療救護</li> <li>・ライフライン施設応急復旧</li> <li>・救援物資輸送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期消火</li> <li>・応急救護</li> <li>・炊き出し</li> <li>・避難・避難誘導</li> <li>・要配慮者安全確保等 （避難支援）</li> </ul>

- (3) 訓練を行うに当たっては、災害及び被害想定等を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫する。

##### 2 個別防災訓練

##### (1) 情報の収集、伝達訓練

地震発生時には、特に被災地の概況の早期把握が重要となることから、県及び防災関係機関等と協力して実施する。

##### (2) 職員及び自主防災組織の参集訓練

大規模震災を想定した参集訓練を定期的実施する。

同時に、自主防災組織及び市民の積極的な参加を促し、地域の特性を踏まえた内容とする。

訓練の内容（事例）

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時の広報</li> <li>・避難誘導、避難指示及び警戒区域の設定</li> <li>・要配慮者の安全確保（避難支援）</li> <li>・消防、水防活動</li> </ul> |
|--|

- ・救助・救急活動
- ・ボランティアの活動体制の確立
- ・食料・飲料水、医療その他の救援活動
- ・被災者に対する生活情報の提供

### 3 広域防災訓練

広域応援協定をより実行あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ、協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練の実施に努める。

### 4 通信訓練

非常時における緊急連絡体制の強化を図るため、防災行政無線（地上系・衛星系）等を使用して気象予警報等の伝達を主体とした通信訓練を実施する。

### 5 訓練後の評価

訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、今後の活動に反映していく。

## 第2項 防災関係機関

それぞれの機関が定めた計画（防災業務計画）をもとに、緊急対策、応急対策、復旧対策活動等を実施する上で円滑な対応がとれるよう訓練計画を作成し、必要な訓練を実施する。

## 第3項 事業所、自主防災組織及び市民

大規模地震が発生した場合において、貴重な人命・財産の安全を確保するためには、市民の協力が必要不可欠である。

このため、市民に対し震災時に的確な行動がとれるよう様々な機会をとらえて訓練を実施する。

### 1 事業所（防火管理者）における訓練

学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校等）、病院、社会福祉施設、工場、興行場、スーパー及びその他消防法で定められた事業所（施設）の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練、消火訓練、通報訓練を実施する。

また、地域の一員として市、消防署及び地域の防災組織の行う訓練に参加するよう努める。

### 2 自主防災組織における訓練

各自主防災組織は、市民の防災意識の向上及び防災関係機関との連携を図るため、市及び消防本部の指導を受け、訓練を実施する。

訓練内容は、避難、初期消火、応急救護、要配慮者の安全確保、避難所運営等について実施する。

### 3 市民の訓練

市民一人ひとりの地震時の行動の重要性に鑑み、市、県及び防災関係機関が実施する防災訓練への参加を求め、防災行動の習熟、防災知識の普及啓発、防災意識の高揚を図るよう努めるものとする。



## 第4章 地震に強い都市・農山村構造の形成

### 基本的な考え方

市は、避難地、避難路、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる道路、公園、河川、港湾など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い都市構造の形成を図るものとする。また、農山村地域においても、避難地、避難路、消防用施設等の整備を促進し、災害に強い安全な生活環境の確保を図るものとする。

#### 第1節 避難地の整備

##### 【総務課】

- 1 震災時の一次的避難所として、広場、公園及び学校運動場等を避難地として指定、確保する。
- 2 避難地は、避難距離が長くなるようできるだけ市民の身近な場所に確保する。
- 3 避難地を確保するため、公共用地等の跡地、都市近郊の緑地、市街化区域内の農地の利用について検討する。

#### 第2節 避難路の整備

##### 【総務課、建設課】

- 1 市民が安全に、短時間に避難できる避難路を指定する。
- 2 避難路の安全を確保するため指定に当たっては、震災時に障害物件の発生のおそれが少なく、幅員の確保できる道路を選定する。
- 3 安全な避難路を確保するために必要な対策をとる。

#### 第3節 延焼遮断帯の整備

##### 【建設課】

災害の拡大を防止するため、道路、河川、鉄道及び公園等を活用した延焼遮断帯の整備に努める。

#### 第4節 道路の整備

##### 【建設課】

道路は、防災活動、緊急輸送等防災対策を進める上で、極めて重要な役割を担っていることから、幹線道路を中心に耐震性の確保や幅員の確保等整備を進めていく。

#### 第5節 公園の整備

##### 【建設課】

- 1 公園は、地域住民のレクリエーション、スポーツ等の日常生活上重要な施設であると同時に、延焼防止あるいは避難地として重要な役割を担っており、計画的な整備に努める。
- 2 一定規模以上の公園については、防災資機材等の備蓄等防災機能を備えた防災公園として整備するよう努める。

#### 第6節 河川の整備

##### 【建設課】

河川の背後に形成された一般市街地への浸水被害を防止するため、護岸や堤防、排水機場等の耐震性の確保に努めるとともに、消防水利施設としての取水・貯留施設の整備、緊急時に活用できる護岸敷道路の整備など、防災上必要な施設整備に努める。

#### 第7節 市街地防災対策の推進

##### 【建設課】

- 1 防火、準防火地域の拡大対策

## 第2編 災害予防計画／第4章 地震に強い都市・農山村構造の形成

市街地における大規模火災を防止するため、防火地域の指定、既指定地域の拡大を系統的に行い地域内の建築物の耐火性を促進する。

### 2 土地区画整理事業等の推進

土地区画整理事業等による都市施設の先行整備等により、都市環境の安全性を確保する。

### 3 市街地再開発事業等の推進

既成市街地における住宅、建築物の耐震・不燃化、公共空地の確保を総合的に推進し、密集市街地の解消や防止を図る。

### 4 公共空地の確保

都市公園、街路その他公共空地の整備充実を図り、都市における十分な防災空間を確保する。

## 第8節 農山村地域の防災対策の推進

### 【農林課】

農山村地域においては、地すべり地域、山地災害危険地区等危険地域が数多く存在しており、交通が遮断されるなど、災害の危険度の高い地域が多いことから、災害に強い市域づくりを進めるため、避難路、避難広場、防火水槽等の防災施設の整備や、地すべり防災対策等の防災対策を推進する。

## 第5章 建築物・公共土木施設等の耐震化

### 基本的な考え方

震災時における避難、救護その他応急対策活動の拠点となる建築物等防災上重要な公共建築物をはじめ道路、鉄道等の輸送施設、上下水道、電力、ガス、電話等のライフライン施設、河川及びその他の公共土木施設は、市民の日常生活及び社会経済活動においても重要な役割を果たす。

したがって、これらの公共施設等について、事前の予防措置としての耐震化を進めることが重要であり、各施設ごとに耐震性を備えるよう国等が示す設計指針、美祿市耐震改修促進計画、山口県耐震改修促進計画及び山口県公共施設耐震化基本計画等をもとに、耐震性の強化を図っていく。

また、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）に基づき、多数の者が利用する特定建築物（学校、病院、スーパー等）の所有者に対し、耐震診断・改修を行うよう指導するとともに、これ以外の一般建築物についても、耐震診断・改修に関する普及啓発に努める。

### 第1節 建築物の耐震化

#### 【建設課】

#### 第1項 構造物・施設等の耐震設計の目標

- 1 供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動に際しては、機能に重大な支障が生じないこと。
- 2 発生する確率は低いが、直下型地震や海溝型巨大地震による高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないこと。
- 3 更に、構造物・施設等のうち次のものについては、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物、施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とするものとする。
  - (1) 一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの
  - (2) 地方あるいは国といった広域における経済活動等に対し著しい影響を及ぼすおそれがあるもの
  - (3) 多数の利用者等を収容する建築物等
- 4 構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保する方策についても検討を進める。

#### 第2項 市所有建築物等の耐震化

##### 1 防災上重要な建築物の耐震化

震災時における活動の拠点となる施設を防災上重要な建築物として、重要度を考慮し、建築基準法の目標に比べ耐震性能に余裕をもたせ重点的に耐震性の確保を図る。

防災上重要な建築物

- (1) 災害対策本部組織が設置される施設（市庁舎、支所庁舎等）
- (2) 医療救護活動施設（保健センター、病院等）
- (3) 応急対策活動施設（消防署等）
- (4) 避難収容施設（市立学校等）
- (5) 社会福祉施設等（児童・障害・老人福祉施設等）
- (6) 不特定多数の者が利用する施設・ライフライン関係施設・危険物取扱い施設  
（社会教育施設・上下水道施設等）

##### 2 耐震補強工事の実施

耐震化基本計画の優先度に基づき、各施設管理者は、耐震補強工事を計画的に実施し、耐震性の向上を図る。

##### 3 建築設備等の整備

ライフライン施設の不測の事態に備えて、震災後も継続してその機能が果たせるよう建築設備等（貯水槽、非常用電源等）の整備に努める。

### 第3項 公共的施設の耐震化

市は、公共的施設の管理者に対して、耐震性の確保について指導する。

### 第4項 一般建築物の耐震化

既存建築物（住宅を含む）のうち、昭和56年の建築基準法改正以前の旧基準により建築された建築物については、耐震性が十分でないことと推測されることから、耐震改修促進計画に基づき市民に対して、耐震診断・改修に関する普及啓発、相談窓口の開設、耐震、診断講習会の開催等を実施するなどして、既存建築物の耐震化の促進を図る。特に耐震改修促進法に規定する特定建築物の所有者に対しては、耐震診断の指導・助言を行うことにより、既存建築物の耐震化の促進を図る。

### 第5項 被災建築物の応急危険度判定制度の確立

市は、被災した建築物が引き続き安全に居住できるかどうか、また、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を行う応急危険度判定制度を確立する。

- 1 応急危険度判定に関する普及、啓発
- 2 応急危険度判定士の養成、登録
- 3 市及び建築士会等関係機関との連携体制の整備

### 第6項 落下倒壊危険物対策

地震の発生により構築物等が落下、倒壊することによる危険を防止するため、施設等の設置者及び所有者は、下記構築物等の点検、補修、補強等を行う。

市は、設置者及び所有者に対して指導を行う。

物件名	対策実施者	措置等
横断歩道橋	道路管理者	耐震診断等を行い、落橋防止を図り、道路の安全確保に努める。
道路標識、交通信号機等	管理者	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死した街路樹等		樹木除去等適切な管理措置を講じるように努める。
電柱・街路灯		設置状態の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
バス停上屋等	設置者、管理者	新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。
看板、広告等		許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求めるなどして安全性の向上を図る。
ブロック塀	所有者	既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良等を行う。新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
ガラス窓等	所有者、管理者	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機		転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木、煙突	所有者	転倒等のおそれのあるもの、不要なものは除去に努める。
外壁	所有者	落下により通行人に危害を及ぼさないように措置する。
大規模空間における天井	所有者	落下により使用者等に危害が出ないように措置する。
エレベーター	所有者	地震時に閉じ込め事故が発生しないように必要な措置を講じる。

### 第2節 ライフライン施設の耐震化

電気、ガス、電話、上下水道及び工業用水道等のライフライン施設が被災した場合、市民生活に与える影響は極めて大きいことから、ライフライン関係機関では、施設の耐震性の確保を

## 第2編 災害予防計画／第5章 建築物・公共土木施設等の耐震化

図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を推進するものとする。

市は、関係機関と密接な連携を図り、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を推進するものとする。

また、ライフライン関係機関は、施設の機能の確保を図るため、自らが所有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を推進するものとする。

### 第1項 電気

中国電力(株)は、発電設備、送電設備、変電設備、配電設備、通信設備等について耐震設計を行う。特に、屋内装置の設置方法については、建物の構造（柔軟構造又は剛構造）と装置の設置階及び装置の固定方法を考慮した設計とする。

### 第2項 ガス

今後の構造物、施設等の耐震設計に当たっては、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障を生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないこと。この考えに基づき耐震性を確保するものとする。

#### 1 製造関係

- (1) 新設設備については、耐震設計指針に基づく設計、施工を行い、耐震性の維持管理に努める。
- (2) 既設設備については、可能な限り耐震性の検証を行い対応する。

#### 2 供給関係

- (1) 導管のブロック化を推進し、二次災害の防止、復旧時の早期対応を容易にする。
- (2) 耐震性、耐腐食性に優れた導管材料の使用。（ポリエチレン管の積極的な敷設）
- (3) 耐震性に問題のある経年管の計画的な取替え、更生修理を推進する。
- (4) マイコンメーターへの取替計画の一層の推進を図る。

### 第3項 電話

システムとしての信頼性向上

- 1 設備自体の強化として、建物、鉄塔の耐震補強、機器の耐震補強及びケーブルのとう道への収容、通信ケーブルの地中化を推進する。
- 2 冗長化による信頼性向上として、市外交換機の分散、市外伝送路（長距離伝送路）の多ルート化及びループ化、通信衛星の利用拡大、市内中継線のループ化を推進する。

### 第4項 上水道施設

水道事業者は、水道施設の耐震化について、具体的に目標を定め、計画的に事業を推進する。

- ・ 緊急を要する弱点対策に努めること。
- ・ 重要施設の耐震性向上のため耐震化計画を策定し、事業を推進する。
- ・ 広域バックアップ体制の整備、緊急時給水能力の強化等に努める。

### 第5項 下水道施設

「下水道施設の耐震対策指針」に基づき、震災時においてもライフラインとしての下水道機能を確保することを基本とし、

- ・ 下水道施設の構造面での対策
- ・ 下水道システム面での対策
- ・ 体制面での対策

を行い、下水道施設の耐震性能の向上を図る。

### 第3節 交通施設の耐震性の確保等

鉄道、道路等は社会経済活動、市民の日常生活及び地震発生時の応急対策活動に重要な役割を果たすことから、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより、耐震性の確保に努めるものとする。

## 第1項 鉄道施設

鉄道施設のうち橋梁、高架橋等の重要施設について、耐震性の調査点検及び耐震補強方法の検討を行い、耐震性向上の必要な施設については、施設補強、更新、改築等の倒壊防止策を輸送量の多い線区から優先的に順次整備を実施する。

### (1) 橋梁及び高架橋の整備

橋梁及び高架橋の調査点検を実施し、その結果に基づいて橋梁の落橋防止工及び高架橋柱補強等必要な工事を実施し、耐震強化を図る。

### (2) その他

落石及び法面等について調査点検を実施し、その結果に基づいて必要な補修工事を計画的に行う。

## 第2項 道路施設

### 1 西日本高速道路株式会社

震災時の避難及び緊急物資の輸送に支障が生じないように点検を実施し、補強等を実施する。

### 2 各道路管理者

市道及び国道、県道、農道・林道等の各道路管理者は、震災時の避難及び緊急物資の輸送に支障が生じないように耐震点検を実施し、補強等を推進する。

#### (1) 落石等通行危険箇所対策

各道路管理者は、管理道路の落石、法面等通行危険箇所について、総点検を実施し、その結果に基づいて、法面防護施設工事等予防工事を実施し、危険箇所の解消を図る。

#### (2) 橋梁及び横断歩道橋の整備

各道路管理者は、橋梁及び横断歩道橋の耐震点検を行い、その結果に基づいて、補強工事を実施し、耐震強化を図る。

#### (3) トンネルの整備

各道路管理者は、トンネルについて耐震点検を行い、その結果に基づいて、補修工事等を実施し、耐震強化を図る。

## 第4節 河川、砂防設備及び治山施設等の耐震性の確保

### 【建設課、農林課】

## 第1項 河川

堤防、水門及び排水機場等河川関連施設の耐震点検を行い、その結果に基づいて、必要な改良工事を行う。

更に、河川情報の一元管理と伝達の円滑化を図り、被災流域における水害による二次災害を防止するための情報システムの整備を図る。

## 第2項 砂防設備等

砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設は、平常時においても定期的に点検を行い、施設の機能の維持に努める。

## 第3項 治山施設

山腹崩壊地及び山腹崩壊危険地に対しては、土留工等の基礎工を施工し、山腹斜面の早期緑化を図り、山腹崩壊による被害を未然に防止する。

荒廃溪流等に対しては治山ダム工等を施工し、土石流及び溪床、溪岸の荒廃を防止し、溪流の安定及び山脚の固定を図り、流出土砂による被害を未然に防止する。

また、既設工作物に対しては、点検を行い適切な施設の維持管理に努める。

## 第4項 ため池

農業用ため池のうち、老朽化の甚しいもの及び耐震構造に不安があるものについては、現地調査を実施するなどして、施設の危険度を判定し、堤体の補強、漏水防止、余水吐及び取水施設等の改善を行うとともに、適切な維持管理に努める。

## 第6章 土砂・地盤災害の予防

### 基本的な考え方

地震による山腹崩壊、土石流、地すべり、がけ崩れ等の山地災害を未然に予防又は軽減するためには、土地の地形・地質を十分に把握し、土砂災害に対する予防的な対策工事等を計画的に実施していく必要がある。また、液状化等地盤災害は、地域特性が極めて顕著な現象であることから、対策の実施に際しては地域の特性を十分に調査検討し、その結果を反映したきめ細かなものとする必要がある。

### 第1節 土砂災害の予防

#### 【建設課、農林課】

#### 第1項 山地災害危険地対策

##### 1 山地災害危険地区の調査

山腹崩壊、土石流及び地すべり等による災害が発生するおそれがある地区を調査し、その実態を把握する。

##### 2 治山事業の実施等

山地災害危険地区調査等に基づく山地災害危険地区及び人家・公共施設等に近接する山地については、現況を十分に把握し、適宜関係機関と調整を図り、治山事業の実施、危険地の周知等の措置を講じる。

#### 第2項 土石流予防対策

##### 1 砂防指定地の指定

土石流危険渓流等の土砂等の生産、流送若しくは堆積により、溪流、河川若しくはその流域に著しい被害を及ぼす区域を砂防指定地に指定する。

##### 2 土石流対策の実施

砂防指定地内における土砂の掘削、立竹木の伐採等治水砂防上有害な行為を制限するとともに、荒廃溪流における砂防えん堤・溪流保全工等の砂防設備の整備を推進する。

#### 第3項 地すべり予防対策

通常の地すべりは緩斜面に多く、土層の移動が継続かつ緩慢であるが、地震動によって引き起こされる地すべりは、移動が急激な場合も考えられ、多大な被害をもたらす危険性があることから、以下の対策を講じる。

##### 1 地すべり防止区域の指定

地すべり危険箇所の調査結果に基づき、市及び地域住民の協力のもと地すべり防止区域を指定する。

##### 2 地すべり防止対策の実施

地すべり防止区域内では、切り土・盛土等の行為を制限するとともに、地下水排除工等の地すべり防止施設の整備を推進する。

#### 第4項 がけ崩れ予防対策

##### 1 急傾斜地崩壊危険区域の指定

急傾斜地崩壊危険区域を指定するとともに、危険度の把握のため、定期的な調査点検を実施する。

##### 2 崩壊防止対策の実施

急傾斜地崩壊危険区域では、崩壊を助長するような行為を制限するとともに、急傾斜地崩壊対策事業の実施を推進する。

#### 第5項 土砂災害危険箇所に対する警戒避難体制の整備

土砂災害危険箇所付近の市民に対して、異常な状況の早期発見に留意するよう啓発するとともに、計画区域・避難施設その他の避難場所及び避難路等土砂災害に関する情報の整備並びに提供に努める。

## 第2節 地盤災害の予防

### 【建設課】

#### 第1項 液状化危険地域の予防対策

沖積層の堆積している地域では、その地質と地下水の条件により地盤の液状化現象が発生し、建築物や地下埋設物等に対して被害をもたらす可能性がある。

1 市及び公共・公益施設の管理者は、施設の設置に当たっては、地盤改良により液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を実施するほか、大規模開発に当たっても十分な連絡・調整を図るよう努めるものとする。

2 個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてマニュアル等による普及を検討していく。

#### 第2項 造成地の予防対策

造成地に発生する災害の防止については、宅地造成開発許可及び建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。

また、造成後は巡視等により違法開発行為の取締り、梅雨期や台風期前の巡視強化及び注意の呼びかけを行うなどして、災害の防除に努める。

災害防止に関する指導基準

##### 1 災害危険度の高い区域

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の各区域内の土地については、都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めない。

##### 2 人工崖面の安全措置

宅地造成により生じる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講じる。

##### 3 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

##### 4 宅地耐震化推進事業の促進

大規模地震等が発生した場合に、大きな被害が生じるおそれのある大規模盛土造成地マップを作成し、住民に対する情報提供を促進するとともに、変動予測調査及び必要に応じて活動崩落防止工事の実施等を促進する。



## 第7章 災害情報体制の整備

### 基本的な考え方

大規模地震が発生した場合には、同時多発の災害による情報の混乱などから、的確な情報の収集が困難となるおそれがある。市、県及び防災関係機関が緊急対策、応急対策を迅速かつ的確に実施し、対処するためには、災害情報の収集・連絡体制の整備及び通信手段の整備拡充を図る必要がある。

また、被災者等への的確な情報を提供する体制及び施設、設備の整備を図る必要がある。

### 第1節 災害情報の収集、連絡体制

#### 第1項 情報通信体制の確保

##### 【総務課、デジタル推進課、消防本部】

##### 1 市の対策

地震時の災害情報の収集、伝達機能に支障をきたさないように市は、通信設備に対し、次のような安全対策を講じるものとする。

##### (1) 通信機器の安全対策

地震時の災害情報の収集、伝達機能に支障をきたさないように市及び防災関係機関は、次のような安全対策を講じるものとする。

##### ア 非常用電源の確保

自家発電設備、無停電電源装置及びバッテリー等の予備電源の整備促進を図る。また、通信施設のみならず庁舎全体の停電対策に配慮したもの及び断水時への備えに配慮したものに整備していくものとする。

##### イ 地震動対策

(ア) 各種機器には転倒防止措置を講じるものとする。

(イ) 気象情報、災害情報等の情報収集伝達機器等が設置される場所は、振動を緩和する免震床等とすることについても検討を行っていく。

##### (2) 通信路の充実

通信路の多ルート化、通信ケーブル等の地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進等を図っていくものとする。

##### (3) 非常通信の確保

非常通信協議会と連携し、非常通信体制の確保を図るものとする。

##### 2 情報収集・伝達体制の整備

市、県及び防災関係機関は、地震発生時に情報収集・伝達連絡業務に支障をきたさないようにするため、体制の整備確立に努める。その際、夜間、休日等においても適切に対処できる体制となるようにする。

(1) 情報収集連絡窓口の明確化、責任者、担当者の指定

(2) 被災現場での情報収集担当地域及び担当者の指定、情報収集資機材の確保対策等

(3) 通信機器の運用計画

(4) 航空機、車両等による機動的な情報収集活動ができるよう、関係防災機関で事前に調整するなどの体制整備

##### 3 地震観測機器等の整備

##### (1) 地震観測機器等の整備

市は、国及び県が震度情報ネットワークシステム構築機器等を設置する場合、用地のあっせん等について積極的に協力するものとする。

##### (2) 情報処理分析体制等の整備

##### ア 災害情報データベースシステムの整備

市は、日頃から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集・蓄積に努め、防災マップの作成、地理情報システムの構築に努めるなど、震災時に活用できるような災害情報データベースシステムの整備に努める。

##### イ 情報の分析整理

市は、収集した情報を的確に分析整理するため、必要な人材の育成を図るとともに、必要に応じて専門家の意見が活用できるシステムづくりに努めるものとする。

## 第2編 災害予防計画／第7章 災害情報体制の整備

### 4 電気通信事業者の対策

#### 【西日本電信電話(株)】

##### (1) 電気通信設備の防災計画

###### ア 被災地に対する通信の途絶防止対策

- (ア) 伝送路のループ化を推進する。
- (イ) 災害対策機器の配備を行う。
- (ウ) 特設公衆電話の設置を行う。

###### イ 異常輻輳対策

- (ア) 災害時優先電話の通信確保を行う。
- (イ) ネットワークの効率的なコントロールを行う。

##### (2) 定期点検の実施

災害応急対策を円滑に実施するため、特に、緊急を要する応急復旧資機材、救急用物資及び設営用物資の備蓄状況を常に把握し、定期的に点検する。

##### (3) 社員等の動員体制

災害発生時には、迅速的確な対応が実施できる体制を講じる。

##### (4) 部外機関に対する応援又は協力の要請方法等

災害が発生した場合に、応援の要請若しくは協力を求める必要があることを想定し、必要な体制を整備しておく。

##### (5) 防災に関する訓練

ア 防災活動を安全にして円滑かつ迅速に実施するため、電気通信設備等の災害応急復旧及び通信疎通訓練を県域支店内の各事業所及びN T Tグループ各社と協力して、定期又は随時に実施する。

イ 防災計画に基づく訓練については、積極的に参加する。

##### (6) 災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板の運用

地震や災害のため被災者等の安否連絡が多発したり電話の輻輳が想定される場合に運用する。

#### 【(株) N T T ドコモ】

(1) 災害時における情報等の正確、迅速な情報伝達を行う。

(2) 防災応急措置の実施に必要な通信に対して通信施設の優先的な使用を図る。

(3) 防災応急対策を実施するために必要な電気通信施設の整備を行う。

(4) 発災に備えた災害応急対策用資機材・人材の配置を行う。

## 第2項 被災者等への的確な情報伝達

### 【総務課、デジタル推進課】

発災後において、被災者の不安、ストレスの解消及び社会秩序の維持等を図るためには、災害情報、生活情報、安否情報等を的確に被災者に対して伝達することが必要となる。

このため、市においては、情報伝達手段の多様化、情報伝達体制の充実を図っていく。

#### 1 情報伝達手段の整備

市は、告知放送（I P通信網）による伝達のほか、インターネット（市H P、防災アプリケーション、メール）を活用した伝達方法の整備を促進する

#### 2 情報伝達体制の整備

市は、災害発生時に市民の情報伝達手段を確保するためにI P通信網を利用した情報一斉送信システムを整備し、屋外スピーカーの設置、戸別受信機の貸与を実施する。

#### 3 被災者に提供する情報の整理

被災者等に提供すべき情報について市は、あらかじめ整理し、市民等からの問い合わせに対応できる体制を整備しておくものとする

第8章 災害応急体制の整備

基本的な考え方

災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市、県及び防災関係機関は、災害応急体制を整備するとともに、防災関係機関相互の連携を強化する必要がある。

第1節 職員の体制

【全課】

第1項 市

市は、災害の発生が予測される場合又は地震による災害が発生した場合において、迅速に災害対応を行うため、あらかじめ職員配備体制の整備を図る。

また、災害発生時の対応を迅速・的確に実施するため、防災担当部局への専任職員の配置や増員、消防本部との人事交流等による連携など、組織の防災対応力の強化に努める。

1 配備体制

職員配備基準の明確化を図るため、配備課、配備者について次のように定める。

配備区分	配備基準	体制の内容	配備課	人数
第1警戒体制	震度3の地震が発生したとき。 ・その他状況により市長が命じたとき。	・災害の発生を防止するため、必要な準備の開始及び気象情報の収集活動を主とする体制	・その他各部長が必要と認める課	・各部長が必要と認める人員
第2警戒体制	震度4の地震が発生したとき。 ・その他状況により市長が命じたとき。	・防災関係課を中心とし、災害予防対策を実施する体制 ・小規模な災害が発生し、災害応急対策を実施する体制 ・避難者を受け入れるため、一部の避難所を開設し運営する体制 ・事態の推移に伴い、直ちに第3警戒体制に移行できる体制	・総務課 ・建設課 ・農林課 ・福祉課 ・各総合支所	・2人 ・2人 ・1人 ・1人 ・1人
			■状況に応じて配備する課 ・商工労働課 ・監理課 ・教育総務課 ・生涯学習スポーツ推進課 ・各出張所・公民館 ・その他各部長が必要と認める課	・その他各部長が必要と認める人員
第3警戒体制	震度5弱の地震が発生したとき。 ・地震により現に災害が発生し、その規模及び範囲等の状況から特にその対策を要するとき。 ・市内全域にわたる地震による災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が甚大であるとき、又は大規模の災害は発生を免れないと予想されるとき。	・相当規模の災害が発生し、又は発生が予想される場合で、市民への広報活動や河川の水位状況の監視、浸水に対する応急活動を実施する体制 ・所管施設等の被害状況の確認及び応急復旧活動を実施する体制 ・避難者を受け入れるため、広範囲にわたり多数の避難所を開設し運営する体制 ・事態の推移に伴い、	・総務課・監理課 ・地域振興課 ・デジタル推進課 ・商工労働課 ・福祉課 ・建設課、農林課 ・教育総務課、生涯学習スポーツ推進課 ・各総合支所 ・各出張所・公民館 ■状況に応じて配備する課 ・行政経営課 ・税務課 ・観光政策課 ・子育て支援課	・各部長が必要と認める人員

## 第2編 災害予防計画／第8章 災害応急体制の整備

		直ちに第4非常体制に移行し、速やかに災害対策本部を設置できる体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理業務課</li> <li>・施設課</li> <li>・その他各部長が必要と認める課</li> </ul>	
第4非常体制【災害対策本部体制】	震度5強以上の地震が発生したとき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部体制</li> <li>・全庁体制による災害予防・応急対策を実施する体制</li> </ul>	全部局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部長</li> <li>・各部長が必要と認める人員</li> </ul>

### 2 職員の参集基準

- (1) 参集は、地震発生を通知するメールによる自動参集とする。
- (2) 参集場所は、勤務している庁舎とするが、交通途絶等のため所定の課・所に参集することができない場合は、所属長にその旨を連絡し、最寄りの庁舎や避難所に参集する。

### 3 応急活動に必要なマニュアルの作成等

災害発生時における職員の初動体制の手引きとして、「職員初動マニュアル」を作成し、職員へ周知する。

その他、各対策部は、必要に応じて応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知、定期的に訓練を実施するなどして、使用する資機材や装備の取扱いの習熟、他の職員、関係機関等との連携等について徹底するものとする。

### 4 業務継続計画（BCP）の見直し

市は、大規模災害が発生し、市が被災した場合でも、発災直後からの災害対応業務や優先度の高い通常業務を適切に実施できるよう、業務継続計画（BCP）を必要に応じて見直し、業務継続を図る。

## 第2項 防災関係機関

防災関係機関においても、災害の発生に備え、市と同様に非常事態に即応できる体制の整備を図るものとする。

### 第2節 防災関係機関相互の連携体制

#### 【全課】

地震発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要となることから、市、県及び防災関係機関は、応急・復旧活動に関し、相互応援協定を締結するなどして、平常時から連携を強化しておくものとする。

#### 第1項 市における相互応援協定の締結

各対策部は、それぞれの応急対策業務に関し、関係団体とあらかじめ必要な協定等を締結しておき、地震発生時において積極的な協力が得られるように努める。

#### 第2項 警察及び消防の支援体制の整備

警察及び消防は、全国的に組織された警察災害派遣隊等及び緊急消防援助隊の市内援助隊に係る体制及び資機材等の整備を図るものとする。

#### 第3項 応援機関の活動体制の整備

- 1 市は、近隣市（消防本部）からの応援の受入窓口、指揮命令系統等に必要な体制をあらかじめ整備しておくものとする。

第2編 災害予防計画／第8章 災害応急体制の整備

- 2 市は、救援活動において重要となる臨時ヘリポート等の確保に努めるものとする。
- 3 市は、応援機関の円滑な活動を支援するため、資機材、防災機関が活用する共通地図等の整備に努めるものとする。

第4項 災害対策本部における連携

- 1 救出・救助機関
 

大規模震災が発生した場合、各機関は必要に応じて職員を市災害対策本部等に派遣し、災害現場における連携方法の調整、迅速な意志決定等を支援する。
- 2 ライフライン事業者
 

大規模震災が発生した場合、被害が大きなライフライン事業者は必要に応じて市災害対策本部等に連絡員を派遣し、被害状況等の共有化を図り、迅速な復旧につなげるものとする。

第3節 自衛隊との連携体制

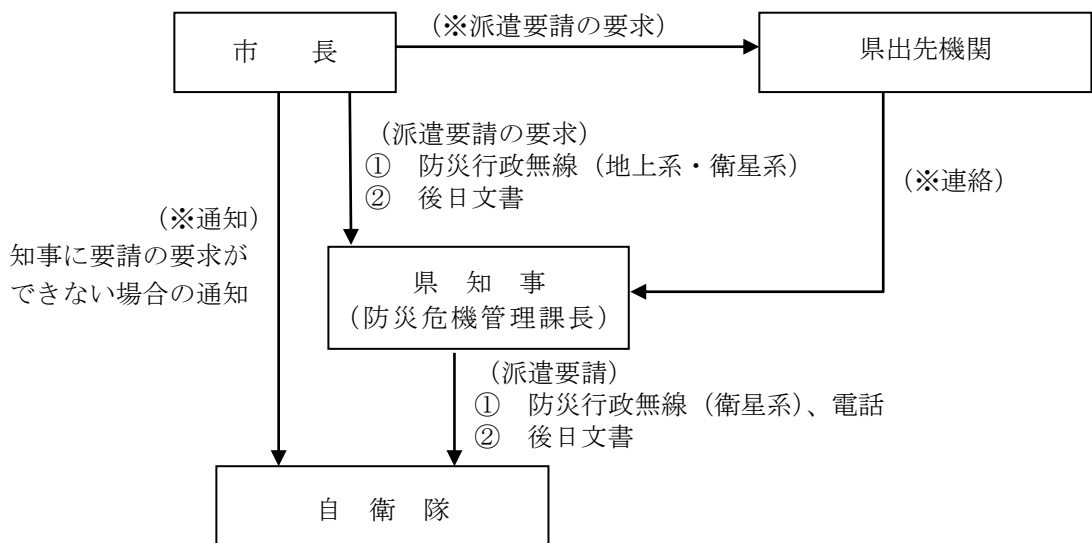
【総務課】

市は、自衛隊の災害応急活動が円滑に実施できるよう、あらかじめ次の事項等を定め必要な準備を整えておくものとする。

- 1 要請の手順及び要請先
- 2 連絡調整窓口
- 3 連絡方法
- 4 連絡先

また、いかなる状況においてどのような分野（偵察、消火、救助、救急等）について、自衛隊の派遣要請を行うのか、平常時からその想定を行う。

市は、自衛隊が災害派遣活動を迅速かつ的確に行うため、自衛隊集結地を定めるものとする。



陸上自衛隊	第17普通科連隊	山口市	083-922-2281 防災行政無線(衛星系) 217
	第13旅団	広島県	082-822-3101
海上自衛隊	小月教育航空群	下関市	083-282-1180
	第31航空群	岩国市	0827-22-3181
	下関基地隊	下関市	083-286-2323
航空自衛隊	第12飛行教育団	防府市	0835-22-1950
	航空教育隊	防府市	0835-22-1950
	第17警戒隊	萩市	0838-23-2011

#### 第4節 防災中枢機能の確保、充実

##### 【全課】

地震発生時において市、県及び防災関係機関が円滑に活動するためには、これらの機関の防災中枢機能の確保が前提となることから、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備等について、安全性の確保及び充実に努めることが望まれる。

このため、次の対策を講じるものとする。

- 1 既存の施設設備にあつては、安全点検、耐震診断を計画的に実施する。診断した施設については、必要に応じて改修・補強工事を実施していく。
- 2 防災中枢機能を持った災害対策活動の拠点施設（市本庁舎、各総合支所庁舎等）の整備に努める。
- 3 市庁舎の防災中枢機能が被災した場合に備えた代替機能施設の整備に努める。
- 4 庁舎並びに医療機関等災害応急対策に係る機関が保有する施設設備については、停電時への対応が可能となるよう、代替エネルギーシステムの活用も含めた自家発電設備の整備を推進する。
- 5 資料の被災を回避するため、各種データの整備保全、バックアップ体制の整備に努める。

## 第9章 避難予防対策

### 基本的な考え方

震災時において、市民の生命、身体の安全、保護を図るため、また、余震、火災等二次災害から市民を守るためには、避難所、避難経路、誘導方法等について、あらかじめ避難計画を策定しておく必要がある。

### 第1節 避難計画

市は、次の事項に留意して避難計画を作成するが、計画策定において、要配慮者に配慮した計画となるよう努めるものとする。

なお、避難所の指定については、火災の輻射熱及び液状化に対する安全な空間である公園等のオープンスペースの確保等に留意し、被害想定調査結果、安全性等を考慮しながら、都市公園、公民館、学校等公共施設管理者の同意を得た上で設置する。

また、市は、あらかじめ孤立が想定される地域に関しては、集団避難施設等を事前に検討しておく必要がある。

### 第1項 避難の指示の基準

#### 【総務課】

- 1 震災による大規模な火災、家屋の倒壊、地すべり、有毒ガス等の二次災害等の発生又はそのおそれのあるとき。
- 2 気象台から地震情報が発表され、避難を要すると判断されるとき。
- 3 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりと揺れを感じた時で、避難を要すると判断されるとき。

### 第2項 避難の指示事項

#### 【総務課】

避難の指示に当たって、混乱を招かないよう、必要な事項をあらかじめ定めておく。

- 1 避難の指示の発令者
- 2 指示等の理由（避難を要する理由）
- 3 対象地域の範囲
- 4 避難の時期、誘導者
- 5 避難所、避難経路
- 6 携帯品の制限等
- 7 その他

災害の状況により必要となる事項

### 第3項 避難の指示の伝達手段

#### 【総務課、デジタル推進課、消防本部】

- 1 市は、避難の指示等を発令した場合の伝達手段等を、あらかじめ定めておく。その際、通信途絶を想定し、伝達手段の多様化を検討し、整備する。
  - (1) 告知放送（IP通信網）
  - (2) メール（美祢市安全安心メール、エリアメール、緊急速報メール）
  - (3) テレビ、Lアラート、ケーブルテレビ、ラジオ
  - (4) 広報車
  - (5) 消防団
  - (6) 市HP、ポータルサイトへの掲載
  - (7) 自主防災組織（区長）への電話連絡
  - (8) IP通信網を利用した一斉配信（携帯端末、屋外スピーカー、戸別受信機）
  - (9) 防災アプリケーション
- 2 市民への周知を徹底するため、伝達に当たっては、市による対応だけでなく、消防、警察、放送局等の協力による伝達体制を整備する。

## 第2編 災害予防計画／第9章 避難予防対策

また、夜間に避難指示等を発令した場合の伝達手段や聴覚障害者等の要配慮者への伝達体制についてもあらかじめ定める。市は、避難の指示等を発令した場合の伝達手段等について、「避難情報等の判断・伝達マニュアル」を策定する。

### 第4項 避難場所及び避難所の指定

#### 【総務課】

#### 1 指定緊急避難場所の指定

市は地震発生後、緊急的に災害を逃れるための避難所を指定緊急避難場所として指定する。

##### (1) 管理基準

切迫した状況において、速やかに開設できる体制を整えておくこと。また、事前に施設管理者等と開設体制について協議しておくこと。

##### (2) 構造基準

地震に対して安全な構造であること。

#### 2 指定避難所の指定

被災者が一定期間滞在する場としての避難所については、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の公共施設等を指定避難所として指定する。

##### (1) 規模基準

被災者の生活の場となることを踏まえ、当該避難所での受入れが見込まれる被災者の数に対し、十分な面積を有していること。

なお、被災者一人当たりの占有スペースは2㎡以上となるよう配慮する。

##### (2) 立地基準

地震による影響が比較的少ない場所に立地していること。

また、車両その他の運搬手段による物資の輸送が比較的容易が場所にあるのものであること。

##### (3) 構造基準

速やかに被災者を受け入れ、又は生活関連物資を配付することが可能な構造又は設備を有するものであること。

#### 3 避難場所又は避難所となる施設管理者との事前協議

(1) 施設管理者とあらかじめ協議し、使用に当たっての契約等を取りかわしておく必要がある。

(2) 連絡方法及び連絡事項について定めておく。

(3) 管理責任者を予定しておく。

(4) 指定管理施設を指定避難所とする場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする

### 第5項 避難所への経路及び誘導方法

#### 【総務課、福祉課、子育て支援課、消防本部、関係課】

高齢者、障害者等の要配慮者に対する避難誘導（地域住民、自主防災組織等の協力による避難誘導）について考慮した内容に努め、避難誘導計画を作成する。

#### 1 避難誘導體制

##### (1) 誘導責任者、協力者

誘導機関としては、警察、消防機関、市職員、その他責任ある立場にある者等いろいろ考えられるが、昼間における不在の場合等を考慮して、避難誘導が迅速に行われるよう警察官、市職員以外に地域の誘導責任者を定め、協力者を選ぶこと。

##### (2) 避難指示者（市長、警察官）と誘導担当機関との連絡

指示者と誘導担当機関（者）は、異なる場合が多いと思われるので、相互の連絡を密にして意思の疎通を図る必要がある。

##### (3) 避難誘導標識等の整備

避難誘導標識等の整備に努め、日頃から地域住民に避難所及びその位置、避難経路の周知徹底を図ること。また、夜間照明、外国語表示の設置に努めること。

#### 2 避難経路の選定

(1) 避難経路を2箇所以上選定する。



## 第2編 災害予防計画／第9章 避難予防対策

- (2) 相互に交差しない。
- (3) 火災・爆発等の危険度の高い施設等がないよう配慮する。
- (4) 市民の理解と協力を得て選定する。

### 第6項 避難順位の一般的基準

- 1 病弱者、高齢者、障害者、傷病者、妊婦
- 2 乳幼児、学童
- 3 女性
- 4 その他の者
- 5 防災従事者

### 第7項 携帯品の制限の一般的基準

携帯品については、災害の状況及び避難措置の程度により制限することについて、あらかじめ定めておくものとする。

- 1 携帯品として認められるもの  
貴重品（現金、預金通帳、印鑑、免許証・健康保険証（カード））、常備薬（処方箋も含む）、懐中電燈、携帯ラジオ
- 2 余裕がある場合  
上記の他若干の食料品、日用品等

### 第8項 避難所の運営管理

#### 【福祉課】

市は、避難所における活動を円滑に実施するため、「避難所運営マニュアル」等を策定し、必要となる事項について、あらかじめ定めておくものとする。

また、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供、食物アレルギーがある者に配慮するものとする。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所における避難者の過密抑制や感染症発生が発生した場合の対応について、連携して検討するように努めるものとする。

- 1 管理運営体制の確立  
管理責任者、連絡員（災害対策本部、応急救護所、物資集積所等との連絡）について、あらかじめ定めておくものとする。
- 2 避難者名簿（様式の作成）
- 3 避難収容中の秩序保持（管理要領）  
集団生活に最低限必要な規律等
- 4 災害情報等の伝達（生活情報、安否情報、応急対策実施情報等）
- 5 各種相談業務

### 第9項 避難所開設に伴う被災者救援措置

#### 【福祉課、上下水道局、健康増進課】

- 1 給水措置
- 2 給食措置
- 3 毛布、寝具等の支給
- 4 衣料、日用品の支給
- 5 負傷者に対する応急救護

### 第10項 避難所の整備に関する事項

#### 【総務課】

- 1 避難生活の環境を良好に保つための設備整備（換気、照明等）

## 第2編 災害予防計画／第9章 避難予防対策

- 2 避難所として必要な施設・設備の整備（貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、通信機器等）
- 3 災害情報の入手に必要な機器の整備（テレビ、ラジオ等）
- 4 避難所での備蓄  
食料品、水、常備薬、炊き出し用具、毛布、非常用電源等避難生活に必要な物資

### 第11項 避難所、避難時の心得、避難経路等についての普及啓発

#### 【総務課、デジタル推進課】

- 1 平常時における広報
  - (1) 広報紙、市HP、メール、パンフレット、地震ハザードマップ等の作成及び配布
  - (2) 市民に対する巡回指導
  - (3) 防災訓練等の実施
- 2 災害時における広報
  - (1) 広報車による周知
  - (2) 避難誘導員による現地広報
  - (3) 自主防災組織（区）を通じた広報

### 第12項 被災者支援

#### 【総務課】

住宅被害の調査や罹災証明の交付の担当部署を定め、住宅被害の調査の担当者の育成、他団体等との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、平時から罹災証明の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

### 第13項 土砂災害警戒区域の避難計画

#### 【総務課、建設課】

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条の規定に基づき、次の事項をあらかじめ定めておく

- 1 土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒区域体制に関する事項
- 2 土砂災害警戒区域内に主として社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、施設の利用者の円滑な警戒避難のための土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法
- 3 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- 4 土砂災害計画区域に、社会福祉施設、学校、医療施設その他主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該施設の名称及び所在地
- 5 救助に関する事項
- 6 上記に掲げるもののほか、土砂災害警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒体制に関する事項
- 7 市長は、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を市民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物（土砂災害ハザードマップ等）の配布その他必要な措置を講じる。
- 8 市地域防災計画に、その名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成する

## 第2編 災害予防計画／第9章 避難予防対策

- 9 上記8の配慮者利用施設の所有者又は管理者は、上記8の計画を作成したときは、遅滞なく、これを市長に報告する。これを変更したときも同様とする。
- 10 市長は、上記8の配慮者利用施設の所有者又は管理者が、上記8の計画を作成していない場合において、急傾斜地における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 11 市長は、上記10の指示を受けた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 12 上記8の配慮者利用施設の所有者又は管理者は、上記8の計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための訓練を行うとともに、その結果を市長に報告しなければならない。

### 第14項 浸水想定区域の避難計画

#### 【総務課、建設課】

水防法第14条、15条の規定に基づき、次の事項をあらかじめ定めておく

- 1 浸水想定区域ごとに洪水予報及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）伝達方法、避難、救助その他の人的被害を防止するために必要な警戒体制に関する事項。
- 2 浸水想定区域内に地下街や、社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設等がある場合には、施設の利用者の円滑な警戒避難のための浸水に関する情報、予報及び警報の伝達方法。
- 3 洪水に関する情報の伝達方法、浸水のおそれがある場合における避難施設その他避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他必要な措置を講じる。

### 第2節 県の措置

- 1 震災時における避難誘導、避難所の運用は、原則として市が実施することとなるが、県はこれを支援・補完する立場から、避難所として指定された県有施設の必要な整備に努める。
- 2 大規模災害時に市域を越えて避難する住民のための避難所（広域避難所）を確保するため、県立学校等の県有施設を県があらかじめ選定するとともに、各施設において円滑な運営に向けた訓練等を行うよう努める。また、市町の避難所の相互利用について、調整指導を行う。
- 3 県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設の避難体制の点検を行う。また、県立社会福祉施設においては、必要に応じて、避難対策等を盛り込んだ防災マニュアルの見直しを図るものとする。
- 4 社会福祉法人、学校法人、ホテル・旅館経営者、大規模小売店経営者等に対する避難体制点検の指導を行う。
- 5 土石流危険溪流、土石流危険区域及び土石流に対処するための警戒避難基準に関する資料を市に提供する。

### 第3節 学校その他防災上重要な施設の避難計画

#### 【教育委員会、病院事業局、関係各課】

学校、病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者等は、次の事項に留意し、市、関係機関等と協議の上、あらかじめ避難計画を作成し関係職員等に周知徹底するとともに、訓練等を実施するなど、避難について万全を期するものとする。

- 1 学校及び幼児教育施設については、それぞれの地域の特性等を考慮した避難所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法、収容施設の確保、保健衛生等に関する事項

## 第2編 災害予防計画／第9章 避難予防対策

- 2 病院については、患者を他の医療機関又は安全な場所へ避難させる場合の収容施設の確保、移送の方法、保健衛生等に関する事項
- 3 福祉関係施設については、入所者に対する避難の指示伝達、職員の分担、移送、介護等に関する事項
- 4 その他防災上重要な施設については、避難所、経路、誘導責任者及び指示伝達方法等に関する事項

### 第4節 応急仮設住宅の建設及び住宅の提供

#### 【建設課】

市は、被災者に対して、応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、あらかじめ必要な体制を整備しておくものとする。

- 1 応急仮設住宅の建設可能な用地をあらかじめ把握するなど、供給体制の整備をしておく。
- 2 応急仮設住宅の建設に必要な資機材に関し、供給可能量の把握及び調達・供給体制をあらかじめ整備しておく。
- 3 公営住宅及び民間賃貸住宅等の空家状況を常に把握し、災害時における被災者へ迅速に提供する。
- 4 民間賃貸住宅の災害時の活用については、業界団体との協定の締結に努める。

## 第10章 救助・救急、医療活動

### 基本的な考え方

地震発生時には、救助・救急、医療救護を必要とする大量の負傷者の発生が予想される。発災当初における市、県及び防災関係機関の最も重要な活動は、一人でも多くの人命を救助することにある。このため、市、県及び防災関係機関が一体となった活動が早期に実施できるよう、救助・救急、医療活動に係る初動体制の確立を図ることが求められる。

### 第1節 救助・救急活動

#### 第1項 市

##### 【消防本部】

- 1 県内広域消防応援協定等に基づく応援者等の受入れや、現場における活動が円滑に実施されるよう受入窓口、活動体制についての計画をあらかじめ定めておく。
- 2 消防団、自主防災組織等に対する訓練を実施する。
- 3 救助工作車、救急自動車、ファイバースコープ、エンジンカッター、チェーンソー等救助・救急用資機材の整備充実に努める。また、関係機関が保有する資機材情報の共有化を図る。
- 4 消防の広域化を推進することにより、救助や救急専門職員の増強や高度資機材の計画的整備を図る。
- 5 高度な救助・救急業務に対応するため、救助・救急隊員の充実に努める。
- 6 大規模災害時に、的確に救助や救急に対応するため、救助・救急隊員の増強を図るとともに、都市型救助等の高度救助技術の導入や救急業務の高度化を推進する。

#### 第2項 県

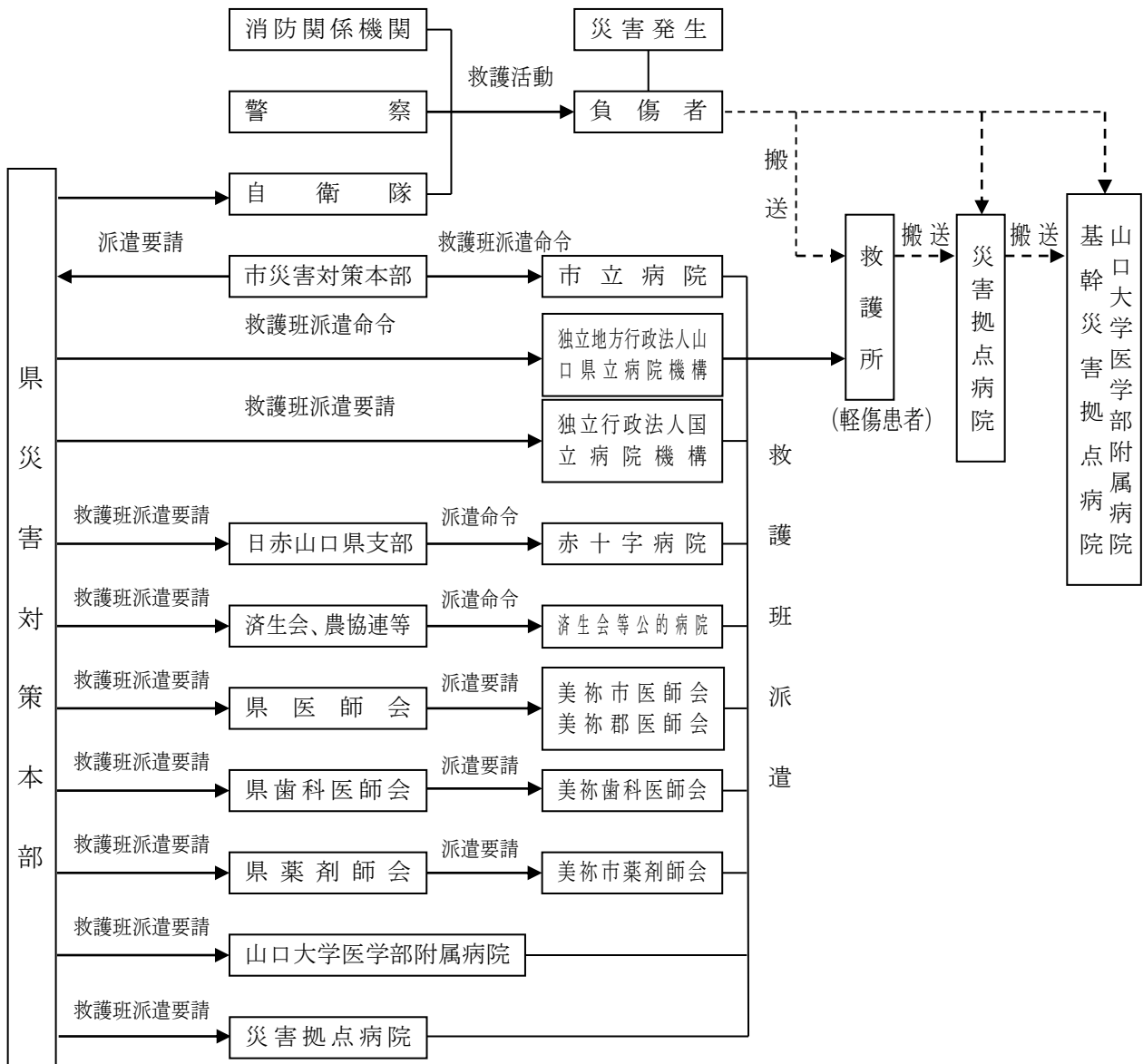
- 1 災害の初動時に、広域的な救助・救急活動を、迅速かつ的確に実施するためには、消防の広域化が極めて有効であり、市町において主体的にその推進が図られるよう、積極的に市町間の調整や情報提供を行う。
- 2 緊急かつ広域的な救助・救急活動が円滑に実施できるよう、県内全市町等による消防相互応援体制の整備を推進する。
- 3 緊急消防援助隊（消防庁）との連携体制の確保を図る。
- 4 県警察と消防機関との連携体制の確立を図る。
- 5 定期的な連絡会議等の開催や連絡調整窓口の設置、医療関係者も加え、共同で実践的な防災訓練を実施するなど、平常時からの防災関係機関との連携体制を確立する。
- 6 都市型救助等の高度な救助技術訓練を実施するための体制の整備を推進する。
- 7 高潮や洪水災害に備え、急流などにおける救助に有効な流水・洪水救助技術（スイフトウォーターレスキュー）の普及を図る。
- 8 ヘリコプターによる患者の搬送システムを確立しておく。
- 9 エンジンカッター、チェーンソー等の救助・救急用資機材の整備充実、関係機関が保有する資機材情報の共有化を図る。
- 10 救助・救急に必要な大型重機等の資機材について、緊急時に確保できるよう体制を整備しておく。
- 11 県民に対し応急手当の方法等について啓発指導するため、消防職員を応急手当指導員として養成する。他に、日赤山口県支部も、赤十字救急法指導員を養成する。

### 第2節 医療活動

#### 第1項 医療救護活動体制の確立

##### 【健康増進課、病院事業局】

市は、震災時における医療救護活動体制を関係機関と調整の上、確立しておく。



1 市

【健康増進課、病院事業局】

- (1) 救護所の指定及び整備をするとともに、市民へ周知する。  
設置場所は、原則として避難地、避難所、災害現場とする。
- (2) 市立医療機関による救護班を編成する。

病院名	所在地	電話
美祢市立病院	大嶺町東分 11313-1	0837-52-1700
美祢市立美東病院	美東町大田 3800	08396-2-0515

また、管内医療機関で構成する救護班の編成体制を整備する。

救護班の編成基準

医 師	1～2名	
薬 剤 師	1名	必要に応じて編入
看 護 師	3～5名	
事 務 職 員	1名	
診療車等の車両を有するとき運転手1名		

## 第2編 災害予防計画／第10章 救助・救急、医療活動

- (3) 救護所として市保健センターを整備する。
- (4) 県、医療機関と連携して救急法、家庭看護知識の普及に努める。

### 2 県

県は、市が行う医療救護体制の確立について応援、補完するとともに、次の事項を実施又は指導する。

- (1) 災害派遣医療チーム(DMAT)の増強を図るとともに、運用に係る体制を整備する。
- (2) 災害急性期を脱した後も住民が継続的に必要な医療受けられるよう、JMATやまぐちや日赤救護班、医療関係団体による医療チームとの連携を推進する。
- (3) 災害時にDMATやJMATやまぐち、日赤救護班、医療関係団体の医療チームの派遣要請を迅速に行えるよう、平時から連絡窓口や要請手順等を定めておく。
- (4) 災害時に拠点となる災害拠点病院を、各2次医療圏に1箇所以上整備する。
- (5) 医薬品及び医療資機材等の緊急調達を円滑に行うため、関係団体との間で供給体制を整備する。
- (6) 傷病者の搬送や災害医療活動に必要な緊急輸送ルートや搬送手段の確保に努める。
- (7) 広域後方医療施設への傷病者の搬送のため、航空搬送拠点や航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)を整備するとともに、災害時のドクターヘリの運用体制を整備する等、救急医療体制の整備に努める。
- (8) 災害医療関係者間で情報を共有できるよう、行政や医療機関、医療関係団体による広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の活用を促進するとともに、操作等の研修や訓練を実施する。また、災害時にシステムへ接続できるよう、非常用通信手段の確保に努める。
- (9) 健康福祉センターは地域医療活動の拠点として、医療情報の収集が図られるよう、医療機関、医療関係団体、市町、消防本部との間の情報収集体制を整備する。
- (10) 災害時に被災地の医療ニーズの把握及び医療チームの派遣調整等を行うため、全県及び2次医療圏単位で災害医療コーディネーターを配置し、全県単位で災害時小児周産期リエゾンを設置する。また、コーディネーター及びリエゾンの養成や関係機関・関係団体との連携強化を推進する。その際、コーディネーター及びリエゾンは県に対して適宜助言を行う。
- (11) 被災地で効率的な保健医療活動が行えるよう、保健医療活動チームの派遣調整や情報連携等の保健医療活動の総合調整を行う体制を構築する。
- (12) 医師ができるだけ治療に専念できるよう、救急救命士等の消防職員等に対し、DMATに準じた災害医療に係る知識等の習得と連携活動システムを構築する。
- (13) 迅速・的確な医療救護活動を行う体制を構築できるよう、訓練を実施する。
- (14) 災害医療関係者が本県の災害医療対策を検討する場を設け、平時からの関係構築を推進する。
- (15) 大規模・広域災害に対応するため、相互応援協定を締結している他都道府県との連携の強化に取り組む。

## 第2項 健康管理体制の確立

### 【健康増進課】

- 1 市の保健師、栄養士は、被災者に対して巡回指導により、被災者の健康管理、栄養指導ができるよう保健指導体制を確立しておく。
- 2 保健センターは、メンタルヘルスケア体制の整備を図る。

## 第3項 血液製剤の確保体制の確立

### 【福祉課】

- 1 震災時の血液製剤の輸送体制の確立を図る。
- 2 市は、震災時における血液不足に備え、市民に対して献血を啓発する。

## 第11章 火災予防対策

### 基本的な考え方

大規模地震発生時は、同時多発の火災が発生し、甚大な被害を及ぼすことから県及び市町は、平常時における出火防止を基本とした予防対策を推進することが必要である。

### 第1節 出火防止

#### 【消防本部】

近年の地震においては、地震から数時間を経過しての電気器具による出火という過去の地震による出火と異なった形態を示す火災が起きている。機器の進歩、ライフスタイルの変化、安全対策の充実により出火原因や火災の形態に変化が現れており、出火防止についても新たな対策が必要となってきている。

#### 第1項 一般火気器具からの出火防止

地震時におけるガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火は、近年その割合を減少させているが、地震の発生直後に同時多発し消火が困難であること、ガスや油類は他の発火源における出火においても着火物となる可能性が高いことから一般火気器具からの出火防止は重要である。

地震が発生した場合には火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと、落下物に配慮した場所に火気器具を設置すること等の防災教育を積極的に推進する。

また、過熱防止機構の付いたガス器具、耐震自動消火装置付き石油ストーブ、耐震自動ガス遮断装置等の普及促進を図る。

#### 第2項 電気器具からの出火防止

近年の地震による出火原因では、電気関係による割合が増えていたが、阪神・淡路大震災では、「不明」を除き「電気による発熱体」が発火源の最多となり、この傾向が顕著となっている。

また、停電後の通電により地震から数時間を経過して出火するという新たな形態の火災が起きており、電気器具からの出火防止対策を講じていく必要がある。

電気ストーブ及び電気コンロについては一般火気器具の出火防止同様、器具周辺に可燃物を置かないこと、落下物に配慮した場所に器具を設置すること等の防災教育を積極的に推進する。

特に、電気ストーブでは、落下物によりスイッチが入ったと考えられる事例や落下物や周辺の散乱物等により転倒状態であっても耐震装置が働かなかつたと考えられる事例、観賞魚用ヒータが空气中に露出し、過熱状態であってもサーモスタットが機能しなかつたと考えられる事例等、従前の予想を超える事象が発生したことに留意し、地震が発生した場合には使用中の電気器具のスイッチを切り、電熱器具などの電源プラグを抜くとともに、避難時にはブレーカーを切ることを市民に啓発することや感震ブレーカー等の普及促進を図っていく。

#### 第3項 化学薬品からの出火防止

学校、研究機関、工場等で使用される化学薬品は、容器の損壊、混合・混触等により、自然発火するおそれがある。

このため、適正な保管、容器や棚の転倒防止措置についての徹底を図っていく。

#### 第4項 その他の出火防止

危険物施設については、出火した場合には付近に与える影響が極めて大きいことから、耐震性の確保等一層の安全管理の徹底を図る。

### 第2節 初期消火

#### 【消防本部】

大規模地震が発生した場合には、同時多発の火災が発生することから、消防機関での消火活動が困難になる。

大規模火災を防ぐには、発災直後における初期消火が最も有効な対策となることから、市民、自主防災組織等地域が一体となった消火活動が求められる。



## 第2編 災害予防計画／第11章 火災予防対策

なお、初期消火には消火器が有効であることから、消火器の有効活用を図るよう市民、自主防災組織等を指導する。

- 1 震災時の火災発生における初期消火についての知識、技術を習得させるなど、自主防災組織の育成強化を図り、消防機関と一体となった活動体制を確立するよう努める。
- 2 震災時には、事業所の自衛消防隊についてもその活動が大きく期待されることから、自衛消防隊の育成を推進する。

### 第3節 消防力の強化

#### 【消防本部】

市は、大規模地震の発生に対応できる消防力の強化を図るため、計画的に消防資機材等の整備充実を図っていく必要がある。

#### 第1項 消防水利の整備

震災時は、断水等により消火栓が使用できず、消火活動に重大な支障をきたすおそれがあることから、今後、耐震性を有する防火水槽の整備、河川水、農業用水等を活用した自然水利の開発、水泳プール、ダム、ため池等を指定消防水利とするなど、消防水利の確保を一層推進していく。

#### 第2項 消防資機材の整備

##### 1 消防本部・消防署

通常火災に対応する資機材は整備してきているが、今後、地震火災に有効な消防ポンプ自動車、化学消防車、はしご付ポンプ車、小型動力ポンプ付水槽車、電源車等の消防車両並びに、大規模災害時等における情報収集資機材の整備を推進していく。

##### 2 消防団

火災初期における機動的な活動に有効な従来の消防ポンプ車の整備に加え、小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ付積載車の整備を推進していく。

##### 3 自主防災組織

初期消火に必要な可搬式小型動力ポンプ、消火器の整備を推進していく。

#### 第3項 消防相互応援体制の整備

- 1 県内広域消防相互応援協定の締結
- 2 事業所等との間の応援協定の締結

## 第12章 要配慮者対策

### 基本的な考え方

高齢者、障害者、乳幼児、外国人等は、震災時にはその行動等に多くの困難が伴い、また、避難生活では厳しい環境下に置かれるなど、特に支援が必要な要配慮者となることから、平常時からこれらの要配慮者に配慮した防災対策を推進し、安全確保体制を整備しておく必要がある。

このため、社会福祉施設等での防災対策を進めるとともに、在宅要配慮者の支援体制づくり、防災知識の普及啓発、避難所の確保対策等を推進する。

### 第1節 社会福祉施設、病院等の対策

#### 【福祉課、子育て支援課、健康増進課、病院事業局】

#### 第1項 組織体制の整備

- 1 市及び県は、次の事項に留意し、組織体制の整備を図るものとする。
  - (1) 市は、社会福祉施設、病院等の管理者を指導、支援し、災害時における高齢者、障害者等の入所者、入院患者等の安全確保に係る組織体制の整備を促進する。また、自主防災組織や事業所防災組織等との連携・協力体制の整備を促進する。
  - (2) 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。
- 2 市は、社会福祉施設、病院等の防災共助マップの作成を通じた災害時の地域の協力体制の整備を支援するため、近隣施設や地域住民への協力の呼びかけや連絡協議会の設置など各種調整を行うものとする。
- 3 社会福祉施設、病院等の管理者は、次の事項に留意し、組織体制の整備を図るものとする。
  - (1) 震災時に備え、あらかじめ職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制等を明確にした施設内防災計画（防災マニュアル）を作成するなど、組織体制を整備する。  
特に夜間や休日における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導に十分配慮した体制を整備する。また、職員や入所・入院者に対する防災教育、防災訓練等を定期的実施する。
  - (2) 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、避難確保に関する計画を策定し、市長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。
  - (3) 市、施設相互間、自主防災組織及び近隣住民等との連携による安全確保に関する協力体制づくりに努める。

#### 第2項 施設・設備の整備等

#### 【福祉課、子育て支援課、健康増進課、病院事業局】

- 1 市は、社会福祉施設、病院等の管理者を指導、支援し、震災時における入所・入院者等の安全確保のための施設・設備の整備、緊急受入れ体制の整備を促進する。
- 2 市は、社会福祉施設、病院等のうち土砂災害警戒区域等に立地する入所・入院施設を把握するとともに、防災情報が確実に伝達できるよう、防災メール等などの防災情報伝達手段の整備を進める。また、施設の避難状況などを把握するため、施設との交信手段の取り決め等、連絡体制の整備を図るものとする。
- 3 社会福祉施設、病院等の管理者は、次の事項に留意し、施設・設備等の整備に努めるものとする。
  - (1) 入所・入院者等に対し継続してサービスの提供を行うことはもとより、災害により新たに援護、治療等を必要とする者に対し、緊急受入れ、その他のサービスを可能な限り実施していくため、施設・設備の震災に対する安全性を確保するとともに、震災時に必要な食料、飲料水、生活必需物資及び救急薬品等の備蓄に努める。
  - (2) 消防機関等への緊急通報設備や入院・入所者の避難誘導設備、施設の実態に応じた防災資機材の点検・整備を進める。

## 第2節 在宅要配慮者対策

### 第1項 支援体制の整備

#### 【総務課、福祉課、子育て支援課】

- 1 市は、地域において要配慮者を支援する体制の整備に努めるとともに、市は要配慮者の迅速な避難を支援するため、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等との連携のもとに、平常時から情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等に努める。
- 2 市は、次の事項に留意し、要配慮者の事前把握に努める。
  - (1) 必要な支援内容に応じ、登録制度の創設や避難支援に関する相談窓口の開設を行う。
  - (2) 避難に際しての支援の必要性、地域の特性を考慮した把握を進める。
  - (3) 把握した情報は、市民のプライバシーに十分な配慮を行った上で、本人の同意が得られた範囲で防災関係部局等との共有を図る。
- 3 市は、要配慮者に対する情報伝達、救助、見守り活動等の支援体制づくりを促進するため、福祉の輪づくり運動等を実施している社会福祉協議会、ボランティア等との連携強化に努める。
- 4 市は、迅速な避難を支援するため、同報系無線等の整備を検討するとともに、防災メール、ファクシミリ、電話等により要配慮者に配慮した防災情報伝達手段の整備に努める。
- 5 市は、災害救助関係業務に加え、要配慮者に対する支援業務が適切に行われるよう、職員の確保や業務分担の確認等を行っておくとともに、保健センター、児童相談所等の相談機関、保健福祉サービス事業者等との連絡・連携体制を整備しておく。

### 第2項 防災設備等の設置促進

#### 【消防本部、福祉課】

市は、在宅のひとり暮らし高齢者、重度障害者等が、震災時においても緊急に連絡でき、安全の確保が図られるよう緊急通報機器の普及を進めるとともに、震災時における出火を防止するため、火災警報器、過熱防止装置付コンロ、電磁調理器、簡易自動消火装置等の設置促進に努める。

また、聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うため文字放送受信装置の普及にも努める。

### 第3項 避難行動要支援者名簿の作成

#### 【福祉課】

- 1 市は、居住する要配慮者のうち、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者の把握に努めるものとする。
- 2 市は、避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成するものとする。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとするとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。
- 3 避難行動要支援者名簿に登載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者とする。
  - (1) 65歳以上の一人暮らしの者で要支援1、2又は要介護1、2の認定を受けている者
  - (2) 75歳以上のみの世帯の者
  - (3) 要介護3～5の認定を受けている者
  - (4) 身体障害者手帳1～2級の交付を受けている者
  - (5) 療育手帳の重度(A)の判定を受けている者
  - (6) 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
  - (7) 障害を理由とする公的年金の1級を受けている者

## 第2編 災害予防計画／第12章 要配慮者対策

- (8) 難病患者のうち、特定疾患医療受給者であって本人等から申し出のあった者
  - (9) 要介護1、2の認定を受けている者で本人等から申し出のあった者
  - (10) 前各号に掲げるものほか市長又は避難支援等関係者が避難支援等の必要性を認めた者
- 4 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
- (1) 氏名
  - (2) 生年月日
  - (3) 性別
  - (4) 住所又は居所
  - (5) 電話番号その他の連絡先
  - (6) 避難支援等を必要とする事由
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項
- 5 市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当するものを把握するため、関係部課で把握している情報を集約するよう努める。
- 6 市は、住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

### 第4項 避難支援等関係者

#### 【福祉課、子育て支援課】

- 1 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供するものとする。ただし、市条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意が得られない場合は、この限りでない。
- 2 避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。
  - (1) 消防本部
  - (2) 美祢警察署
  - (3) 民生委員・児童委員
  - (4) 美祢市社会福祉協議会
  - (5) 自主防災組織（区長）
  - (6) その他避難支援等の実施に携わる関係者
- 3 避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、市は、次に掲げる措置を講ずるものとする。
  - (1) 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。
  - (2) 災対策に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。
  - (3) 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導すること。
  - (4) 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。
  - (5) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導すること。
  - (6) 個人情報 の適正管理について、避難支援等関係者と協定を締結すること。
- 4 避難支援等に際しては、避難支援等関係者本人又は避難支援等関係者の家族等の生命及び身体の安全が確保されていることが大前提であり、避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行うものとする。

## 第3節 防災知識の普及啓発・訓練

### 第1項 防災知識等の普及啓発

#### 【総務課、福祉課、生活環境課】

## 第2編 災害予防計画／第12章 要配慮者対策

- 1 市は、高齢者、障害者及びその家族等に対し、分かりやすい広報資料、パンフレット等により、災害に対する基礎的知識、家庭内での予防・安全対策等の理解を高めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。
- 2 外国人に対しては、外国語の防災パンフレットの作成、防災標識等への外国語の付記等の対策を進める。
- 3 市は、地域における要配慮者支援の取組みを促すため、防災研修会、防災に関するイベント等を開催し、要配慮者の支援方法等の普及啓発に努める。
- 4 ペットに対しては、被災動物の放置の問題からも、飼い主責任による同行避難への配慮が必要となることを踏まえ、動物救護に関する防災知識の普及啓発に努める。

### 第2項 防災訓練

#### 【総務課、福祉課】

市は、防災訓練を実施する際、高齢者、車椅子利用者等を想定した避難誘導、情報伝達など訓練内容にも配慮し、直接の参加を呼びかけるとともに、市民、自主防災組織等の協力を得ながら、円滑な避難誘導等が行えるようその支援体制の整備とともに、被災時の男女のニーズの違い等、多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。

### 第4節 避難所対策

#### 【福祉課】

市は、要配慮者にとって厳しい環境となる避難所生活に配慮し、あらかじめ次のような生活の場の確保、支援体制の整備に努める。また、被災時の男女ニーズの違い等、多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。

- 1 要配慮者が相談等の必要な生活支援を受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の指定や、社会福祉施設、病院等のうち入所・入院施設が避難する際の施設専用避難所の指定に努める。
- 2 避難所における高齢者、障害者等の生活面でのハンディキャップを少しでも取り除くという観点から、生活の場の確保対策として、宿泊施設、公的住宅、社会福祉施設等との連携体制を整備しておくとともに、近隣市等の施設についてもその活用が図られるよう連携の強化に努める。
- 3 避難所における高齢者、障害者等の食事の介助や生活援助物資の供給などの支援体制を確保するため、福祉関係団体、ボランティアとの連携・協力体制の整備に努める。

## 第13章 緊急輸送活動

### 基本的な考え方

災害応急対策活動を円滑に実施する上で、緊急輸送路及び輸送手段の確保は極めて重要であり、緊急輸送ネットワークの整備、道路啓開、緊急輸送車両の確保が必要となる。

### 第1節 緊急輸送ネットワークの整備

#### 【総務課、建設課】

#### 第1項 緊急輸送ネットワークの形成

地震発生時の緊急輸送活動に必要な輸送施設及び輸送拠点を指定し、緊急輸送ネットワークの形成を図る。

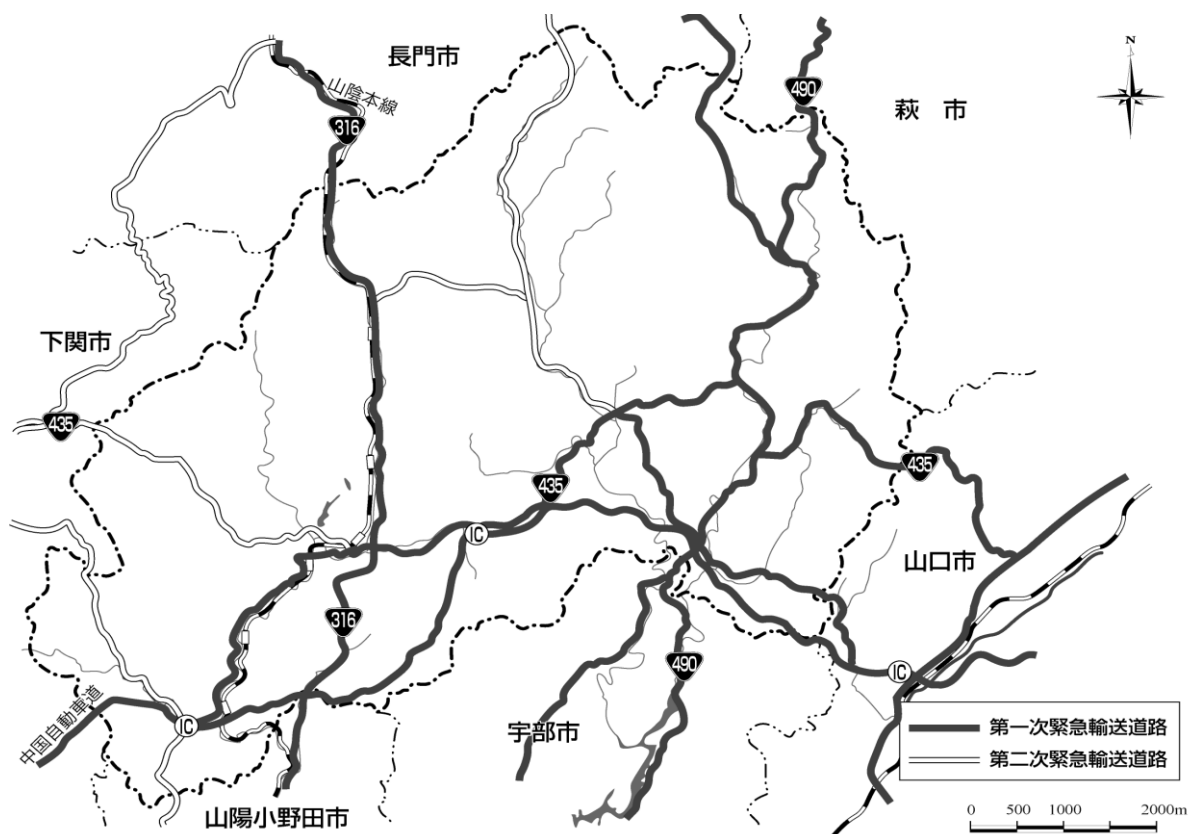
また、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として、臨時ヘリポート(資料編参照)を指定する。

輸送施設及び輸送拠点の指定に当たっては、あらかじめ、施設の管理者と震災時の利用形態等について協議しておく。

#### 1 輸送施設等の指定

##### (1) 道路

- ア 緊急輸送道路として主要となる幹線路線の指定
- イ 幹線路線が被災し、通行不能となった場合を想定した代替路線の指定
- ウ 緊急輸送道路を補完する道路の指定



##### (2) ヘリポート

- ア 航空輸送の拠点となる臨時ヘリポートの指定

#### 2 市における輸送施設、拠点の指定

市は、各地域の実情に応じた輸送施設、拠点を指定しておく。

## 第2項 輸送施設等の耐震性

緊急輸送ネットワークとして指定した輸送施設及び輸送拠点については、緊急時における輸送の重要性から、特に耐震性の確保に配慮する。

### 第2節 道路交通管理体制の整備

#### 【建設課】

市道路管理者は県警察と協力して、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害に対する安全性の確保を図る。

### 第3節 道路啓開

#### 【建設課】

市道路管理者は、発災後の道路の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保を図るため、建設業者、団体との間であらかじめ協定を締結するなどして体制を整備しておく。

なお、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入体制の整備に努める。

### 第4節 緊急輸送車両等の確保

#### 【総務課】

緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなどし、体制を整備する。

## 第14章 災害救助物資の確保、災害対策基金計画

### 基本的な考え方

市は、大規模地震が発生した場合を想定し、震災時に必要な食料、飲料水、生活必需品等について、備蓄及び調達体制の整備に努めるものとする。

また、市は、山口県市町災害基金組合理約に基づく基金を積み立てるものとする。

### 第1節 災害救助物資確保計画

#### 第1項 食料の確保

##### 【福祉課】

市は、震災時における市民に対する応急用食料の供給を円滑に実施するため、その調達・供給体制の整備に努める。

##### 1 応急用食料の調達・供給に関する基本方針

市は、震災時における応急用食料の調達・供給については、不測の事態に備えた体制を図るものとする。

市は、震災時における市民に対する応急用食料の供給に関し、基本的な責任を負うものであり、その備蓄並びに調達、輸送及び配送体制の整備を図るものとする。

この場合、周辺相互の応急用食料の調達・供給に関する広域的な応援体制の整備についても、十分留意するものとする。

##### 2 応急用食料の調達・供給体制の整備

市は、震災時を想定した応急用食料の調達・供給体制を、次により整備するものとする。

(1) 主食系として、米について、農林水産省等と連携し、地震による災害が発生した場合、直ちに供給できるよう、体制を整備するものとする。

(2) 次の食料について、地震による災害が発生した場合、関係団体、民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、応援協定を締結するなど体制を整備するとともに、これらの食料の調達可能量（流通在庫量又は製造能力）の把握に努めるものとする。

・精米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰等

#### 第2項 飲料水の供給

##### 【福祉課、上下水道局】

##### 1 応急給水活動計画

市は、応急給水に係る給水拠点、給水基準、給水体制等応急給水活動計画を定めておく。

##### 2 給水拠点の整備

応急給水活動計画に定められた給水拠点となる場所については、震災時に給水活動が円滑に実施できるような体制を整備しておく。

##### 3 飲料水の確保

##### (1) 必要量の確保

市は、大規模震災が発生した場合の被害想定を行い、被害想定を参考に、最大断水時の延べ影響人口を対象とする必要量を目標に飲料水の確保に努める。（1人1日3リットル）

##### (2) 井戸水の活用

市は、地域内の井戸の分布状況を把握し、井戸水を飲料水として活用する際の飲用方法等について指導するとともに、宇部健康福祉センターとの連携体制を整備する。

##### 4 応急給水資機材の整備

市は、給水タンク車、給水タンク、ドラム缶、ポリ容器、ポリ袋等の必要な資機材の整備、備蓄に努める。

##### 5 応急復旧体制の整備

市は、応急復旧に必要な資機材の備蓄及び人員の確保に努めるとともに、市町相互、民間業者団体等との間に応援協定を締結するなど、応急復旧体制の充実に努める。



### 第3項 生活必需品等の確保

#### 【福祉課】

市は、毛布、下着、作業着、タオル、エンジン発電機、卓上コンロ、ボンベ等の生活必需品について、流通業者、流通在庫量等の把握を行い、調達体制の整備に努めるとともに、より迅速な救助を実施できるよう、備蓄に努めるものとする。

### 第4項 市民のとるべき措置

市民は、防災の基本である「自らの身の安全は自らが守る」という考えに基づき、2～3日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備に努めるものとする。

## 第2節 災害対策基金計画

### 【行政経営課】

市は、災害救助の実施に必要な費用及び災害対策に要する費用の財源に充てるため、災害基金の積立を行っている。

#### 1 災害基金組合

県内の全市町をもって、山口県市町総合事務組合が設立されている。

#### 2 基金組合への積立

平成3年度における基準財政需要額により算定された組合市町の納付目標額に達するまで、組合市町は毎年度、前年度の地方交付税の算定に用いられた基準財政需要額の100分の0.2に相当する金額（その金額が組合市町の当該平均額を超える場合にあっては、平均額を上限とする。）を組合に納付するものであること。

#### 3 基金の処分

(1) 基金の処分の対象となる災害は、次に掲げるものであること。

- ア 風害
- イ 水害
- ウ 雪害
- エ 地震
- オ 干害
- カ 火災
- キ その他議会の議決を経て定める災害

(2) 次に掲げる事項に該当する場合にあっては、市町納付金の3倍以内の額を処分することができるものであること。

- ア 災害による減収補てんを要するとき。
- イ 災害対策事業費の支出を要するとき。
- ウ その他災害に伴う費用の支出を要するとき。

(3) 上記事項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事業を行うときは、市町納付金現在額の範囲内において、基金の処分を行うことができるものであること。

- ア 道路、河川その他の公の施設の保全整備又は災害防止対策等に関する事業
- イ 災害等に係る自動車又は自動車に類し、道路以外の場所で用いる建設機械等の購入に関する事業
- ウ その他組合長が必要と認めた事業

## 第15章 ボランティア活動の環境整備

### 基本的な考え方

地震発生時には、市、県及び防災関係機関等の救助活動に併せ、ボランティア精神に基づく市民の救援活動への協力を必要とする。

このため、ボランティアの育成、登録、支援体制の整備など、震災時におけるボランティア活動が円滑かつ効率的に行えるよう、災害に備えて、平常時における環境整備等について必要な事項を定める。

### 第1節 ボランティアの位置付け

#### 第1項 ボランティアの定義

市防災計画でいうボランティアは、消防団のように防災活動への従事義務がある団体の構成員を除いた者で、震災時において被災者の救援活動に自主的・自発的に参加するものをいう。

#### 第2項 ボランティアの活動対象

##### 【福祉課、建設課】

震災時におけるボランティアを専門的知識・技術や特定の資格を有する者（以下「専門ボランティア」という。）及びそれ以外の者（以下「一般ボランティア」という。）に区分し、その活動内容は、おおむね次のようなものとする。

区 分	活 動 内 容
専門ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等）</li> <li>・建築物危険度判定（応急危険度判定士）</li> <li>・土砂災害危険箇所の調査（斜面判定士等）</li> <li>・医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師等）</li> <li>・福祉（手話通訳、介護等）</li> <li>・無線（アマチュア無線技士）</li> <li>・特殊車両操作（大型重機等）</li> <li>・通訳（語学）</li> <li>・災害救援（初期消火活動、救助活動、応急手当活動等及びその支援等）</li> <li>・その他特殊な技術を要する者</li> <li>・災害復旧技術専門家派遣制度（災害復旧活動の支援・助言）</li> </ul>
一般ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救援物資の整理、仕分け、配分</li> <li>・避難所の運営補助</li> <li>・炊き出し、配送</li> <li>・清掃、防疫</li> <li>・要配慮者等への生活支援</li> <li>・その他危険のない軽作業</li> </ul>

### 第2節 ボランティアの育成

##### 【福祉課】

#### 第1項 市民に対する普及・啓発

市は、関係団体と連携して、震災時におけるボランティア活動についての関心を深め、多くの市民の積極的な参加を呼びかけるための普及・啓発に努める。

#### 第2項 ボランティアの養成

市、県及び日赤山口県支部は、関係団体と連携して、ボランティアが被災地で活動する上で必要となる知識や技術を習得できるよう、研修を実施し、ボランティアの養成を行う。

#### 第3項 コーディネーターの養成

ボランティアが被災地で円滑な活動を行うためには、ボランティアの活動調整等を行うコーディネーターの役割が重要であることから、市は、関係団体と連携してその養成を図る。

## 第2編 災害予防計画／第15章 ボランティア活動の環境整備

### 第3節 ボランティアの登録

#### 【福祉課】

##### 【一般ボランティアの登録】

市ボランティアセンターは、震災時における一般ボランティアの登録をあらかじめ行い、震災時の対応に備える。

##### 【専門ボランティアの登録】

県は、関係団体と連携を図り、専門ボランティアの登録等をあらかじめ行い、震災時の対応に備える。

### 第4節 ボランティア支援体制の整備

#### 【福祉課】

#### 第1項 ボランティア活動支援マニュアルの作成

市は、市ボランティアセンターと連携して、震災時におけるボランティアの活動が、円滑かつ効率的に行えるよう、ボランティア活動支援のためのマニュアル等を作成する。

#### 第2項 支援体制の確立

市は、市・県ボランティアセンターと協議して、市内のどこで地震による災害が発生しても対応できるよう、あらかじめ、適当なブロックごとに、一般ボランティアの活動のコーディネーター等の支援拠点となる中核ボランティアセンターを定め、必要な連携体制等について検討を行う。

### 第5節 ボランティアセンターの体制強化

#### 【福祉課】

市は、平常時から震災時におけるボランティア活動支援の中核を担うボランティアセンターの体制の強化を図るため、その支援に努める。

## 第16章 施設、設備等の応急復旧体制

### 基本的な考え方

市、県、公共機関及びライフライン事業者が所有する施設及び設備は、市民が日常生活を営む上で重要な役割を担っており、これが被災すると各種の緊急対策及び応急対策に重大な支障が生じることから、早期の応急復旧を講じる必要がある。このための体制を整備するとともに、復興の円滑化のために必要な各種データの総合的な整備保全等を図るものとする。

### 第1節 公共施設等の応急復旧体制

#### 【建設課】

#### 第1項 公共土木施設等

- 1 被災施設設備の迅速な応急復旧に必要な情報収集・連絡体制、活動体制の確立に努める。  
また、民間業者団体等の円滑な協力が得られるよう、あらかじめ協定等を締結するなどの措置を講じるものとする。
- 2 応急復旧に必要な各種資機材について常に把握し、調達を必要とする資機材については、あらかじめ民間業者等と協定を締結するなどの措置を講じておく。

#### 第2項 公共施設

##### 【関係各課】

地震発生時において、病院、社会福祉施設及び学校等公共施設の的確な応急・復旧措置は、被害の軽減につながることから、施設管理者は平常時から、施設利用者等の安全を確保するための応急措置、災害活動及び救助等にかかる体制の整備をしておく。

#### 第3項 鉄道施設

多数の人員を高速で輸送している鉄道は、直接人命に関わる被害が発生するおそれがあるため、機敏かつ適切な応急措置を講じる必要があることから、発災時の初動措置等（運転規制、乗務員の対応、乗客の避難誘導、救護活動等）に必要な体制の確立、復旧活動に必要な体制の確立に努めるものとする。

### 第2節 ライフライン施設の応急復旧体制

#### 第1項 水道事業者

##### 【上下水道局】

震災時における飲料水の確保及び施設被害の応急復旧に対処するため、情報収集連絡体制、活動体制並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、水道事業者相互間、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。

#### 第2項 下水道事業者

##### 【上下水道局】

下水道施設の被災に対し、迅速な応急復旧が可能となるよう、活動体制の整備並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、下水道事業者相互間、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。

#### 第3項 電気事業者

電気施設が被災した場合には、二次災害を防止し、速やかに応急措置を講じ施設設備の機能を維持する必要があることから、情報連絡体制の整備、応急対策要員の確保等に係る体制の整備を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、他部署からの応援、同種の会社、関連企業等からの応援等も含めた体制の整備に努める。

**第4項 ガス事業者**

二次災害の発生を防止するため発災時の初動措置、応急措置及び応急復旧に必要な活動体制の整備を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努める。

**第5項 通信事業者**

通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因になるとともに、社会的混乱のおそれをきたすなどその影響が大きいことから、通信施設設備の確保、応急復旧及び復旧対策に必要な体制の確立を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、他部署からの応援、関連企業等からの応援等も含めた体制の整備に努める。

## 第3編 災害応急対策計画／第1章 応急活動計画

### 第3編 災害応急対策計画

#### 第1章 応急活動計画

##### 基本的な考え方

市の地域に地震による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、国、県、防災関係機関及び市民は一致協力して、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮しつつ、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。このため、応急対策活動の実施に必要な計画を定め、万全を期するものとする。

##### 第1節 市の活動体制

市長は、市域に地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、法令及び本計画の定めるところにより指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の防災関係機関の協力を得て災害応急対策を実施するとともに、区域内の防災関係機関が処理する災害応急対策の実施を援助し、かつ総合調整を行う。

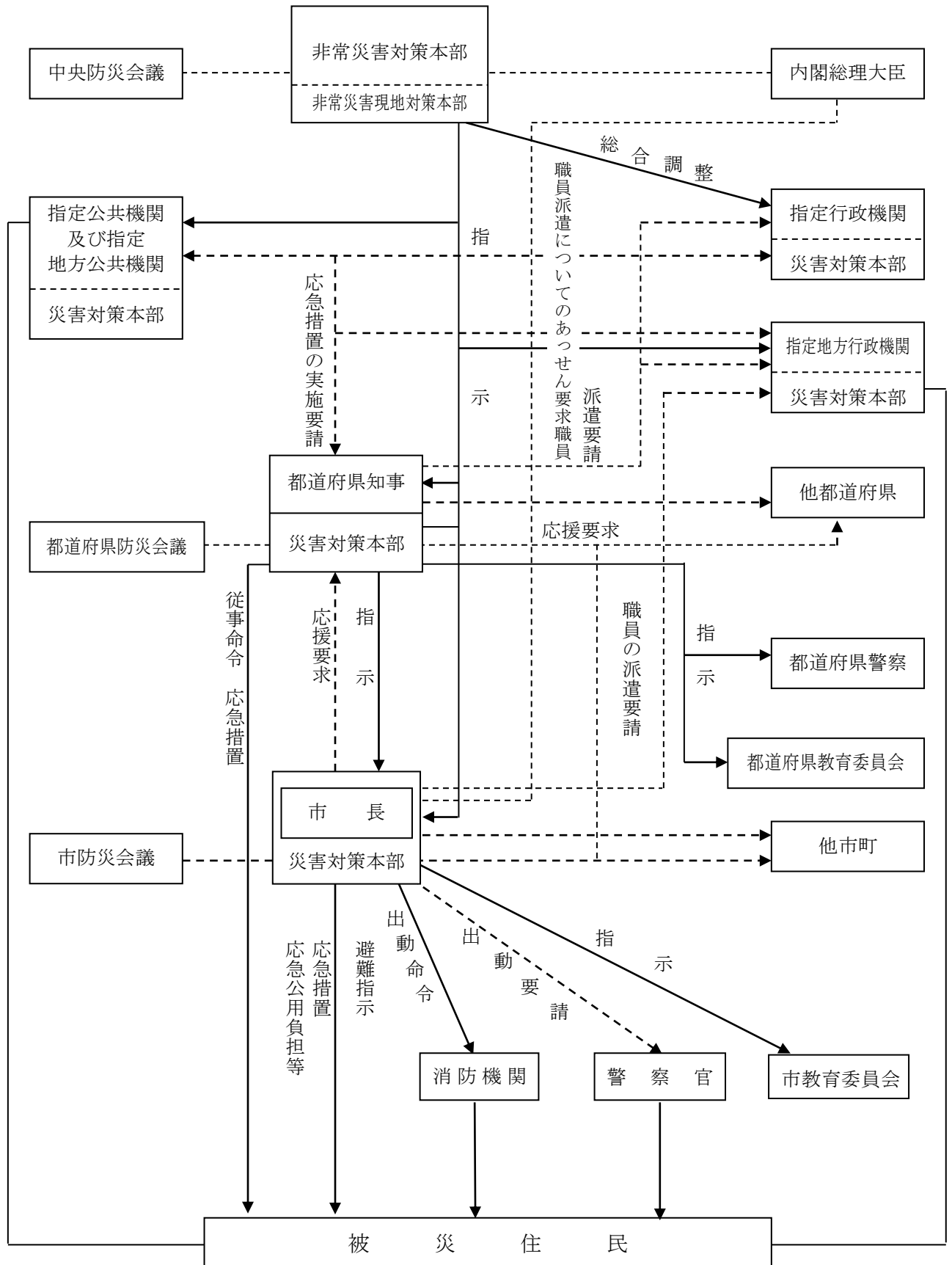
##### 第1項 災害対策本部の設置

市長は、災害対策に係る責務を遂行するため必要があるときは、美祢市災害対策本部（以下「市本部」という。）を設置し、災害応急対策を実施する。

###### 1 対策本部の設置基準

市内に震度5強以上の地震が発生したとき。

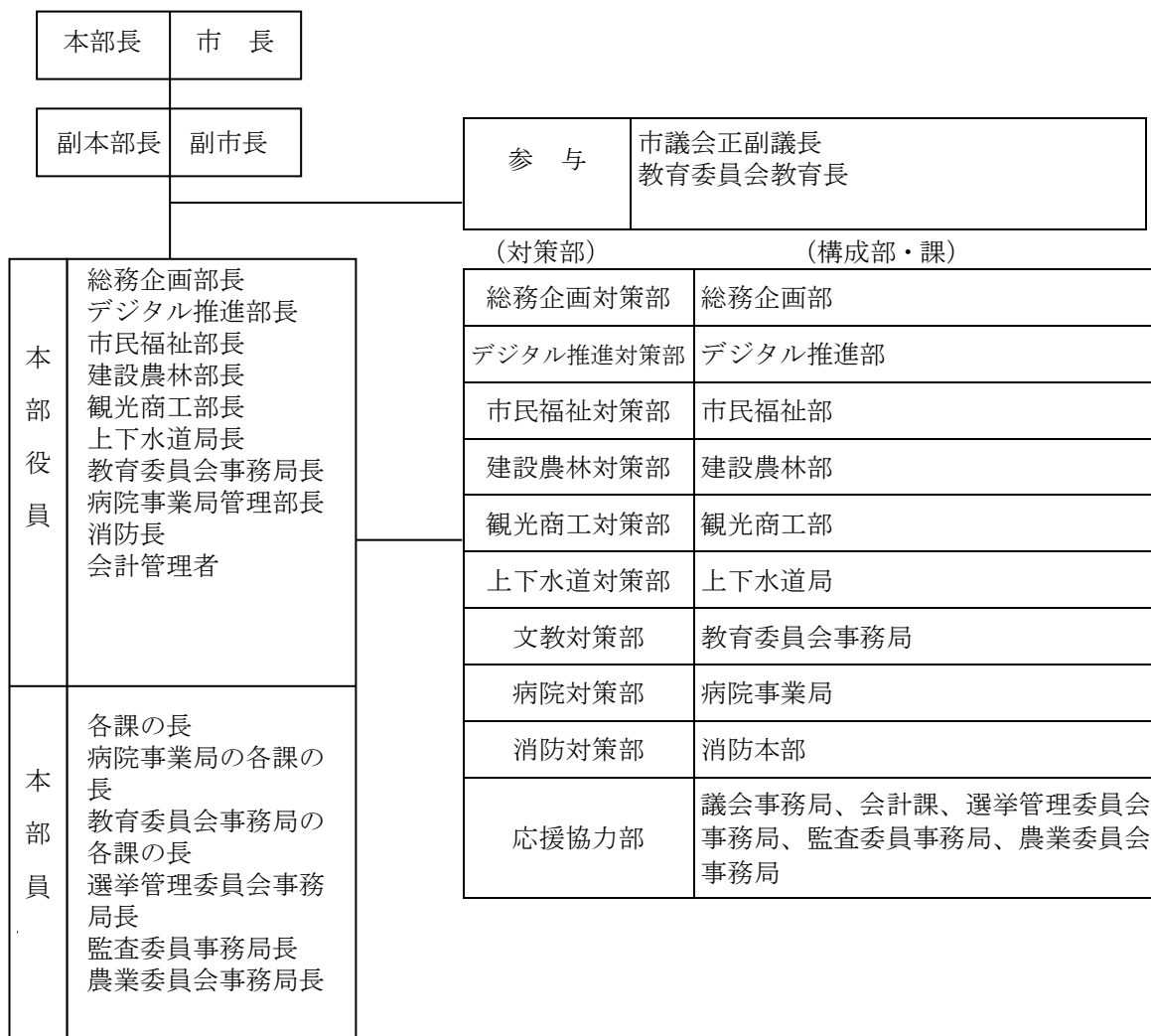
関係機関の活動体制



### 第3編 災害応急対策計画／第1章 応急活動計画

#### 2 市本部の組織

市本部の組織は、本部長（市長）、副本部長（副市長）及びその下に設置される各対策部をもって構成する。



#### 3 市本部の廃止基準

市長は、市の地域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、市本部を廃止する。

#### 4 市本部の設置(廃止)の通知等

総務部長は、市本部が設置（廃止）されたときは、直ちに、その旨を次により通知及び公表するものとする。

通知及び公表先	方 法
県（防災危機管理課）	山口県総合防災情報ネットワークシステム
防災関係機関	電話・FAX
報道機関	電話・FAX
市 民	告知放送（IP通信網）、アプリ、メール、市HP

### 第2項 市本部の運営

#### 1 本部員会議



### 第3編 災害応急対策計画／第1章 応急活動計画

本部長は、市の災害対策を推進するため、必要の都度本部員会議を開催し、災害対策に係る基本方針を決定する。本部員会議出席者は、本部長、副本部長、参与、本部役員その他本部長が必要と認める者とする。

- (1) 本部体制の配備及び廃止に関すること。
- (2) 重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関すること。
- (3) 救助法の適用に関すること。
- (4) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- (5) 指定行政機関、指定公共機関等に対する応急措置の実施要請及び他の県に対する応援要請に関すること。
- (6) 災害対策に要する経費に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

#### 2 部

部は災害対策活動実施組織として、本部員会議の決定した方針に基づき災害対策業務の実施に当たる。

市本部に置く部及び構成する組織は、次のとおりとする。  
市本部に置く部及び構成する組織は、次のとおりとする。

部	部長	班	構成課
総務企画対策部	総務企画部長	本部班	総務課
		財政班	地方創生推進室 行政経営課
		調査班	税務課
		管財班	監理課
		公共交通班	地域振興課
		総合支所出張所班	各総合支所 各出張所
デジタル推進対策部	デジタル推進部長	広報・情報班	デジタル推進課
市民福祉対策部	市民福祉部長	救助班	福祉支援課 子育て支援課
		防疫清掃班	生活環境課
		健康増進班	健康増進課
		相談班	市民課
建設農林対策部	建設農林部長	農林班	農林課
		土木建築班	建設課
観光商工対策部	観光商工部長	商工班	商工労働課
		観光班	観光政策課
上下水道対策部	上下水道局長	水道班	管理業務課 施設課
		下水道班	
文教対策部	教育次長	教育総務班	教育総務課
		学校教育班	学校教育課
		社会教育班	生涯学習スポーツ推進課
			各公民館
		文化財保護班	文化財保護課 世界ジオパーク推進課

第3編 災害応急対策計画／第1章 応急活動計画

			秋吉台科学博物館
美東支部	美東総合支所長	美東班	美東総合支所総合窓口課
秋芳支部	秋芳総合支所長	秋芳班	秋芳総合支所総合窓口課
病院対策部	病院事業局管理部長	病院班	経営管理室
			市立病院
			美東病院
			グリーンヒル美祢 訪問看護ステーション
消防対策部	消防長	消防班	総務課
			警防課
			予防課
			消防署
応援協力部	会計管理者	応援班	議会事務局
			会計課
			選挙管理委員会事務局
			監査委員事務局 農業委員会事務局

3 現地災害対策本部

当該災害の規模その他の状況により、災害対策を強力に推進する必要があると本部長が判断したときは、名称、所管区域及び設置場所を定めて現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

(1) 現地本部長

ア 現地本部長は、本部長が指名する者をもって充てる。

イ 現地本部長は、本部長の命を受け現地本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

(2) 現地本部の組織等

現地本部を構成する機関、その他組織等に関する必要な事項は、現地本部設置の都度、本部長が定める。

4 本部長等の職務

(1) 本部長（市長）

本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

(2) 副本部長（副市長）

本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代行する。

(3) 本部役員、本部員

本部長の命を受け、各々が所掌する災害対策に従事する。

5 指揮命令系統の確立

(1) 災害対策本部

市長不在の場合は、副市長が、市長・副市長不在の場合は、総務企画部長が指揮を執る。

(2) 各対策部

各対策部長、構成課長の順で指揮を執る。

6 県、国の現地対策本部との連携体制

県、国が現地対策本部を設置した場合においては、一体的な応急対策を実施するために必要な措置を講じる。

**第3項 動員配備計画**

1 配備体制

職員配備基準の明確化を図るため、配備課、配備者について次のように定める。

第3編 災害応急対策計画／第1章 応急活動計画

配備区分	配備基準	体制の内容	配備課	人数
第1 警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>震度3の地震が発生したとき。</li> <li>その他状況により市長が命じたとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害の発生を防止するため、必要な準備の開始及び気象情報の収集活動を主とする体制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各部長が必要と認める課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各部長が必要と認める人員</li> </ul>
第2 警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>震度4の地震が発生したとき。</li> <li>その他状況により市長が命じたとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災関係課を中心とし、災害予防対策を実施する体制</li> <li>小規模な災害が発生し、災害応急対策を実施する体制</li> <li>避難者を受け入れるため、一部の避難所を開設し運営する体制</li> <li>事態の推移に伴い、直ちに第3警戒体制に移行できる体制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務課</li> <li>建設課</li> <li>農林課</li> <li>福祉課</li> <li>各総合支所</li> <li>■状況に応じて配備する課</li> <li>商工労働課</li> <li>監理課</li> <li>教育総務課</li> <li>生涯学習スポーツ推進課</li> <li>各出張所・公民館</li> <li>その他各部長が必要と認める課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2人</li> <li>2人</li> <li>1人</li> <li>1人</li> <li>1人</li> <li>その他各部長が必要と認める人員</li> <li>各部長が必要と認める人員</li> </ul>
第3 警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>震度5弱以上の地震が発生したとき。</li> <li>地震により現に災害が発生し、その規模及び範囲等の状況から特にその対策を要するとき。</li> <li>市内全域にわたる地震による災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が甚大であるとき、又は大規模の災害は発生を免れないと予想されるとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相当規模の災害が発生し、又は発生が予想される場合で、市民への広報活動や河川の水位状況の監視、浸水に対する応急活動を実施する体制</li> <li>所管施設等の被害状況の確認及び応急復旧活動を実施する体制</li> <li>避難者を受け入れるため、広範囲にわたり多数の避難所を開設し運営する体制</li> <li>事態の推移に伴い、直ちに第4非常体制に移行し、速やかに災害対策本部を設置できる体制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務課・監理課</li> <li>地域振興課</li> <li>デジタル推進課</li> <li>商工労働課</li> <li>福祉課</li> <li>建設課、農林課</li> <li>教育総務課、生涯学習スポーツ推進課</li> <li>各総合支所</li> <li>各出張所・公民館</li> <li>■状況に応じて配備する課</li> <li>行政経営課</li> <li>税務課</li> <li>観光政策課</li> <li>子育て支援課</li> <li>管理業務課</li> <li>施設課</li> <li>その他各部長が必要と認める課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各部長が必要と認める人員</li> </ul>
第4 非常体制 【災害対策本部体制】	<ul style="list-style-type: none"> <li>震度5強以上の地震が発生したとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部体制</li> <li>全庁体制による災害予防・応急対策を実施する体制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全部局</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各部長</li> <li>各部長が必要と認める人員</li> </ul>

2 職員の動員体制

### 第3編 災害応急対策計画／第1章 応急活動計画

- (1) 災害対策本部設置時の部長に充てられる者は、それぞれの部(班)の動員計画を作成し、職員に周知しておく。
- (2) 各所属長は発災初期の情報収集、本部設置準備等の活動に従事する職員について出勤時間等を勘案し、あらかじめ指名しておく。
- (3) 夜間、休日等の勤務時間外の災害発生に備え、職員参集システム(メール)による初動体制、情報連絡体制を整備する。

#### 3 動員の方法

- (1) 勤務時間内外問わず、メール・アプリ送信等で呼出を行う。
- (2) 災害による交通途絶のため所定の配備につくことができないときは、本庁又は最寄りの出先機関に参集し、各部長又は所属出先機関の長の指示に従うものとする。

#### 4 部相互間の応援動員

##### ア 動員要請

市本部の各部長は、他の部の職員の応援を受けようとするときは、次の事項を示して総務対策部長に要請するものとする。

- |                                |                                   |
|--------------------------------|-----------------------------------|
| <input type="radio"/> 応援を要する時間 | <input type="radio"/> 応援を要する職種等   |
| <input type="radio"/> 勤務場所     | <input type="radio"/> 集合日時、場所、携行品 |
| <input type="radio"/> 勤務内容     | <input type="radio"/> その他参考事項     |

##### イ 動員の措置

- (ア) 総務対策部長は、応援要請内容により、余裕のある他の部から動員の措置を講じるものとする。
- (イ) 応援のための動員指示を受けた部は、部内の実情に応じて協力班を編成し所要の応援を行うものとする。

#### 第4項 班の編成及び所掌事務

班の編成及び所掌事務は、次のとおりとする。なお、災害対策本部が設置されていないときであっても、次の所掌事務にしたがって、防災対策を実施するものとする。

班の編成及び所掌事務は、次のとおりとする。なお、災害対策本部が設置されていないときであっても、次の所掌事務にしたがって、防災対策を実施するものとする。

第3編 災害応急対策計画／第1章 応急活動計画

部	班	構成課	所掌業務
総務 対策部	本部班	総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部の設置・運営・廃止に関すること。</li> <li>・市長の被災地視察に関すること。</li> <li>・各部及び関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>・各部からの被害報告の取りまとめに関すること。</li> <li>・気象状況の収集伝達に関すること。</li> <li>・避難情報等の発令に関すること。</li> <li>・職員の応援動員、派遣要請に関すること。</li> <li>・自衛隊の災害派遣要請に関すること。</li> <li>・非常通信設備の使用管理に関すること。</li> <li>・現地災害対策本部の設置等に関すること。</li> <li>・災害時応援協定の運用に関すること。</li> <li>・家屋の罹災証明書の発行に関すること。</li> <li>・避難所の開設及び運営に関すること。</li> <li>・災害対策事務で他部に属さない事項に関すること。</li> </ul>
	財政班	地方創生推進室 行政経営課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策に必要な財政措置に関すること。</li> <li>・災害発生前・直後の巡視、応急活動に関すること。</li> <li>・部内の各班、他部の協力応援に関すること。</li> </ul>
	調査班	税務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋の被害調査に関すること。</li> <li>・被災者に対する市税等の減免及び納期延期に関すること。</li> <li>・災害発生前・直後の巡視、応急活動に関すること。</li> <li>・部内の各班、他部の協力応援に関すること。</li> </ul>
	管財班	監理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁用自動車の配車計画に関すること。</li> <li>・市有財産の被害調査に関すること。</li> <li>・災害発生前・直後の巡視、応急活動に関すること。</li> <li>・避難所の開設及び運営に関すること。</li> <li>・部内の各班、他部の協力応援に関すること。</li> </ul>
	公共交通班	地域振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通機関との連絡調整及び被害状況の把握に関すること。</li> <li>・部内の各班、他部の協力応援に関すること。</li> </ul>
	総合支所 出張所班	各総合支所 各出張所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管内の災害情報の収集及び本部班への報告に関すること。</li> </ul>
デジタル 推進 対策部	広報・情報班	デジタル推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害広報全般に関すること。</li> <li>・報道機関との連絡調整に関すること。</li> <li>・災害写真の撮影・収集に関すること。</li> <li>・文字放送、音声放送、市HP、庁用自動車による災害情報提供に関すること。</li> <li>・災害情報等のメール・アプリ配信に関すること。</li> <li>・庁内情報システムの被害状況調査及び復旧に関すること。</li> <li>・他部への協力応援に関すること。</li> </ul>
市民福祉 対策部	救助班	福祉課 子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助の総括に関すること。</li> <li>・災害救助法、被災者生活再建支援法等に基づく諸対策に関すること。</li> <li>・避難所の総括、開設及び運営に関すること。</li> <li>・救援物資に関すること。</li> <li>・被災者への食糧調達及び配給に関すること。</li> <li>・被災者への入浴施設の開放に関すること。</li> <li>・要配慮者対策に関すること。</li> <li>・要配慮者関連施設への避難情報等の連絡に関すること。</li> <li>・日本赤十字社との連絡調整に関すること。</li> <li>・災害ボランティアに関すること。</li> <li>・義援金品の受付、配分に関すること。</li> </ul>

第3編 災害応急対策計画／第1章 応急活動計画

部	班	構成課	所掌業務
	防疫清掃班	生活環境課	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災地、避難所等の防疫・消毒に関すること。</li> <li>ごみ、し尿処理、清掃に関すること。</li> <li>仮設トイレの設置に関すること。</li> <li>遺体の埋葬及びこれに必要な措置に関すること。</li> </ul>
	健康増進班	健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時医療の総括に関すること。</li> <li>救護所の開設・運営に関すること。</li> <li>救護班の派遣に関すること。</li> <li>医療機関との連絡調整に関すること。</li> <li>被災地の保健衛生に関すること。</li> <li>被災者の健康管理、保健相談に関すること。</li> </ul>
	相談班	市民課	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者の総合的な相談窓口の設置に関すること。</li> <li>部内の各班、他部の協力応援に関すること。</li> </ul>
建設農林対策部	農林班	農林課	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林関係の被害状況調査に関すること。</li> <li>危険ため池の警戒に関すること。</li> <li>罹災農林業者に対する金融相談に関すること。</li> <li>所管事項に係る罹災証明書の発行に関すること。</li> <li>農協等との連絡調整に関すること。</li> <li>避難所の開設及び運営に関すること。</li> <li>その他応急農林対策に関すること。</li> </ul>
	土木建築班	建設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共土木施設の被害状況調査に関すること。</li> <li>道路、河川、橋梁等の警戒に関すること。</li> <li>水防緊急対策及び実施に関すること。</li> <li>河川の水位及び浸水状況の把握に関すること。</li> <li>土砂災害（がけ崩れ、地すべり、土石流等）による被害状況の把握に関すること。</li> <li>市内道路の被害、規制状況の取りまとめに関すること。</li> <li>緊急輸送路の確保に関すること。</li> <li>被災者への住宅等の提供及び必要な措置に関すること。</li> <li>応急仮設住宅の建設に関すること。</li> <li>応急危険度判定に関すること。</li> <li>その他応急土木対策に関すること。</li> </ul>
観光商工対策部	商工班	商工労働課	<ul style="list-style-type: none"> <li>商工業者の被害状況調査に関すること。</li> <li>所管施設の避難所としての使用に関すること。</li> <li>罹災商工業者に対する金融相談に関すること。</li> <li>所管事項に係る罹災証明書の発行に関すること。</li> <li>避難所の開設及び運営に関すること。</li> <li>その他応急商工業対策に関すること。</li> </ul>
	観光班	観光政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。</li> <li>観光客の避難誘導、保護安全対策に関すること。</li> <li>観光施設の被害状況についての報道対応に関すること。</li> <li>その他応急観光対策に関すること。</li> </ul>
上下水道対策部	水道班	管理業務課 施設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>上水道施設、簡易水道施設、飲料水供給施設の被害状況調査及び応急復旧工事に関すること。</li> <li>給水地域の飲料水の供給に関すること。</li> <li>水源の確保に関すること。</li> <li>その他応急水道対策に関すること。</li> </ul>
	下水道班		<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道施設及び終末処理場の被害状況調査及び応急復旧に関すること。</li> <li>農業集落排水施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。</li> <li>その他応急下水道対策に関すること。</li> </ul>
文教対策部	教育総務班	教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>文教関係の被害状況の取りまとめに関すること。</li> <li>教育施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。</li> <li>学校施設の避難所としての使用に関すること。</li> </ul>

第3編 災害応急対策計画／第1章 応急活動計画

部	班	構成課	所掌業務
			<ul style="list-style-type: none"> <li>調理員の炊き出し協力に関する事。</li> <li>給食施設の使用に関する事。</li> <li>学校の応急給食対策に関する事。</li> <li>教育関係義援金品の受付、配分に関する事。</li> <li>避難所の開設及び運営に関する事。</li> </ul>
	学校教育班	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒の避難対策に関する事。</li> <li>児童生徒の安否確認に関する事。</li> <li>臨時休業等の判断に関する事。</li> <li>被災児童生徒に対する医療、防疫等に関する事。</li> <li>被災児童生徒に対する学用品の配布に関する事。</li> <li>その他応急教育対策に関する事。</li> </ul>
	社会教育班	生涯学習スポーツ推進課 各公民館	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会教育施設、体育施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事。</li> <li>社会教育施設、体育施設の避難所としての使用に関する事。</li> <li>避難所の開設及び運営に関する事。</li> </ul>
	文化財保護班	文化財保護課 秋吉台科学博物館 世界ジオパーク推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定文化財等の被害状況調査に関する事。</li> <li>文化財、所蔵資料の保護、修復に関する事。</li> <li>博物館の被害状況調査及び応急復旧に関する事。</li> <li>部内の各班への応援協力に関する事。</li> </ul>
病院対策部	病院班	市立病院 美東病院 経営企画室 グリーンヒル美祢 訪問看護ステーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>病院施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事。</li> <li>被災患者の受け入れに関する事。</li> <li>市立病院救護班の編成及び派遣に関する事。</li> <li>医療資材の確保及び支給計画に関する事。</li> <li>その他市立病院の応急災害対策に関する事。</li> </ul>
応援協力部	応援班	議会議務局 会計課 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>各部からの要請に応じた応援協力に関する事。</li> </ul>
消防対策部	消防班	総務課 警防課 予防課 消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害警備体制に関する事。</li> <li>災害防除及び救急救助活動に関する事。</li> <li>消防団に関する事。</li> <li>避難情報等の伝達、避難誘導に関する事。</li> <li>消防相互応援に関する事。</li> </ul>

第2節 指定地方行政機関等防災関係機関の活動体制

第1項 指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関

- 1 市の地域に地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画、市及び県防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、市及び県の実施する応急対策が、的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる。
- 2 上記1の責務を遂行するために必要な組織体制を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準等を定めておくものとする。

第2項 防災上重要な施設の管理者等

市の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者、企業及びその他の法令の規定等による防災に関する責任を有する者は、市の地域に地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、市及び県防災計画並びに自ら定める防災計画等により、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、市及び県の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じるものとする。

このため必要な組織体制を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備、サービスの基準を定めておくものとする。

### 第3節 支援活動体制

#### 1 緊密な連携の確保

地方公共団体、指定行政機関、公共機関、各事業者等は現地情報連絡員（リエゾン）の活用等により、相互に緊密な連携の確保及び緊密な情報交換に努めるものとする。

#### 2 応援協力体制の確保

震災時において、各地方公共団体及び関係機関は、相互の応援協力による支援活動体制を確立し、迅速かつ円滑な応急対策活動を実施する。

#### 3 防災業務関係者の安全確保

各地方公共団体、国及び関係機関は、応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図るとともに、相互に密接な情報交換を行うものとする。



第2章 災害情報の収集・伝達計画

基本的な考え方

地震等により災害が発生した場合において、防災関係機関が迅速・的確に応急対策を講じる上で災害情報の収集、伝達は最も重要なものとなる。

また、市をはじめとする防災機関が実施する広報は、被災地の混乱を防ぎ民心を安定させる上で重要な役割を担う。

第1節 災害情報計画

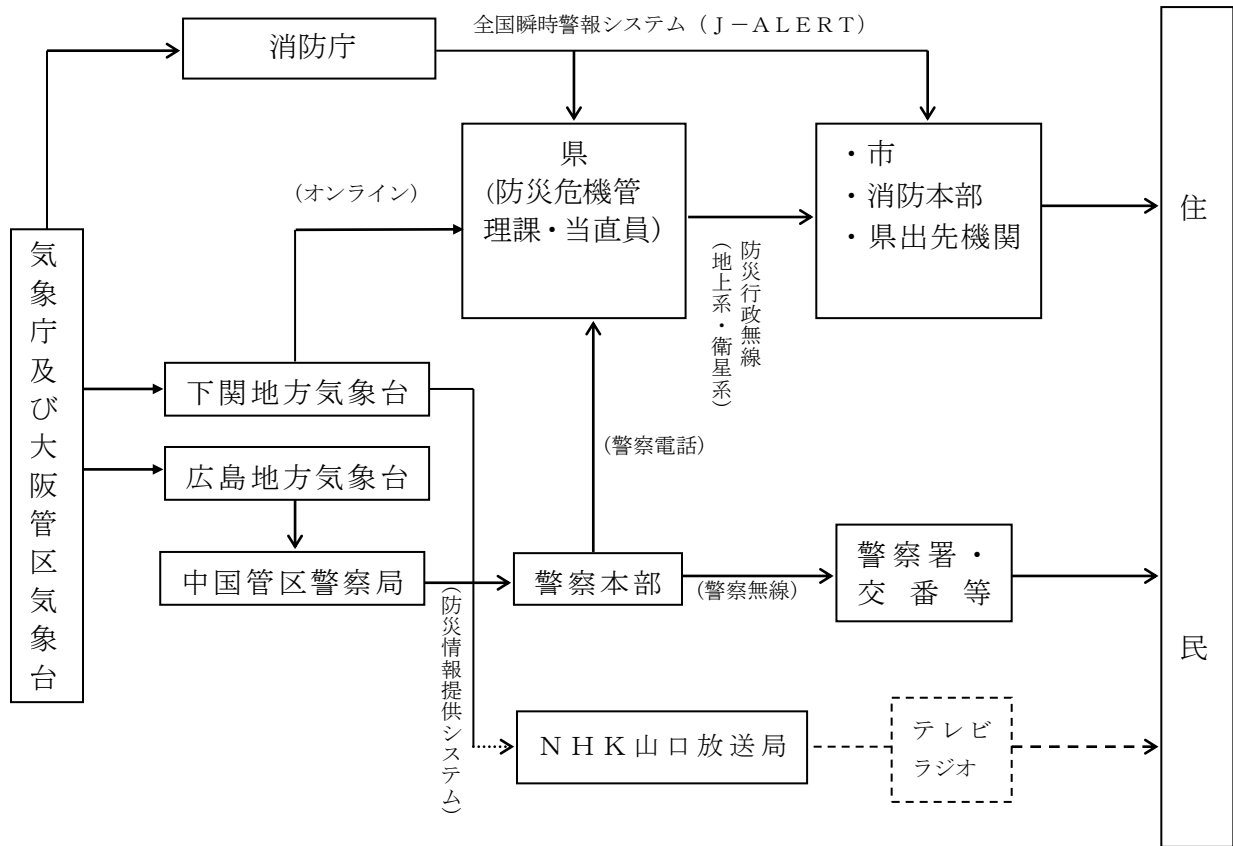
災害の発生を未然に防ぎ、あるいは、被害の軽減を図るために、市をはじめとして防災関係機関が得た情報を市民等に迅速かつ正確に伝達する必要がある。このため、本節では、災害に関する予警報の発表・伝達について必要な事項を定める。

第1項 地震情報に係る伝達

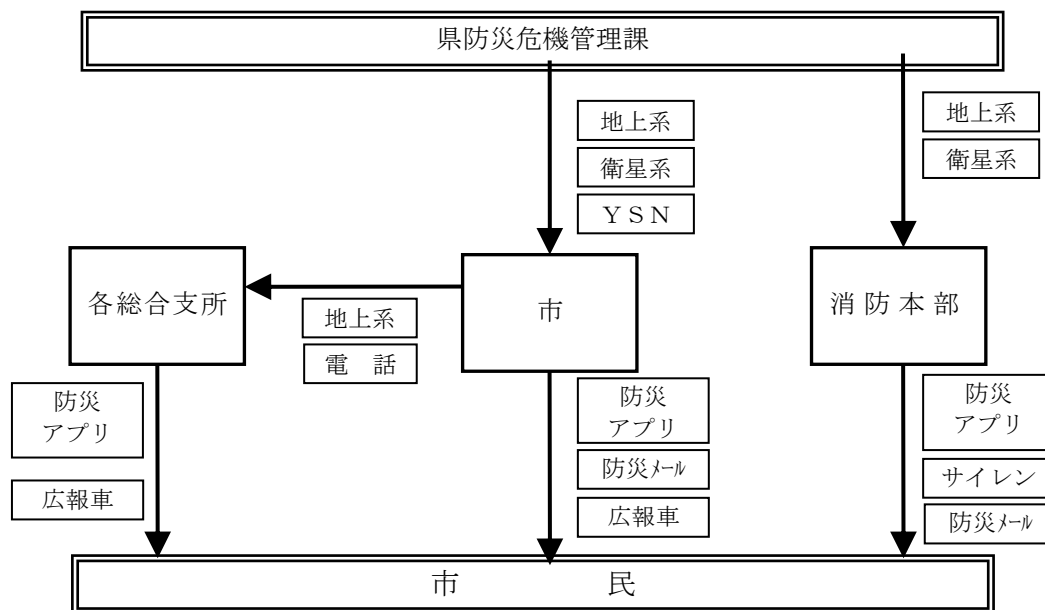
各防災関係機関は、相互の有機的連携のもとに、地震に関して必要な情報を迅速かつ正確に把握し、入手した情報を速やかに市民及び関係機関に伝達する。

各防災関係機関は、相互の有機的連携のもとに、地震に関して必要な情報を迅速かつ正確に把握し、入手した情報を速やかに市民及び関係機関に伝達する。

1 気象台からの伝達系統図



2 市における伝達系統図



第2項 関係機関による措置事項

地震に関する情報等の伝達等に関して関係機関が実施する措置は、次のとおりである。

関係機関	措 置 内 容
市	<p>1 地震に関する情報の伝達</p> <p>(1) 地震の重要な情報等について、県、警察署（駐在所）、NTTから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者、自主防災組織等に対して通報するとともに、直ちに、市民に周知する。この場合、警察機関、消防機関、県出先機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講じるものとする。</p> <p>(2) 市民等への警報、避難指示等の伝達広報手段、体制の確立が迅速に実施できるよう、平常時から訓練等を行うなどして習熟しておくものとする。また、伝達先等に漏れないよう、平素から連絡系統、伝達先等再確認をしておくものとする。</p> <p>(3) 行楽地、工事現場等多数の者が利用あるいは働いている施設の管理者等に対して、あらかじめ警報等発令時等における避難誘導等への協力体制を確保しておくものとする。</p> <p>2 近地地震に対する自衛措置</p> <p>地震情報の早期収集を目的に、県が「計測震度計」を設置しており、これの観測値等も参考にして、上記(1)に掲げる措置を速やかに実施するものとする。</p> <p>3 異常現象の通報</p> <p>災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた警察官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに、市、県、防災関係機関、下関地方气象台に通報する。</p> <p>(1) 通報を要する異常現象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震動により引き起こされる現象 地表面の亀裂、崖地崩壊、異常出水、相当地域一帯の異臭等</li> <li>・その他地震に関するもの 群発地震、噴火現象</li> </ul> <p>(2) 通報項目</p> <p>ア 現象名 イ 発生場所 ウ 発見日時分 エ その他参考となる情報</p> <p>4 一般的な災害原因に関する情報の通報</p> <p>地象等災害原因に関する重要な情報について、県、警察及び関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに市民に周知する措置を講じるとともに、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者等に通報するものとする。</p>

関係機関	措 置 内 容
消防本部	<p>1 地震に関する情報の伝達 地震の重要な情報等について、県、警察署（駐在所）、市町関係部局から通報を受けたときは、直ちに消防署等に一齐通知し、市民への周知を図る。</p> <p>2 異常現象その他の情報の伝達 異常現象、地震に起因して発生する水防に関する情報を収集又は入手したときは、これを市町関係部局、県（防災危機管理課又は守衛室）及び関係機関に通報するとともに、市民に周知する。</p>
気象庁	<p>1 緊急地震速報 (1) 緊急地震速報の発表等 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（全国を約190地域に区分）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。 下関地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。 注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。</p> <p>(2) 緊急地震速報の伝達 気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経路による市区町村の防災無線等を通して住民に伝達する。</p> <p>2 地震情報の種類とその内容 (1) 震度速報 震度3以上を観測した場合に、地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報する。</p> <p>(2) 震源に関する情報 震度3以上（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）を観測した場合に、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加</p> <p>(3) 各地の震度に関する情報 震度1以上を観測した場合に、震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。</p> <p>(4) その他の情報 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合などに、顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。</p> <p>(5) 推計震度分布図 震度5弱以上を観測した場合に、観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。</p> <p>(6) 遠地地震に関する情報 国外で発生した地震で・マグニチュード7.0以上もしくは都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合に、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表する。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。</p> <p>3 地震活動に関する解説情報等 地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。</p> <p>(1) 地震解説資料</p>

第3編 災害応急対策計画／第2章 災害情報の収集・伝達計画

関係機関	措置内容
	<p>担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時や担当区域内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料。</p> <p>(2) 管内地震活動図及び週間地震概況 地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方気象台等で月毎または週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区気象台及び沖縄気象台は週毎の資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日に発表している。</p>
県	<p>1 地震に関する情報の伝達 地震の重要な情報等について、気象台、警察本部から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに、防災行政無線（地上系・衛星系）により市及び消防本部に通知するとともに、関係部局及び関係防災機関に通報する。この場合において、緊急を要するときは、通信統制を行い他の通信に先だつた取扱いを行うものとする。</p> <p>2 近地地震等に係る情報の伝達 県内市町で震度4以上の地震が観測された場合、収集した地震情報を、直ちに沿岸市町、消防本部、警察本部に伝達するとともに、関係部局及び関係防災機関に通報する。</p> <p>3 重要な情報の伝達 地象、水象その他の災害原因に関する情報について、気象台、市町、県出先関、防災関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに、関係市町、消防本部に対して伝達するとともに、関係部局、関係防災機関に通報する。通報を受けた部局は、直ちに、所属出先関係機関に通報する。</p>

**第3項 土砂災害警戒情報（気象業務法第11条、災対法第40条及び第55条）**

1 土砂災害警戒情報の目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、市長が防災活動や住民等への避難情報等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民の自主避難を支援することを目的とする。

2 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、大雨警報又は大雨特別警報を解説する気象情報のひとつであり、気象業務法第11条並びに災対法第40条及び第55条に基づき、下関地方気象台と県が共同で作成発表する。

3 発表対象地域

県内の全市町を発表対象地域とし、市町単位で発表する。

4 発表基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準からなり、それぞれ以下のとおりとする。

(1) 警戒基準

大雨警報又は大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達したときとする。

(2) 警戒解除基準

降雨指標が基準を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予想されるときとする。

ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、県土木建築部と下関地方気象台が協議のうえ、基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合、および土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。

5 地震等発生時の暫定発表基準

次の事象が発生した場合、県と下関地方気象台が協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定する。

(1) 対象となる事象

### 第3編 災害応急対策計画／第2章 災害情報の収集・伝達計画

- ・震度5強以上の地震を観測した場合
- ・その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等）が発生した場合

#### (2) 暫定発表基準について

地震発生の場合、原則として、以下の割合を乗じた暫定基準とする。その他の事象の場合は、県土木建築部と下関地方気象台は、速やかに国土交通省砂防部、国土技術政策総合研究所、気象庁大気海洋部に相談し、必要に応じて関係機関等から意見を聴取しつつ、暫定基準の設定を調整する。

要素 \ 状況	地震	
	震度5強の地域	震度6弱以上の地域
土壌雨量指数	8割	7割

#### 第4項 土砂災害緊急情報（土砂災害防止法第26条、第29条）

##### 1 土砂災害緊急情報の目的

地すべりによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に緊急調査を実施し、避難のための立退きの指示の判断に資するため、重大な土砂災害が急迫していると想定される土地の区域及び時期に関する情報を関係市町長に通知するとともに、一般住民に周知することにより災害応急対応を適時適切に行えるよう支援することを目的とする。

##### 2 緊急調査

地すべりによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に、土砂災害防止法第26条の規定に基づき緊急調査を実施する。

なお、緊急調査の着手にあたっては、急迫性要件とその規模要件の2つの要件から判断する。急迫性要件とは、地割れ又は建築物の外壁に亀裂が生じ、又はそれらの幅が広がりつつあること。

規模要件とは、被害が想定される土地の区域に存する居室を有する建築物の数がおおむね10戸以上であること。

##### 3 通知及び周知

地すべりによる重大な土砂災害が急迫していることを確認した場合は、同法第29条の規定に基づき、市町長に通知するとともに、一般住民に周知する。

##### 4 通知及び周知対象区域

地すべりによる土砂災害が想定される土地の区域の単位で通知及び周知を行う。

##### 5 通知及び周知基準

土砂災害緊急情報は、以下の場合に通知及び周知する。

- ・緊急調査及び解析によって、地すべりによる土砂災害が想定される土地の区域が特定され、かつ重大な土砂災害が急迫していると認められる場合（急迫情報）
- ・継続期における緊急調査によって、地すべりによる土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化すると認められた場合（継続情報）
- ・緊急調査によって、地すべりによる重大な土砂災害がないと認められた場合、又はその危険が急迫したものではないと認められた場合（終了情報）

##### 6 通知及び周知にあたっての留意点

土砂災害緊急情報は、市町や一般住民に避難の判断のための情報を提供するものであり、迅速な調査、通知及び周知が必要となる。

このため、通知及び周知にあたっては、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報には、一定の誤差を含むことに留意する。

##### 7 土砂災害緊急情報に係る市町の対応

市町長は、避難等の発令にあたり、土砂災害緊急情報を活用し、判断を行う。

第2節 災害情報収集・伝達計画

災害発生時において、被害状況の迅速かつ的確な把握は、救助法の適用、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資、資機材の調達等、あらゆる災害応急対策を実施する上で基本となる。このため、市をはじめとする防災関係機関は、災害の発生に際して速やかに管内における所掌する業務に関して必要な情報を把握し、国等関係機関に報告することが求められる。このため、震災時の情報収集及び伝達に関して、必要な事項を定める。

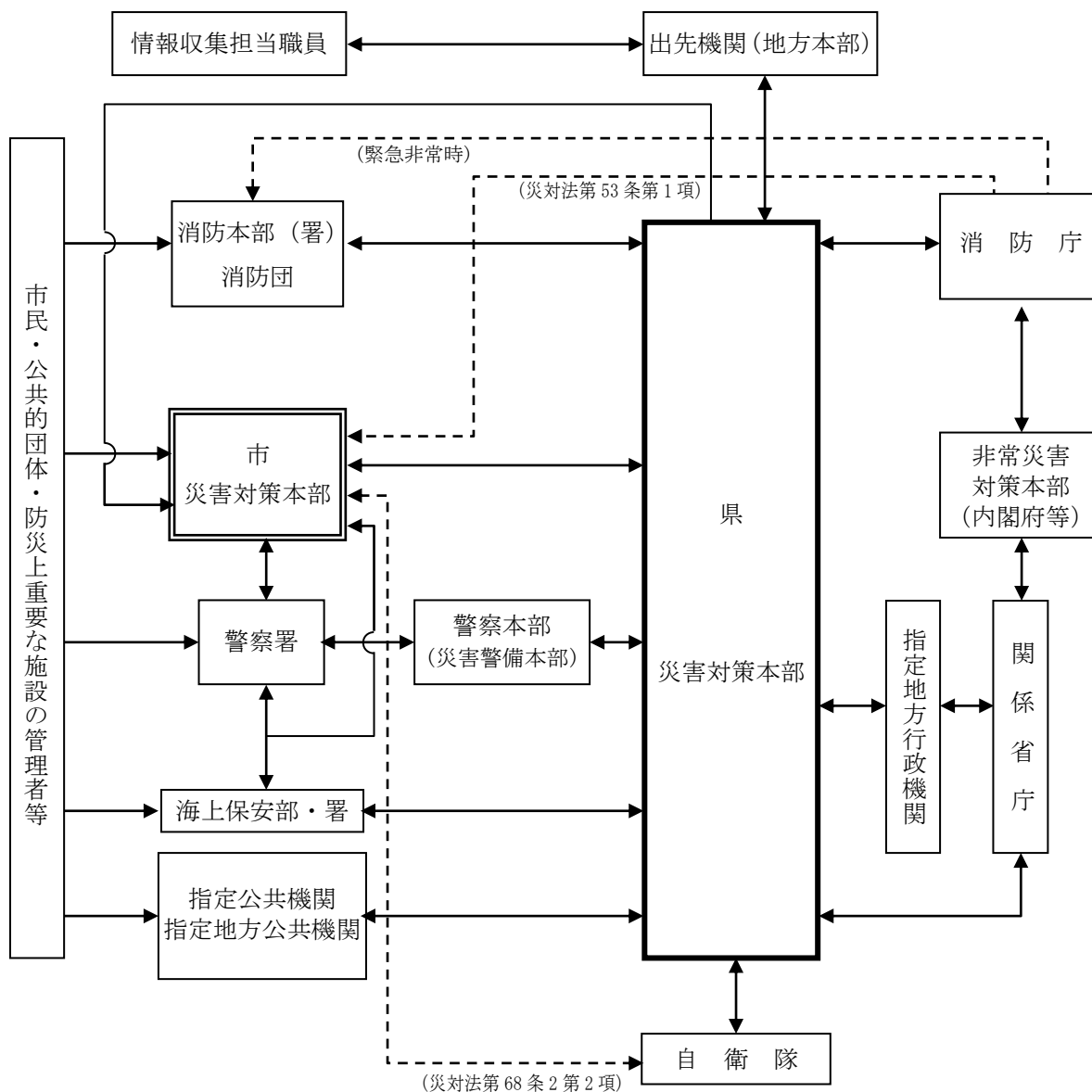
第1項 情報収集・伝達連絡系統

市、県及び防災関係機関は、所掌する事務又は業務に関して、必要な情報を迅速・的確に収集するとともに、関係機関に速やかに伝達する。

また、状況に応じて市民に対して適時適切な災害情報の伝達を行うものとする。

1 情報収集連絡系統

地震による災害情報の連絡の流れは、次のとおりである。



第3編 災害応急対策計画／第2章 災害情報の収集・伝達計画

2 防災関係機関等の措置

地震災害の発生時には、各防災機関は、積極的に所属職員を動員し、又は関係機関の協力を得て災害応急対策に必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達するものとする。

区分	内容
市	<p>1 災害情報収集体制の確立 大規模地震発生時、震源地又は震源地に近い市では、通信・交通網の途絶、庁舎被害等により、初期の災害応急活動に必要な情報収集に支障をきたすおそれがある。このため、大規模地震発生時における災害情報収集体制に関して、防災計画に綿密・具体的に定めておくものとする。</p> <p>(1) 情報収集及び報告責任者を定める。(地区別、災害種別毎)</p> <p>(2) 市職員のみでは不足する場合も考えられるので、自主防災組織、関係機関等の協力確保体制を確立しておく。</p> <p>(3) 調査事項、報告様式の事前配布及び調査要領の作成、連絡方法等。</p> <p>2 収集すべき情報の内容</p> <p>(1) 収集すべき災害情報は、人命救助に必要な情報を第1とし、負傷者の救出救助消火活動を実施する上で必要な情報(建物倒壊、出火、道路・橋梁等の損壊状況、死傷者発生状況等)を収集する。また、被害規模を早期に把握するための概括情報(緊急通報殺到状況等)を積極的に収集するものとする。 以後、順次被災者の救援活動に必要な情報を計画的に収集すること。</p> <p>(2) 法令等で報告を義務付けられた事項に係る情報収集については、適時適切な情報収集を行うものとする。</p> <p>3 被害調査要領 市は、災害現地調査を次の要領により行うものとする。</p> <p>(1) 発災初期には、全部局を挙げて、人命救助に必要な情報の収集体制を執るものであること。</p> <p>(2) 関係機関、諸団体、住民組織等の応援を求めて実施するものであること。特に、発災初期の状況は、住民組織等を通じて、直ちに市に通報がなされるようにしておくものであること。</p> <p>(3) 被害調査に当たっては、「被害程度の認定基準」に基づき、判定するものであること。</p> <p>(4) 被害が甚大で、被災地による被害状況等の把握及び被害調査が不可能なとき、あるいは、被害調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。</p> <p>(5) 状況の把握、被害調査については、警察、県機関及び他の関係機関と密接な連絡をとるものとする。</p> <p>4 被災状況等の報告 当該区域内に地震が発生したときは、県(防災危機管理課)に災害発生及びその経過に応じて逐次報告するとともに、関係機関に対しても通報するものとする。なお、県に報告ができない場合、消防庁に直接報告すること。</p> <p>(1) 報告の要領 …………… 被害程度の認定基準</p> <p>ア 報告は、災害発生後の時間的経過に応じ、次により行うものとする。</p> <p>第1段階 発生速報(被害の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生の都度</li> <li>・おおむね60分～120分以内に把握した状況について報告する。</li> </ul> <p>第2段階 被害速報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況調査の進展にともない、順次報告する。</li> </ul> <p>第3段階 確定報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該災害に係る応急措置完了後7日以内</li> </ul> <p>イ 報告は最終報告を除き、原則として防災行政無線(地上系・衛星系)によるものとする。なお、これによりがたいときは、一般電話、非常無線、非常電話、緊急電話、非常電報、緊急電報又は専用電話を活用して行うものとする。</p>

第3編 災害応急対策計画／第2章 災害情報の収集・伝達計画

区分	内 容																		
市	<p>5 直接即報</p> <p>火災・災害即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により、当該市の区域内で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない）、第一報について、県に報告するとともに、直接消防庁にも、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き消防庁に対して行う。</p> <p>[消防庁報告先]</p> <table border="1" data-bbox="400 465 1425 719"> <thead> <tr> <th colspan="2">回 線 別</th> <th>平日(9:30~18:15) ※応急対策室</th> <th>左記以外 ※宿直室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">N T T回線</td> <td>電 話</td> <td>03-5253-7527</td> <td>03-5253-7777</td> </tr> <tr> <td>F A X</td> <td>03-5253-7537</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域衛星通信 ネットワーク</td> <td>電 話</td> <td>選択番号-048-500-90-49013</td> <td>選択番号-048-500-7782</td> </tr> <tr> <td>F A X</td> <td>選択番号-048-500-90-49033</td> <td>選択番号-048-500-7789</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 各種被害報告</p> <p>(1) 災害発生報告以外の各種被害報告は、関係法令及びそれぞれの機関が求める報告の取扱いによるものとする。</p> <p>(2) 救助法に基づく報告 救助法に基づく報告については、第8章「救助法の適用計画」に定めるところによる。</p> <p>(3) 119番通報が殺到した場合には、県及び消防庁に報告する。</p>	回 線 別		平日(9:30~18:15) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室	N T T回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553	地域衛星通信 ネットワーク	電 話	選択番号-048-500-90-49013	選択番号-048-500-7782	F A X	選択番号-048-500-90-49033	選択番号-048-500-7789
回 線 別		平日(9:30~18:15) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室																
N T T回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777																
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553																
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	選択番号-048-500-90-49013	選択番号-048-500-7782																
	F A X	選択番号-048-500-90-49033	選択番号-048-500-7789																
県	<p>1 災害情報収集体制の確立</p> <p>大規模地震発生時には、発災地の市においては相当な混乱を生じていることが予想され、被害状況の把握等に支障が生じるおそれがある。</p> <p>このため、発災当初の状況把握は、県出先機関で構成する「地域行政連絡協議会」が中心となって情報を収集するものとする。</p> <p>(1) 発災当初の対応</p> <p>ア 地区別、災害種別毎に情報収集責任者及び報告責任者を定め、直ちに、必要な班を編成し、情報収集活動を行う。</p> <p>イ 情報収集の重複等を避けるため、市との連絡調整責任者を定め、市に派遣する。</p> <p>ウ 情報収集に必要な人員は、第1に当該被災地を管轄する地域行政連絡協議会構成機関の所属職員で行い、不足する場合は、隣接する地域行政連絡協議会へ応援を依頼し、要員を確保する。</p> <p>なお、不足する場合は、県庁の職員を派遣し、情報収集体制を確立する。</p> <p>(2) 通常対応</p> <p>ア 市からの災害速報等により、災害の発生を覚知したときは、状況に応じて調査班を編成する等により、総合的な被害調査に努める。</p> <p>イ 調査班の人数及び構成その他必要事項については、事態に応じ適宜定める。</p> <p>(3) 市からの応援要請への対応</p> <p>市から被害調査等について応援を求められたときは、速やかに職員を派遣して応援協力を行う。</p> <p>(4) 市町が被害情報を報告できない場合の対応</p> <p>市町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、各種通信手段の活用等により、主に人的被害、住家被害及び避難状況等の被害情報把握に努める。</p>																		
警察本部	<p>震災時において警察本部（災害警備本部又は警備課）は各警察署から震災に関する情報を収集し、県災対本部に通報し、相互に密接な連携を図るものとする。</p> <p>また、警察署においても、市災対本部、県災対地方本部と緊密な連携のもと必要な情報を収集するものとする。</p> <p>被災初期の情報収集は、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災市を管轄する警察署からの情報収集</li> </ul>																		



第3編 災害応急対策計画／第2章 災害情報の収集・伝達計画

区 分	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察ヘリコプターによる上空からの情報収集</li> <li>・マスコミからの情報収集</li> <li>・関係機関からの情報収集</li> </ul>
その他の防災関係機関	<p>1 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、所管する施設に関する被害、災害に対してとった措置、震災に対してとろうとする措置、その他必要事項について、速やかに県及び必要と認める関係機関等に通報伝達するものとする。</p> <p>2 被害報告等 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が関係機関へ報告又は報告を求める事項等については、「被害報告処理一覧」によるものとする。</p>

3 人的被害、住家被害、火災に関する情報の収集・伝達（推定情報を含む。）

市は、自衛隊の派遣要請、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊等の派遣要請の判断基準となる情報について、県総務部本部室班（防災危機管理課）へ報告する。

また、情報の重複、輻輳を可能な限り抑制するため以下の点に留意する。

- ア 情報のソース（現場で確認したものか、報告等間接的なものか。）
- イ 現場の位置
- ウ 発信する情報を入手した時刻

4 避難者数、避難所の場所等に関する情報の収集・伝達

市は、食糧、水、物資の調達に関わる応援要請の判断基準となる情報について、県総務部本部室班（防災危機管理課）及び県災害救助部（厚政課）へ報告する。

また、情報の重複、輻輳を可能な限り抑制するため以下の点に留意する。

- ア 情報のソース（現場で確認したものか、報告等間接的なものか。）
- イ 発信する情報を入手した時刻

5 農林業関係の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集・伝達

市は、迅速な被災現場での活動、応急復旧措置等のために不可欠な情報について、県農林水産対策部（農林水産政策課）へ報告する。

また、情報の重複、輻輳を可能な限り抑制するため以下の点に留意する。

- ア 情報のソース（現場で確認したものか、報告等間接的なものか。）
- イ 現場の位置
- ウ 発信する情報を入手した時刻

6 医療機関の被災状況・稼働状況に関する情報の収集・伝達

市は、医療活動に関わる応援要請の判断基準となる情報について県総務部本部室班（防災危機管理課）及び県災害救助部（厚政課）へ報告する。

また、情報の重複、輻輳を可能な限り抑制するため以下の点に留意する。

- ア 情報のソース（現場で確認したものか、報告等間接的なものか。）
- イ 現場の位置
- ウ 発信する情報を入手した時刻

7 道路の被害、応急対策の状況及び交通状況に関する情報の収集・伝達

市は、応援隊（自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊等）の迅速な被災現場への到着、その他迅速な緊急輸送活動のために不可欠な情報について、県土木対策部（道路整備課）へ報告する。

また、情報の重複、輻輳を可能な限り抑制するため以下の点に留意する。

- ア 情報のソース（現場で確認したものか、報告等間接的なものか。）
- イ 現場の位置
- ウ 発信する情報を入手した時刻

8 鉄道の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集・伝達

市は、応援隊（自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊等）の迅速な被災現場への到着、その他迅速な緊急輸送活動のために不可欠な情報について県総務部本部室班（防災危機管理課）及び県災害救助部（厚政課）へ報告する。

また、情報の重複、輻輳を可能な限り抑制するため以下の点に留意する。

### 第3編 災害応急対策計画／第2章 災害情報の収集・伝達計画

- ア 情報のソース（現場で確認したものか、報告等間接的なものか。）
- イ 現場の位置
- ウ 負傷者等の状況
- エ 発信する情報を入手した時刻

#### 9 電気、上下水道、電話の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集及び伝達

市は、応援隊（自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊等）の迅速な被災現場での活動、応援の内容の決定のために不可欠な情報について、県環境政策対策部（生活衛生課）及び、県土木建築対策部（都市計画課）へ報告する。

### 第3節 通信運用計画

地震災害発生時には、通信施設の損壊等により通信回線の途絶や輻輳、混信が予想される。このような状況の中で市、県及び防災関係機関は、災害に関する予報、警報の伝達、被害情報の収集、その他応急対策に必要な指示、命令、報告等を行うことになる。

このため、これら重要通信の受信、伝達が円滑かつ的確に実施できるよう、必要な事項を定める。

#### 第1項 通信の確保

市、県及び防災関係機関は、災害時の通信を次により確保するものとする。

##### 1 通信取扱責任者及び通信担当者の選任

- (1) 市、県及び防災関係機関は、災害発生時における通信連絡事務を迅速円滑に行うため、通信取扱責任者及び通信担当者をあらかじめ選任しておくものとする。
- (2) 通信取扱責任者は、自己の通信回線の確保及び関係機関の通信施設の使用優先利用等について、適時適切に通信の確保が図られるよう努めるものであること。

##### 2 通信の確保

市、県及び防災関係機関は、情報連絡手段としてあらかじめ整備している防災行政無線の確保に努め、重要情報の収集、伝達を優先的かつ迅速に行うものとする。

##### 3 通信手段の確保が困難な場合

大規模地震等による災害により通信の確保が困難になったときは、防災関係機関は、他の機関の設置する専用通信施設等を使用するなどして、通信の確保を図るものとする。

##### (1) 電話・電報施設の優先利用

市、県及び防災関係機関は、災害時における予警報の伝達、必要な通知、要請、警告等を迅速に行うため、電話若しくは電報施設を優先利用し、又は他機関が設置する専用電話を使用するなどして、通信の確保を図る。

##### ア 一般電話及び電報

事 項	対 策
1 非常緊急用電話の承認	各防災関係機関は、災害時における非常通話等の迅速、円滑を図りかつ輻輳を避けるため、加入電話をもってあらかじめ「災害時優先電話」として、西日本電信電話株式会社山口支店に申請し、承認を受けておくものとする。
2 非常・緊急扱いの電報	地震災害等天災、事変その他の非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合、「非常扱いの電報」は、全ての電報に優先して取り扱われる。また、公共の利益のため、緊急を要する事項を内容とする電報については、「緊急扱いの電報」とし、他の電報（非常扱いの電報を除く。）に先立って取扱われる。 【電報の申し込み】 非常扱いの電報又は緊急扱いの電報は受付電話番号 115 番に申し出る。その際 発信人はその旨を電報サービス取扱所に申し出るものとする。

##### イ 専用電話

災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、他の機関が設置する専用電話を使用して、通信の確保を図る。

第3編 災害応急対策計画／第2章 災害情報の収集・伝達計画

利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、気象電話、鉄道・軌道電話、電気事業電話があり、利用方法については下記による。

(7) 一般的使用

有線電気通信法により防災関係機関は、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な場合に、他機関が設置する専用通信施設を使用して、通信の確保を図るものとする。

(イ) 災対法の規定に基づく使用

知事、市長が、市民、関係機関に対し、緊急かつ特別に通知、要請、伝達、警告を行う必要が起きたとき、また、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、知事、市長が応急措置の実施に当たり、必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるときは、他の機関が設置する専用電話を使用して通話の確保を図るものとする。

(ウ) 使用手続き

知事、市長は、他機関が設置する専用電話を優先的に利用又は使用する場合に備えて、あらかじめ、設置機関と協議して手続き等を定めておくものとする。

ウ 携帯電話の使用

各防災関係機関は、情報の収集伝達、応急対策を円滑に行うための手段として、携帯電話の効果的な使用を行う。

エ 衛星携帯電話の使用

各防災関係機関は、通信施設の被害や輻輳等による不通時や携帯電話の不感地域において連絡手段を確保するため、衛星携帯電話の効果的な使用を行う。

(2) 防災関係機関の無線通信の利用

防災機関は、大規模地震により激甚な災害が発生し、自己の無線通信機能が不通になったときは、代替無線設備の配備、あるいは、他の機関が設置している無線通信を使用（非常通信）するなどして必要な通信を確保する。

事 項	措 置 事 項		
1 代替設備の配備	<p>(1) 市及び防災関係機関 市及び防災関係機関においても、県と同様に、地震に強い移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備するとともに、有効な運用を図り、地域の円滑な情報の伝達に努める。</p> <p>(2) 県の措置 県は、市及び県出先機関の防災行政無線局が被災し、通信が途絶したとき又は途絶のおそれがあるときは、直ちに、「移動多重系無線局（地上系）」又は「衛星通信可搬型地球局」を配備し、災害情報の収集伝達を行う。</p>		
2 非常通信の利用	<p>市、県及び防災関係機関は、有線通信が途絶し、利用することができないとき又は利用することが著しく困難であるときは、他機関の無線通信施設を利用し、通信の確保を図るものとする。</p> <p>この場合の要件としては、地震、台風、洪水、雪害、火災、暴動その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる場合に限られる。</p> <p>(1) 非常通信の発受 非常通信は、無線局の免許人自らが発信、受信するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発信、受信する。</p> <table border="1" data-bbox="502 1729 1420 2022"> <tr> <td>災害対策関係機関（専用電話使用に係る発受人と共通）</td> <td>                     ア 官庁（公共企業体を含む）及び地方自治体                      イ 中央防災会議及び同事務局並びに非常対策本部、地方防災会議及び災害対策本部                      ウ 日本赤十字社                      エ 全国都市消防長会                      オ 電力会社                      カ 地方鉄道会社                      キ 非常通信協議会構成員                 </td> </tr> </table>	災害対策関係機関（専用電話使用に係る発受人と共通）	ア 官庁（公共企業体を含む）及び地方自治体 イ 中央防災会議及び同事務局並びに非常対策本部、地方防災会議及び災害対策本部 ウ 日本赤十字社 エ 全国都市消防長会 オ 電力会社 カ 地方鉄道会社 キ 非常通信協議会構成員
災害対策関係機関（専用電話使用に係る発受人と共通）	ア 官庁（公共企業体を含む）及び地方自治体 イ 中央防災会議及び同事務局並びに非常対策本部、地方防災会議及び災害対策本部 ウ 日本赤十字社 エ 全国都市消防長会 オ 電力会社 カ 地方鉄道会社 キ 非常通信協議会構成員		

	<p>また、免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信実施の是非について判断の上、発信する。</p> <p>(2) 非常通信協議会 非常通信（無線・有線）の利用を円滑、的確に実施するため、免許人を構成機関とする「非常通信協議会」が設置されている。</p> <p>ア 中央非常通信協議会 （会長：総務省総合通信基盤局長）</p> <p>イ 中国地方非常通信協議会 （会長：中国総合通信局長）</p> <p>(3) 非常通信利用に係る依頼文等 次の方法により最寄りの無線局に「非常」と表示して差し出す。</p> <p>ア 電報頼信紙又は適宜の用紙に、あて先の住所・氏名、電話番号、本文及び発信者の住所・氏名を記載すること。</p> <p>イ 本文は、カタカナ又は普通の文章形式で、できる限り簡略化し、なるべく200字以内にまとめること。</p> <p>(4) 非常通報の発信を行う無線局及び移動無線局の派遣等</p> <p>ア 非常通信協議会所属の無線局及びいずれの無線局からも発信できる。</p> <p>イ 陸上移動無線局の派遣 有線通信が利用できない状況にあり、かつ付近に利用できる無線局が所在しない場合等に対処するため、山口地区非常通信協議会は、無線局設置機関と協議して、所属の陸上移動無線局の派遣を措置するものとする。</p> <p>(5) 非常無線・有線に共通する事項</p> <p>ア 非常通報の伝送に要する料金</p> <p>(ア) NTT以外の無線局に依頼するときは、原則として無料である。</p> <p>(イ) 伝送途上において、発信局、着信局のうち1局でもNTT所属の取扱局が関係すると、「料金免除扱いの電報」を除いて、全て有料となる。</p> <p>イ 非常通信として取り扱う通信の内容 非常通信（無線・有線）として取り扱える通信の内容は、次に掲げるもの又はこれに準ずるものであればよいことになっている。</p>
<p>2 非常通信の利用</p>	<p>(ア) 人命の救助に関するもの</p> <p>(イ) 天災の予警報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害に関するもの</p> <p>(ウ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料</p> <p>(エ) 電波法第74条実施の指令及びその他の指令</p> <p>(オ) 非常事態に際しての事態の收拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの</p> <p>(カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの</p> <p>(キ) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの</p> <p>(ク) 遭難者救護に関するもの</p> <p>(ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの</p> <p>(コ) 鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの</p> <p>(サ) 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの</p> <p>(シ) 救助法第24条及び災対法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの</p>
<p>3 防災相互通信用無線</p>	<p>(1) この無線は、陸上移動局及び携帯局で構成され、移動範囲は当該無線局の目的を達成するために必要な陸上又は空域となっていることから、当該地域の災害応急対策に必要な情報収集、連絡は、これを使用するなどして、通信の確保を図るものとする。</p>

4 災害対策用移動通信機器等の借用	<p>(1) 中国総合通信局において、非常災害時において災害の応急復旧用に必要な通信を用途とする「災害対策用移動通信機器」を所有し、申し出があった場合には迅速に貸出しができる体制を整備するとともに、電気通信事業者に対しては、携帯電話等の貸出しの要請を行う体制の整備を行っている。</p> <p>【総務省が所有する災害対策用機器】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">貸 与 条 件 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">移動無線機 (簡易無線局等)</td> <td>機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 市は、必要に応じ、中国総合通信局に対し、借用申請を行い、貸与を受けるものとする。</p>	種 類	貸 与 条 件 等	移動無線機 (簡易無線局等)	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要
種 類	貸 与 条 件 等				
移動無線機 (簡易無線局等)	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要				

(3) 民間団体等の通信施設の活用

大規模な地震災害等が発生した場合、アマチュア無線、タクシー等の業務用無線は、発災初期における被害概況の情報提供、また、応急対策活動時においては、その機動力を活用しての情報収集・伝達等に威力を発揮する。

このため、市及び県は、通信途絶時等における情報収集・伝達手段を補完するものとして、これらの者の円滑な協力が得られるよう必要な措置を講じておくものとする。

ア アマチュア無線の活用

(ア) 市は、地域内に所在するアマチュア無線局開設者に対して、あらかじめ災害時における協力の要請をしておく。また、支援を受ける業務等について、あらかじめ十分検討しておくものとする。

(イ) 県は、日本アマチュア無線連盟山口県支部に協力要請を行い、災害時の協力体制を整えておくものとする。

(ウ) 日赤山口県支部においては、災害発生時における各種の救援活動を円滑に実施するため及び通信途絶時の非常通信活動に備え、山口県赤十字アマチュア無線奉仕団が結成されている。

イ タクシー用業務無線の活用

(ア) 市は、地域内に所在するタクシー事業者に対して、あらかじめ災害時における協力の要請をしておくとともに、支援を受ける業務等について十分検討協議しておくものとする。

(イ) 県は、山口県タクシー協会に協力要請を行い、災害時の協力体制を整えておくものとする。

## 第2項 通信施設の整備

県、市及び防災関係機関は、災害時等の通信の確保を図るため従来から必要な通信施設設備の整備を行ってきたが、より充実した通信の確保が図られるよう今後とも整備促進を図っていく必要がある。

このため、災害情報の伝達、収集等に基本的な責任を有する県、市等における通信施設の整備について必要な事項を定める。

### 1 市

市においては、市防災行政無線（移動系）を整備している。

### 2 県

県においては、災害時の通信を確保するため出先機関、市、防災関係機関との間に防災行政無線（衛星系・地上系）の整備を進め、通信連絡手段の多重性の確保を図っている。

今後は、大規模災害等発生時において迅速かつ的確な情報の収集、伝達に必要な画像伝達等の通信を確保するため、防災行政無線網の整備を計画的に図っていく。

(1) 防災行政無線地上系の固定局及び移動局の回線容量の確保

(2) 防災行政無線地上系固定局の防災関係機関（放送機関等）への配備

### 第3編 災害応急対策計画／第2章 災害情報の収集・伝達計画

- (3) 防災行政無線衛星系の地球局を県総合庁舎等及び主要防災関係機関（自衛隊、基幹病院等）に配備
- (4) 可搬型携帯用無線設備（「移動多重系無線局」及び「衛星系通信可搬型地球局」）の充実  
防災行政無線地上系については、国の周波数変更方針に対応した施設設備の整備を図る。

#### 3 消防無線

消防は、消防活動、救急活動を効果的に行うため、従来から消防救急無線の整備促進を図ってきているところであるが、今後は、国の割り当て方針に沿って150メガヘルツ帯アナログ現設備を260メガヘルツ設備に更新を図っていく。

消防通信無線は、消防業務に応じて多くの無線システムが取り入れられており、それぞれ使用する周波数や通信方式が異なる。

消防機関に割り当てられる周波数は、全国波（他の都道府県における消防・救急活動の支援のため全国の市町で使用する周波数）、県内共通波（他の市町における消防・救急活動の支援のため県内の市町で使用する周波数）、市町波（各市町（消防）における消防活動及び救急活動を実施するために使用する周波数）がある。

### 第4節 災害時の放送

#### 【デジタル推進課】

災害時においては、通信施設の損壊、輻輳等により防災機関、市民とも必要な情報が入らない、伝達できないという事態が生じるおそれがある。

防災機関は、被害の拡大防止に必要となる予警報、災害情報の迅速な伝達とともに、市民に適時的確な情報（ライフラインの復旧状況、市が実施する各種応急対策、安否情報等）を提供し、被災地の社会的混乱を最小限にとどめる必要がある。

これらの情報を信頼性のあるものとして、迅速に被災住民等に伝達するには、放送機関の協力を必要とするため、これに必要な事項について定める。

#### 第1項 放送局に対する放送の要請

災害時において、市長は、災害に関する予警報、災害に対してとるべき措置について、通知、要請、伝達又は警告が緊急を要し、その通信に特別の必要があるときは、放送機関に放送を要請し、市民等へ必要な情報を提供する。

##### 1 市の放送要請

災対法第57条の規定に基づき、市長が行う伝達、通知又は警告にかかる放送要請は、原則として、県を通して行うものとする。ただし、県との間に通信途絶等特別な事情がある場合は、市長は、放送機関に対し直接要請を行うことができるものとする。この場合、市長は、事後速やかに県に報告するものとする。

ア 県を通しての要請は、県災対本部本部室班に対して、要請するものとする。

イ 市長が、放送機関に対し直接要請を行う場合は、次の取扱要領によるものとする。

##### 2 地震災害等発生時における放送要請取扱要領

###### (1) 放送要請ができる災害等

地震、暴風、豪雨、豪雪、洪水、その他の自然現象又は大規模な火事若しくは爆発等による災害発生時

###### (2) 放送手続

###### ア 放送要請要領

###### (ア) 放送要請の指示

市長は、災害時において緊急を要する通信のため、特に必要と認めた場合は、総務対策部長に対して、放送要請手続きをとるよう指示する。

###### (イ) 放送要請文の作成

総務対策部長は、広報班長と協議の上、要請文を作成する。

###### (ウ) 放送要請の決定

放送要請は、市長が決定する。市長不在の場合は、副市長が決定する。

###### (エ) 放送機関への要請

### 第3編 災害応急対策計画／第2章 災害情報の収集・伝達計画

広報班長は、要請文を県にファクシミリ又は電話により連絡し、各放送機関への伝達を要請する。

#### (オ) 災害放送連絡責任者

放送の要請に関する手続き等を円滑に実施するため、連絡責任者を定める。

- a 市： 地域振興課長
- b 放送機関

放送機関	連絡責任者	連絡先
N H K 山口放送局	放送部長	083-921-3707
山口放送株式会社	報道制作局長	0834-32-1110
テレビ山口株式会社	報道制作局長	083-923-6113
山口朝日放送株式会社	報道制作部長	083-933-1111
株式会社エフエム山口	放送部長	083-924-4535

## 第2項 緊急警報放送

大災害の危険が迫っているとき、事前に市民等に情報を提供する手段として緊急警報放送がある。

緊急警報放送は、放送機関が発する緊急信号電波を、専用の受信機又はこれを内蔵したラジオ・テレビ等が受信し、警報音等により市民に知らせるもので、知事も緊急時には、この緊急警報放送を使用して市民に災害情報の伝達ができる。

### 1 緊急警報信号の使用

緊急警報信号は、次の各号のいずれかに該当するときで、災害情報の伝達に特に緊急を要し、かつ広域伝達に適した場合に使用される。

- (1) 大規模地震対策特別措置法により、大規模地震の警戒宣言が発せられたことを放送する場合。
- (2) 気象業務法の規定により、大津波警報・津波警報が発せられたことを放送する場合。
- (3) 災対法第57条に基づく、知事からの要請により放送する場合。

### 2 緊急警報信号を使用して放送を行う放送機関

日本放送協会（NHK山口放送局）

### 3 利用方法等

知事（市長は知事を通じて）は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、放送局に対し緊急警報信号の放送を行うことを求めるものとする。

## 第3項 放送機関の活動体制

大規模地震等が発生した場合、初期の段階では、行政機関の情報伝達手段が十分でなく、被災住民に適時的確な情報提供が困難となる。

ラジオ・テレビ等の公共放送は、市民が必要とする災害情報を広範囲、一斉に伝達できる手段として大変有効であり、これが途絶した場合、被災住民に与える影響は極めて大きい。

このため、各放送機関（NHK山口放送局・山口放送・テレビ山口・山口朝日放送・エフエム山口）は、放送施設の確保、災害時の活動体制、応急措置等について必要事項を定め、大規模震災が発生した場合の円滑な対応に備えている。

## 第5節 広報計画

### 【デジタル推進課】

震災時における市民の適切な行動と民心の安定、秩序の維持を図るため、各防災機関は、災害及び応急対策の状況等について、適時的確な情報の提供を行う。

このため、市をはじめとする各防災機関が実施する災害時の広報活動及び報道機関への発表について、必要な事項を定める。

**第1項 広報活動**

各防災機関が広報活動を行うに当たっては、連絡を密にして、適時適切な情報の提供が行われるように努めるものとする。

また、災害広報を円滑、迅速に実施するため、また、情報の輻輳、混乱を防止するため、各防災機関は、あらかじめ広報責任者を定めるなどの措置を講じておくものとする。

1 広報の内容

広報内容は、おおむね、次の内容が考えられる。各防災機関は、適時適切な広報を実施するものとする。

(1) 発災直後

- ア 余震に関する情報
- イ 災害発生状況
- ウ 避難の指示
- エ 地域住民がとるべき措置
- オ 避難所・医療救護所設置情報
- カ 避難路情報
- キ 交通規制状況（陸上・海上）
- ク 民心安定及び社会秩序保持のための必要事項
- ケ その他必要事項

(2) 応急対策着手後（順次実施）

- ア 道路情報
- イ 公共交通機関の状況
- ウ 給食・給水実施状況
- エ 医療・救護実施状況
- オ 電気・ガス・上下水道・電話等ライフラインの状況
- カ 生活必需品等供給状況
- キ 応急対策実施の状況
- ク 安否情報
- ケ 河川・橋梁等土木施設状況
- コ 民心安定及び社会秩序保持のための必要事項
- サ その他必要事項（災害応急対策の経過に伴い発生する必要事項等）

2 広報実施機関

実施機関	担当部局	備考
県	総合企画部	広報広聴班
市	デジタル推進部	広報・情報班

**第2項 災害時の広報活動**

各防災機関は、迅速・的確な情報収集に努め、それぞれが定める計画により、適時適切な広報活動を実施するものとする。

各機関が実施する災害時の広報については、応急対策の中でそれぞれ示されていることから、以下、市が実施する広報活動に必要な事項について定める。

1 広報班の体制

広報班は、単独で又は他課の応援を受けて、必要な災害広報を実施するものとする。また、被災者の陳情、相談等の広聴を実施する。

担当係名	対応する事項
広報・情報班	(1) 写真、映像、記事等記録の整備に関する事。 (災害広報に必要な写真等を被災地、各対策部、報道機関等から収集の上、報道機関への提供、庁内外、国等の展示依頼に備えるものとする。)
	(2) 広報印刷物の編集、発行に関する事。
	(3) ラジオ・テレビ・新聞・HP等の活用に関する事。

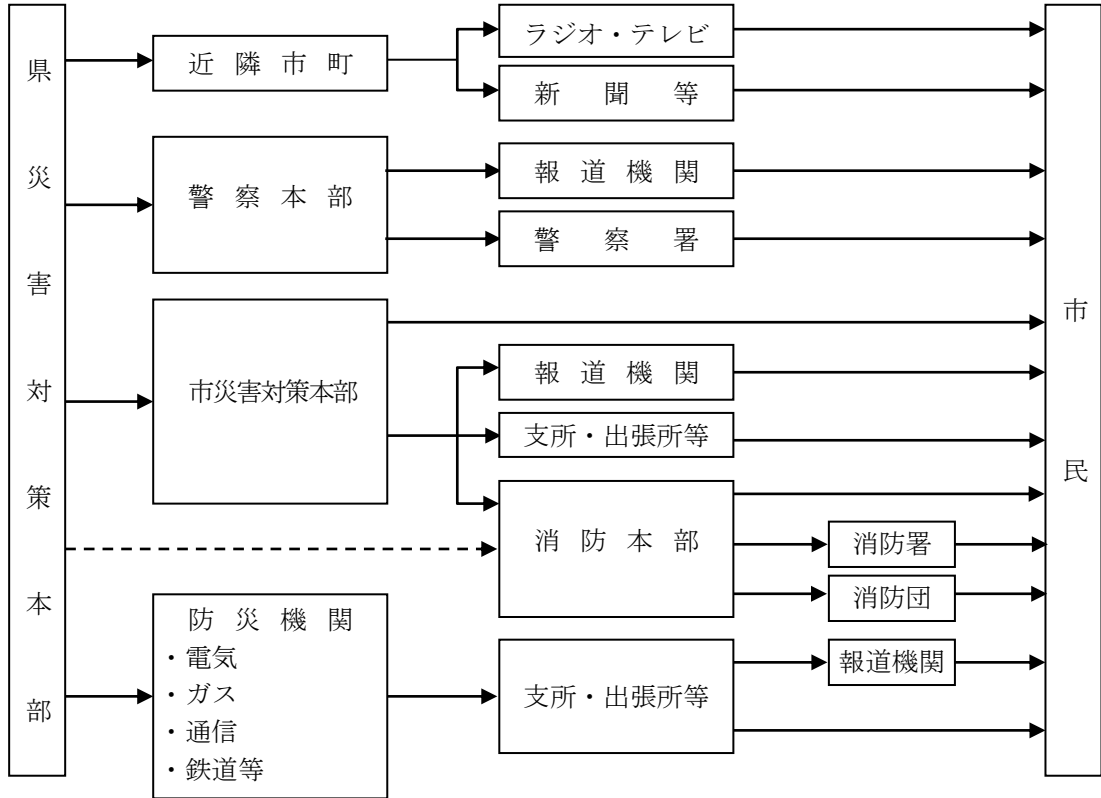


(4) 情報の収集整理に関すること。

2 災害広報に関する連絡等

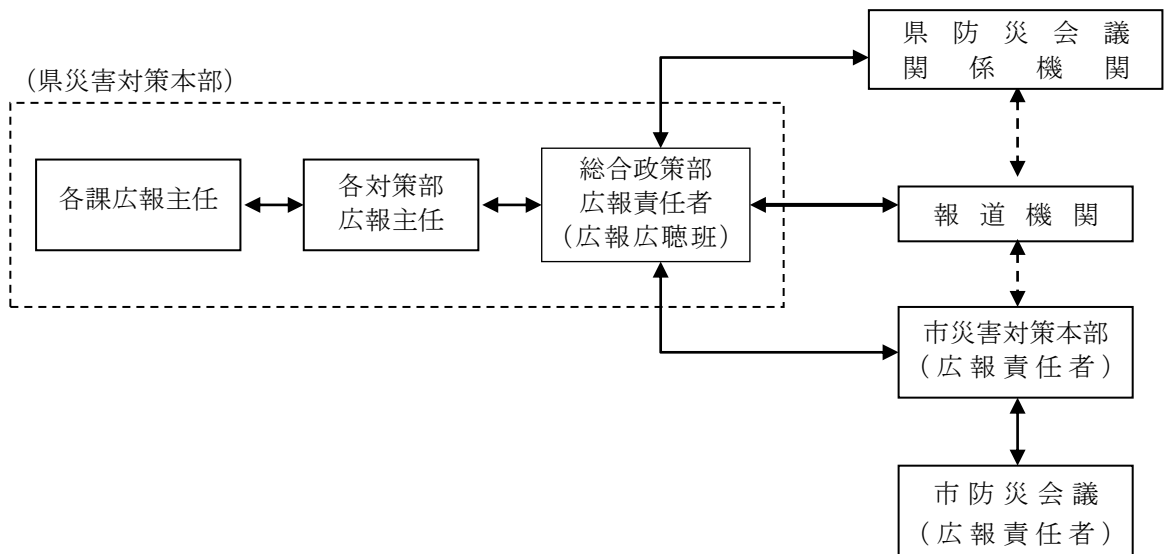
(1) 災害広報活動の流れ

市及び県災害対策本部を中心とする災害時の広報活動の主な流れは、次のとおりである。



(2) 災害広報に関する連絡

ア 連絡系統図



第3編 災害応急対策計画／第2章 災害情報の収集・伝達計画

イ 連絡手段

電話、ファクシミリ、文書送達、連絡員の派遣、放送等の方法を選択活用する。

ウ 関係機関に対する連絡事項

機関の別	連絡の内容となる事項
市 (各対策部)	(1) 災害広報資料の収集及び提供についての依頼 (2) 市民に対する広報事項についての広報の依頼 (3) 被害状況及び応急対策の状況についての広報の依頼 (4) 災害全般の情報提供についての依頼
報道機関	(1) 被害状況及び応急対策の状況の発表 (2) 市民への広報事項の周知についての協力依頼 (3) 情報提供についての依頼 (4) 災害関係の取材についての協力等に関する連絡

3 情報、資料の収集及び広報資料の作成

(1) 収集の方法

現地住民、市、関係防災機関の協力を得て総合的な情報、資料の収集に当たるものとし、必要に応じて取材員、連絡員等を現地に派遣するなどして対応する。

(2) 収集事項、収集内容及び収集対象機関

収集事項	収集の内容
1 気象情報	(1) 情報の出所 (2) 情報発表の日時 (3) 情報の内容 (4) 市民の心構え及び対策
2 災害情報及び資料	(1) 情報の出所 (2) 災害発生の日時場所 (3) 災害の対象、範囲、程度 (4) 災害発生の経過
3 避難等の措置の状況	(1) 情報の出所 (2) 避難措置の実施者 (3) 避難した地域、世帯、人数 (4) 避難先、避難日時 (5) 理由及び経過
4 消防団・警察・自衛隊・消防等の出動状況	(1) 情報の出所 (2) 出動機関又は出動要請者 (3) 出動日時、出動対象、目的 (4) 出動人員、指揮者、携行機械器具等 (5) 経過
5 応急対策の情報及び資料	(1) 情報の出所 (2) 応急対策実施日時、場所 (3) 応急対策の内容 (4) 実施経過及び効果
6 その他災害に関する各種措置の状況	(1) 情報の出所 (2) 措置の実施者 (3) 措置の内容、対象、実施時期 (4) 実施理由、経過、効果
7 災害時における美談などの情報	(1) 情報の出所 (2) 日時、場所 (3) 内容、経過 (4) 連絡先

### 第3編 災害応急対策計画／第2章 災害情報の収集・伝達計画

#### (3) 災害広報の実施方法等

災害広報の実施概要は下記のとおりであるが、適時適切な判断のもと多様な広報手段を活用し実施するものであること。

広報対象	広報事項	実施主体	広報手段	備考
市民に対する広報	(1) 気象情報等の周知及び防災上の一般的注意事項 (2) 被害状況、応急対策の状況及び市民の一般的注意事項	気象台、 県、市 防災関係機関	(1) 報道機関へ依頼 (2) 告知放送（IP通信網）の活用 (3) 広報車巡回 (4) 広報紙への掲載 (5) チラシ、掲示による周知 (6) 組織を利用した口伝 (7) アマチュア無線局への依頼 (8) 臨時災害FM放送局の活用 (9) コミュニティ放送の活用 (10) パソコンネットワークサービス会社の活用 (11) Lアラートの活用	(1) 必要に応じ民間広報車の借上を行う。 (2) 自治会組織を活用する。
国の関係省庁への広報	(1) 被害の状況 (2) 応急対策、応急救助の実施状況	県 指定地方 行政 機関・指定地 方公共機関等	(1) ビデオ・映画等 (2) 写真・写真グラフ (3) 広報紙(誌) (4) スライド (5) 新聞スクラップ	東京事務所経由
県外への広報	(1) 災害全般の状況 (2) 応急対策活動支援要請	県	(1) 報道機関へ依頼 (2) 他県等への依頼	

#### (4) 報道機関に対する発表

##### ア 発表者

原則として、広報・情報班が発表する。

##### イ 発表場所、時間

広報班が関係者と協議して決める。

### 第3項 放送局の報道計画

放送局が実施する災害時の放送に関するもののうち、要請手続き、要請要領等については本章第4節に記述しており、ここでは、放送の具体的な取扱いについて、その概略を定める。

#### 1 法令に基づく放送送出（災対法第57条、気象業務法第15条、日本赤十字社法第34条）

要請者	放送機関	要請受理窓口	措置
知事 市長 日本赤十字社	NHK山口放送局 山口放送株式会社 (KRY) テレビ山口株式会社 (TYS) 山口朝日放送株式 会社(YAB) 株式会社エフエム 山口(FMY)	放送部長 報道制作局長 報道制作局長 報道制作部長 放送部長	NHK、KRY、TYS、FMY、YABは、緊急放送の要請を受けたときは、検討の上、次の事項等に留意してその都度決定し、放送を実施する。 ○ 放送送出内容 ○ 要請側の連絡責任者 ○ 優先順位 ○ その他必要な事項

### 第3編 災害応急対策計画／第2章 災害情報の収集・伝達計画

#### 2 各放送局の対応

##### (1) NHK山口放送局

種 類	放 送 要 領
臨時ニュース	(1) チャイムを鳴らす。 (2) 番組を中断して送出 定時放送終了後も臨時に送出
ニュース速報	番組を中断又はステーションブレイクを利用して送出 テレビ画面は、スーパーで送出する場合もあり。
気象警報等	気象警報、津波警報・注意報、地震情報、台風情報等は、 「臨時ニュース」又は「ニュース速報」に準じて送出

##### (2) 山口放送

- ア 定時ニュースの時間で放送
- イ 定時の天気予報の時間で放送
- ウ 番組の途中又はステーションブレイクに、ニュース速報として放送
- エ 報道特別番組の制作、放送

##### (3) テレビ山口

- ア 定時ニュースの時間での放送
- イ 天気予報の利用による報道
- ウ 番組中のスーパーインポーズによる速報及びスポットによる臨時報道
- エ 緊急事態発生の際は、ローカル番組を変更し、報道特別番組等を組み放送

##### (4) 山口朝日放送

- ア ANNニュース、YABニュースによる定時のニュース報道
- イ 天気予報の利用による報道
- ウ 番組中のスーパーインポーズによる速報及びスポットによる臨時ニュースを放送
- エ 緊急事態の際は、自社制作番組を変更し、報道特別番組等を制作、放送

##### (5) エフエム山口

- ア JFNニュース、ニュース提供の各新聞社による定時のニュース放送
- イ 天気予報の利用による放送
- ウ 自社制作の番組の途中又はステーションブレイクに、ニュース速報として放送
- エ 緊急事態の際は特別報道番組を制作、放送
- オ 見えるラジオ（FM文字多重放送）の災害緊急チャンネル開局、速報

#### 第4項 安否情報の提供

市及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

### 第3章 救助・救急、医療等活動計画

#### 基本的な考え方

地震発生時には、建物・工作物の倒壊、交通施設の損壊、土砂崩壊等の災害が広域にわたり発生することが考えられ、これらの災害による負傷者等の発生も多数にのぼることが予想される。

このため、地震発生時における救助・救急の初動体制の確立、関係医療機関及び各防災関係機関との密接な連携による医療救護活動が必要になる。

#### 第1節 救助・救急計画

##### 【消防本部】

救助・救急活動は、被災者の生命の確保を図るため実施するもので、その対応は迅速、的確に実施されることが必要となることから救助・救急に関し必要な事項を定める。

#### 第1項 救助・救急の実施

##### 1 実施機関

機 関 名	活 動 内 容
市、消防機関	(1) 救助・救急活動は、消防機関が行い、消防機関は、災害に対応した救助・救急資機材を活用して組織的な人命救助・救急活動を実施する。 (2) 救助・救急の必要な現場への出動は、救命効果を確保するため、努めて救急隊と他の隊（救助隊等）が連携して出動する。 (3) 救助活動に必要な人員、資機材等が不足する場合は、直ちに、近隣市に対し必要な応援要請を行うとともに、県に対して、自衛隊の派遣、緊急消防援助隊の応援要請を行い、救助活動に必要な体制を確保する。 (4) 救助活動に必要な重機等の資機材が不足する場合は、関係事業者の協力を仰ぎ迅速に調達をする。 (5) 警察、医療機関、県等と積極的に連携し、負傷者の救出・救助に万全を期する。 (6) 救急活動に当たっては、あらかじめ定めた救護所、又は必要に応じ災害現場付近に救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、ボランティア等と連携し、負傷者の救護に当たる。 (7) 負傷者の搬送は、救命処置を必要とする重傷者を最優先とし、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。
県 (防災危機管理課) (厚政課)	(1) 消防、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等の救助・救急機関が災害現場において、情報を共有し一元的に活動できるよう、各部隊の現場責任者や県災害対策本部からの派遣職員で構成する「現地活動連絡本部」を設置する。 (2) 市（消防）が実施する救助・救急活動が、迅速円滑に行われるよう関係機関との連絡調整に当たる。 (3) 被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、自衛隊、国の各機関、近隣県に派遣又は応援要請を行う。 (4) 救助法が適用された場合、市が実施する救出・救助活動が円滑に行われるよう支援する。
警 察	(1) 別に定める計画に基づき、救出・救助活動を実施する。 (2) 県、市（消防本部・消防団）、自衛隊、日赤山口県支部等と積極的に連携し、負傷者の救出・救助に万全を期する。 (3) 関係機関と協力して、行方不明者の捜索に当たる。
海上保安部・署	(1) 必要に応じ、本部に対し航空機及び特殊救難隊等の派遣を要請する。 (2) 負傷者の搬送・救護に当たっては、県、市、日赤山口県支部、消防関係機関等と協力して、救助活動の実効を期する。 (3) 救出・救助に自衛隊の応援が必要と認めるときは、海上保安庁長官、各管区海上保安本部長を通じて派遣要請を行い、救出・救助に万全を期する。 (4) 海上における救難・救出活動等の実施に支障をきたさない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。

自衛隊	県知事等からの要請を受け、消防機関、警察、医療機関と連携し、負傷者の救助・救出、行方不明者の捜索に当たる。
-----	---

2 救助法による救出の実施

救助法が適用された災害により、生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し又は救出して、その者を保護することを目的とする。

(1) 救出を受ける者

- ア 災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者
- イ 災害のため、生死不明の状態にある者

(2) 救出の実施期間

- ア 災害発生の日から3日以内
- イ 災害の状況により、内閣総理大臣の同意を得て救出期間を延長することができる。

(3) 救出のための費用

国庫負担の対象となる費用の範囲は、次のとおり。

- ア 借上費又は購入費 救出に必要な機械器具の直接捜索及び救出に使用した期間中の借上費又は購入費
- イ 修繕費 救出のため使用（借上使用含む。）した機械器具の修繕費
- ウ 燃料費 機械器具を使用する場合のガソリン代、石油代、捜索、救出作業を行う場合の照明代、又は救出した者を蘇生させるために必要な採暖用燃料費

3 市民及び自主防災組織の役割

市民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

4 資機材の調達

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

**第2項 傷病者の搬送**

**【健康増進課、消防本部】**

1 傷病者の搬送手順

(1) 傷病者搬送の判定

医療救護班の班長は、救助隊から運び込まれた傷病者の医療救護を行ったのち、後方医療機関に搬送するか否かを判断する。

(2) 傷病者の後方医療機関への搬送

- ア 医療救護班又は消防機関の救急車等により搬送するものとするが、対応が困難な場合は、市、県及びその他の関係機関に搬送用車両の手配、配車を依頼する。
- イ 傷病者搬送の要請を受けた市、県及びその他の機関は、救護班で示された順位に基づき、収容先医療機関の受け入れ体制を十分確認の上、搬送する。
- ウ 重傷者等の場合は、消防防災ヘリコプター及びドクターヘリを活用し、必要に応じて、山口大学、自衛隊、海上保安部等に対し、ヘリコプターによる搬送を要請する。

2 傷病者搬送体制の整備

(1) 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況、空きベッド数等情報の把握が必要となる。

このため、県は、災害・救急医療情報システムを活用し、災害発生と同時に管内医療機関の状況把握に努め、医療救護所との連絡調整を図る。

(2) 搬送順位

あらかじめ、地域ごとに医療機関の規模、位置、診療科目等をもとに、およその搬送可能者数を想定しておく。

(3) 搬送経路の確保

### 第3編 災害応急対策計画／第3章 救助・救急、医療等活動計画

緊急道路の確保に係る県関係対策部（道路整備課、交通規制課）との連携体制を図り、柔軟な後方医療機関への搬送経路を確保する。また、同様に市町道の確保についても必要なことから、これとの情報連絡体制を確保する。

#### (4) トリアージ・タッグの整備

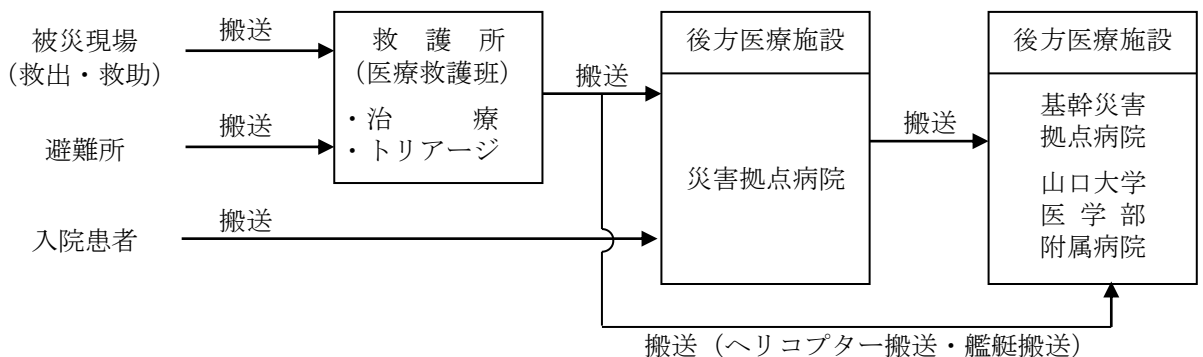
地震発生時における傷病者の適切な処置、搬送を混乱なく行うため、医療救護活動に関わる関係機関（医療機関、消防機関等）は、治療順位を決定する際に必要となるトリアージ・タッグの標準化を図る。

## 第2節 医療等活動計画

地震発生時には、家屋の全・半壊等により多数の負傷者が発生することが予測される。また、これらの負傷者の治療を行う医療機関においても、停電、断水、施設設備の被災等により診療機能が低下することが予想される。

医療救護は、市民の生命と安全に直接関わるものであり、迅速かつ的確な対応が要求されるため、医療救護活動を実施する上で必要となる医療救護体制、後方医療体制等について定める。

### 第1項 災害時における医療救護の流れ



### 第2項 医療救護体制

#### 【健康増進課、病院事業局】

震災時における医療救護は、一次的には市が実施する。

県は、これを応援・補完する立場から、医療実施関係機関（地方独立行政法人山口県立病院機構、日赤山口県支部、医師会等）に支援を要請する。

#### 1 医療救護活動

##### (1) 医療救護班の編成

ア 市は、被害状況に応じ、必要な医療救護所数、医療救護班数を算出し、地域の救護体制の実情把握に努めるとともに、管内の医療機関等の協力を得て、震災時の医療班を確保する。

イ 県は、医療救護を応援・補完する立場から、直轄医療救護班を編成するとともに、県医師会、独立行政法人国立病院機構、地方独立行政法人山口県立病院機構、日赤山口県支部、山口大学医学部等に対して、医療救護班（災害派遣医療チーム(DMAT)を含む）の編成を要請する。

##### ウ 医療救護班の編成基準

災害の規模により配置する班数は変動するが、おおむね1救護所1班を目途に編成する。

エ 医療救護班を編成した医療関係機関は、国、県が非常対策本部を設置している場合は、救護班の編成について報告するよう努めるものとする。

##### (2) 機関別活動内容

##### ア 市

(ア) 市立医療機関による救護班を設置する。

(イ) 必要に応じ医師会の協力を得て、医療救護班を設置する。

### 第3編 災害応急対策計画／第3章 救助・救急、医療等活動計画

(ウ) 市の能力のみでは十分でないと判断した場合は、宇部健康福祉センター所長に応援要請を行う。この場合、次の事項を示して応援要請を行う。（要請は電話等によいが、後日正式に文書をもって行う。）

- ・医療救護班の派遣場所及び派遣期間
- ・必要とする医療活動の内容（内科、外科、産婦人科等の別）及び必要資機材
- ・応援必要班数
- ・現地への進入経路、交通状況
- ・その他参考となる事項

(エ) 緊急を要する場合は、隣接の市町等に応援の要請を行い、事後、宇部健康福祉センター所長にその状況を報告するものとする。この場合の要請内容は、上記(ウ)に掲げる事項とする。

#### イ 県

(ア) 宇部健康福祉センター所長（保健環境部長）は、市からの要請を受けた場合、直ちに、災害救助部医務班に報告するとともに、管内の市町又は医療機関による応援措置について調整・指示を行う。

(イ) 医務班は、宇部健康福祉センター所長（保健環境部長）から医療救護についての応援要請に係る連絡を受けた場合は、直ちに、次の措置をとる。

- ・地方独立行政法人山口県立病院機構に対する応援要請
- ・日赤山口県支部救護班の派遣要請
- ・独立行政法人国立病院機構に対する応援要請
- ・山口大学医学部に対する協力要請
- ・市立病院設置市に対する応援の指示又は応援の調整
- ・県医師会、被災周辺の一般病院、診療所に対する協力要請

(ウ) 知事、市長から県医師会長等に応援要請する場合は、上記市からの応援要請に掲げる内容を示した文書により要請する。（緊急時は電話、口頭により、事後速やかに文書を送付する。）

(エ) 災害救助保健師、助産師及び看護師）に対し従事命令を発する。

(オ) 救助を行う上で特に必要があると認める場合、救助法第26条に基づき、知事は病院、診療所の管理ができることから、災害の状況、救助活動の状況等により、当該医療機関の代表者と協議する。

(カ) 医療機関へのライフラインの復旧、水の供給の確保が優先的に行われるよう関係者へ要請する。

(キ) 国が非常災害現地対策本部を設置した場合、必要に応じ救護班派遣計画の作成など医療活動の総合調整を要請する。

#### ウ 医師会等

人命尊重の観点から、市（医療対策部長）から医療救護班の派遣要請があったとき又は自らの判断により、救護班を編成し、直ちに出勤させるものとする。

#### (3) 医療救護所の設置

ア 医療救護班は、市があらかじめ定めた医療救護所又は被害の状況に応じ県が設置する医療救護所において、救護活動を実施する。救護所の設置場所は、被害状況によって変動はあるものの、原則として、次のとおりとする。

- (ア) 避難所
- (イ) 災害現場

#### イ 医療救護班の業務内容

医療救護所における救急医療の範囲は、病院その他の医療施設での本格的な治療を開始するまでの応急的処置で、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 傷病者に対する応急処置
- (イ) 後方医療施設への転送の可否及び転送順位の決定（トリアージ）
- (ウ) 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療
- (エ) 助産救護
- (オ) 死亡の確認、遺体の検案・処理





### 第3編 災害応急対策計画／第3章 救助・救急、医療等活動計画

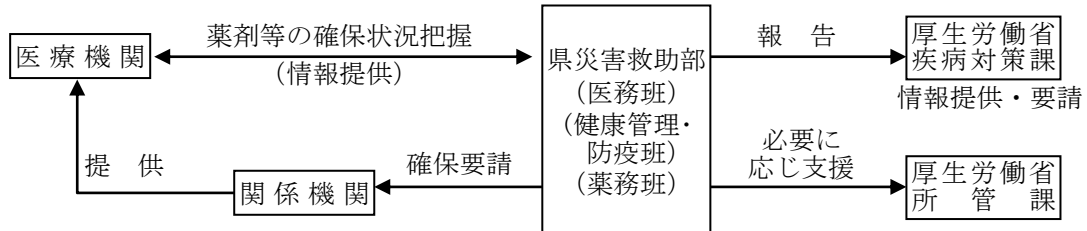
エ 処置に必要な水、医薬品の確保については、必要な情報を日本透析医会が県に提供するとともに、必要な措置を要請する。

オ 県は、直ちに、関係機関に連絡し、必要な措置を講じるものとする。

#### (2) 難病

県は、難病患者等の医療に必要な医薬品等を確保するため、次の対策を講じる。

ア 医療機関、県、国と一体となった情報収集及び連絡体制を確立する。



イ 難病治療に必要な医療機器及び医薬品（例ALS等の在宅人工呼吸器、酸素、クロロンの成分栄養、膠原病のステロイド系薬品等）の把握に努め、薬品の確保を図る。

### 第3項 健康管理体制

#### 【健康増進課】

震災時における健康管理は、一次的には市が実施する。

#### 1 健康管理活動

医療救護班との連携のもと、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等をいう。以下同じ。）を行う。

##### (1) 健康管理班の編成

1班当たりの構成基準は、保健師2名、栄養士1名とするが、状況に応じて医師等を編入する。

##### (2) 健康管理班の業務内容

ア 避難所等における保健指導（健康・栄養相談、健康教育等）及び家庭訪問指導

イ 要配慮者（高齢者、障害者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する保健指導

ウ メンタルヘルスケアの実施

エ 避難所における食事、共同調理、炊き出し等の指導助言

オ 避難者（避難所外含む）に対する肺血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、熱中症の予防対策

カ 関係機関との連絡調整

##### (3) 機関別活動内容

###### ア 市

(ア) 医療救護班との連携のもと、保健師等により、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行う。

(イ) 市だけでは十分対応できないと判断した場合は、宇部健康福祉センター所長（県保健環境部長）に応援要請を行う。

(ウ) 緊急を要する場合は、直接近隣の市に応援要請を行い、事後、宇部健康福祉センター所長（県保健環境部長）にその状況を報告するものとする。

(エ) 被害が長期化する場合、避難所が多数設置されている場合等、被災者等の健康管理を組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者等の健康管理のための実施計画を策定すること等により、計画的な対応を行う。

###### イ 県（災害救助部）

(ア) 災害救助部長は、市から健康管理班の派遣要請があった場合又は健康管理の必要を認めた場合は、直轄健康管理班を派遣する。

(イ) 宇部健康福祉センター所長（保健環境部長）は、市から要請を受けた場合、直ちに、健康管理・防疫班に報告するとともに、管内市町による応援措置について調整指示を行う。

第3編 災害応急対策計画／第3章 救助・救急、医療等活動計画

- (ウ) 健康管理・防疫班は、宇部健康福祉センター所長（保健環境部長）から健康管理についての応援要請に係る連絡を受けた場合は、直ちに、次の措置をとる。
  - ・区域外の健康福祉センター（環境保健所）等で編成する県直轄健康管理班の派遣
  - ・区域外の市町に対する応援の指示又は応援の調整
- (エ) 災害救助部長は、県だけでは十分な対応ができないと認めるときは、厚生労働省健康局長に対し、健康管理班の派遣を要請する。
- (オ) 災害救助部長は、県の能力では対処できないと認めるときは、中国・四国・九州各県との相互応援協定に基づき、近隣県に応援を要請するとともに、活動に必要な現地の体制を整備する。
- (カ) 健康管理・防疫班は、市が被災者等の健康管理のための実施計画を策定する場合、必要に応じ計画策定に協力する。
- (キ) 宇部健康福祉センター（環境保健所）は、被災者等及び救護活動に従事している者のPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対応するため、災害時地域精神保健医療活動ガイドライン（厚生労働省作成）に沿って、精神科医等との連携によりメンタルヘルスケアを実施し、精神保健福祉センターは、宇部健康福祉センター（環境保健所）の活動を支援する。

第4項 救助法に基づく医療計画

【健康増進課】

救助法が適用される災害により医療機関が混乱し、被災地の市民が、医療の途を失った場合、これに必要な応急処置を実施し、被災者の保護を図る必要があることから、市及び県は、これに必要な措置を講じる。

1 実施機関

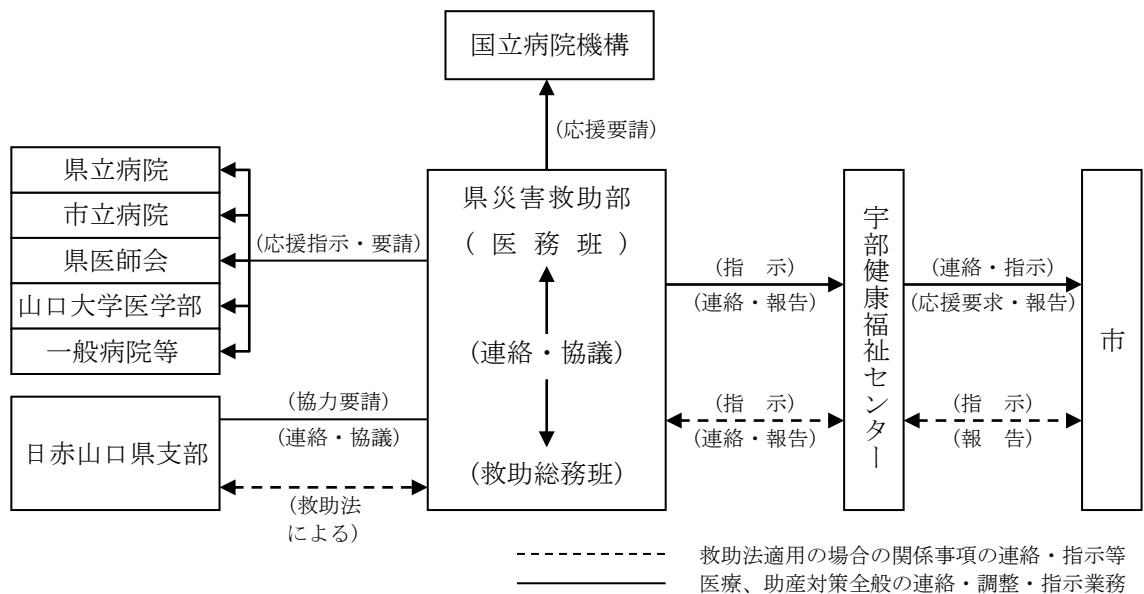
(1) 市

震災時において、平常時の医療が不可能又は困難になったときは、市長がその対策を実施する。

(2) 県

救助法が適用されたときは、知事が行う。ただし、知事はその職権を市長に委任したとき又は緊急に医療救護を実施する必要があるときは、市長が着手することができる。

2 体制の運用



3 医療救護の対象

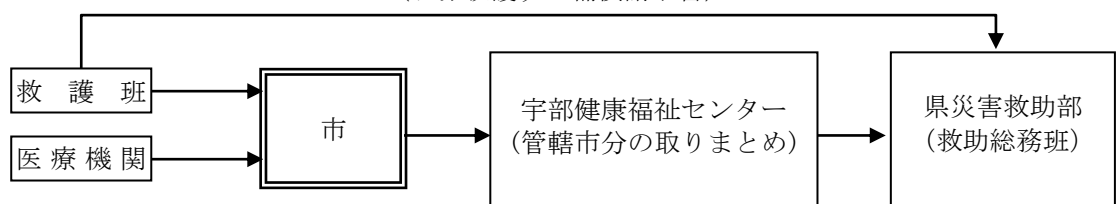
ア 応急的に医療を施す必要のある者で、災害のため医療の途を失った者

イ 経済的能力の有無は問わない。また、傷害を受け又は疾病にかかった日時を問わない。

### 第3編 災害応急対策計画／第3章 救助・救急、医療等活動計画

- ウ 被災者のみに限定されない。
- 4 医療救護対象の範囲
  - ア 診察
  - イ 薬剤又は治療材料の支給
  - ウ 処置、手術、その他の治療及び施術
  - エ 病院又は診療所への収容
  - オ 看護
- 5 医療救護の実施方法
  - ア 原則として、救護班により実施する。
  - イ 重症患者等で、救護班では、人的、物的設備又は薬品衛生資材等の不足のため、治療が実施できない場合は、病院又は診療所へ移送し、治療できるものとする。
  - ウ 次の場合、最寄りの一般診療機関に入院又は通院の措置をとることができるものとする。
    - (ア) 災害の範囲が広範で、救護班の派遣能力又は活動能力の限界を超える場合
    - (イ) 救護班の到着を待つ時間的余裕がないとき。
- 6 措置手続等
  - (1) 救護班による場合  
救護班が直接対象者を受け、診療記録により処理する。
  - (2) 医療機関による場合
    - ア 市長は、生活保護法による医療券に「災害」と朱書きして、直接対象者に交付する。
    - イ 市長は、医療券を交付するときは、医療及び助産を実施する医療機関を指定するものとする。
- 7 費用の範囲
  - ア 救護班の費用
    - (ア) 使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損等の実費
    - (イ) 事務費、派遣旅費等（旅費、日当、超過勤務手当）  
この場合、公立病院救護班については、事務費で、従事命令による救護班については、実費弁償として処理する。日本赤十字社の場合は、知事との委託契約により、救助法第19条の定めによる補償費の中に含まれる。
    - (ウ) 救護班が使用し、又は患者移送のための車両等の借上料及び燃料費（別途輸送費として取り扱うものとする。）
  - イ 一般の病院又は診療所で措置した場合の費用  
医療保険制度の診療報酬の額以内  
(注) 救助法による医療を受ける者が、医療保険制度に加入している場合の医療費の支出は、法による医療である限り全ての保険給付に優先するものとする。
  - ウ 施術者で措置した場合の費用  
厚生労働大臣が定める協定料金の額以内
- 8 費用の請求
  - (1) 救護班の費用の請求  
救護班は、医療に要した経費請求書を知事（救助総務班）に提出する。
  - (2) 医療機関による場合の費用の請求  
措置対象者が提出した医療券（生活保護法による医療券に「災害」と朱書きしたもの。）に所要事項を記載して、知事に提出する。
  - (3) 提出経路

(日赤救護班の補償請求書)



第3編 災害応急対策計画／第3章 救助・救急、医療等活動計画

(4) 日赤救護班又は従事命令による救護班以外の者が任意に行った場合の医療・助産活動については、救助法による実費弁償及び医療、助産経費の実費支出はできない。

9 実施期間

ア 災害発生の日から14日以内とする。

イ 特別の事情があるときは、知事は、内閣総理大臣に特別基準（期間の延長）の協議を行う。この場合の協議は、期間内に行う。

10 連絡協議等

(1) 県（災害救助部医務班）は、救護班の派遣等の調整、決定に当たっては、救助総務班及び日赤山口県支部と協議して、円滑な救護活動を実施する。

(2) 被災地における医療救護活動を実施するに当たり、救助法に関する事務の総括、調整は、当該被災地を管轄する宇部健康福祉センターが当たる。

第5項 医薬品・医療資器材の補給

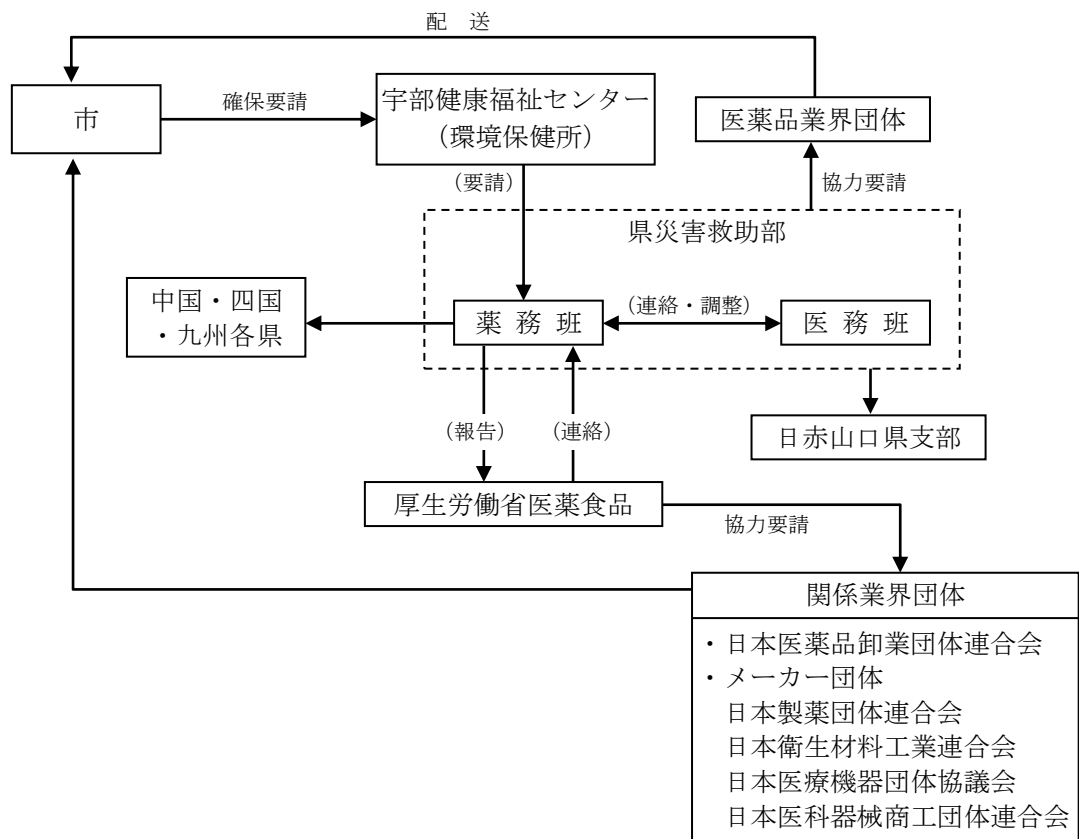
1 医薬品等の供給体制

県は、医療救護活動、助産活動が円滑に行われるよう医薬品等の供給体制の確保に努める。また、市内で医薬品等の不足が生じることが予想される場合には、速やかに厚生労働省に対して報告し、中・四国、九州各県への協力要請及び山口県災害時医薬品等供給マニュアルにより医薬品業界、薬剤師会等と協力して医薬品の確保を図る。

(1) 医薬品等の使用及び補給経路

ア 緊急初動時の医療及び助産のために必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、当該業務に従事する医療機関の手持ち品を繰替使用する。

イ 補給体制



2 血液製剤等の確保

(1) 各機関の対応

ア 県

災害救助部長は、血液製剤の供給について必要と認めた場合は、日赤山口県支部に供給を要請する。

### 第3編 災害応急対策計画／第3章 救助・救急、医療等活動計画

#### イ 日赤山口県支部

血液センターの被災状況を調査し、状況に応じ血液製剤の確保を図る。

(ア) 被害のない地域に採血班を出動させ、一般市民からの献血を受ける。

(イ) なお不足する場合は、県基幹センターに需給調整を依頼し、市外からの血液製剤の確保を図る。

(ウ) 後方医療機関、救護所等への血液製剤の供給は、県（災害救助部）と密接な連絡の下に行う。

(エ) 輸血用血液の備蓄場所

#### 3 医薬品・器材等の輸送措置

被災地への医薬品・器材等の輸送に当たっては、被災状況に応じ防災関係機関の協力を得ながら、迅速な輸送手段の確保を図る。

第4章 避難計画

基本的な考え方

地震発生時においては、建物倒壊、延焼火災、がけ崩れ、津波等の発生による市民の避難が予想される。災害の拡大を防止するには、的確な避難対策が必要となることから、その対策について定める。

第1節 避難指示

【総務課】

第1項 避難の実施機関及び実施体制

1 避難の指示権者及び時期

指示権者	指示権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	指示の対象	指示の内容	取るべき措置
市長 (委任を受けた職員 又は消防職員)	市長 (委任を受けた職員 又は消防職員)	災対法 第60条 第1項	全災害 ・地震による災害が発生し 又は発生のおそれがある場合 ・人の生命又は身体を災害 から保護し、その他災害 の拡大を防止するため 特に必要があると認め るとき。 ・急を要すると認めると き。	必要と認め る地域の居 住者、滞在 者、その他 の者	・立退きの指 示 ・立退き先の 指示	県知事に報 告(窓口防災 危機管理課)
市長 (委任を受けた職員 又は消防職員)	市長 (委任を受けた職員 又は消防職員)	災対法 第60条 第3項	全災害 ・災害が発生し又は発生 のおそれがある場合に、 立退きを行うことによ りかえって生命又は身 体に危険が及ぶおそれ があると認めるとき	必要と認め る地域の居 住者、滞在 者、その他 の者	・屋内での待 避その他屋 内における 避難のため の安全確保 の指示	県知事に報 告(窓口防災 危機管理課)
知事 (委任を受けた職員)		災対法 第60条 第5項	・地震による災害が発生し た場合において、当該災 害により市がその全部 又は大部分の事務を行 うことができなくなっ た場合	同 上	同 上	事務代行の 公示
警察官		災対法 第61条  警察官職 務 執行法 第4条	全災害 ・市長が避難のため立退き を指示することができ ないと認めるとき又は 市長から要求があった とき。 ・重大な被害が切迫したと 認めるとき又は急を要 する場合において危害 を受けるおそれのある 場合	同 上	・立退きの指 示 ・警告を発 すること。 ・必要な限 度で避難 の指示 (特に急 を要する 場合)	災対法第61 条による場 合は、市長に 通知 (市長は知事 に報告)
自衛官		自衛隊法 第94条	全災害 ・災害により危険な事態が 生じた場合	同 上	避難につい て必要な措 置(警察官が その場にい ない場合に 限り災害派 遣を命ぜら れた部隊の 自衛官に限 る)	警察官職務 執行法第4 条の規定の 準用
知事		地すべり	地すべりによる災害	必要と認め	立退くべき	その区域を

第3編 災害応急対策計画／第4章 避難計画

(その命を受けた 県職員)		等 防止法 第25条	・著しい危険が切迫していると認められるとき。	る区域内の 居住者	ことを指示	管轄する警察署長に報告
------------------	--	------------------	------------------------	--------------	-------	-------------

2 避難指示等の基準

避難の指示の基準は、次のとおりである。

- (1) 余震、地震後の降雨等により、山崩れ、斜面崩壊、地すべり、土石流等土砂災害の発生が予想され、避難を要すると判断されるとき。
- (2) 土砂災害警戒情報が発表されたとき。
- (3) 建物、擁壁等の倒壊、又は余震により、人的被害が発生するおそれがあるとき。
- (4) ダム等の決壊、降雨により、河川が警戒水域を突破し、洪水による人的被害が発生するおそれがあるとき。
- (5) 近海地震で、緊急に避難を必要とするとき。
- (6) 同時多発火災が発生し、延焼拡大の危険があり、人的被害が生ずるおそれがあるとき。
- (7) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼危険が大きいとき。
- (8) 危険物等が流出し、爆発、炎上等の災害が発生し、又は予想され、人的被害が生ずるおそれがあるとき。
- (9) 燃焼ガス、有毒ガス等が広域にわたり流出し、爆発その他の災害により、人的被害が予想されるとき。

避難の指示の決定に際して最も重要なことは、災害情報の迅速かつ的確な収集と、その情報に基づく判断にある。

情報は、消防、警察に集中することが多いので、これらの機関と密接な連携を保つと同時に、市民の積極的な協力を得て実施する。

3 県の実施する避難措置

- (1) 市が行う避難誘導の指導・応援協力

災害が発生した場合、現地に派遣された県職員は、市の行う避難誘導が円滑に行われるよう次の措置をとる。

- ア 管内市町の避難指示の状況を把握し、総務部本部室班（防災危機管理課）に報告する。
- イ 市から資機材、人員の協力要請があった場合、必要な応援を行う。

- (2) 知事による避難の指示等の代行

知事は、県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を当該市長に代わって実施するものとする。

- (3) 水防区域及び地すべり防止区域における立退きの指示等

市内で河川出水、斜面崩壊等の災害が発生した場合、二次災害を防止するため、水防区域及び地すべり防止区域の調査を行うとともに、市長若しくはその委任を受けた市職員の実施する避難のための立退きについて支援し、又は自らが実施する避難措置について協力させるものとする。

- (4) 県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設の入所者の避難誘導

県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設の所管課は、必要と認める場合、各々の施設管理者に指示し、入所者等を屋外等の安全な場所に避難させる。避難を行った場合、その旨を総務部本部室班（防災危機管理課）に通報する。

4 避難措置

- (1) 市が行う避難誘導

災害が発生した場合、現地に派遣された市職員は、市の行う避難誘導が円滑に行われるよう次の措置をとる。

- ア 市内の避難指示の状況を把握し、市本部に報告する。
- イ 被災地域から資機材、人員の協力要請があった場合、必要な応援を行う。

- (2) 知事による避難の指示等の代行



### 第3編 災害応急対策計画／第4章 避難計画

知事は、県の地域に係る災害が発生した場合において、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施するものとする。

#### (3) 水防区域及び地すべり防止区域における立退きの指示等

市内で河川出水、斜面崩壊等の災害が発生した場合、二次災害を防止するため、水防区域及び地すべり防止区域の調査を行うとともに、市長若しくはその委任を受けた市職員の実施する避難のための立退きについて支援し、又は自らが実施する避難措置について協力させるものとする。

#### (4) 市立社会福祉施設、市立学校、その他市立施設の入所者の避難誘導

市立社会福祉施設、市立学校、その他市立施設の所管課は、必要と認める場合、各々の施設管理者に指示し、入所者等を屋外等の安全な場所に避難させる。避難を行った場合、その旨を総務部本部室班（防災危機管理課）に通報する。

#### (5) 避難状況等に関する広報

広報担当は、避難状況等に関する情報を入手し、報道機関に対して広報を依頼し、一般市民に対して広報を行う。

### 5 避難の指示の伝達

#### 【総務課、デジタル推進課、消防本部】

避難の指示は、次の事項について、その内容を明らかにして実施する。

- (1) 避難の指示を行った市長等は、速やかに、その内容を告知放送（IP通信網）、アプリ、防災メール、広報車、報道機関の協力等あらゆる広報手段を通じ又は直接市民に対し、周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。この場合、情報の伝わりにくい高齢者、障害者等への伝達や夜間における伝達には、特に配慮するものとする。
- (2) 避難の伝達に当たっては、市単独の組織のみでの対応では迅速・確実性に欠けるおそれがあるので、防災関係機関、特に警察、消防、放送局等の協力支援を得るものとする。
- (3) 被災時における最も確実な伝達方法は、伝達員によるものであることから、伝達員による伝達方法をとる場合には、あらかじめ定められた地区分担により、伝達の徹底を図るものとする。

### 6 避難指示等の解除

避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

## 第2項 警戒区域の設定

#### 【総務課】

### 1 警戒区域の設定

市長若しくは委任を受けた職員は、地震による災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

警戒区域の設定は、市民の保護を目的としていることから、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し又は当該区域からの退去を命ずることができる。

また、市長からの要求等により、警察官及び災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が市長の職権を行った場合、その旨を市長に通知するものとする。

なお、災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が市長に代わって警戒区域を設定する。

### 2 設定の範囲

警戒区域の設定は、市民の生活行動を制限するものであることから、被害の規模や拡大方向を考慮し、的確に設定すること。

また、設定した警戒区域について、どのような処分を行うかは、市長の自由裁量行為であることから、立入制限を行う場合においても、どのような制限（どのような立入り許可をするか）を行うか等について、混乱をきたさないように十分留意しておくものとする。

### 3 警戒区域設定の伝達

### 第3編 災害応急対策計画／第4章 避難計画

警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様、市民及び関係機関にその内容を伝達するものとする。

#### 第3項 避難誘導

##### 【総務課】

避難の指示が出された場合、市は、警察署及び消防署・消防団、自主防災組織等の協力を得て、一定の地域又は自治会、事業所単位に集団の形成を図り、誘導員のもとに次により避難させる。

- 1 被災地近傍の空き地等の一時集合場所に避難者を集合させたのち、あらかじめ定めてある避難所等に誘導する。この場合、高齢者、障害者、妊産婦等要配慮者を優先して避難誘導する。
- 2 避難経路は、できるだけ危険な道路、橋、堤防その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
- 3 危険な地点には標示、なわ張りをを行うほか、状況により誘導員を配置し、安全を期する。
- 4 浸水地帯では、船艇又はロープ等を使用して安全を期する。
- 5 高齢者、障害者、妊産婦等要配慮者の避難に際しては、避難路等の状況に応じて、車両、船艇等を活用するなど配慮する。
- 6 誘導中は、事故防止に努める。

#### 第4項 観光客への避難誘導

##### 【観光政策課】

地理に不案内な観光客の安全確保について、必要な措置を講じる。

- 1 各機関の役割、安全対策等
  - (1) 市の役割
    - ア 安全性の確保
      - ① 避難誘導路、誘導手段等の確保
      - ② 観光協会、施設管理者との協議、連携
    - イ 観光協会、施設管理者への情報等の提供、伝達
      - ① 情報の定期的提供
      - ② 緊急避難に関する情報の速やかな伝達
      - ③ その他必要な情報の伝達と発信
  - (2) 観光協会の役割と施設管理者が講じる安全対策
    - ア 観光協会の役割
      - ① 対策本部、各施設管理者との連携
      - ② 施設管理者が講じる安全対策への協力、支援
    - イ 宿泊を伴う施設管理者が講じる安全対策
      - ① 各施設の緊急避難誘導計画の策定と対策本部への提出
      - ② 避難誘導に関する社員教育の徹底と訓練の実施
      - ③ 緊急避難時の備品類の設置と情報の提供
        - ・各部屋に避難マップを常備（客室案内係が館内説明時に説明）
        - ・施設の入口等に避難マップの掲示
      - ④ 自家用車利用宿泊者の避難誘導に関する事項
        - ・駐車場の出口に避難方向の明示（30台以上収容可能な駐車場）
        - ・避難誘導バスを必要に応じ確保
      - ⑤ バス利用宿泊者（団体客）の避難誘導に関する事項
        - ・バスの運転手、ガイド等を同一施設に宿泊
        - ・団体バス専用駐車場の確保と明示
    - ウ その他の施設管理者が講じる安全対策
      - ① 各施設の避難誘導計画の策定と対策本部への提出
      - ② 避難誘導に関する社員教育の徹底と訓練の実施
      - ③ 観光客への災害情報の提供

## 第2節 避難所の設置運営

避難所は、災害のため被害を受け又は被害を受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に收容し、保護するために設置するもので、開設実施機関は市長であり、救助法適用時においては、市長が、知事の委任を受けて行うことになる。

避難所の開設は、他機関、協力団体等（消防団、婦人会、自主防災組織、ボランティア団体等）の協力を得て実施する。

### 第1項 避難所の開設・運営

#### 【総務課、福祉課、避難所施設所管課】

#### 1 避難所の開設

- (1) 避難所は、災害が発生するおそれがある場合又は発災時において、先に選定した避難施設のうちから、災害規模、被災状況等を勘案し、管内の学校、公共施設等において開設する。また、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても土砂災害等の危険箇所等に配慮しつつ管理者等の同意を得て避難所として開設する。なお、開設に当たっては、建築物の安全を確認した上で、開設すること。
- (2) 避難所を開設した場合には、付近住民に対して周知徹底を図るとともに、関係機関（宇部健康福祉センター）、警察署、消防署等）へ連絡する。
- (3) 避難所開設と併せて、情報提供に必要な窓口を設ける。

#### 2 避難所の管理・運営

- (1) 避難所を設置した場合には、管理責任者を任命するとともに、円滑な管理運営を図る観点から連絡員を配置する。この場合、避難者の自活能力を高める観点等から避難者の中から協力者を選任する。  
また、可能な限り早期に地域住民による主体的な運営が行われるよう努めるものとする。
- (2) 管理責任者は、負傷者、衰弱した高齢者、障害者、妊産婦、遺児等に留意しながら、避難者の確認を行い、避難者名簿を作成する。この名簿は、安否情報、物資の配分等に活用されるものであるため、正確かつ迅速な対応を行う。また、市は避難者情報の早期把握に努める。
- (3) 避難所においては、水、食料、毛布、医薬品、育児用品等の生活必需品やテレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を確保するとともに、食品の必要量を避難者名簿等により把握し、公共施設の調理施設や仮設炊事場等を利用した炊き出し、食品流通業者による搬入等の手配を適切に行う。
- (4) 避難所の運営に当たっては、照明、換気等の生活環境や情報伝達、更には、避難が長期化する場合のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等、多様な主体の視点等に配慮する。特に、高齢者、障害者、妊産婦等の生活環境の確保や健康状態の把握、情報提供等には十分配慮する。
- (5) 避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、市民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。
- (6) 生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設けるものとする。
- (7) 避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- (8) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- (9) 避難所の運営にあたっては、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等多様な主体の視点等に配慮する。特に、女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、男女ペアによる巡回警備、トイレ・更衣室・入浴施設等の昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設するなど、安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるも

### 第3編 災害応急対策計画／第4章 避難計画

のとする。

(10) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、防災担当部局と保健担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

#### 第2項 避難所に収容する被災者の範囲

##### 1 災害によって現に被害を受けた者

###### (1) 住家被害を受け、居住の場所を失った者

住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等（破壊消防による全半壊を含む）の被害を受け、日常起居する居住の場所を失った者

###### (2) 現実に災害を受けた者

自己の住家に直接の被害はないが、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者。例えば、観光客、旅館・下宿の宿泊人、一般家庭の来訪客、通行人等

##### 2 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

###### (1) 避難指示が発せられた場合

###### (2) 避難指示は発せられていないが、緊急に避難する必要がある場合

(注)・ 被害を受けるおそれがある者が避難所に収容された者は、その被害を受けるおそれが解消したときは、直ちに、退所しなければならない。

- ・ 収容に際しては、物資配給の便宜等を考慮し、できるかぎり同一町内、単位等にまとめることが望ましい。

#### 第3項 避難所開設の期間及び費用

救助法が適用された場合における避難所の開設期間及び費用は、次のとおりである。

##### 1 期間

災害発生の日から7日以内。災害の状況により、内閣総理大臣の同意を得て期間を延長することができる。

##### 2 費用

- (1) 賃金職員等雇上費
- (2) 消耗器材費
- (3) 建物の使用謝金
- (4) 器物の使用謝金、借上費及び購入費
- (5) 光熱水費
- (6) 仮設炊事場及び便所及び風呂の設置費等
- (7) 福祉避難所設置に係る実費

#### 第4項 広域一時滞在

##### 1 市において行う事項

(1) 市長は、被災地区の避難所に被災者を収容できないときは、県内の他の市町あるいは近隣県等における広域一時滞在について県に要請する。

(2) 広域一時滞在のための要請をした市長は、所属職員の中から避難管理者を定め、移送先に派遣するとともに、移送に当たっての引率者を定め、引率させる。

(3) 県から被災者の受け入れを指示された市は、直ちに、避難所を開設し、受け入れ体制を整備する。

(4) 移送された被災者の避難所の運営は、移送要請をした市が行い、被災者を受け入れた市は、避難所の運営に協力するものとする。

(5) 避難所での生活が極めて困難な高齢者、障害者等については、あらかじめ協力・連携体制を確保している公的宿泊施設や公的住宅、社会福祉施設等への一時的な収容、移送など必要な配慮を行う。

(6) その他必要事項については、隣接市と平素から協議しておく。

##### 2 県において行う事項

(1) 市から被災者の移送の要請があった場合は、県（災害救助部救助総務班）は、県及び市町相互間の応援協定に基づき近隣県等へ照会するなどして被災者の移送先を決定する。ま

### 第3編 災害応急対策計画／第4章 避難計画

た、被災市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要請を待ついとまがないときは、市町の要請を待たないで広域一時滞在のための協議を行うものとする。

なお、市町及び県が被災により当該協議を行うことができない場合には、国が代わって行うものとする。

(2) 知事は、移送先が決定したら、直ちに、移送先の市町長に対して避難所の開設を指示要請し、被災者の受け入れ体制を整備させる。

#### 3 移送方法

被災者の移送方法は、県が市の輸送能力を勘案して決定実施するが、この場合、県が調達したバス、貨物自動車を中心に警察、自衛隊等の協力を得て実施する。

#### 第5項 避難所及び避難後の警備

避難所及び避難後の留守宅等の治安維持及び不安の解消については、警察、自主防犯組織、地域住民等による巡視、警ら等を実施し、地域の防犯に努める。

## 第5章 消防防災ヘリコプターによる災害応急対策

### 基本的な考え方

大規模震災が発生した場合又は発生するおそれがある場合、市はヘリコプターの特性を十分活用でき、かつ、その必要性が認められる場合において、消防防災ヘリコプターを積極的に活用した災害応急対策活動等を行う。

#### 第1節 活動体制

消防防災ヘリコプターの運航については、関係法令によるもののほか、「山口県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」、「山口県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによる。

#### 第2節 活動内容

消防防災ヘリコプターについては、その特性を十分活用し、次の各号に掲げる活動を行う。

- 1 災害応急活動  
被災状況の情報収集、市民への情報伝達、被災地への救急物資・医療品等の輸送
- 2 救急活動  
傷病者の救急搬送、医師等の輸送、重態患者の高度医療機関への転院搬送
- 3 救助活動  
災害被災者・遭難事故等の要救助者の捜索・救助
- 4 火災防御活動  
林野火災等の空中消火、消火資機材・要員の輸送、市民の避難誘導
- 5 広域航空消防防災応援活動  
地震発生時等における全国ネットワークによる相互応援
- 6 災害予防活動等  
市民への災害予防等の広報等

#### 第3節 応援要請

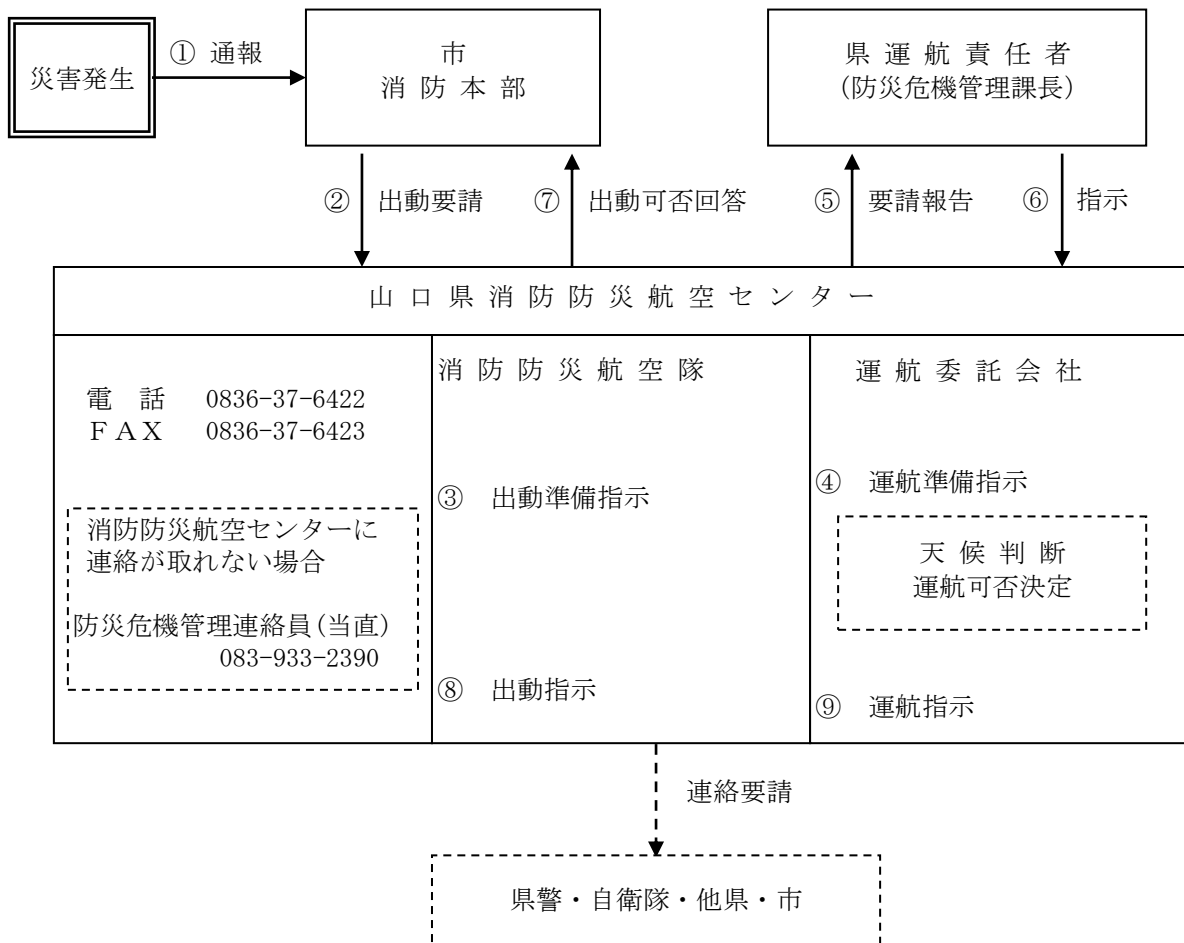
##### 【総務課、消防本部】

市長は、県知事に対して、「山口県消防防災ヘリコプター応援協定」の定めるところにより、応援要請を行うことができる。

- 1 応援要請の原則  
市長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターの活動が必要と判断する場合に応援を要請するものとする。
  - (1) 災害が他の協定市町に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
  - (2) 市の消防力によっては防御が困難な場合又は消防防災ヘリコプターによる活動が有効と判断される場合
  - (3) その他救急救助活動等において、消防防災ヘリコプターによる活動が有効と判断される場合

2 要請方法

県に対する消防防災ヘリコプターの支援要請は、次の図による。



## 第6章 応援要請計画

### 基本的な考え方

地震による災害が発生した場合、市、県及び防災関係機関は、あらかじめ定めてある地域防災計画等に基づき、各種の応急対策を実施することになるが、地震発生時には、被害が広範囲にわたり発生することから被災地市のみでの対応では困難なばかりか、県及び県内の各機関をもってしても十分な対応ができないことも考えられる。

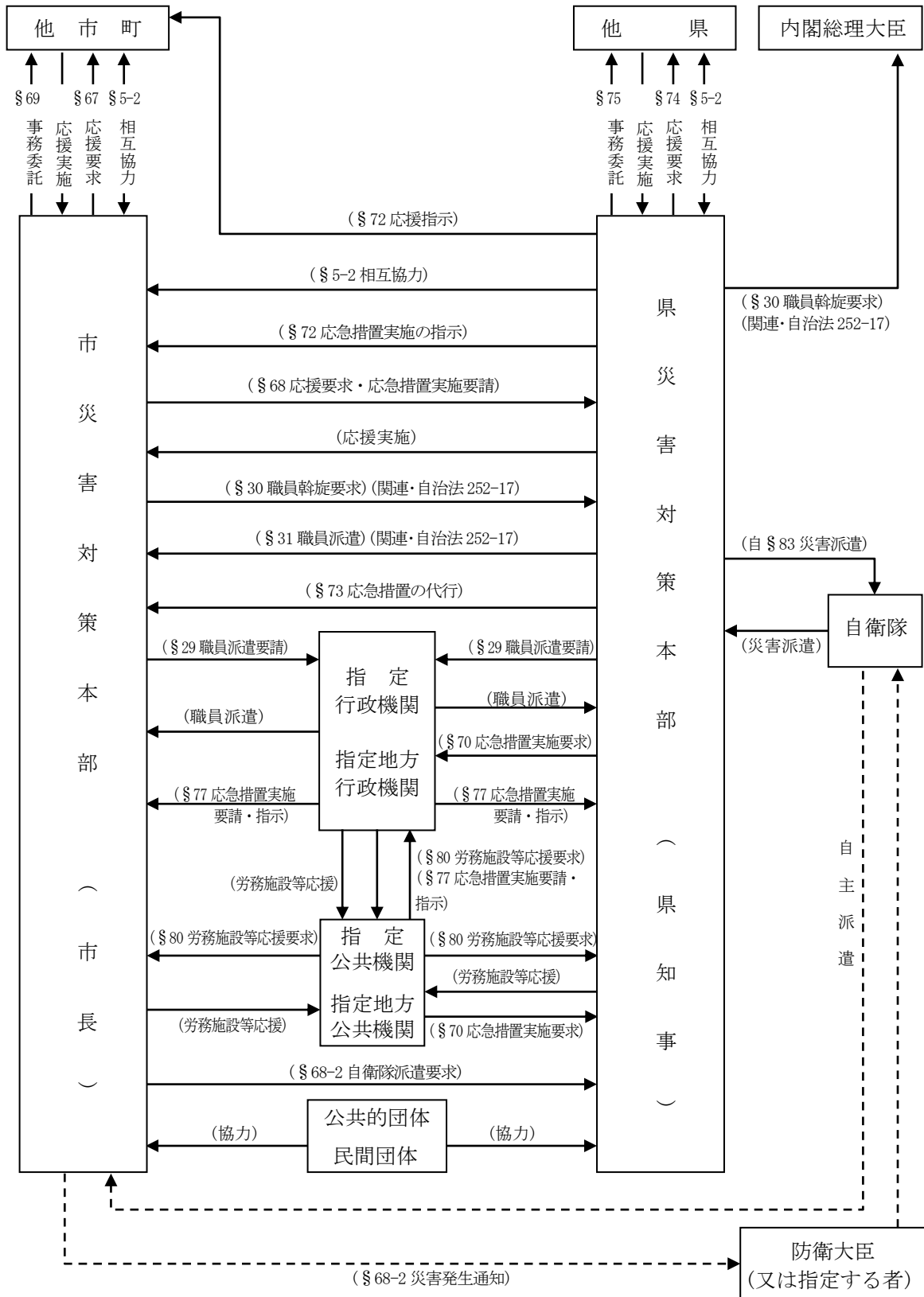
このような場合、被害を受けていない市や隣接県、国、自衛隊及び民間団体等の協力、応援を得て災害対策を実施することになる。



第1節 相互応援協力計画

第1項 災害時の応急対策協力関係図

災対法による場合



第2項 防災関係機関相互協力

【総務課】

被災地域での災害応急対策が迅速かつ円滑に実施されるには、国（指定地方行政機関）、県、市、及び指定地方公共機関等の防災関係機関が、相互に協力して対応することが求められることから、これに必要な事項について定める。

1 相互協力体制

(1) 市が行う措置

ア 他の市町への応援要請

市長は、応急措置を実施するに当たり必要があると認めるときは、他の市長に対し応援要請を行うものとする。

イ 県への応援要請又はあっせんの要請

(ア) 市長は、応急措置を実施するに当たり必要があると認めるときは、県知事に対し応援を求め、又は応急措置の実施について要請するものとする。

(イ) 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し、他の市町、県、指定地方行政機関の職員の派遣要請又は派遣のあっせんを求めるものとする。

区分	派遣の相手方		
	他市町	県	指定地方行政機関
派遣要請	自治法第252条の17	自治法第252条の17	災対法第29条第2項
派遣あっせん (あっせん要請先)	災対法第30条第2項 (知事)	災対法第30条第2項 (知事)	災対法第30条第1項 (知事)

(ウ) 派遣要請者は、市長、市の委員会又は委員である。

(エ) 要請先及び要請必要事項

県への要請は、県本部本部室班に対して行い、要請については、とりあえず電話等により要請し、後日文書で改めて処理するものとする。

要請必要事項は、次のとおりである。

要請の内容	要請に必要な事項	備考
1 他市町に対する 応援要請	(1) 災害の状況 (2) 応援(応急処置の実施)を要請する理由 (3) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品目及び数量	災対法第67条 災対法第68条
2 県への応援要請又は 応急措置の実施要請	(4) 応援(応急処置の実施)を必要とする場所 (5) 応援を必要とする活動内容(必要とする応急処置) (6) その他必要な事項	
自衛隊災害派遣要請	本章第2節自衛隊災害派遣要請計画参照	自衛隊法第83条
指定地方行政機関又は 都道府県の職員の派遣 のあっせんを求める 場合	(1) 派遣のあっせんを求める理由 (2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 (3) 派遣を必要とする期間 (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 (5) その他参考となるべき事項	災対法第30条 自治法第252条 の17
他県消防の応援を 求める場合	山口県広域消防応援・受援基本計画	消防組織法 第44条
放送機関への災害時 放送要請	第2章 災害情報の収集・伝達計画参照 日本放送協会山口放送局・山口放送(株)・テレビ 山口(株)・山口朝日放送(株)・(株)エフエム山口	災対法第57条

ウ 自主防災組織との協力体制の確立

市は、区域内の自主防災組織（企業等を含む）との協力体制を確立し、その機能が十分発揮できるよう自主防災組織の協力内容及び協力方法等について、災害発生時に円滑な行動がとれるよう、日常から関係者等に周知を図っておくものとする。

自主防災組織の協力業務として考えられる主なものとして、「避難誘導、避難所での救助・介護業務等への協力」、「救助・救急活動を実施する各機関への協力」、「被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力」、「被災地域内の社会秩序維持への協力」、「その他の災害応急対策業務（地域、市の体制等勘案して）への協力」、「要配慮者の保護」等がある。

第3編 災害応急対策計画／第6章 応援要請計画

エ 資料の整備

市は、被災市町からの応援要請に迅速に対応できるよう、平素から、応援職員、必要資機材等の確認をしておくとともに、必要な資料について整備を行っておくものとする。

(2) 県がとる相互協力措置

ア 知事は、市から応援の要求があった場合、市以外の市町長に対し応援すべきことを指示するとともに、県として必要な応援措置を講じる。

イ 知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請する。また、内閣総理大臣に対し職員の派遣あつせんを求める。なお、この場合の要請に必要な事項は、上記市町の場合と同様である。

区分	派遣の相手方			
	他市町	県	指定地方行政機関	指定行政機関
派遣要請	自治法第252条の17	自治法第252条の17	災対法第29条第1項	災対法第29条第1項
派遣あつせん (あつせん要請先)	—	災対法第30条第2項 (内閣総理大臣)	災対法第30条第1項 (内閣総理大臣)	災対法第30条第1項 (内閣総理大臣)

ウ 派遣要請者は、知事、県の委員会又は委員である。

エ 知事は、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市が実施すべき応急措置のうち特に急を要する重大な事項について、市長に代わって実施することになる。

特に急を要する応急処置	1 災対法第60条第5項（避難の指示等） 2 災対法第63条第1項（警戒区域の設定） 3 災対法第64条第1項・第2項（応急公用負担等） 4 災対法第65条第1項（人的公用負担）
-------------	--

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関

ア 防災関係機関の長又は代表者は、その所掌する災害応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、関係機関に対し労務、施設、設備又は物資の確保について応援又はあつせんを求めるものとする。

イ この場合の市への応援要請、あつせんを依頼しようとするときは、次の事項について総務対策部を窓口にとりあえず口頭又は電話により要請し、後日文書で改めて処理するものとする。

- (ア) 災害の状況及び応援を求める理由（あつせんを求める理由）
- (イ) 応援を希望する機関名
- (ロ) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- (エ) 応援を必要とする期間
- (オ) 応援を必要とする場所
- (カ) 応援を必要とする活動内容
- (キ) その他必要な事項

2 相互協力の実施

(1) 基本的事項

ア 各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障がない限り協力又は便宜を供与するものとする。

イ 各機関相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ、協議、協定等を締結しておくものとする。

(2) 応援を受けた場合の費用の負担

ア 他の地方公共団体の応援を受けた場合の応急措置に要する費用の負担は、災対法第92条によるが、相互応援協定に特別の定めがある場合は、これによるものとする。

イ 費用の負担の対象となるものは、おおむね次のとおりである。

- (ア) 派遣職員の旅費相当額

### 第3編 災害応急対策計画／第6章 応援要請計画

- (イ) 応急措置に要した資材の経費
- (ロ) 応援業務実施中において第三者に損害を与えた場合の業務上補償費
- (エ) 救援物資の調達、輸送に要した経費
- (オ) 車両機器等の燃料費、維持費

#### 第3項 応援協定

##### 【総務課】

##### 1 地方公共団体の応援協定

大規模な地震による災害が発生した場合の災害応急対策は、市、県のみでの対応では十分な対応ができないことが予測される。このため、市及び県は、他の市町、県との間に相互応援協定を締結するなどして、円滑な災害応急対策を講じることとしている。

##### (1) 市の相互応援協定

##### ア 消防相互応援

県内各市町及び各消防一部事務組合は、全県下を対象とする広域消防相互応援協定を締結し、大規模震災等による不測の事態に備えている。

##### イ 自動車専用道における消防相互応援

関係市町は、中国自動車道及び山陽自動車道において火災、救急及び救助事故等が発生した場合に、災害による被害を最小限に防止することを目的とした消防に関する相互応援協定を締結している。

##### (2) 県及び市町相互応援協定

県内で災害が発生した場合、被災した市町のみでは十分な応急措置等ができない場合に備え、県及び県内市町が迅速かつ円滑な応援を行えるよう、県及び県内市町相互間の災害時応援協定を締結している。

##### 2 防災関係機関との協定

震災時において、防災関係機関の円滑な協力が得られるよう市は、協定の締結を推進する。

##### 3 民間団体との協定

市、県及び関係防災機関は、災害応急対策を実施する上で支援を受ける必要がある場合、積極的な協力が得られるよう、関係民間団体との協力体制の確立に努めるものとする。

#### 第4項 派遣職員にかかる身分、給与等

応援に派遣された職員の身分取り扱いについては、災対法第32条、同施行令第17条、第18条にその取り扱いが規定されている。

#### 第5項 応援者の受入措置

##### 【総務課】

##### 1 応援者の受入先

他の市町、他県からの応援者の受入れについては、応援を求めた市長又は知事（各対策部）において、受入れに必要な措置を講じるものとする。

- (1) 到着場所の指定
- (2) 連絡場所の指定
- (3) 連絡責任者の氏名
- (4) 指揮系統の確認及び徹底
- (5) 使用資機材の確保、供給に必要な措置

##### 2 応援者の帰属

要請に応じ派遣された者は、応援を求めた市町長、又は知事（各対策部）の下に活動するものとする。

#### 第2節 自衛隊災害派遣要請計画

##### 【総務課】

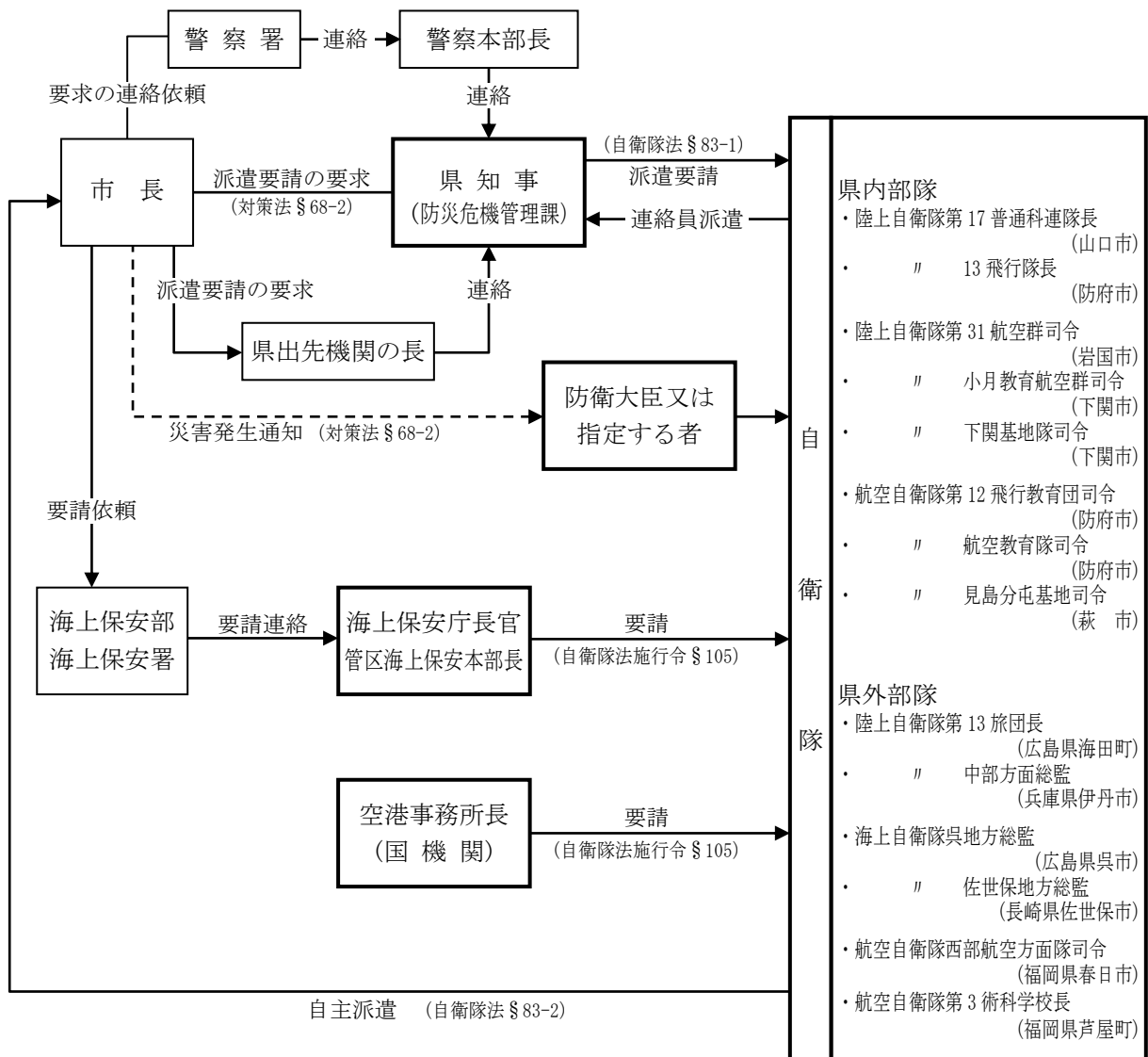
大規模な地震による災害が発生した場合、市、県等の力だけでは、救助活動に必要な人員、物資、設備及び用具等を確保することが困難な場合がある。

### 第3編 災害応急対策計画／第6章 応援要請計画

このような場合、被害の状況に応じて自衛隊の派遣要請を行うことになるため、これに必要な事項を定める。

第1項 災害派遣要請の範囲と対象となる災害

1 災害派遣要請（要求）系統図



2 災害派遣の範囲

(1) 派遣方法

自衛隊の災害派遣には、次の場合がある。

- ア 地震による災害が発生し、市長が、人命又は財産の保護のため必要があると認めて要請した場合。
- イ 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、市長が、予防のため要請をし、事情止むを得ないと認めた場合。
- ウ 災害の発生が突発的で、その救援が特に緊急を要し、市長等からの要請を待つ時間的余裕がないと認めて自主的に派遣する場合。この場合の判断基準は、次のとおりである。
  - (ア) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
  - (イ) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
  - (ウ) 航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が人命救助に関するものであること。
  - (エ) その他の災害に際し、上記(ア)～(ウ)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待つ時間的余裕がないと認められること。この場合において、自主派遣の後、知事から要請があった場合には、その時点から要請に基づく救援活動となる。

### 第3編 災害応急対策計画／第6章 応援要請計画

#### (2) 災害派遣時に実施する活動内容

救助活動区分	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握
避難の援助	避難指示が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を実施
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力しての消火活動（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫の実施（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水の実施
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づく、被災者に対する救援物資の無償貸付又は譲与
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去の実施
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについての所要措置

#### (3) 要請の基準

自衛隊による救助活動は多岐にわたるが、要請に当たっての統一見解としておおむね次に掲げる事項を満たすものについて、派遣要請を行うものとする。なお、派遣を要請しない場合、その旨を連絡すること。

ア 災害に際し、人命又は財産の保護のため必要であること。

イ 災害の状況、災害救助に従事している防災関係機関の活動状況からみて、自衛隊の活動が必要であり、かつ、適当であること。

(ア) 救助活動が自衛隊でなければ出来ないと認められるさし迫った必要性があること。（緊急性）

(イ) 人命又は財産の保護のための公共性を満たすものであること。（公共性）

(ウ) 自衛隊のほかに災害救助活動について対応できる手段がないこと。（非代替性）

ウ 救援活動の内容が自衛隊の活動にとって適切であること。

## 第2項 災害派遣要請の手続

### 1 要請権者

#### (1) 要請権者

知事：主として陸上災害の場合

#### (2) 市長の措置

### 第3編 災害応急対策計画／第6章 応援要請計画

市長は、災害の状況、応急措置の実施状況を踏まえ、第1項1に掲げる災害派遣要請系統図のうち、最も適切な系統により要請権者に派遣要請の要求(要請依頼)をするものとする。

#### 2 要請手続

##### (1) 県の要請事務処理窓口

自衛隊の災害派遣の連絡窓口は、県本部本部室班とする。

##### (2) 事務処理の方法

市長は、知事に対し、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。

ただし、事態が切迫している場合は口頭又は電信、電話等により要請し、事後速やかに文書を送達するものとする。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

##### (3) 災害派遣連絡窓口一覧表

区 分	要 請 先	所 在 地	活 動 内 容
陸上自衛隊 に対する もの	第17普通科連隊長 第13旅団長 中部方面總監	山口市上宇野令 784 (083-922-2281) 広島県安芸郡海田町寿町 2-1 (082-822-3101) 伊丹市緑ヶ丘 7-1-1 (0727-82-0001)	車両・航空機・地上部隊による各種救助活動
海上自衛隊 に対する もの	呉地方總監 第31航空群司令 小月教育航空群司令 下関基地隊司令	呉市幸町 8-1 (0823-22-5511) 岩国市三角町 2丁目 (0827-22-3181) 下関市松屋本町 3-2-1 (083-282-1180) 下関市永田本町 4-8-1 (083-286-2323)	航空機をもってする人員、物資の輸送、状況偵察、応急給水等
航空自衛隊 に対する もの	第12飛行教育団司令 航空教育隊司令 西部航空方面隊司令官 第3術科学校長	防府市田島 (0835-22-1950) 防府市中関 (0835-22-1950) 春日市原町 3-1-1 (092-581-4031) 芦屋町芦屋 144-1 (093-223-0981)	主として航空機による偵察・人員・物資輸送、急患搬送等

#### 3 市長の派遣要請の要求

市長の知事への派遣要請の要求は、災害派遣要請依頼書(様式)によるものとし、緊急を要する場合には、電話等により派遣要請の要求を行い、事後速やかに依頼文書を提出するものとする。

なお、市長は、知事に対して派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び市の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は指定する者に通知することができる。この場合において、市長は、事後速やかにその旨を知事に通知すること。

#### 4 自衛隊との連絡

##### (1) 情報連絡

ア 自衛隊の派遣を要請した者は、自衛隊の活動が円滑に行われるよう、気象情報、被害状況その他の情報を適時連絡するものとする。また、自衛隊においても、積極的に関係機関が実施する応急対策活動の実施状況等にかかる情報収集に努めるものとする。

イ 震度5弱以上の地震等に際し、自衛隊が、航空機等により当該災害の発生地域等の情報収集を行った場合において、その情報を必要に応じ、県に伝達し、県も的確な災害情報の提供に努めること。

##### (2) 県との連絡

ア 陸上自衛隊第17普通科連隊は、県に災害対策本部が設置された場合、県本部室に連絡員を派遣等情報収集をするものとする。

イ 災害対策本部を設置しない場合でも、災害の発生のおそれがあるとき又は災害が発生したときにおいて必要と認めるときは、防災危機管理課に連絡員を派遣するものとする。

ウ 派遣に際しては、必要に応じて無線機器を携行するものとする。



### 第3項 災害派遣受入れ

#### 1 市長の措置

知事又は自衛隊から災害派遣の通知を受けたときは、速やかに派遣部隊の宿泊所、車両資機材等の保管場所の確保、その他受入れのために必要な措置をとるものとする。

##### (1) 部隊の受入準備

ア 市の職員のうちから、派遣部隊及び県との連絡を担当させるため、連絡担当員を指名する。

イ 連絡担当員は、応援を求める作業内容又は作業方法ごとに必要とする人員、資機材等の確保、その他について計画し、部隊の到着と同時に作業が開始できるよう準備しておく。

ウ 部隊が集結した後、直ちに指揮官とイの計画について協議し、調整の上、必要な措置をとるものとする。

##### (2) 部隊誘導

地理に不案内の他県の部隊のため、消防団員あるいは自主防災組織構成員等をもって、派遣部隊を集結地に誘導する。

##### (3) 自衛隊の活動等に関する報告

市長は、派遣部隊の指揮官から、当該部隊の長の官職氏名、隊員数、到着日時 of 申告を受け、また、従事している作業の内容その進捗状況等について報告を受け、適宜市災害対策本部本部室班に報告するものとする。

#### 2 経費の負担区分

##### (1) 自衛隊が負担する経費

ア 部隊の輸送費

イ 隊員の給与

ウ 隊員の食料費

エ その他部隊に直接必要な経費

##### (2) 派遣を受けた側が負担する経費

(1)に掲げる経費以外の経費

### 第4項 自主派遣の場合の措置

1 指定部隊の長は、できる限り早急に県知事等に自主派遣したことの連絡をするものとする。この場合の連絡は、派遣日時、派遣場所、救援活動内容、当該部隊の長の官職氏名、隊員数等について行うものとする。

2 知事等は前記の連絡を受けたときは、直ちに当該部隊が派遣された地域の市長等に通知するものとする。

3 市長は、知事からの通知又は部隊の長から直接連絡を受けた場合は、直ちに前記第3項に定める措置に準じた措置をとるものとする。

4 自主派遣した後において知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動となることから、知事等は、前記第2項に定める措置をとるものとする。

### 第5項 災害派遣部隊の撤収

#### 1 撤収要請の時期

(1) 要請権者（知事等）が、災害派遣の目的が達成され、その必要がなくなつたと認めるとき。

(2) 市長から災害派遣部隊の撤収要請の依頼があつたとき。

(3) 知事は、市長から撤収の依頼を受けた場合又は自ら撤収の必要を認めた場合にあつても、民心の安定、民生の復興に支障がないように各機関の長並びに自衛隊連絡班と協議して行うものとする。

#### 2 撤収要請の手続き

撤収要請は、災害派遣撤収要請依頼書（様式）によるものとする。

## 第7章 緊急輸送計画

### 基本的な考え方

地震発生時において、救出・救助活動、消火活動、救援物資・要員輸送等各種の災害応急対策活動の実施に当たって、緊急輸送の果たす役割は極めて重要である。

緊急輸送の確保は、情報の収集・伝達と並んであらゆる災害応急対策活動の基盤であり、緊急輸送ネットワークの整備、道路啓開、輸送車両等の確保について定める。

### 第1節 緊急輸送ネットワークの整備

#### 【総務課、建設課】

#### 第1項 緊急輸送道路等緊急輸送施設の指定

市は、地震発生時に物資の受入、被災地への輸送、被災者の拠点医療機関等への移送等緊急な輸送対応が確保されるよう、陸の交通手段を活用した緊急輸送ネットワークを形成するため、緊急輸送道路等輸送施設を指定し、緊急輸送ネットワークを整備する。

##### 1 緊急輸送施設等の指定

###### (1) 道路

市は、本庁舎、総合支所及び広域輸送拠点及び隣接市並びに拠点医療機関と接続し、また、これを補完する道路を緊急輸送道路として指定する。

###### (2) ヘリポート

空路による救援物資等の受け入れ並びに負傷者の緊急輸送のための臨時航空基地とし臨時ヘリポートを指定する（資料編参照）。

#### 第2項 緊急輸送施設等の整備

緊急輸送施設として指定された施設の管理者は、施設の災害に対する安全性の確保等防災対策に努めるものとする。

#### 第3項 広域輸送拠点の整備

##### 1 市の拠点整備

市は、県内他地域及び他県等からの緊急物資の受入れ、一時保管並びに各地域内輸送拠点への積替・配分等の拠点としての広域輸送基地を次のように定める。

施設名称	所在地	管理者	電 話
美 称 中 央 公 園	大嶺町東分 11313	建 設 課	0837-52-5221
多 目 的 広 場	伊佐町伊佐 3813	教育委員会	0837-52-3310
伊 佐 公 園	伊佐町伊佐 4541	教育委員会	0837-52-3310
大 田 運 動 場	美東町大田 6165-1	教育委員会	08396-2-5555
秋芳北部総合運動公園	秋芳町嘉万 2233	教育委員会	0837-62-1922

##### 2 輸送拠点の整備

輸送拠点の整備に当たっては、地域の社会特性（人口、交通施設の整備状況、交通利便性等）や被害特性を考慮し、必要に応じ備蓄倉庫等の整備を進める。

##### 3 代替地の選定

災害の状況により、あらかじめ指定した輸送拠点が確保できない場合は、速やかに代替地を選定確保する。

#### 第4項 発災時における緊急輸送施設の確保

地震発生時には、緊急輸送ネットワークの中から必要な広域輸送拠点を開設するとともに、緊急輸送施設の確保を図る。

## 第2節 緊急道路啓開

### 【建設課】

緊急道路啓開とは、災害発生直後における道路上の各種障害物の除去及び道路施設の応急修復を行うことで、市・県は、各種救援活動を円滑に実施するため、次の基準により緊急度の高い順に第1次緊急啓開道路、第2次緊急啓開道路に区分し、各道路管理者は、この路線における障害物の除去、道路の損壊等の応急補修を優先的に行うこととする。

### 第1項 緊急啓開道路の選定基準

#### 1 第1次緊急啓開道路

- (1) 高速自動車道、主要国道及びこれらを連絡するインターアクセス道路等の幹線道路
- (2) 病院、消防署、警察署等の実活動部隊の拠点を結ぶ道路
- (3) 市本庁及び総合支所等を結ぶ道路

#### 2 第2次緊急啓開道路

- (1) 第1次緊急啓開道路と市災害対策本部が設置される庁舎を結ぶ道路
- (2) 第1次緊急啓開道路と主要公共施設を結ぶ道路
- (3) 第1次緊急啓開道路と救援物資等の備蓄倉庫を結ぶ道路
- (4) 市、県の第2次緊急啓開道路との接続道路

### 第2項 啓開道路の選定

#### 1 啓開道路の選定

県及び市町は、国土交通省中国地方整備局、西日本高速道路株式会社等の関係機関と協議の上、それぞれが管理する幹線道路を中心として、これらを有機的に連携させた緊急啓開道路を選定する。

#### 2 災対法に基づく車両の移動命令等

##### 【各道路管理者等】

各道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その区間を指定して、当該区間内にある者に対して当該区間を周知し、以下の措置をとることができる。

- (1) 当該車両その他の物件の所有者等に対し、当該車両等の道路外への移動その他必要な措置をとることの命令。
- (2) 所有者等が(1)の命令によっても当該措置をとらないとき又は現場にいないとき等には、道路管理者等自らによる当該措置の実施。この場合、やむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
- (3) 上記の措置をとるため必要な限度において、他人の土地の一部利用又は竹木その他の障害物の処分。
- (4) (2)又は(3)の措置をとったときは、通常生ずべき損失の補償。

### 第3項 緊急啓開作業体制

#### 1 緊急啓開路線の分担

啓開作業は、各道路管理者が行う。

なお、道路啓開に当たっては、被災地方公共団体、その他の道路管理者及び関係機関等と連携を図りつつ計画的に作業を実施する。

#### 2 啓開作業

市は、区域内の道路被害及び道路上の障害物等の状況を速やかに調査し、県に報告するとともに、所管する道路については、県に準じて啓開作業を実施する。

- (1) 市は、所管する道路の被害状況、道路上の障害物の状況を速やかに調査するとともに、他機関からの情報収集に努め県及び国土交通省に報告するとともに、緊急度に応じ啓開作業を実施する。

### 第3編 災害応急対策計画／第7章 緊急輸送計画

- (2) 道路の損壊、建物倒壊等による障害物の除去については、警察、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得て実施する。
- (3) 特に避難、救出及び医療救護、緊急物資の輸送に必要な主要路線を重点的に優先して実施する。
- (4) 道路の確保に当たっては、2車線の確保を原則とするが、止むを得ない場合には、1車線とし、適当な箇所に車両の交錯ができる退避所を設ける。
- (5) 被害の規模、状況によっては、各関係機関と連携し、自衛隊の支援を要請するとともに、受入体制の確保に努める。
- (6) 道路啓開に必要な人員及び資機材を確保するため、建設業協会等関係団体の支援を要請する。

#### 第4項 道路啓開に必要な資機材の確保

各道路管理者は、平素から道路啓開に必要な資機材の備蓄整備を行うとともに、建設業界等を通じて使用できる建設機械等必要な資機材確保に努める。

#### 第3節 輸送車両等の確保

##### 【総務課、監理課、地域振興課】

市、県及び防災関係機関は、震災時における応急対策の実施に当たり、必要な人員、物資、資機材等の輸送を円滑に行うため、輸送手段等の確保についての計画を定める。

#### 第1項 輸送手段の確保措置

- 1 輸送手段の確保については、それぞれ応急対策を実施する機関が行うこととするが、災害が激甚で、これらの機関において輸送力の確保ができないときは、関係機関の応援を求めて実施する。
- 2 輸送方法については、車両による輸送、列車による輸送、船舶による輸送、航空機による輸送、人力による輸送等が考えられるが、被災地の地理的条件、社会的条件、被災状況等を総合的に判断して最も効率的で適切な方法によることとする。このため市、県及び関係機関は、あらかじめ輸送力の確保に係る計画について定め、震災時の輸送力の確保を図るものとする。
  - (1) 車両による輸送  
実施機関が所有する車両による輸送力の確保ができないときは、次の順序で借上等の措置を講じるものとする。
    - ア 公共的団体の車両
    - イ 営業所有者の車両
    - ウ その他の自家用車両
  - (2) 列車による輸送  
道路の被害により自動車輸送が不可能なとき又は遠隔地において物資、資機材を確保した場合などで、列車による輸送が適切であるときは、当該対策の実施機関は、JR西日本及びJR貨物に要請して、列車輸送を行うものとする。
  - (3) 他の輸送手段が確保できない場合、自衛隊に対し必要な要請を行うものとする。
    - ア 自衛隊所有車両による輸送支援の要請
    - イ ヘリコプター等航空機による輸送支援の要請

#### 第2項 調達

- 1 市は、あらかじめ定める輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両及び車両用燃料の調達先、活用場所等を明確にし、必要人員及び物資等の輸送手段を確保するものとする。
- 2 市が運用調達する運送車両等に不足が生じた場合又は生じるおそれがあると予想される場合には、次の事項を明示して、他の市又は県にあっせんを依頼するものとする。
  - (1) 輸送区間及び借上期間
  - (2) 輸送人員又は輸送量
  - (3) 車両等の種類及び必要台数
  - (4) 集結場所及び日時

### 第3編 災害応急対策計画／第7章 緊急輸送計画

- (5) 車両用燃料の給油所及び給油予定量
  - (6) その他参考となる事項
- 3 指定公共機関・指定地方公共機関・公共的団体、関係業者等は、地震発生時に、市から輸送力確保に係る協力要請があった場合、これの確保に協力する。
- (1) 日本貨物鉄道株式会社
  - (2) 日本通運株式会社
  - (3) 防長交通株式会社
  - (4) サンデン交通株式会社
  - (5) 中国JRバス株式会社

## 第4節 救助法による輸送基準

### 【福祉課、関係各課】

#### 第1項 輸送の範囲

救助法による救助実施のための輸送の範囲は、次のとおりである。

- 1 り災市長、警察官等避難指示者の指示に基づき、長距離避難等を行う場合の輸送
- 2 医療及び助産のための輸送
  - (1) 重症患者で救護班で処理できない場合等の病院又は産院への輸送
  - (2) 救護班が仮設する診療所等への入院又は通院のための輸送
  - (3) 救護班の人員輸送
- 3 り災者の救出のための輸送  
救出されたり災者の輸送及び救出のための必要な人員、資材等の輸送
- 4 飲料水供給のための輸送  
飲料水の輸送及び確保のために必要な人員、ろ水器その他の機械器具、資材等の輸送
- 5 救済用物資の輸送  
り災者に支給する被服、寝具、その他の生活必需品、炊出用食料、薪炭、学用品、医薬品、衛生材料及び義援物資等の輸送
- 6 遺体の捜索のための輸送
  - (1) 遺体処理のための救護班員等の人員の輸送及び遺体の処置のための衛生材料の輸送
  - (2) 遺体を移動させるための遺体の輸送及びこれに伴う必要な人員の輸送
- 7 輸送の特例  
応急救助のため、輸送として上記1～6以外の措置を必要とするときは、知事は、内閣総理大臣に対して特別基準の協議を行うものとする。

#### 第2項 輸送の期間

- 1 救助法による各救助の実施期間中とする。
- 2 各種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の同意により延長（特別基準）されたときは、その救助に伴う輸送の期間も自動的に延長させるものとする。

#### 第3項 輸送の費用

- 1 輸送業者における輸送又は車両の借上のための費用は、本県の地域における慣行料金（国土交通省認可料金以内）によるものとする。
- 2 輸送実費の範囲は、運送費（運賃）、借上料、燃料費、消耗器材費及び修繕料とする。
- 3 輸送業者以外の者の所有する車両の借上に伴う費用（借上料）は、輸送業者に支払う料金の額以内で、各実施機関が、車両等の所有者と協議して定めるものとする。
- 4 官公署及び公共的団体（農業協同組合、森林組合等）の所有する車両を借上げる場合は、原則として使用貸借によるものとし、特に定めがない限り無償とする。  
（燃料費、運転者付きの場合の運賃、修繕料の負担程度とする。）

第5節 交通規制

【総務課、建設課】

震災時における交通の確保は、避難救出、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援救護活動を円滑に実施するためには極めて重要となることから、交通の確保に必要な交通情報の収集・伝達及び交通規制その他の必要事項について定める。

第1項 道路交通規制

1 交通規制の内容

災害発生直後における交通混乱を最小限に止め、被災者の安全な避難と緊急通行車両の通行を確保することを重点に、次の交通規制を実施する。

(1) 規制の実施区分

被災地域の人口集中地域を対象に、第1次規制、第2次規制の区分を設け、路線の規制を行うとともに、必要に応じて地域指定して、規制を実施する。

ア 第1次規制

災害発生直後における交通混乱を最小限にとどめるため

- (ア) 被災地域方向へ向う車両の通行禁止等の交通規制を実施し、流入交通の抑制をする。
- (イ) 避難車両の通行路を確保し、被災地域からの流出交通の整理・誘導を実施する。
- (ウ) 救出、救助、消火、医療救護活動等の緊急通行車両の通行を確保し、交通の整理・誘導を実施する。

イ 第2次規制

- (ア) 緊急交通路を指定し、緊急通行車両の通行を確保する。
- (イ) 一般車両の流入、通過交通の抑制を図る交通規制を実施する。
- (ウ) 被災地域住民の生活道路の確保のための交通規制を実施する。

(2) 規制の実施種別

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止 又は制限	県内又は隣接県、近接県に災害が発生し又は発生しようとする場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため必要があるとき。	緊急通行車両以外の車両	災対法 第76条 第1項
同上	同上	県内の道路に、災害による道路の損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要があるとき。	歩行者 車両等	道路交通法 第4条 第1項
警察署長	同上	上記の場合において、他の警察署の所管区域に及ばないもので、期間が1カ月を超えないものについて実施するとき。	同上	道路交通法 第5条 第1項
警察官	同上	災害発生時等において交通の危険を防止するため、緊急措置として、必要があると認めるとき。	同上	道路交通法 第6条 第4項
道路管理者	同上	道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認めるとき。	同上	道路法 第46条 第1項

2 交通情報の収集伝達

警察本部（交通管制センター）は、道路管理者等と連携して、交通情報を収集するとともに、各種広報媒体を活用して、市民及び広く道路利用者に対して情報伝達を実施する。

(1) 交通情報の収集

管制施設（カメラ等）、航空機（ヘリコプター等）、車両（パトカー、二輪等）、警察官等により、次の事項を調査する。

- ア 幹線道路の被害状況
- イ 交通規制の実施状況
- ウ 鉄道、駅等の被害状況

### 第3編 災害応急対策計画／第7章 緊急輸送計画

エ 交通の流れの状況

オ その他

#### (2) 交通情報の伝達

収集した交通情報は、次の広報媒体を活用して、広報を実施する。

ア 管制施設（交通情報板、路側通信等）

イ ラジオ、テレビ等の放送施設（日本放送協会、民放各社等）

ウ 日本道路交通情報センター

エ その他

### 3 交通規制の実施要領

#### (1) 第1次交通規制

災害発生と同時に次の要領で規制措置を実施する。

ア 被災地域への流入交通の抑止

(ア) 被災地域における救援、救護活動を円滑に実施するため、被災地域に向かう車両に対して、被災地域外の交通要所において緊急通行車両以外の車両の流入抑止の規制広報を実施する。

(イ) 迂回措置の可能な地点において、警察官等により、被災地に向かう緊急通行車両以外の車両通行禁止措置を行うとともに、一般通行車両の迂回誘導を実施する。

イ 避難車両の流出誘導の実施

(ア) 被災地域内にある道路のうちから避難交通路を確保し、交通の要所において、避難車両の流出誘導を実施する。

(イ) 被災地域内にある一般車両もできるだけ迅速に被災地から離れるよう整理、誘導する。

#### (2) 第2次交通規制

ア 緊急交通路の指定

緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、次により規制を実施する。

(ア) 緊急交通路の指定に併せて、通行妨害となっている物件を除去する。

(イ) 迂回措置の可能地点において、被災地に向かう緊急通行車両以外の車両の通行禁止規制及び一般車両の迂回についての広報を実施する。

(ウ) 規制起点については、検問を実施し、一般車と緊急通行車両を区分けし、一般車については、他の路線に迂回誘導する。

イ その他の交通規制の実施

(ア) 道路交通法上の規制を有効に活用して、一般車両の被災地域への流入抑止を図るとともに、路線を指定して、被災地域への出入り交通路を確保する。

(イ) 被災地域内の生活道路の確保を図る。

#### (3) 警察官等の規制実施体制及び規制資機材の活用

ア 警察官等の規制実施体制及び隣接県、近隣県等を含めた広域的な交通規制の必要がある場合、県公安委員会は、これらの県の公安委員会に対して交通規制及び広報について要請する等、相互の連携を取りながら実施する。これらについては、別に定める。

イ 交通規制に当たっては、道路交通法第4条第5項に基づく道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に定める標識、災対法第76条第1項の規定に基づく、同法施行規則第5条第1項に定める標識及びロープ、防護柵等の装備資機材を有効に活用して実施する。

ウ 道路交通機能を確保するため、警察官等による交通整理、誘導を行うほか、信号機の早期機能回復を講じる。

### 4 交通規制用資機材及び道路交通機能確保用資機材の整備

交通規制措置に必要な所要の資機材及び電力停止に対応した信号機装置の整備を計画的に行う。

### 5 被災現場措置

#### (1) 現場措置

災対法に基づいて、警察官、自衛官、消防吏員は、通行の禁止又は制限に係る区域又は区間において、次の措置を行うことができる。

第3編 災害応急対策計画／第7章 緊急輸送計画

区分	項目	内容	根拠条文
警察官	応急対策の障害となる車両及び物件の移動等の措置命令	車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、その管理者等に対し、道路外への移動等の必要な措置をとることを命じることができる。	災対法第76条の3第1項
	命令措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいない場合の措置	上記措置を命ぜられた者が措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自らその措置を行うことができる。	災対法第76条の3第2項
	移動措置に係る車両その他の物件の破損行為	上記措置をとるため止むを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。この場合通常生ずべき損失の補償を行うことになる。	災対法第76条の3第2項
自衛官 消防吏員	警察官がその現場にいない場合の措置	それぞれの緊急通行車両の通行を確保するため、上記警察官の権限を行使することができる。	災対法第76条の3第3項、第4項
	命令、措置を行った場合の管轄警察署長への通知	ア 命令に係る通知 命令を実施した場所を管轄する警察署長に直接又は管轄する県警察本部交通部交通規制課を経由して行うものとする。	災対法第76条の3第6項
自衛官 消防吏員		イ 措置に係る通知 措置をとった都度、措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は管轄する県警察本部交通部交通規制課を経由して行うものとする。 (ア) 措置を行った場合、措置に係る物件の占有者、所有者又は管理者の住所又は氏名を知ることができないときは、その理由及び措置に係る物件の詳細な状況を通知書に記載するものとする。 (イ) 破損行為を行った場合は、原則として破損前後の写真を撮影するとともに、損害見積りを添付の上、通知の際送付するものとする。	

(2) 車両運転者の義務

項目	内容	根拠条文
移動措置の義務	通行禁止等が行われたときは、速やかに、車両を指定区域の道路外に、また、指定道路の区域外に移動しなければならない。	災対法第76条の2第1項、第2項
移動困難な場合の退避義務	移動困難な場合は、できる限り道路左側に添う等、緊急通行車両の通行の妨害とならないような方法で駐車しなければならない。	災対法第76条の2第1項、第2項
移動等の命令に対する受認義務	警察官の移動又は駐車命令に従わなければならない。	災対法第76条の2第4項

6 道路管理者に対する要請

公安委員会は、災対法に基づく規制を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定及び必要な措置をとることを要請することができる。



## 第2項 緊急通行車両の確認

地震発生時において県公安委員会が、緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限等の交通規制を行った場合において、災害応急対策に従事する緊急通行車両であることの確認が必要となることから、この確認について次により行う。

### 1 確認実施機関

市が保有し、応急対策活動に使用する車両及び応急対策活動に必要として調達した車両については、県公安委員会に申請し、証明書の交付を受ける。

### 2 確認対象車両

災害発生後の被災地の状況等に応じて、応急復旧のための人員及び資機材輸送に必要な車両について、緊急度、重要度等を考慮し実施するものとする。

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じておおむね以下のとおりとするが、輸送活動に当たっては、①人命の安全 ②被害の拡大防止 ③災害応急対策の円滑な実施に配慮して行う。

#### (1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品、透析用水等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防・水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- カ 災害応急対策用車両

#### (2) 第2段階

- ア 上記(1)の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地以外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- オ 応急復旧対策用車両

#### (3) 第3段階

- ア 上記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

### 3 緊急通行車両確認証明書等の交付

緊急通行車両確認証明書の発行は公安委員会（警察本部及び警察署）又は県（物品管理班）において行い、緊急通行車両の標章及び証明書を交付する。

## 第6節 臨時ヘリポート設定計画

### 【総務課、消防本部】

大規模震災が発生した場合、救急患者の移送、緊急物資の輸送等にヘリコプターの活用が見込まれる。このため、震災時のヘリコプターの離発着場（臨時ヘリポート）の設定について、必要な事項を定める。

## 第1項 臨時ヘリポートの設定

### 1 臨時ヘリポートの確保

市は震災時の対応に備え、地域内に1箇所以上の臨時ヘリポート予定地を確保するものとする。

### 2 臨時ヘリポートの選定

- (1) 消防防災ヘリコプターの臨時ヘリポート予定地については、市長が県(防災危機管理課)と協議し、定める。

第3編 災害応急対策計画／第7章 緊急輸送計画

(2) 自衛隊のヘリコプターの臨時ヘリポート予定地については、市長が県経由（防災危機管理課）により、陸上自衛隊第17普通科連隊（第13飛行隊）と協議し、現地調査の上、定める。

3 臨時ヘリポートの選定条件

臨時ヘリポートの選定条件としては、おおむね次の要件を満たすものであること。

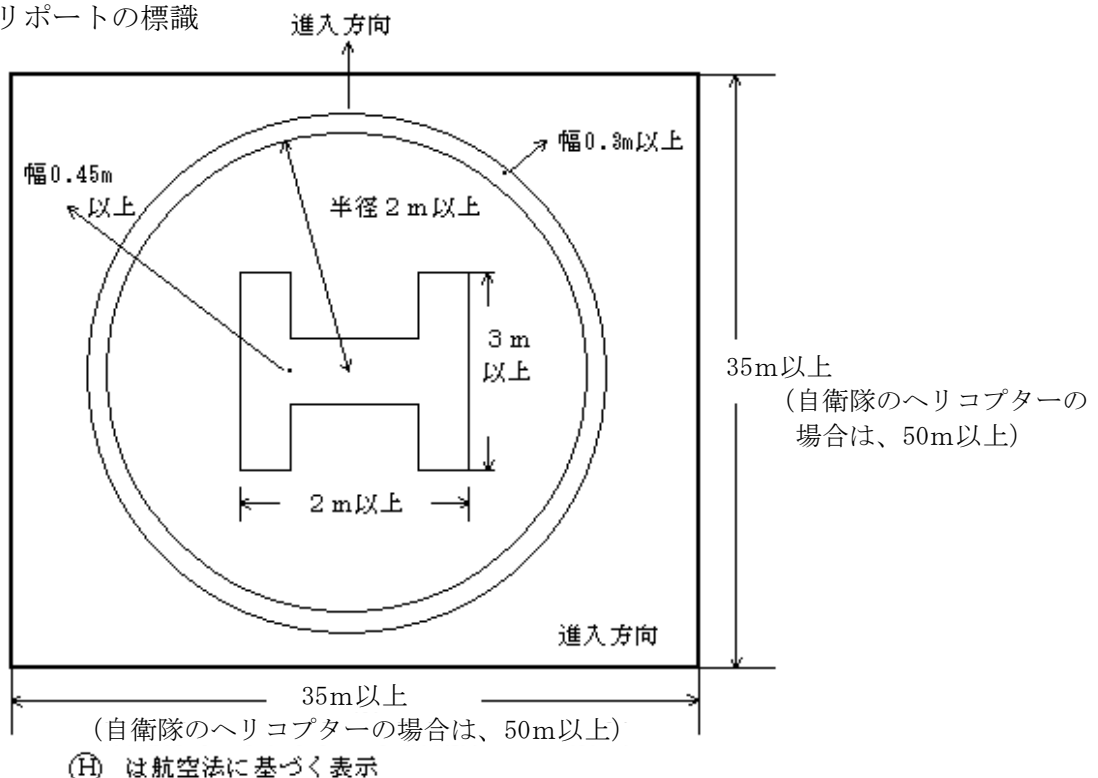
具体的事項	備考
1 着陸帯は、平坦な場所で展圧されていること。	コンクリート又はアスファルトで舗装されていることが望ましいが、堅固な場所であれば土又は芝地でも着陸可能である。
2 着陸帯の地表面には、小石、砂又はかれ草等の異物が存在しないこと。	風圧による巻き上げ防止、あるいはエンジン等に異物が混入するのを防ぐため、着陸帯の清掃、接地面が土の場合は散水等をしておく。
3 着陸帯の周囲に高い建造物、密生した樹木及び高压線等がないこと。	
4 ヘリコプターの進入路及び離脱が容易に実施できる場所であること。	進入離脱の最低条件 ・消防防災ヘリコプターについては、着陸地点中心から半径約35m以内は平坦で、障害物がないこと。 ・自衛隊のヘリコプターについては、着陸地点中心から半径約50m以内は平坦で、障害物がないこと。 ・着陸地点中心から半径約100m以内は高さ12m以上の障害物がないこと。 ・着陸地点中心から半径約150m以内は高さ20m以上の障害物がないこと。
5 天候による影響の少ない場所であること。	山岳地に設定する場合は、できるだけ乱気流（風）の影響が少なく、雲等に覆われない場所を選定する必要がある。

第2項 臨時ヘリポート設置作業

1 ヘリポートの表示

ヘリコプターによる救援を要請した者は、ヘリコプターの着陸地点に次の標識を掲げるものとする。

(1) ヘリポートの標識



(2) 標示方法

表示場所の区分	具 体 的 事 項
地面の堅い所	石灰（その他白い粉末）等で、規定どおり標識図を表示する。 （注）ヘリコプターが着陸する場合、風圧が強いので、吹き飛ばされ易いもの（布類等）は使用しない。
積雪のある所	周囲が雪の場合は、色彩ペイント等を使って標識図を表示する。 （注）原則として雪の積もっている所への着陸は困難である。このため、ヘリコプターが着陸するのに必要な最低面積（35m×35m）の雪を取り除き周囲を踏み固める。（自衛隊のヘリコプターの場合は、50m×50m）
風向認識の表示	ポール等に紅白（紅白がない場合は識別し易い色）の吹流しを掲揚する。 （注）ポール等（3m以上）の位置は、ヘリポートの地点に建てる。この場合、離発着の障害とならない地点を選定する。

**第3項 臨時ヘリポートの整備**

市は、震災時のヘリコプターの活用に対応できるよう、臨時ヘリポートの確保整備に努めるものとする。

第8章 救助法の適用計画

基本的な考え方

大規模震災が発生した場合、被災者の基本的な生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を図るため、市は応急的、かつ一時的な救助対策を実施することになる。

この救助対策を迅速かつ的確、円滑に実施するため、救助法が定められており、各応急対策の中でそれぞれ実施されるものであるが、これの運用取扱等について必要な事項を定める。

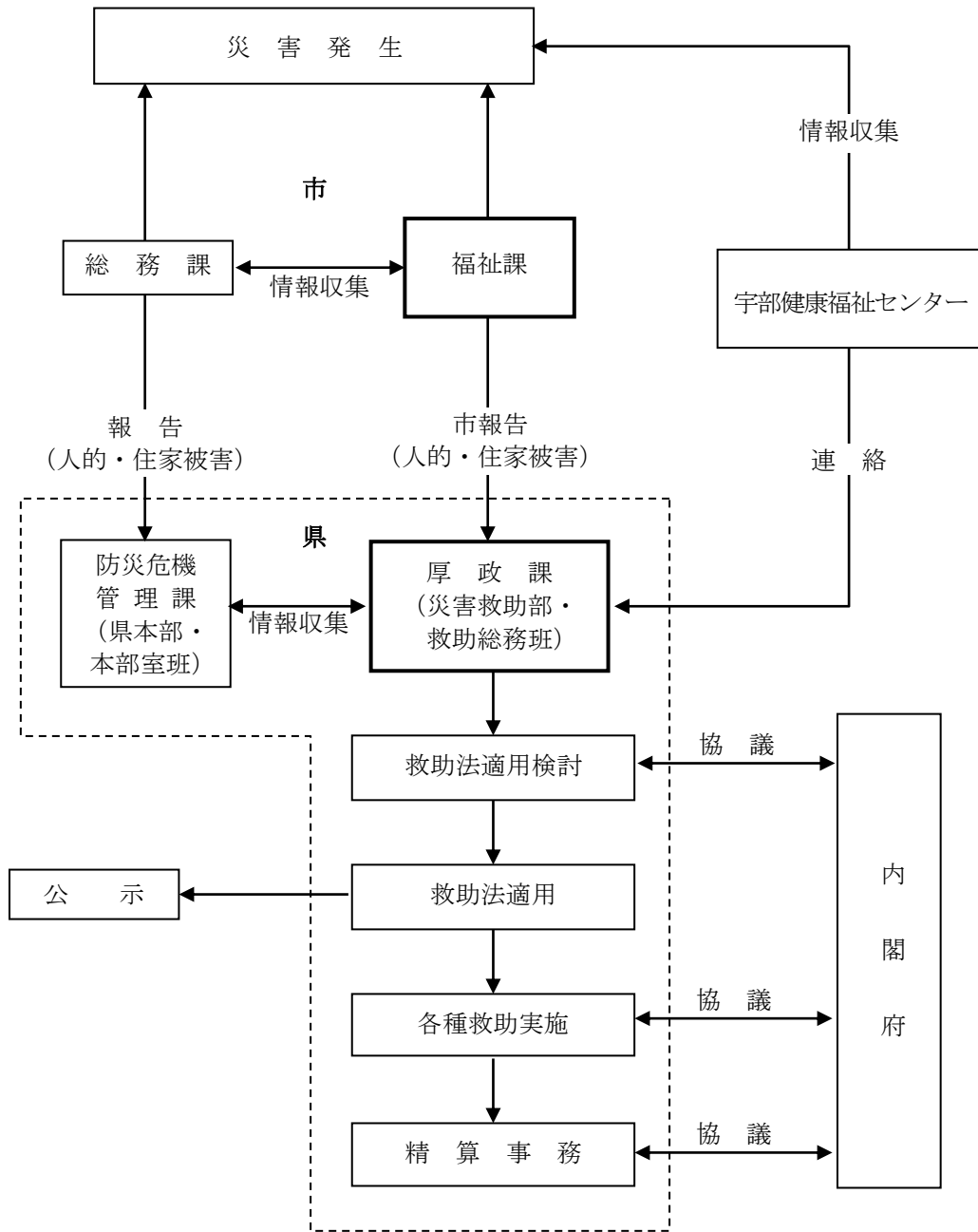
第1節 救助法の適用

【福祉課】

市の地域に救助法適用の地震による災害が発生した場合、知事は、救助法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として、救助を実施するものとする。

第1項 救助法による救助の実施

1 救助法事務処理系統図



2 実施機関

- (1) 救助法による救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については、県の法定受託事務とされている。
- (2) 市長は、救助に関して知事から委任を受けた応急対策について実施する。
- (3) 知事から市長への委任については、救助法が適用された都度、委任する事務の内容及び当該事務を行う期間を市長に通知する。
- (4) なお、市長へ委任することとなる事務の内容は、次のとおりである。

救 助 実 施 内 容	実施機関
1 避難所の設置	市
2 応急仮設住宅の供与 (1) 建設 (2) 入居予定者の選考、敷地の選定	県 市
3 炊き出しその他による食品の給与	市
4 飲料水の供給	市
5 被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	市
6 医療及び助産	県
7 災害にかかった者の救出	市
8 住宅の応急修理	市
9 障害物（土石、竹木等）の除去	市
10 生業資金の貸与	県
11 学用品の給与	市
12 遺体の捜索	市
13 遺体の処理	市
14 埋葬	市

(5) 委任事項の報告

救助の実施に関し、知事の職権の一部の委任を受けた市長は、その職権を行使したときは、直ちにその内容を詳細に知事に報告するものとする。

3 適用基準

市は、以下の基準に基づき救助法の適用に該当するかどうかの判定を行い、該当する見込みがあると認めた場合は、第2項に示す手続きを行う。

(1) 当該市の区域内の人口に応じて次の表に定める数以上の世帯の住家が滅失していること。		
住家滅失世帯基準数		
市の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
	5,000 人未満	30
5,000 人以上	15,000 人未満	40
15,000 人以上	30,000 人未満	50
30,000 人以上	50,000 人未満	60
50,000 人以上	100,000 人未満	80
(2) 県の区域内の住家のうち、滅失した世帯の総数が 1,500 世帯以上であって、当該市町の被害住家のうち、滅失した世帯の数が適用基準表に掲げる基準の 1/2 以上に達したとき。		
(3) 県の区域内の住家のうち、滅失した世帯の総数が、7,000 世帯以上であって、当該市町の区域内の被害世帯数が多数である場合。		

### 第3編 災害応急対策計画／第8章 救助法の適用計画

(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失した場合。
(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生省令で定める基準に該当するとき。
備考 適用基準の算定方法（単位：世帯）
適用基準＝(全壊・全焼・流失等)＋{(半壊・半焼等)×1/2}＋{(床上浸水・土砂の堆積等)×1/3}

#### 第2項 適用手続き

##### 1 適用手続きに係る処理事項

救助法を適用するに当たって、市長及び知事が行う報告等に係る事務処理は、下記によるものとする。

(1) 報告	ア 市長 (ア) 市長は、当該市域の被害が適用基準に達した場合又は達する見込みのあるときは、直ちにその旨を知事（厚政課）に報告する。 (イ) 適用基準に達する見込みがない地域であっても、他の地域との関連で救助を実施しなければならない場合もあるので、災害の状況に応じて被害報告を行うものとする。 (ウ) 報告内容 災総数・人的被害・住家の被害及び非住家の被害 (エ) 報告系統 「第1項1救助法事務処理系統図」による。 (オ) 報告主任の設置
(2) 適用の公告	救助法を適用したときは、知事は速やかに次により公告するものとする。 (公告形式) ○月○日発生の○○災害に関し○月○日から○○市町の区域に救助法による救助を実施する。

##### 2 適用時における市長の措置

市長は、災害の事態が切迫し、知事による救助の実施を待つことができないときは、単独で救助に着手することができるものとする。

この場合、直ちにその状況を知事に報告しなければならない。

#### 第3項 救助の実施基準

救助法に基づき、各種の救助実施に当たって必要となる救助の方法、程度、期間、国庫補助限度額、必要な書類等に係る具体的な取扱いについては、県厚政課作成の「災害救助マニュアル」によるものとする。

#### 第4項 応急救助の実施

救助法の適用とともに応急救助を実施することになるが、具体的な実施方法は、本計画の各章に定めるところによる。

救助の種類	本計画	担当部局名
救助の総括	本章 救助法の適用計画	市民福祉部
被害状況等の調査・報告	本章及び第2章 災害情報の収集・伝達計画	総務部
避難所の設置	第4章 避難計画	市民福祉部
応急仮設住宅の供与	第11章 応急住宅計画	建設農林部
被災住宅の応急修理		
炊き出しその他による食品の給与	第9章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給	市民福祉部

第3編 災害応急対策計画／第8章 救助法の適用計画

飲料水の給与	計画	上下水道局	
被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与		市民福祉部	
学用品の給与	第16章 応急教育計画	教育委員会	
医療及び助産	第3章 救助・救急、医療等活動計画	市民福祉部	
災害にかかった者の救出		市民福祉部	
遺体の捜索	第10章 第2節 遺体の処理計画	市民福祉部	
遺体の処理		市民福祉部 警 察	
埋葬		市民福祉部	
障害物の除去	第10章 第3節 第3項 障害物除去計画	市民福祉部	
業務 協力	輸送協力	第7章 第3節 輸送車両等の確保	総 務 部
	労務協力	本章 第2節 技能者、労務者等の雇い上げ計画	建設農林部

第5項 強制権の発動

知事は、災害の混乱期において、迅速に救助業務を遂行するに当たり特に必要があると認めるときは、次に掲げる強制権を発動することができる。

1 従事命令及び協力命令

(1) 従事命令

一定の職種の者（医療、土木建築工事又は輸送関係者）を救助に関する業務に従事させることができる。（救助法第24条）

(2) 協力命令

被災者、その他近隣の者を、救助に関する業務に協力させることができる。（救助法第25条）

2 管理、使用、保管命令及び収用・損失補償

(1) 管理、使用、保管命令及び収用

ア 知事は、次に掲げる場合において施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、特定業者に保管命令を発し又は救助に必要な物資を収用することができる。（救助法第26条第1項）

(ア) 救助を行うため特に必要があると認めるとき。

(イ) 救助法第31条の規定による主任大臣の応援命令を実施するため必要があると認めるとき。

イ 管理

病院、診療所、助産所、旅館、飲食店等を管理する権限

ウ 使用

土地、家屋等を収容施設として用いるような場合で、管理と異なり土地、家屋物資を物的に利用する権限

エ 保管

災害時の混乱時に、放置すれば他に流れてしまうおそれのある救助その他緊急措置に必要な物資を、一時的に業者に保管させておく権限

オ 収用

災害の場合、必要物資を多量に買いだめ、売惜しみしているような場合、その物資を収用する権限

カ 公用令書の交付

物資の保管命令、物資の収用、施設の管理又は土地若しくは物資を使用する場合には、当該物資、施設、土地又は家屋を所有する者に対して、公用令書を交付して行うものとする。

### 第3編 災害応急対策計画／第8章 救助法の適用計画

#### (2) 損失補償

知事は、管理、使用、保管命令及び収用の処分を行ったときは、その処分により通常生ずべき損失を補償する。(救助法第26条第2項)

#### 第6項 市長の事務

##### 1 救助事務処理上必要な帳簿の整備、記録、保存

(1) 市長は、知事の補助機関として救助を実施するときは、救助の種類ごとに必要な台帳、帳簿及び関係書類を整備して保存するものとする。

(2) 救助の種類ごとに整備すべき帳簿等は、県厚政課作成の「災害救助マニュアル」による。

##### 2 り災者台帳の作成

市長は、被害状況の調査により、各世帯別の被害を確認したときは、救助法による救助の実施について必要な「り災者台帳」を速やかに作成するものとする。

##### 3 り災証明書の発行

市長は、救助の実施のため必要があるとき又はり災者からの要求があったときは、「り災証明書」を発行するものとする。

### 第2節 技能者、労務者等の雇い上げ計画

#### 【総務課、商工労働課】

地震発生時には、市の機関の災害応急対策要員の動員及び他の防災関係機関からの応援をもってしても災害応急対策を実施できないことが考えられる。

このような場合において、救助法では、救助活動に万全を期すために、救助の実施に必要な技能者、労務者の雇い上げができることになっており、これに関して市、県及び関係機関がとるべき措置について定める。

#### 第1項 実施機関

技能者、労務者等の確保に必要な措置は、市の各応急対策実施部局が、担当部局（救助法実施機関）及び関係機関と調整の上、実施するものとする。

#### 第2項 市の雇い上げ

##### 1 方法

(1) 災害応急対策、災害応急復旧等の作業を実施するために必要な労務者等の雇い上げは、公共職業安定所を通じて行う。

(2) 求人を受けた公共職業安定所は、求職者のうちから適格者を紹介する。この場合当該地での確保が困難な場合は、他の公共職業安定所等の協力を得て対応するものとする。

##### 2 給与の支給

雇い上げ労務者等に対する給与は、法令その他により別に基準のあるものを除き、労務者等を使用した地域における通常の実費を支給する。

##### 3 救助法による労務者の雇い上げ

###### (1) 労務者雇い上げの範囲

救助法による被災者の救助を目的として、その救助活動に万全を期するため、市長は、次の範囲で救助の実施に必要な労務者を雇い上げる。

対象種別	内容
り災者の避難	災害のため、現に被害を受け又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるため、市長等が雇い上げる労務者
医療及び助産における移送	(ア) 救護班による対応ができない場合において、患者を病院、診療所へ運ぶための労務者 (イ) 救護班に属する医師、助産師、看護師等の移動に伴う労務者 (ウ) 傷病が治癒せず重傷ではあるが、今後自宅療養によることとなった患者の輸送のための労務者
り災者の救出	(ア) り災者救出行為そのものに必要な労務者 (イ) 救出に要する機械、器具その他の資材を操作し又は後始末をするための労務者



第3編 災害応急対策計画／第8章 救助法の適用計画

飲料水の供給	(ア) 飲料水そのものを供給するための労務者 (イ) 飲料水の供給のための機械、器具の運搬、操作等に要する労務者 (ウ) 飲料水を浄化するための医薬品の配布に要する労務者
救済用物資（義援物資を含む）の整理、輸送及び配分	(ア) 救済用物資の種類別、地区別区分、整理、保管の一切にかかる労務者 (イ) 救済用物資の被災者への配分にかかる労務者
遺体の捜索	(ア) 遺体の捜索行為自体に必要な労務者 (イ) 遺体の捜索に要する機械、器具その他の資材の操作又は後始末のための労務者
遺体の処理 （埋葬は除く）	(ア) 遺体の洗浄、消毒等の処置をするための労務者 (イ) 遺体を安置所等まで輸送するための労務者
特 例 （特別基準）	上記のほか、次の場合は内閣総理大臣の同意を得て労務者の雇い上げをすることができる。 (ア) 埋葬のための労務者 (イ) 炊き出しのための労務者 (ウ) 避難所開設、応急仮設住宅建築、住宅の応急修理等のための資材を輸送するための労務者

- (2) 雇い上げの期間は、それぞれの救助の実施期間とする。ただし、これにより難しいときは、内閣総理大臣の同意を得て期間延長ができる。
- (3) 賃金の限度は、雇い上げた地域における通常の実費とする。

第9章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画

基本的な考え方

災害発生直後の被災者の生活を確保し、人心の安定を図るためには、迅速な救援活動が非常に重要となるが、なかでも食料・飲料水の供給は、被災者の生命維持を図る上で最も重要な対策であり、また、生活必需品等の確保についても重要な対策となる。

第1節 食料供給計画

【総務課、福祉課、商工労働課、農林課】

大規模な災害の発生等により、流通機能が著しく低下した場合においては、食料の確保が困難になることが予想される。

このため、応急用食料の供給について、必要な事項を定める。

第1項 食料の供給体制

応急用食料の供給は、市を実施機関とし、県は、市の要請を受け、主食である米穀を中心に、必要により副食等についても供給する。

なお、食糧の不足状況や入出荷の管理等については、山口県総合防災情報システムの救援物資管理機能を活用する。

1 主食の供給

(1) 応急用米穀の供給

災害時の応急用米穀の供給については、農林水産省が定める「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」により実施するものとする。

ア 「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」による措置

救助法が適用された場合は、次により、知事が政府所有米穀を直接買受けて実施し、又はこれを市に引き渡し、市長が供給の実施に当たるものとする。

(ア) 救助法が適用され、通常の供給方法では米穀の供給ができない場合においては、市は、県（救助総務班）に災害救助用米穀の供給を要請する。

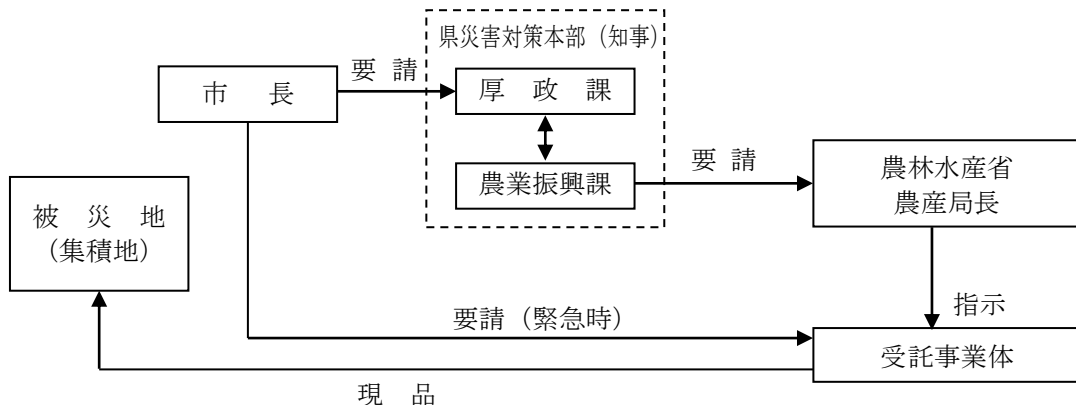
(イ) 知事は、被災地の場所、状況等を考慮の上、農林水産省に必要量の災害救助用米穀の供給を要請する。

(ウ) 農林水産省は、契約の締結を受けて受託事業体に対し、知事又は知事の指定する者（原則として被災市長とする。）に必要な災害救助用米穀を引渡すよう指示する。

(エ) 知事又は知事の指定する者は、受託事業体により災害救助用米穀の引渡しを受け、直接又は市を通じ、その供給を行う。

(オ) 市長は、交通・通信の途絶のため、上記の手続きをとることができない場合であって、緊急の引渡しを必要とするときは、農林水産省に直接その引渡しを要請することができる。

<救助法が適用された場合の災害救助用米穀の供給経路図>



2 副食等の供給

### 第3編 災害応急対策計画／第9章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画

県は、次の食料について市から要請を受けたとき又は、県が必要と認めるときは、あらかじめ締結した協定等に基づき、関係団体、民間企業等に対して、必要量の出荷要請等を行い、市への供給措置を講じる。

パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰、レトルト食品、野菜、食肉、鶏卵、魚介類、農産物加工品、海産物加工品等

#### 3 食料の輸送

##### (1) 輸送方法

調達した食料については、実施機関である市が、直接引き取ることを原則とし、県は、被災状況、輸送距離等から自ら輸送することが適当と認めるときは、市が指定する集積地までの輸送を行う。この場合、食料等の輸送に県有車両等の配車が必要となったときは、物品管理班に配車要求を行うものとする。

##### (2) 自衛隊等への輸送要請

知事は、県有車両等での輸送が困難となった場合、又は車両等による輸送が困難な地域への緊急輸送の必要が生じた場合は、自衛隊、海上保安部・署に対し、緊急輸送の要請を行うものとする。

## 第2項 炊き出し、その他の食品の給与

地震発生時には、住家被害も多数にのぼり自宅で炊飯等ができない、また流通機構も一時的に混乱、麻痺し、食料品等の購入も思うようにならず被災者は日常の食事にも困窮する。

このため、被災者に応急的に炊き出し、その他の食品の給与が必要となる。

#### 1 実施機関

救助法による炊き出し等の食品の給与は、市長が実施する。(救助法が適用された都度知事から委任)

#### 2 食品の給与措置

##### (1) 対象者

ア 避難所に収容された者

イ 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者。なお、旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等で、当該災害に遭遇した者については、被災地の市において炊き出しの対象とすることができる。

##### (2) 給与の方法

ア 炊出しは、避難所内又はその近くの適当な場所で行う。適当な場所がない場合は、飲食店又は旅館等を使用することも認められる。

イ 食品の給与は、現に食し得る状態にある物を給する。(現金、原材料等の給与は認めない。)

ウ 食品の給与は、産業給食(弁当等)によってもよい。

エ 乳幼児に対する食品の給与は、ミルク等によっても差し支えない。

##### (3) 給与のための費用

救助法に基づく、炊き出しその他の食品の給与に関する経費は県が負担する。

##### (4) 給与の期間

災害発生の日から7日以内、ただし、大規模震災が発生し、この基準期間内で給与を打ち切ることが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することができる。

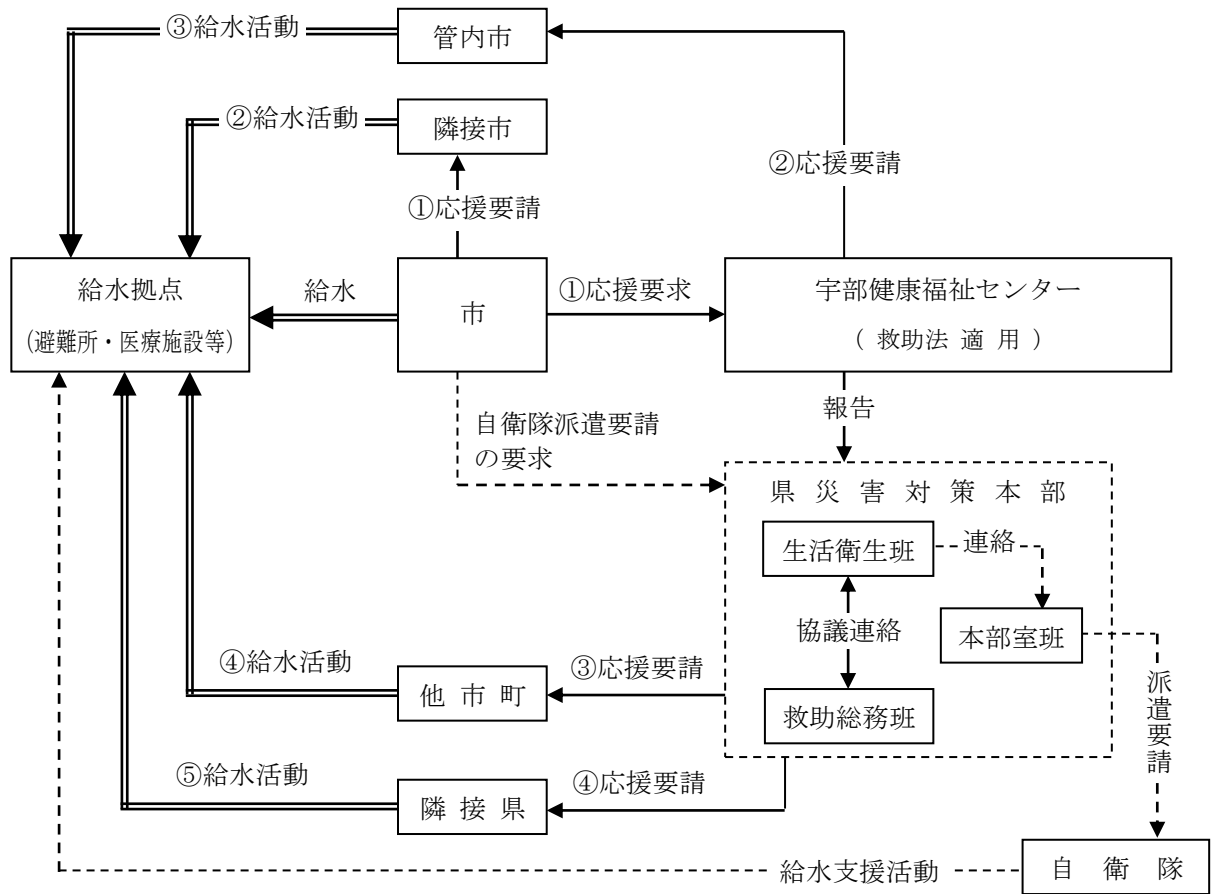
## 第2節 飲料水供給計画

### 【上下水道局】

飲料水の確保は、被災者の生命維持を図る上で極めて重要となるが、大規模震災の発生時には、給水施設設備の被災あるいは家庭、事業所等の被災により、給水機能が麻痺することが考えられる。このため、飲料水の確保及び応急給水の実施等について必要な事項を定める。

第1項 応急給水活動

1 応急給水活動系統図



2 実施機関

- (1) 被災者に対する応急給水は、市防災計画に基づき、市長が実施する。
- (2) 県は、被災市の応急給水活動が円滑に実施できるよう、県が備蓄する給水資機材を提供するとともに、他市、隣接県に対し、応援要請を行う。  
また、自衛隊に対し、応急給水活動の実施を要請する。

3 実施場所

市があらかじめ定めた場所（避難所等）を給水拠点とし、応急給水活動を実施する。

4 給水の方法

(1) 災害時における供給水量の基準

- ア 飲料水の確保については、生命維持に必要な最低必要量として1人1日3リットルの給水を基準とする。
- イ 生活用水については、給水体制の確保及び復旧状況等を勘案し、必要に応じて実施するものとする。

給水条件	給水基準量 (1人1日当り)	備考
救助法による飲料水の供給	3リットル	飲料水のみ
給水は困難であるが、搬送による給水ができる場合	14リットル	上記用途+雑用水(洗面、食器洗い)
給水できる状態であるが、現地で雑用水が確保できない場合	21リットル	上記用途+洗濯用水
上記の場合で比較的長期にわたるときは必要の都度	35リットル	上記用途+入浴用

(2) 給水の確保

- ア 被災地において飲料水の確保ができないときは、被災地に近い水道等から給水車又は容器により運搬して確保する。
- イ 通常使用していない井戸水、また、飲料水が汚染した場合にあっては、ろ過器により浄水し、かつ、消毒して供給するとともに、必要に応じて検査を実施する。
- ウ 防疫その他衛生上、浄水（消毒）の必要があるときは、浄水剤（消毒剤）を投入して給水し又は使用者に浄水剤（消毒剤）を交付して、飲料水を確保するものとする。

5 給水体制

(1) 市

- ア 市長は、地震による災害が発生した場合、給水状況や市民の避難状況など、必要な情報を把握し、応急給水計画を具体的に定めて給水体制を確立する。
- イ 車両輸送を必要とする給水拠点については、給水タンク、ポリ容器等の応急給水用資機材を活用し、水道局保有車両及び雇い上げ車両などにより輸送する。
- ウ 道路啓開が遅れ、輸送活動が困難な場合は、受水槽の水、ろ水器により処理した井戸・プールの水等を利用するなどあらゆる方法によって飲料水の確保に努める。
- エ 後方医療機関となる病院、透析医療機関、医療救護所及び重症重度心身障害者施設等への給水については、必要な情報収集に努め、万全を期する。

(2) 県

- ア 環境生活対策部生活衛生班を窓口、県が保有する資機材の提供及び他の市町、隣接県に対し、給水資機材、人員の派遣要請を行うとともに、自衛隊による給水活動の派遣要請を行う。
- イ 応急給水が円滑に実施できるよう、必要な資機材、応急復旧に必要な水道事業者等に関して宇部健康福祉センター（環境保健所）に必要な資料の整備を行う。

6 給水の応援要求

市において、飲料水の確保及び供給ができないときは、市長は、次により応援の要求を宇部健康福祉センターに行うものとする。

なお、緊急を要する場合は、直接隣接市に行うことができるものとする。

(1) 応援要求に必要な事項

- ア 供給水量（何人分又は1日何リットル）
- イ 供給の方法（自動車搬送、その他の方法）
- ウ 供給地（場所）及び現地への道路状況
- エ 供給を必要とする期間
- オ その他参考となる事項

(2) 県の給水支援

- ア 市長から応援要求を受けた宇部健康福祉センター（環境保健所）は、他の市に応援要請を行うとともに、県災対本部（生活衛生班）に報告するものとする。
- イ 県災対本部（生活衛生班）は、県健康福祉センター管内の市の応援では対応できないと認めるときは、直ちに他市町及び隣接県に対して応援要請を行う。

7 給水施設、給水拠点の整備及び資機材の整備

(1) 給水施設等の整備

ア 市

- (ア) 市は、水道施設設備等の災害に対する安全性の確保のため、必要に応じて施設の補強を計画的に実施するものとする。
- (イ) 市は、被災時の飲料水確保対策のため、配水池等に緊急遮断弁を計画的に整備する。
- イ 病院、透析医療機関、避難所、多数の入園（所）者を要する施設の管理者等は、地震発生時の断水に対処できるよう所要の措置を講じるものとする。

(2) 給水拠点の整備

市は、地震発生時の円滑な給水活動を確保するため、避難所あるいはその周辺地域に、給水設備、応急給水槽等を計画的に整備するものとする。

(3) 資機材の整備

市は、応急給水に必要な資機材を計画的に整備しておく。

## 第2項 水道対策

### 1 水道水の緊急応援（水道法第40条）

知事は、災害発生の場合において、緊急に水道用水を補給する必要があると認めるときは、水道事業者又は水道用水供給事業者に対して、期間、水量及び方法を定めて、水道施設内に取り入れた水を他の水道事業者又は水道用水供給事業者に供給すべきことを命じることができる。

### 2 水道施設被害報告

市は、宇部健康福祉センターを通して県生活衛生課に報告するものとする。

- ・市長－「水道、飲料水施設被害状況等調査報告書」
- ・水道事業者－「水道事故報告書」

## 第3項 救助法による飲料水の供給

### 【上下水道局、福祉課】

災害の発生は、水道、井戸等の給水施設を破壊し、あるいは、飲料水を汚染させる等により飲料水の確保が困難な状況になることが多く、飲料水の供給は、被災者が生命の維持を図る上で最も重要であることから、飲料水を得ることができなくなった者に対し、最小限度必要な量の飲料水を供給し、これを保護する必要がある。

### 1 実施機関

被災者に対する飲料水の供給は、市長が実施する。（救助法が適用された都度、知事から委任）

### 2 飲料水供給の措置

#### (1) 対象者

災害の発生により、現に飲料水を得ることができない者

#### (2) 飲料水供給の方法

ア 災害のため、飲料に適する水がない場合に実施されるものであること。

イ 飲料水の供給という中には、ろ水器等による浄水の供給及び飲用水中に直接投入する浄水剤の配布も含まれるものであること。

#### (3) 給水量の基準

1人1日最大おおむね3リットル

※法の趣旨から飲料水以外の水の供給は、認められないものであること。

#### (4) 飲料水供給のための費用

救助法に基づく飲料水の供給に必要な経費は、県が負担するものであること。

ア 水の購入費

イ 給水又は浄水に必要な機器の借上費、修繕費、燃料費

ウ 浄水用の薬品及び資材費

エ 供給確保のための水源の開発、天然水等の送水管に係る経費は、対象とならない。

#### (5) 飲料水供給の期間

災害発生の日から7日以内

ただし、災害が大規模で、この基準期間内に打ち切ることが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。

## 第3節 生活必需品等の供給計画

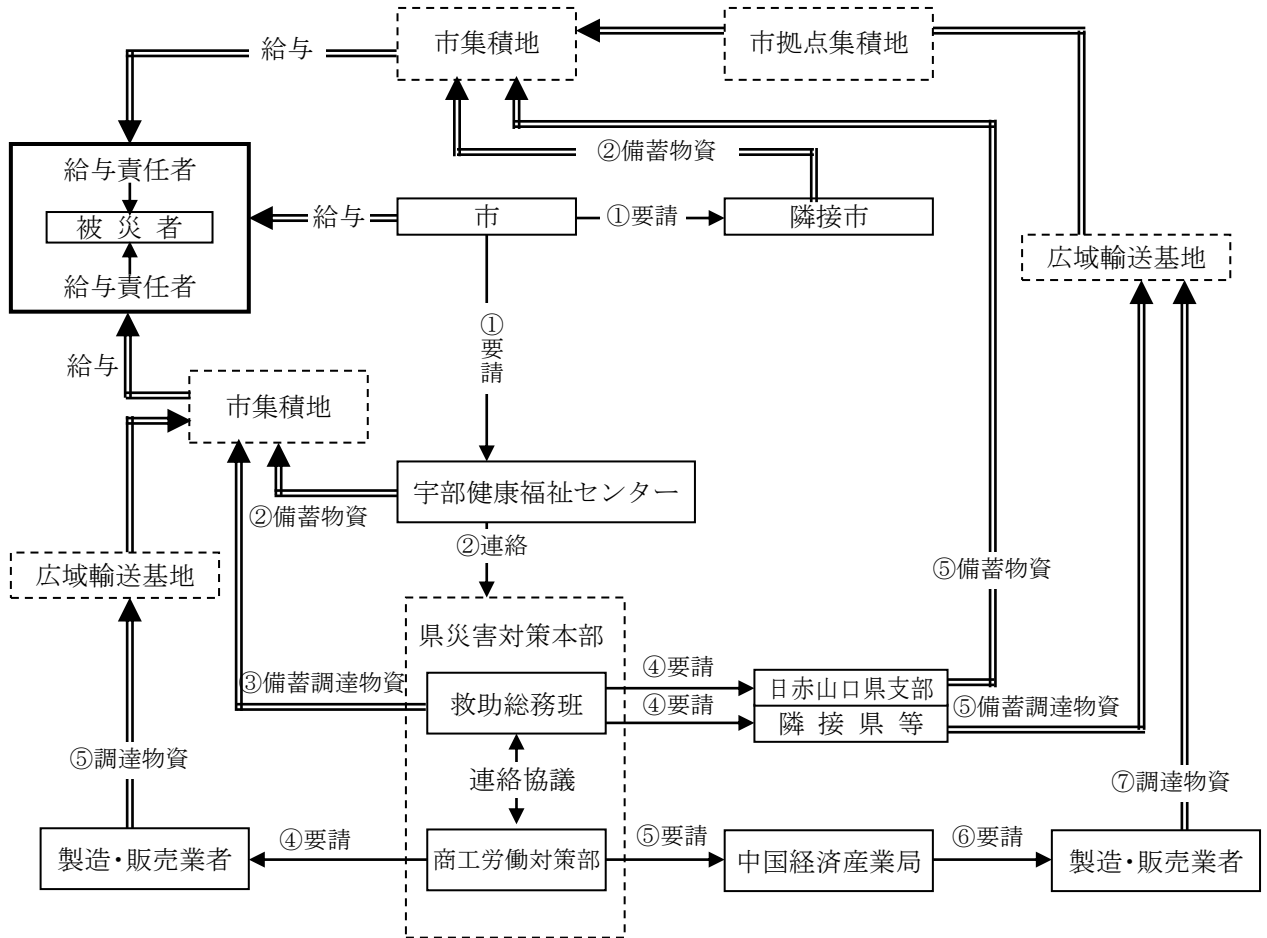
大規模な災害では、住家の全壊、全焼等により、日常生活に必要な物資を喪失あるいは損傷することが予想される。被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失し又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な被災者の生活安定に必要な物資の確保、調達について必要な事項を定める。

第1項 生活必需品等の供給体制

【総務課、福祉課】

生活必需品等の不足状況や入出荷の管理等については、山口県総合防災情報システムの救援物資管理機能を活用する。

1 生活必需品等の調達・供給経路図



2 生活必需品等の確保

(1) 備蓄、調達体制

ア 市は、被災者に対する生活必需品の供給を円滑に実施するため、必要な物資の備蓄や調達体制の確立に努めるものとする。

イ 広域支援体制

(ア) 市の備蓄物資をもってしても不足する場合に備えて、隣接市との応援をより円滑迅速に進めるため、「災害時相互応援協定」の締結を推進する。

(イ) 前記措置をもってなお物資が不足する場合は、国に対して確保を要請するものとする。

ウ 民間業者等との協力体制

市は、震災時における物資調達について民間業者等との協力体制を確保しておく。

(2) 法令による物資の確保調達

大規模な震災時において、救助物資の円滑な供給及び確保ができない場合で、特に必要があると認められるときは、知事は、救助法第26条の規定に基づき物資の生産、集荷、販売、配給保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ又は物資を収用するものとする。

3 生活必需品等の給（貸）与

(1) 給与基準

### 第3編 災害応急対策計画／第9章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画

被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与は、急場をしのぎ、一時的に被災者の生活を安定させるものであることから、被災者への給与基準は市の定めるところによる。

#### (2) 被災者への物資の給（貸）与

被災者に対する物資の給（貸）与の措置は、市長が行う。

#### (3) 各機関の実施内容

##### ア 市

(ア) 市長は、被災者に生活必需品等を給（貸）与する場合、その配分方法等について県（厚政課）と協議し、あらかじめ定めておく。

(イ) 震災時における被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与は、市長が実施する。

(ウ) 市において、給（貸）与の実施が困難な場合は、市長は知事（厚政課・健康福祉センター）に応援を要請する。

##### イ 県

県（厚政課・宇部健康福祉センター）は、市長から応援要請があった場合又は自ら実施することが必要と認めた場合、直ちに災害救助部内各班及びその他の部の協力を得て、応援措置を講じるものとする。

なお、併せて、日赤山口県支部に対して、物資の放出並びに配送等に必要な人員確保のため、「日赤奉仕団」の応援を要請するものとする。

#### 4 生活必需品等の集積地及び輸送拠点

##### (1) 市

集積する物資には、調達分、他県・他市町、一般人等からの応援分があり、被災者に対して迅速、円滑な供給を実施するには、これらの物資を計画的に集積する必要がある。

避難所（場所）並びに交通アクセス、連絡に便利な公共施設又は広場を災害時における物資の地域内輸送拠点及び集積地として選定し、県（厚政課・宇部健康福祉センター）に連絡する。

##### (2) 県

ア 県（厚政課・宇部健康福祉センター）は、市が選定した地域内輸送拠点及び集積地を把握するとともに、資料の整備をするものとする。

イ 県は、他県等からの応援物資の受け入れのための広域輸送基地として、陸上6箇所（航空機離発着可能）、海上10箇所を確保している。

#### 5 輸送体制

##### (1) 市

市長は、市の備蓄する生活必需品等の輸送、配分の方法、受け入れ配送体制について定める。

##### (2) 県

ア 厚政課（宇部健康福祉センター）は、市が指定する場所に、備蓄物資・業者調達物資を直接又は借上げた車両等により輸送する。

イ 他県等からの応援物資等は、「広域輸送基地」で引継ぎ、宇部健康福祉センターが、ボランティア等民間人の協力を得て、市が指定する場所に輸送する。

ウ 輸送に必要な車両の確保は、経理部物品管理班に、労働者は、商工労働対策部労働対策班にそれぞれ調達を依頼する。

エ 大規模災害時には、必要に応じ、広域輸送拠点における支援物資の集配業務を民間の輸送関係者に委託する。

## 第2項 救助法による生活必需物資の給（貸）与

### 【福祉課】

災害によって住家に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水）を受け、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ程度の物資を給（貸）与し、一時的に被災者の生活を安定させるために必要な措置について定める。

#### 1 対象者

次の要件を満たす者であること。



### 第3編 災害応急対策計画／第9章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画

- (1) 災害により、住家に被害を受けた者等であること。  
この場合の住家被害の程度は、全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水である。
- (2) 被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失又は損傷した者であること。
- (3) 被服、寝具、その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者であること。

#### 2 給（貸）与の方法

##### (1) 物資の購入計画

物資の購入については、市からの被害状況報告に基づき、県が購入計画を樹立する。

この場合、災害発生による混乱のため、正確な被害状況を手でできず、一方において、緊急に物資の手配をする必要があるときは、市の平均世帯構成人員により算出して、購入計画を作成し、事後修正する方法をとるものとする。

##### (2) 物資の確保及び購入の措置

ア 市から応援要請があった場合の県の物資の購入については、緊急確保の必要性から行うものとする。

イ 現地において調達可能な物資については、保健センター所長及び市長において措置するものとする。

#### 3 物資の送達及び配分の措置

##### (1) 救助物資の送達

ア 原則として県本部が実施するが、被災市が輸送能力を有し、かつ緊急に配分を要する事情があるときは、市が輸送を担当するものとする。

##### イ 送達経路

県災害対策本部（災害救助部）→ 市 → 給与責任者

##### (2) 割当及び配分

ア 市長は、全壊（焼）、流失世帯と半壊（焼）、床上浸水世帯について、それぞれ世帯の構成員数に応じて、実情に即した割当てを行うものとする。

イ 備蓄物資を配分する場合におけるその価格の見積もり方は、時価評価による。

ウ 被災者に対する物資の直接支給の配分は、市長が実施するものとする。

#### 4 被服、寝具その他生活必需品の品目

品目	内容
寝具	就寝に必要なタオルケット・毛布・布団
外衣	洋服・作業衣・子供服
肌着	シャツ・パンツ等の下着類
身回り品	タオル・手ぬぐい・靴下・サンダル・傘等の類
炊事道具	炊飯器・鍋・包丁・ガス器具等の類
食器	茶わん・皿・箸等の類
日用品	石けん・ちり紙・歯ブラシ・歯みがき粉・上敷ゴザ等の類
光熱材料	マッチ・プロパンガス・ローソク等の類

原則として以上の8品目に限られるが、個々の品目については、例示した品目以外のものも考えられるため、これらに限定するものではない。

#### 5 物資給（貸）与の期間

災害発生の日から10日以内に対象世帯に対する物資の給（貸）与を完了するものとする。

ただし、この期間内で給（貸）与を打ち切ることが困難な場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することができる。

第10章 保健衛生計画

基本的な考え方

地震の発生により、被災地では大量のゴミやがれきの発生、また、多数の死者・行方不明者の発生更には感染症や食中毒等の発生も危惧される。

被災住民の安定を図るには、これらへの対応が遅滞なく行われる必要があることから、必要な措置について定める。

第1節 防疫及び食品衛生監視

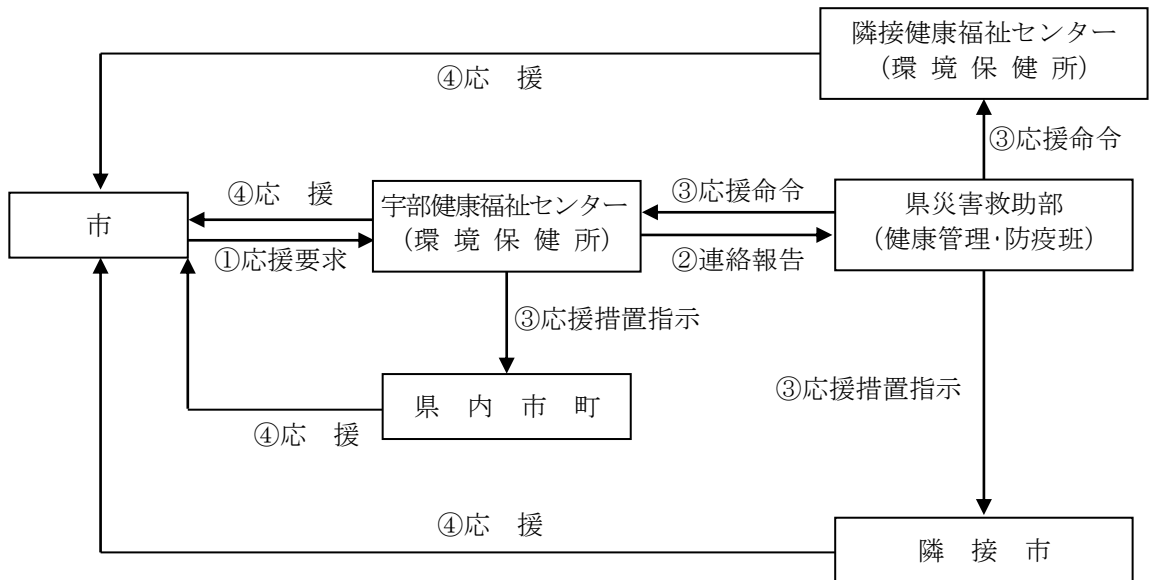
【生活環境課、健康増進課】

震災時においては、断水、家屋の浸水等の発生に伴う感染症の発生、また、停電や断水による冷凍機能の低下や飲料水の汚染等を原因とする食中毒の発生が危惧される。

このため、家屋内外の消毒の実施、感染症、食中毒発生防止のための予防措置及び応急対応を実施する。

第1項 防疫活動

震災時における防疫は、県の指示・命令に基づき被災地の市長が実施するものであるが、市のみによることは困難であることから、市、県及び他の市町が相互に緊密な連携をとりながら防疫活動を実施する。



1 市の防疫措置

(1) 防疫組織

市は、被災地の防疫活動を迅速に実施するため、おおむね次の基準により防疫班及び検病検査班を編成する。

防疫班及び検病検査班の構成は、状況に応じて医師等を編入するなど弾力的な構成とする。

防疫班	事務職員1名 ・ 作業員2名
検病調査班	保健師又は看護師2名

(2) 措置事項

ア 市は、防疫措置の必要を認めた場合は、県災害救助部長に対し、防疫班及び検病調査班の応援要請を行う。

イ 衛生対策部の指揮のもとに、それぞれ次の業務実施基準に従い、迅速かつ的確に行うものとする。

防疫班	① 浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒を実施する。 ② 避難所の便所その他不潔場所の消毒を実施する。 ③ 井戸の消毒を実施する。 ④ 感染症患者の住居の消毒を実施する。
-----	---

	⑤ ねずみ族、昆虫等の駆除について地域、期間を定めて実施する。 ⑥ 生活用水の停止期間中、生活用水の供給の指示を市町に対して行う。 ⑦ 被災地域の清掃を実施する。 ⑧ 感染症発生予防の広報（ポスターの掲示・チラシの配布・広報車の活用により行う。）
--	--

ウ 健康診断の実施

検病調査の結果、必要に応じて健康診断を実施する。

(3) 記録の整備

災害による防疫活動を実施した場合は、関係書類を整備保管するものとする。

2 県の防疫措置

ア 指導

宇部健康福祉センター所長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、本章では「法」という。）第27条、第28条及び第29条により災害の状況に応じて職員を現地に派遣し、市が実施する防疫活動等の必要な措置を指導する。

イ 宇部健康福祉センターは、市から要請を受けた場合、直ちに、健康管理・防疫班に報告するとともに、管内市による応援措置について、調整指示を行う。

ウ 市に対する指示及び命令

(ア) 法に基づく指示

- ・感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（第27条第2項）
- ・ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（第28条第2項）
- ・物件に係る措置に関する指示（第29条第2項）
- ・生活用水の供給の指示（第31項第2項）

(イ) 予防接種法に基づく命令

- ・臨時予防接種に関する命令（第6条）

エ 代執行

市における被害が甚大であるため又は市の機能が著しく阻害されているため、知事の指示、命令により市長が行うべき業務が実施できないか、実施しても不十分であると認めるときは、知事は、代執行を行うものとする。

3 防疫体制及び防疫資機材の備蓄・調達

ア 市は、防疫及び保健衛生用資機材の備蓄及び調達計画を立てておくものとする。

イ 資機材の保有状況の把握

健康管理・防疫班は、毎年、市の防疫用資機材等の保有状況を把握し、所要の資料を整備するものとする。

4 防疫薬剤の使用

- (1) 防疫薬剤の使用に当たっては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」第14条及び第15条に定めるところによるものとする。なお、消毒及び駆除のための薬剤の散布に当たっては、実施する者の安全並びに対象となる場所の周辺住民の健康及び環境への影響に留意するものとする。

使用薬剤及び方法（参考）

防疫箇所	使用薬剤等
井戸水	水質検査で使用か否かとなるまで使用しない。やむを得ず使用する場合は、汲み取った水を煮沸するか、次亜塩素酸ナトリウムを規定の量加える。
浸水家屋内	水洗又は水拭き後、必要により適度に希釈した逆性石けんの噴霧又は浸した布で清拭する。
乾燥しにくい床下	必要により適度に希釈したクレゾール石けん液を噴霧又は散布する。
汚水が付着した壁面	水洗後、適度に希釈した逆性石けん又はクレゾール石けん液を浸した布で清拭する。 なお、水洗、日光消毒で十分と思われる箇所は、薬剤による消毒は必ずしも必要はない。
汚物の堆積した場所	できるだけ汚物を除去した後、必要によりねずみ族・昆虫等の駆除のため、殺虫剤を散布する。

## 第2項 食品衛生監視

震災時には停電、断水等により、食品の保存性の低下、飲料水の汚染等を招くことから、飲食に起因する危害の発生が、被災直後から危惧される状況となる。

このため、市は、県と協力し食品の安全確保を図る。

## 第2節 遺体の処理計画

### 【生活環境課】

大規模震災では、多数の死者や行方不明者の発生が予想されるが、これらの者の対応について遅滞なく捜索、遺体処理、埋葬が段階ごとに的確かつ迅速に処理されることは、被災地における人心の安定を図る上で重要であることから、実施について必要な事項を定める。

### 第1項 遺体の捜索

遺体の捜索は、災害により死亡した者の遺体の所在等を明らかにしないまま放置することは人道上許されないこと、また、被災後の人心の安定を図る上からも必要であることから実施するものである。

#### 1 実施機関

##### (1) 市

遺体の捜索は、市長において労務者を雇い上げ、捜索に必要な機械器具等を借上げて実施するものとする。

##### (2) 県

市からの要請に基づき、遺体の捜索について関係機関との連絡調整に当たり、捜索作業が円滑に実施できるよう努める。

##### (3) 警察

警備活動に付随し、市が行う遺体の捜索に協力する。

#### 2 捜索の対象

対象となる者は、行方不明の状態にある者で、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。

なお、この捜索は、死亡者の居住地、住家の状況及び死亡の原因等に関係なく、その者のり災場所が対象となるものである。

#### 3 遺体の捜索期間

(1) 救助法が適用された場合は、災害発生の日から10日以内とする。

(2) 上記期間内の捜索が困難と思われるときは、知事は内閣総理大臣に対し、期間延長（特別基準）の協議を行うものとする。

#### 4 費用の範囲

救助法適用災害にかかる国庫負担の対象となる費用の範囲は、次による。

(1) 借上費又は購入費 捜索のために必要な機械器具の借上費又は購入費で直接捜索作業に使用したものに限る。

(2) 修繕費 捜索のために使用した機械器具の修繕費

(3) 燃料費 機械器具の使用に必要なガソリン代・石油代、捜索作業を行う場合の照明用灯油代等

## 第2項 遺体の処理

災害の際に死亡した者について、その遺族等が社会混乱期にあるため、遺体識別等のための洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合に、応急救助として、これらの処置を実施するものである。

### 1 遺体処理の内容

(1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

遺体の識別のための処置として行う。

(2) 遺体の一時保存

### 第3編 災害応急対策計画／第10章 保健衛生計画

遺体の身元識別のために相当な時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短期間に埋葬ができない場合において、遺体を特定の場所（寺院等の施設、神社、仏閣、学校等の敷地等に仮設）に集めて、埋葬等の処置をするまで保存する。

#### (3) 検 案

- ア 遺体について検案を行い、必要に応じて医学的検査を行う。
- イ 検案は、遺体の処理として行う場合は、救護班又は医師により行う。

## 2 遺体処理の方法

### (1) 実施機関

#### ア 市

遺体の処理は、市の火葬場で行う。

名 称	所 在 地
美 祢 市 斎 場（「ゆうすげ苑」）	大嶺町東分 3055 番地 1
美 祢 市 船 窪 山 斎 場	美東町大田 11265 番地 4

#### (ア) 遺体の処理（遺体の洗浄、縫合、消毒等）

救護班又は医師により行う。

#### (イ) 遺体の収容及び一時保存

遺体収容所の候補地は次のとおりである。

施設名	所在地
美祢市大嶺高校記念体育館	大嶺町東分 11217 番地 1
美祢スポーツセンター	伊佐町伊佐 4885 番地
美祢市美東体育館	美東町大田 6221 番地
美祢市秋芳体育館	秋芳町秋吉 5357 番地

その他の施設に収容する際には、天幕、幕張り等の設備を整備の上、使用する。

#### (ウ) 警察署による検視及び救護班等による検案を終えた遺体を、関係機関等の協力を得て遺体収容所に輸送する。

#### (エ) 遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。また、遺体収容所等において埋火葬許可証を発行する。

#### イ 県

救助法が適用された災害の場合、遺体処理に必要な措置を行う。

#### (ア) 遺体収容所へ救護班を出動させ、遺体の検案及びこれに必要な措置（市が実施する業務）を行う。このため、救護班の医療活動と検案との業務の仕分け等についてあらかじめ整理しておく。

#### (イ) 市の行う遺体の輸送を含む全般的事項について、市及び関係機関と必要な連絡調整を行う。

#### (ウ) 警察の協力を得て、行方不明者の捜索の相談に当たるとともに、身元不明遺体の身元引受人の発見に努める。

#### ウ 日赤山口県支部

救助法が適用された災害の場合は、知事の委託に基づき救護班を派遣して、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

### (2) 遺体処理期間

災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、この期間内に遺体の処理を打切ることができないときは、知事は内閣総理大臣に対し、期間の延長（特別基準）を協議する。

### (3) 遺体の処理に関する費用の範囲

救助法適用災害にかかる国庫負担の対象となる経費の範囲限度は、次による。

#### ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用

#### イ 遺体の一時保存のための費用

#### ウ 検案に要する費用

(ア) 通常の場合は、救護班により実施するので費用は支出しない。

### 第3編 災害応急対策計画／第10章 保健衛生計画

(イ) 一般開業医によって行われた場合は、当該地域の慣行料金の額以内を実費弁償する。

#### (4) 救助法適用地域以外の遺体の処理

救助法適用地域の遺体が、救助法適用地以外の地域に漂着した場合の遺体については、法適用地が社会的混乱のため、遺体の引き取りができない場合に限り、次により取り扱う。

##### ア 遺体の身元が判明している場合

###### (ア) 県内の他の市に漂着した場合

当該地の市長は、知事の補助機関として遺体処理を実施するものとし、その費用は県が負担する。

###### (イ) 他の県内の市に漂着した場合

漂着地の市において処理されるものとし、その費用については、救助法35条の規定により求償を受ける。

##### イ 遺体の身元が判明していない場合

(ア) 身元が判明しない場合であっても、遺体が被災地から漂着したものであると推定できる場合は、上記アと同様に取扱うものとする。

(イ) 身元が判明せず、かつ被災地から漂着したものであるとの推定ができない場合は、漂着地の市長が、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により処理するものとする。

### 第3項 埋葬

災害の際、死亡した者に対して、その遺族が混乱のため、資力の有無に係わらず埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合に、遺体の応急的な埋葬を実施するものである。

#### 1 実施機関

(1) 遺体の埋葬は、市が実施する。

(2) 県は、市が行う埋葬に係る全般的事項について協力するとともに、関係機関との間に必要な連絡調整を行う。

#### 2 埋葬の方法等

##### (1) 埋葬の要件

ア 対象となる者は、震災時の混乱の際に死亡した者（災害の混乱の際に死亡したものであれば、直接災害により死亡したものに限らない。また、災害発生の日以前に死亡した者であって、まだ、葬祭が終わっていない者も含まれる。）

イ 災害のため次のような理由で、埋葬を行うことが困難な場合

(ア) 緊急避難を要するため、時間的、労力的に埋葬を行うことが困難であるとき。

(イ) 墓地又は火葬場が浸水又は流出、破損し、個人の力では埋葬を行うことが困難であるとき。

(ウ) 経済的機構の一時的混乱のため、棺、骨つぼ等が入手できないとき。

(エ) 埋葬すべき遺族がいないか又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であるとき。

##### (2) 埋葬の方法

埋葬は、救助の実施機関（市長）が現物給付することを原則とし、棺、骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供をする。

埋葬は、原則として火葬に付し、遺骨等を遺族に引き渡す。この場合、外国人、宗教等の違いにより火葬が必ずしも適当な処置とならないことに留意する必要がある。

ア 市は、遺体を火葬する場合は、「災害遺体埋葬送付票」を作成の上、指定された火葬場に送付する。

イ 市は、遺骨及び遺留品の整理のため「遺骨及び遺留品処理票」を付し、所要の保管場所に一時保管する。

ウ 家族その他の者から遺骨及び遺留品の引き取りの希望があった場合は、「遺骨及び遺留品処票」を整理の上引き渡す。

##### (3) 身元不明遺体の遺骨の取り扱い

ア 身元不明の遺体については、警察機関と連絡し調査に当たるとともに、埋葬は土葬とする。

### 第3編 災害応急対策計画／第10章 保健衛生計画

イ 身元不明の遺体の取り扱いについては、遺品の保管、遺体の撮影及び性別、年齢、容貌、身体的特徴等を記録する。

ウ 事故等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後、埋葬する。

エ 火葬に付した身元不明遺体の遺骨は、遺留品とともに所定の場所に保管し、身元の判明に努めるが、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとして、所定の納骨堂等に移管する。警察は、市に協力して身元不明遺体の引取人を調査する。

#### (4) 埋葬の実施期間

救助法が適用された災害の場合は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、この期間内に埋葬を打切ることができないときは、知事は、内閣総理大臣に対し期間の延長（特別基準）を協議する。

#### (5) 費用の範囲

救助法適用災害にかかる国庫負担の対象となる経費の範囲は、次による。

ア 棺（付属品を含む）

イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費及び輸送費を含む）

ウ 骨つぼ及び骨箱

エ 埋葬の際の供花代、読経代、酒代等はこの経費の対象としない。

#### (6) 必要施設の確保

毎年、市の火葬場処理能力の把握に努め、所要の整理を行っておくものとする。

#### (7) 体制の確保

市は、平常作業及び臨時雇い上げ等により処理体制を確立するとともに、あらかじめ棺、骨つぼの調達が迅速に図られるよう、業者との連携体制を確保しておく。

### 3 広域火葬計画

#### (1) 基本方針

広域火葬が必要となった場合には、死者への尊厳と遺族への配慮を失することのないよう行動することを基本とし、山口県広域火葬実施要領に基づき、広域火葬を実施するものとする。

#### (2) 処理体制等

ア 大規模災害時には、多数の埋葬を必要とすることから、県は、近隣市町等、関係者、業界等との間に応援協力体制を整えておく。

イ 県は、山口県広域火葬実施要領に基づき市と連携した広域的な埋葬（火葬）に必要な対応を行うほか、埋葬業者、その他の事業者との協力により、霊柩車、ドライアイス、柩、骨つぼ等の確保についての情報提供、調整を行う。また、関係部局等の協力による搬送体制の確立を図るものとする。

ウ 県は、広域的な視点から、遺体の円滑な埋葬（火葬）を支援するため、厚生労働省の火葬データベースを活用する。

エ 市は、必要に応じ、県を通じて近隣市町、他県からの人員及び資材の応援を得て実施する。

### 第3節 清掃計画

大規模震災では、建物倒壊、落下物、火災等による廃棄物が多量に発生し、応急対策、市民の日常生活等に著しい障害を及ぼすおそれがある。また、下水道施設の被害によるし尿処理も困難になることが想定される。このため、ゴミ処理、し尿処理、障害物の除去に必要な事項について定める。

#### 第1項 ゴミ処理計画

##### 【生活環境課】

#### 1 実施機関

##### (1) 市

被災地域の清掃は、市長が実施する。

処理施設の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	所 在 地
美祢市一般廃棄物最終処分場	美祢市大嶺町西分 2982 番地
美祢市リサイクルセンター	美祢市大嶺町西分 2982 番地
美祢市美東一般廃棄物最終処分場	美祢市美東町赤 3214 番地
美祢市秋芳一般廃棄物保管施設地	美祢市秋芳町秋吉 10811 番地
美祢市カルストクリーンセンター	美祢市秋芳町岩永下郷 10315 番地 6

(2) 県（環境生活対策部廃棄物・リサイクル対策班）

- ア 被災地域を管轄する宇部健康福祉センター（環境保健所）は、清掃対策に関する技術援助を行う。
- イ 宇部健康福祉センター（環境保健所）相互間、市町相互間及び関係団体の応援の調整、指示を行うとともに、あらかじめ市と協議の上、市町相互間の補完体制を整えておくものとする。
- ウ 他県の応援を必要とする場合に備え、所要の体制を整備するものとする。
- エ 県は、関係団体の応援を必要とする場合に備え、協力体制の確立及び機材等の所有状況等所要の資料を整備するものとする。

2 ゴミ排出量の推定

災害発生時に処理するゴミは、災害により排出されるものと一般生活により発生するものがある。

そのうち、災害による発生分として排出されるゴミは、倒壊家屋からの廃棄物、焼失家屋等の焼け残り部材、建築物の破損、窓ガラス類及び屋外公告等の破損落下物が考えられる。

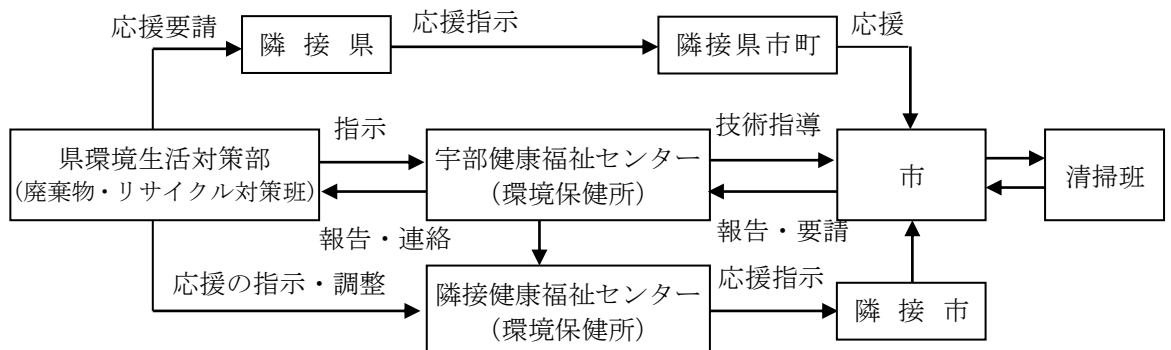
排出量については、おおむね次の数量を目安に、平常時における処理計画等を勘案しつつ作業計画、廃棄場所の確保を図る。

種 別	推定排出量
木 造 住 宅	1 平方メートル当たり 0.6 トン
非 木 造	〃 1.0 トン
火 災 に よ る 消 失	〃 0.23 トン

3 処理体制

- (1) 市は、平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立し、必要に応じ県を通じて近隣市、他県から人員及び資機材の応援を得て実施する。このため、市は、あらかじめ、民間の清掃関連業界に対して、震災時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えるとともに、応援受け入れ体制、作業手順等について所要の対策を講じておくものとする。

(2) 対策系統





### 第3編 災害応急対策計画／第10章 保健衛生計画

#### 4 ゴミ処理対策

ゴミ処理、収集は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に定める基準により行うことになるが、被災地の人心安定及び速やかな環境衛生の保全を確保するため、緊急度等を勘案し、第1次対策、第2次対策、第3次対策に分けて実施する。ゴミ処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるとともに、環境汚染の未然防止又は市民、作業者の健康管理のため、適切な措置を講じる。

##### (1) 第1次対策

ア 一般家庭から排出される生ゴミ、破損家財ゴミ等、生活上速やかに処理を必要とするゴミについては、収集可能となった時点からできる限り早急に収集する。

イ 焼却施設が被災することも考慮に入れ、処分場の確保を図る。その際、環境衛生に支障のない公有地等を利用し、臨時ゴミ集荷場とするなどの対策を講じる。

##### (2) 第2次対策

ア 災害の付属物として排出される廃棄物は、粗大ゴミ、不燃性廃棄物が大量に排出されると考えられる。このため、必要に応じて環境保全に支障のない場所を確保し、暫定的に積置きするなどの方策を講じる。

##### (3) 第3次対策

ア 鉄骨造り、鉄筋コンクリート造り等非木造建物の倒壊、解体時に生じる廃棄物（以下「がれき」という。）については、上記第2次対策終了後、速やかに次により計画的に処理をする。

(ア) 市は、がれきの発生量を把握するとともに、がれきの処理計画を作成し、計画的な処理を行う。

(イ) 県は、市の処理計画を取りまとめた全体処理計画を作成するとともに、必要に応じ、市の参加する協議会の設置等による情報収集・提供及び相互の協力体制づくりを推進する。

イ 解体工事及び廃棄物の運搬は、原則として建物の所有者が行うこととし、県はこれらの者が廃棄する処理物に係る処分について、情報の提供、調整を行うものとする。

このため、生活衛生班は、地域ごとに処分場候補地の把握に努め、所要の資料の整理をしておくものとする。

##### (4) 清掃班の編成

ア 第1次対策に係る清掃班（1班）の編成基準

種 別		数 量	備 考
運搬車（トラック）		1台	※ 一班で1日20戸を処理する。
作業員		8～10人	
所 要 器 具	スコップ	作業員相応	
	トビロ		
	手ミ		

イ 第2次・第3次対策に必要な機材及び人員（1班編成）

区 分	数 量	備 考
大型ダンプ車	6	(1班の1日の作業量 192トン) ※ 次の条件による作業の場合 (1) 搬出場所が往復1時間の場所にある (2) 積み込み作業に10分間を要する (3) 大型ダンプの積載量が4t (10tダンプ×40%)とする。 (4) 稼働時間を8時間とする。
大型ブルドーザー	1	
トラクターシャベル	1	
バックホー	1	
作業員	3	

※機材には運転手及び操作員付きである。

ウ 必要機材、人員

被災家屋数及び1棟当たり廃棄物量をもとに積算

(5) 死亡獣畜処理

ア 牛、馬、豚、山羊、めん羊の死体処理は、死亡獣畜取扱場で処分する。

イ 死亡獣畜取扱場において処分することが困難な場合は、知事（健康福祉センター（環境保健所））の指示により処分するものとする。

(6) 放射性物質の処理

大規模震災時には、放射性物質を管理又は使用する事業所の被災も考えられ、これらの物質の取り扱いについては、他のゴミ、がれき等と同様な取扱をすることは極めて危険である。

このため、これの処理方法については、別に処理要領等を定め処理するものとする。

5 一般廃棄物の処理施設の復旧

市は、処理施設の復旧に当たっては、事故防止等安全対策に十分注意し、機能の早期回復を図る。

## 第2項 し尿処理計画

### 【生活環境課】

災害によるライフライン、下水道施設等の被災に伴い、通常なし尿処理が困難になることが予想される。このため、被災地における衛生環境の確保の観点から、家庭、避難所等におけるし尿処理について、必要な事項を定める。

1 実施機関

被災地域のし尿処理は、市が実施する。

2 し尿排出量の推定

し尿排出量は、一人1ヵ月約50リットルとして計算する。

3 し尿処理の方式

(1) 被災地区

電気、水道等の供給停止により、従前の住宅で生活ができなくなった被災者は、避難所で収容保護することが原則であるが、被害の状況により、従前住宅での生活が確保できる者も多数存在することから、地域の実情を勘案し、付近の公園、空地等に素掘式又は便槽付きの仮設トイレを確保する。

(2) 家庭

水洗トイレの使用が水道の被災により不可能になった場合、溜め置きの水、配布される水等を利用するとともに、地区内に設置する仮設トイレ等を利用する。

(3) 避難所

避難者の人数、水洗トイレの使用の可否、素掘の可否等避難所の状況により、素掘式又は便槽付きの仮設トイレを確保する。

(4) 仮設トイレ

市は、仮設トイレの確保のため、山口県衛生仮設資材事業協同組合及び民間リース業者との間の協力体制の確立及び仮設トイレの所有状況等を把握し、所要の資料を整備するものとする。

(5) 野外仮設トイレの設置

避難所開設等に伴う野外仮設トイレの設置は、おおむね次によるものとする。

対象人員 100人当たり 小3、大2、女3 計8

注意事項

- ・ 立地条件を考慮し、漏洩等により地下水が汚染しないような場所を選定して設置し、閉鎖に当たっては、し尿を汲み取った後、消毒を実施し、埋没するものとする。
- ・ 迅速な建設を必要とすることから、工事担当課、関係業者との間の連絡協力体制を整備しておくものとする。

(6) 要配慮者への配慮

仮設トイレの設置等については、障害者や高齢者等の要配慮者に配慮するものとする。

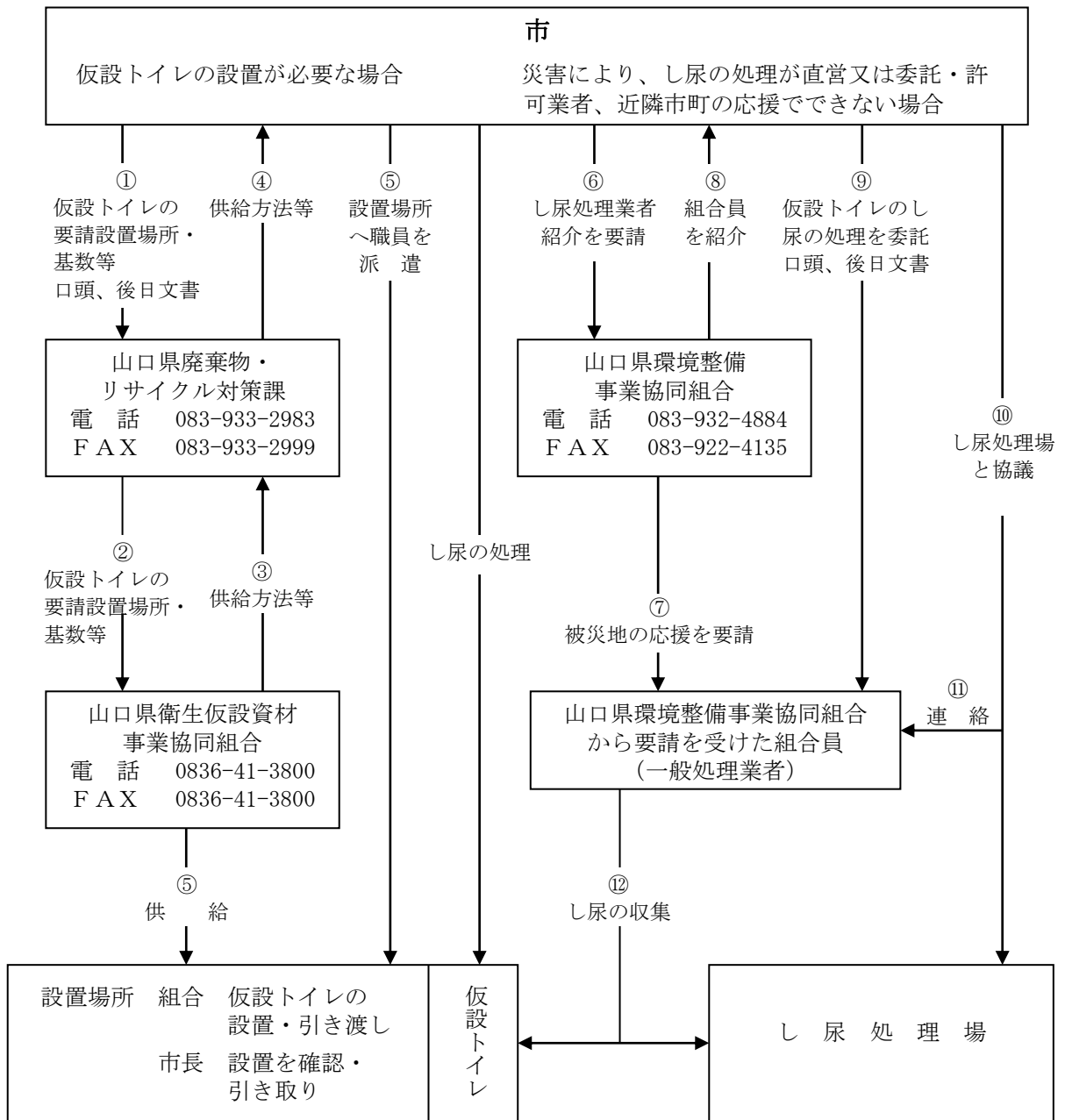
4 処理体制

(1) 市は、民間業者及び近隣市に応援を求め、速やかに処理体制を整えるものとする。このため、あらかじめ民間のし尿処理関連業界及び近隣市等との間に、震災時における人員、

第3編 災害応急対策計画／第10章 保健衛生計画

資機材等の確保について迅速かつ積極的な応援が得られるよう、必要な体制を整えておくものとする。

震災時における仮設トイレの供給要請等連絡体制



(2) 対策系統

第1項3(2)対策系統参照

4 処理対策

(1) 避難所、空地等の仮設便所のし尿収集は、衛生環境の確保の観点から優先的に行うこととする。また、水洗トイレの使用者に対し、断水に対処するため、水の汲み置き等の必要性について広報活動を通じ指導する。

(2) し尿処理班の編成

運搬車	作業員	1日処理戸数	備考
1台	3人	30戸	バキュームカー1.8トン

- (3) 大規模震災発生時においては、市の処理機能は、麻痺することを前提に、処理体制を構築しておくものとする。

### 第3項 障害物除去計画

#### 【福祉課、建設課、生活環境課】

障害物の除去は、地震の発生に伴い各種の障害物が一般住家、道路、河川等に運び込まれ、市民の日常生活や業務機能の維持確保に支障を及ぼすことが予想される。このため、これらの障害物の除去に必要な対応について定める。

#### 1 住居関係障害物の除去

救助法が適用された災害によって、土石、竹木等の障害物が、住家等に運び込まれ、日常生活を営む上で支障をきたしている者に対し、これらの障害物を除去することにより、その被災者を保護するために実施するものである。

##### (1) 実施機関

- ア 救助法が適用された災害による障害物の除去は、市長が実施する。(救助法が適用された都度、知事から委任)
- イ 県は、大規模災害発生の場合は、被害も広域、甚大となることから、関係機関との連絡調整をし、除去活動が円滑に実施されるよう努める。

##### (2) 障害物除去の対象者等

次の各条件を満たした者とする。

##### ア 対象者

- 被保護者、要保護者等で、自らの資力及び労力では障害物の除去を行うことができない者
- イ 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
- ウ 住家は、半壊又は床上浸水したものであること。
- エ 日常生活に欠くことのできない場所（居室、炊事場、便所等）に運び込まれた障害物に限られること。

##### (3) 障害物除去の方法

##### ア 対象世帯の調査・選定

半壊及び床上浸水した全世帯（被災世帯）を明らかにして、それぞれの世帯人数、職業、年収、世帯状況（被保護者、身障世帯、高齢者世帯、母子世帯、要保護世帯等の別）、市民税課税状況（非課税、均等割、所得割の別）、被害状況を調査し、資格を満たす者を対象として「障害物除去対象者名簿」を作成する。

##### イ 除去作業の実施

- (ア) 市長が労務者、技術者を動員し、機械器具等を借上げて直接実施する。
- (イ) 労力、機械等が不足する場合は、県（救助総務班）、隣接市からの派遣を求めるものとする。
- (ウ) 集積地等については、あらかじめ定めておき、一時集積するなどして作業の円滑化を図るものとする。

##### (4) 障害物除去の実施期間

ア 発生の日から10日以内とする。

イ 激甚災害等の状況のため、上記の期間内に実施することができないときは、知事は、内閣総理大臣に対し特別基準（期間延長）の協議を行うものとする。

##### (5) 救助法の適用がない場合の処理

災対法第62条の規定に基づき、市が、除去の必要を認めた者を対象として、障害物の除去を実施する。

#### 2 その他の障害物の除去

道路、河川等の公共土木施設等に関わる障害物は、各種の応急対策活動を円滑に実施するに当たって大きな支障となることから、これら施設の障害物の除去について必要な事項を定める。

##### (1) 道路関係障害物の除去計画

道路上の落下物、建物工作物倒壊等による障害物の除去については、市、県、関係機関が協力して総合的除去対策を立て、必要な措置を講じる。

第3編 災害応急対策計画／第10章 保健衛生計画

特に、緊急啓開路線については、優先的に実施する。

機 関 名	対 策
市	道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県土木建築対策部に報告するとともに、所管する道路上の障害物を除去する。また、関係機関と連絡をとり、相互協力するものとする。
県 (土木建築対策部)	出先機関、市、関係機関からの状況報告に基づき、国土交通省に報告するとともに、総合的除去対策を立て、必要な指導、調整を行うとともに、所管の道路上の障害物を除去する。
警 察	交通確保の観点から、交通の妨害となっている障害物の除去について道路管理者及び関係機関に連絡して、復旧の促進に協力するものとする。
中国地方整備局	所管する道路について県、市、関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基づき、障害物を除去する。
西日本高速 道路株式会社	所管する道路について県、市、関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基づき、障害物を除去する。

(2) 河川関係障害物除去計画

機 関 名	対 策
市	所管する施設に関わる障害物を除去する。 一次対策としては、物資輸送、配送等の拠点として活用する施設等について障害物を除去する。
県 (土木建築対策部)	所管する施設に関わる障害物を除去する。 一次対策としては、物資輸送、配送等の拠点として活用する施設等について障害物を除去する。 早急に除去することが困難な場合は、障害物に標識を付して、県に連絡するなどの措置をとる。

(3) 汚 物

一般的には廃棄物処理法の規定により実施されるものであるが、汚物が生活上著しい障害となっている場合、救助法による救助として除去することができる。

## 第11章 応急住宅計画

### 基本的な考え方

災害のため、住宅が滅失した世帯又は破損した世帯に対して応急仮設住宅の提供又は応急修理を行うことは、被災者の生活確保の観点から極めて重要である。

このため、応急仮設住宅の供与、被災住宅の応急修理、建設資材、公営住宅の修理等について必要な事項を定める。

### 第1節 応急仮設住宅等の供与

災害のため住家が滅失した被災者は、応急的に避難所に收容されるが、避難所は、被災直後の混乱時に避難しなければならない者を一時的に收容するものであるから、その期間は短期間に限定される。これら被災者の一時的な居住の安定を図るため、自己の資力では居住する住家を確保できない被災者に対して市長（知事からの委任を受けた場合）は、救助法により応急仮設住宅を供与する。

#### 第1項 公営住宅の確保

##### 【建設課、福祉課】

##### 1 公営住宅の確保

災害のため住家が滅失した被災者の一時的な住居の安定を図るため、市及び県は、積極的に市営住宅、県営住宅の確保に努める。

##### 2 入居資格等

- (1) 公営住宅に緊急入居させる者に対する入居資格、入居手続き等について、あらかじめ定めておくものとする。なお、この場合において高齢者、障害者等に配慮するものとする。
- (2) 被災者の一時的な入居については、地方自治法第238条の4第7項に基づく目的外使用許可として入居の許可を行う。
- (3) 入居条件は、原則として以下の事項を除いては、公営住宅法、同法施行令、山口県営住宅条例及び美祢市営住宅条例（以下「公営住宅法等」という。）を準用する。
  - ア 入居期間は、原則として1年以内とする。
  - イ 収入基準等の入居者資格要件は問わないものとする。
  - ウ 災害による暫定入居として公募除外対象とする。
  - エ 入居期間中の家賃及び敷金は免除する
- (4) 被災者か否かは、原則として市町が発行する当該地震に係る罹災証明書等により行う。
- (5) 一時的な入居を行った者で、被災市街地復興特別措置法及び公営住宅法等の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて正式入居に切り替えるものとする。

##### 3 他の事業主体への要請

- (1) 公営住宅の確保にあたっては、中国・四国・九州各県相互応援協定等に基づき、隣接県等に対しても、住宅の確保、提供を要請する。
- (2) 独立行政法人都市再生機構等が所管する公的住宅についても、その確保、提供を要請する。
- (3) 企業の社宅等の提供についても、積極的に協力要請を行うものとする。

#### 第2項 応急仮設住宅の供与

##### 1 供与の目的

公営住宅等の提供では不足する場合には、自己の資力では居住する住家を確保できない被災者に対して知事（委任を受けた市町長）は、救助法の規定に基づき建設（以下「建設型応急仮設住宅」という。）又は民間賃貸住宅等を借上げ（以下「借上型応急仮設住宅」という。）ることにより応急仮設住宅を供与する。

##### 2 応急仮設住宅に收容する罹災者の条件

- (1) 住家が全焼、全壊又は流出した者で、現に居住する住家がない者等
- (2) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者これについては、具体的にはその判定が困難な場合が多いものと予想されるが、これらの者を例示すれば、次のとおりである。
  - ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者

### 第3編 災害応急対策計画／第11章 応急住宅計画

- イ 特定の資産がない失業者
- ウ 特定の資産がない未亡人、母子世帯
- エ 特定の資産がない高齢者、病弱者、障害者

オ 特定の資産がない小企業者

カ 上記に準ずる経済的弱者等

(3) 災害時に、現実に救助法適用市町に居住していること。(被災地における住民登録の有無は問わない。)

#### 3 対象者及び入居予定者の選定

(1) 対象者の把握及び入居予定者の選考の業務は、市町長が行う。

(2) 入居資格については、2「応急住宅に収容する罹災者の条件」に掲げる者とするが、選考に当たっては、高齢者、障害者等災害時要配慮者世帯に配慮すること。

(3) 市長は、民生委員の意見を聴くなど罹災者の資力その他の生活条件を十分調査して選定する。

(4) 入居者の決定は、市町長にその職務を委任した場合を除き、知事が行う。

#### 4 応急仮設住宅の管理等

##### (1) 建設型応急仮設住宅

ア 県（厚政課）が市に委託し、市長が公営住宅に準じて維持管理する。

イ 供与できる期間は、建築工事が完成した日から2ヵ年以内とする。

##### (2) 借上型応急仮設住宅

ア 県（厚政課）が民間賃貸住宅の所有者と定期建物賃貸借契約を締結した上で供与する。

イ 供与期間は原則2年以内で県が定める期間とする。

ウ 県（厚政課）は、入居契約等転貸借に関する事務を市に委任する。

### 第3項 建設型応急仮設住宅

#### 1 建設の実施機関

知事が行うが、知事が直接建設することが困難な場合は、市長に委任して実施する。

#### 2 建設場所の選定

(1) 建設場所は、あらかじめ市が選定した建設候補地から建設地を決定する。

(2) (1)の候補地で不足する場合には、市が公有地等を優先して建設敷地を決定する。なお、公有地の確保が困難な場合は、私有地への建設も必要となるが、その場合、所有者と市との間に土地賃貸借契約を締結するものとする。

(3) 建設場所の選定にあたっては、災害により発生する廃棄物の仮置き場（一次集積所、二次集積所）と調整を図るものとする。

(4) 生活保護法による要保護者を収容する応急仮設住宅の建設に当たっては、国有地の貸付けが可能であることから、国の協力を得て確保する。（国有財産法第22条）

#### 3 建設方法

(1) 県災害救助部救助総務班と土木建築対策部住宅班が協議して定める。

(2) 県が建築業者に請負わせて建設する。

(3) 県は、市において建設することが適当と認めるときは、市に対し設計図書等を示すものとする。

(4) 建設に関して、（一社）プレハブ建築協会及び（一社）全国木造建設事業協会の協力を求めるに当たっては、両協会との協定書に基づいて行うものとする。

(5) 建設に当たっては、二次災害に十分配慮するものとする。

#### 4 建設基準

(1) 延べ床面積1戸当たりの床面積は、29.7㎡を基準とし、世帯構成人員等を考慮して増減することができる。

(2) 構造は、1戸建、長屋建、アパート式のいずれか適当な構造とする。入居予定者の状況によって、高齢者、障害者向けの仕様にも配慮する。

(3) 同一敷地内又は隣接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。

### 第3編 災害応急対策計画／第11章 応急住宅計画

(4) 高齢者、障害者、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容する福祉仮設住宅を設置することができる。

#### 5 設計図書

入居予定者の状況により、県が決定する。(救助総務班と住宅班が協議して定める。)

#### 6 建設期間

(1) 災害発生の日から20日以内に着工する。

(2) 災害の状況により、20日以内に着工できないときは、知事は、内閣総理大臣に特別基準(着工の延長)の協議を行う。

### 第4項 借上型応急仮設住宅

被害状況等によっては、民間住宅を救助法の仮設住宅として供与する必要も生じることから民間住宅の確保に努める。民間賃貸住宅の確保に関して、(一社)山口県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会山口県本部、(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会及び(公財)日本賃貸住宅管理協会の協力を求めるに当たっては、各団体との協定に基づいて行うものとする。

### 第5項 旅館ホテル等の宿泊施設の確保

旅館ホテル等の宿泊施設は施設設備が整っており、食事等についても確保されることから、旅館組合等との協定の締結により、高齢者、障害者等の要配慮者の一時収容先として確保に努める。

## 第2節 被災住宅の応急修理

### 【建設課、福祉課】

#### 第1項 住宅の応急修理を受ける者の条件

災害発生によって住家が半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者

#### 第2項 対象者の調査及び選定

市が、被災者の資力その他の生活条件を十分調査し、市が発行するり災証明書に基づき県が選定する。場合によっては、市に選定事務を委任する。

### 第3項 応急修理の方法、基準

#### 1 応急修理の方法等

(1) 市長が、建設業者に請負わせるか又は市直営工事により行う。

(2) 応急修理は、日常生活に必要欠くことのできない部分(居室、炊事場、便所等)に限るものとする。

(3) 他の者が行う応急修理は排除しない。

ア 家主が借家を修繕する場合

イ 親類縁者の相互扶助による場合

ウ 会社が自社所有の住家(寮、社宅、飯場等)を修繕する場合

#### 2 修理の期間

(1) 災害発生の日から1ヵ月以内に完成させるものとする。

(2) 1ヵ月の期間内に修理を完了できない特殊事情があるときは、知事(厚政課)は、内閣総理大臣に特別基準(期間延長)の協議を行う。

## 第3節 公営住宅の応急修理

### 【建設課】

被災した公営住宅については、各管理者において被害状況を緊急に調査し、応急修理を実施する。公営住宅の応急修理については、救助法の適用はないものであること。



#### 第4節 被災建築物及び被災宅地の地震後の対策

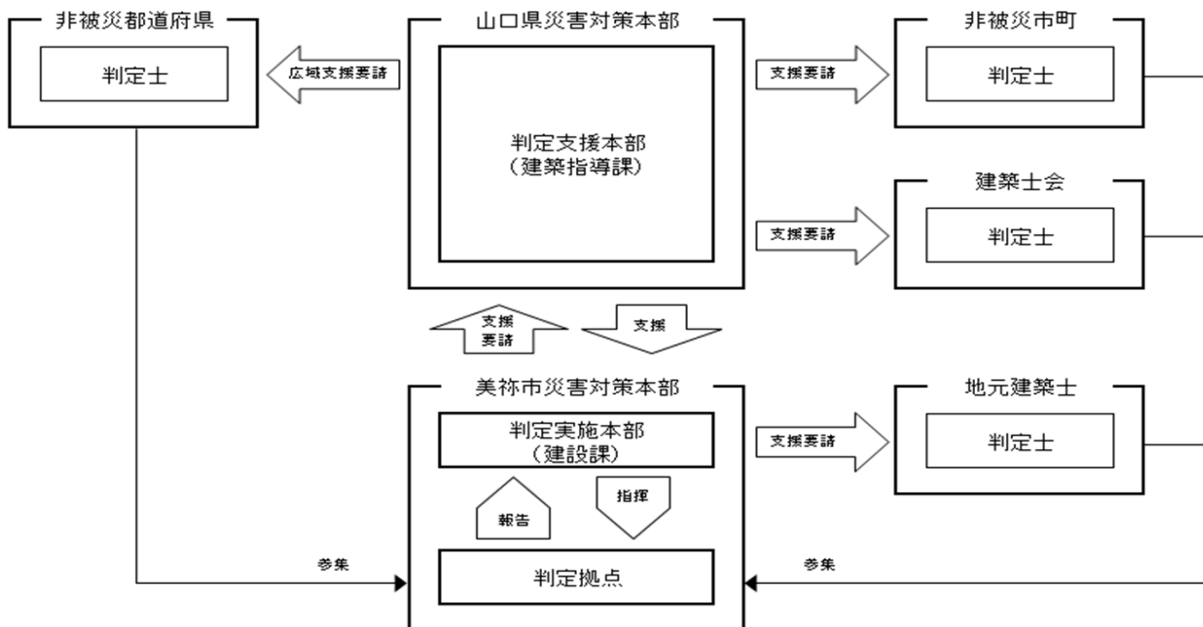
地震発生後、公共建築物及び一般住宅等の危険度の把握は、避難施設の確保、各種応急対策活動の拠点確保を図る上で、また、被災者を建物倒壊等の二次災害から守る上で重要であることから、残存する被災建築物及び被災宅地について、速やかに被害状況及び余震への耐震力の把握等を行い、被災者の「住」に対する不安を解消する。

##### 第1項 応急危険度判定体制の確立

地震により被害を受けた建築物の余震等による倒壊、使用部材の落下等から二次災害を防止するため、また、被害を受けた宅地等の余震等による二次被害を防止するため、市は被災建築物及び被災宅地の安全性を早急に確認することが必要となる。

##### 第2項 被災建築物応急危険度判定の実施

- 1 市は、判定実施マニュアルに基づき、被災建築物応急危険度判定を実施するものとし、必要に応じて、県を通じて判定士の参加を要請する。
- 2 県は、市災害対策本部の要請により、職員を派遣するとともに、ボランティア（判定士）に参加協力を求める。



##### 第3項 被災宅地応急危険度判定の実施

- 1 市は、判定実施マニュアルに基づき、被災宅地応急危険度判定を実施するものとし、必要に応じて、県を通じて判定士の参加を要請する。
- 2 県は、被災した市町から判定士等の支援の要望を受けたときは、必要に応じて他の市町に対し、判定士の派遣等を要請する。

#### 第12章 水防・消防・危険物等対策計画

##### 基本的な考え方

地震が発生した場合の被害は、建物、構造物の倒壊によるもののほか、河川・護岸等の損壊による浸水、火災の発生が予想される。

また、危険物施設等における災害の拡大防止及び従業員・周辺住民の安全確保について必要な対策を講じる必要がある。

このため、これらによる被害を最小限に食い止めるため、震災時における水防、消防及び危険物等にかかる応急対策活動について定める。

第1節 水防活動計画

【建設課】

地震が発生した場合、ダム、ため池、河川・海岸等の堤防、護岸の決壊又は降雨等による洪水等による浸水の被害の発生が考えられる。

このため、水防管理者（市長）は、地震が発生した場合、これらの被害を最小限に防ぐために必要な措置を講じることになる。

本節では、市防災計画の内から震災時において水防管理者（市長）がとる応急対策について、必要な事項を定める。

第1項 水防活動体制の確立

1 水防活動体制

地震発生後において、水防対策が必要な事態が発生した場合又は気象台から大雨に関する予警報が発表された場合は、水防に関する職員の配備体制は、以下の第1警戒体制、第2警戒体制、第3警戒体制、第4非常体制をとるものとする。

配備区分	配備基準	体制の内容	配備課	人数
第1警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨注意報</li> <li>洪水注意報</li> <li>大雪警報</li> <li>暴風警報</li> <li>暴風雪警報</li> </ul> の一つ以上が発表されたとき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害の発生を防止するため、必要な準備の開始及び気象情報の収集活動を主とする体制</li> <li>第2警戒体制に直ちに参集できる体制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他各部長が必要と認める課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各部長が必要と認める人員</li> </ul>
第2警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨警報</li> <li>洪水警報</li> </ul> の一つ以上が発表されたとき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災関係課を中心とし、災害予防対策を実施する体制</li> <li>小規模な災害が発生し、災害応急対策を実施する体制</li> <li>避難者を受け入れるため、一部の避難所を開設し運営する体制</li> <li>事態の推移に伴い、直ちに第3警戒体制に移行できる体制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務課</li> <li>建設課</li> <li>農林課</li> <li>福祉課</li> <li>各総合支所</li> <li>■状況に応じて配備する課</li> <li>商工労働課</li> <li>監理課</li> <li>教育総務課</li> <li>生涯学習スポーツ推進課</li> <li>各出張所・公民館</li> <li>その他各部長が必要と認める課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2人</li> <li>2人</li> <li>1人</li> <li>1人</li> <li>1人</li> <li>その他各部長が必要と認める人員</li> <li>各部長が必要と認める人員</li> </ul>
第3警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨警報</li> <li>洪水警報</li> </ul> の一つ以上が発表され、市内に相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれ（下記の状況等から判断する。）があるとき <ol style="list-style-type: none"> <li>① 河川が氾濫注意水位を超えたとき。</li> <li>② 土砂災害降雨危険度がレベル3に到達するおそれがあるとき。</li> <li>③ 台風の上陸が明らかとなるとき。</li> <li>④ 梅雨前線が停滞し、先行雨量その他の状況から必要と</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相当規模の災害が発生し、又は発生が予想される場合で、市民への広報活動や河川の水位状況の監視、浸水に対する応急活動を実施する体制</li> <li>所管施設等の被害状況の確認及び応急復旧活動を実施する体制</li> <li>避難者を受け入れるため、広範囲にわたり多数の避難所を開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務課・監理課</li> <li>地域振興課</li> <li>デジタル推進課</li> <li>商工労働課</li> <li>福祉課</li> <li>建設課、農林課</li> <li>教育総務課、生涯学習スポーツ推進課</li> <li>各総合支所</li> <li>各出張所・公民館</li> <li>■状況に応じて配備する課</li> <li>行政経営課</li> <li>税務課</li> <li>観光政策課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各部長が必要と認める人員</li> </ul>

	認められるときなど。 ⑤ 広範囲に高齢者等避難を 発令したときなど。	設し運営する体制 ・事態の推移に伴い、 直ちに第4非常体制 に移行し、速やかに 災害対策本部を設置 できる体制	・管理業務課 ・施設課 ・その他各部長が必 要と認める課	
第4 非常体制 【災害対 策本部体 制】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨、暴風、暴風雪、大雪の いずれかの特別警報が発表 されたとき。</li> <li>・気象情報等の有無に関わら ず、局地的豪雨等により現に 災害が発生し、その規模及び 範囲等の状況から特にその 対策を要するとき。</li> <li>・市内全域にわたる災害が発生 し、又は局地的災害であって も被害が甚大であるとき、又 は大規模の災害発生を免れ ない（下記の状況等から総合 的に判断する。）と予想され るとき。</li> </ul> <p>①河川が氾濫危険水位を越え たとき。</p> <p>②土砂災害警戒情報が発表さ れたとき。</p> <p>③大規模台風の上陸が明らか なとき。</p> <p>④避難指示が発令されたとき など。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部体制</li> <li>・全庁体制による災害 予防・応急対策を実 施する体制</li> </ul>	全部局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部長</li> <li>・各部長が 必要と認め る人員</li> </ul>

## 第2項 水防活動

震災時における水防対策については、本編第3編第13章水防計画に準拠して必要な措置及び  
応急対策を講じる。

### 1 実施機関

#### (1) 水防管理団体及び市の措置

ア 水防管理者（市長）は、地震（震度4以上）が発生した場合は、必要な体制の確立を  
図り、情報収集、警戒、点検及び防御体制を強化する。

イ 水防活動に当たっては、ダム、堤防等の施設の管理者、警察、消防、県等の防災関係  
機関と連携を密にし、市民を二次災害から守ることを重点に、必要な措置（避難指示・  
避難誘導等）及び応急水防対策を講じる。

#### (2) 施設の管理者

ダム、ため池、堤防、水門、樋門、防潮扉等の管理者は、地震（震度4以上）が発生した  
場合は、直ちに施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に  
応じて関係機関及び地域住民に連絡する。

### 2 応急対策活動

#### (1) 監視、警戒活動

地震（震度4以上）の発生が発令された場合は、直ちに、ダム、河川、ため池、水門、樋  
門、防潮扉等を巡視し、被害箇所、危険箇所その他重要箇所の監視警戒に当たる。

(2) 水門、樋門等の操作

ア 水門、樋門、防潮扉等施設の管理者は、地震を感知又は警報が発令された場合は、直ちに門扉を操作できる体制を整え、水位の変動を監視し、必要に応じて適正な開閉を行う。

イ 大規模地震が発生した場合は、水門、樋門等に被害が発生し、沈下・変形等により、開閉操作が不可能となる場合が考えられる。このため、各施設の管理者は、建設業者等への緊急連絡体制を整え、速やかな対応ができるようにしておく。

(3) 浸水・溢水等への応急措置

警戒、監視等により応急排水等の措置が必要となった場合は、水防管理者（市長）は、関係機関と協力し、直ちに、付近住民へ周知を図るとともに、必要に応じて避難誘導等の措置及び応急排水を実施する。

(4) 河川、ダム施設の応急措置

大規模な地震が発生した場合、堤防、護岸、ダム等の損壊が広範囲にわたって生じるおそれがある。この場合、被害の拡大、二次災害の防止のために、迅速な仮設締切等の応急処置が必要となる。このため、建設業者、機械鋼構造業者、電気通信業者、港湾業者等専門業者との間の緊急連絡体制の整備及び必要な資機材の確保体制を確立しておく。

(5) 農業用施設の応急措置

各施設の管理者は、ため池、水門、樋門、防潮堤等の被害状況を確認し、被害の拡大、二次災害を防止するため、自ら応急措置を実施するとともに、関係機関に応援協力を要請し、必要な対策を講じる。

3 水防用資機材の整備

市は、その所管する区域における浸水への対応が十分できるよう必要な資機材を整備する。

第2節 消防活動計画

【消防本部】

大規模地震発生時には、火災の多発により、極めて多数の人命の危険が予想される。

地震時の火災の態様は、地震の規模、震源の位置、発生する時期、気象条件、その地域の市街地状況、消防水利や消防ポンプ自動車等の消防力の配備状況等により被害の様相が異なり、臨機応変な活動が求められることから、震災時における消防活動に必要な事項について定める。

第1項 消防活動

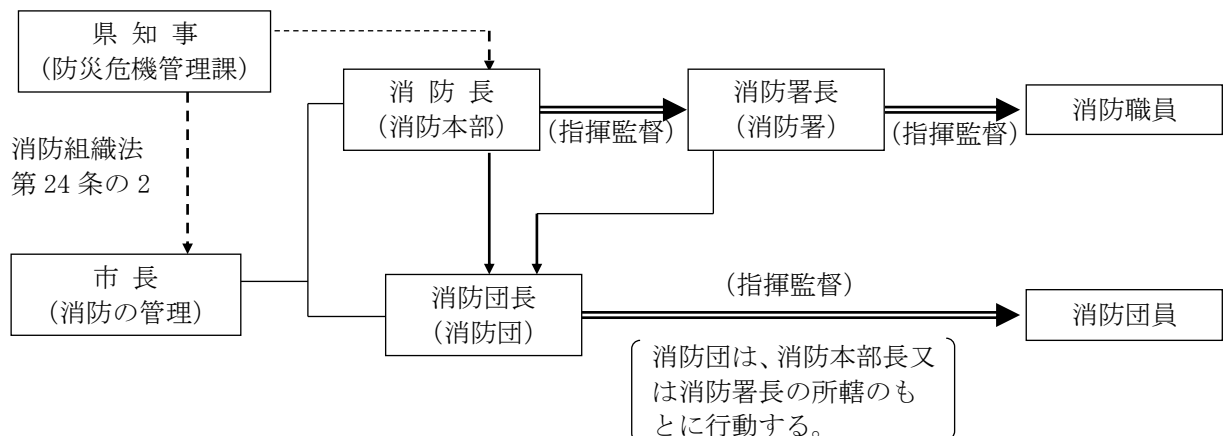
1 実施機関

消防の実施責任は、市にある。このため、市及び消防機関は、全機能をあげて被災直後における出火防止、初期消火、延焼拡大の防止等に努めるものとする。

この場合において、市民、自主防災組織等の協力が必要であることから、これらの者と一体となった活動体制を確立する。

(1) 市消防機関の系統図

(非常事態の場合における指示)



## 2 地震火災防御計画の策定

- (1) 消防活動について、市は、国の指導に基づき、その地域における消防活動に必要な「消防計画」を策定している。

地震発生時における消防活動については、「地震災害活動マニュアル」が作成されているところであるが、大規模地震発生時における消防活動をより円滑、的確に実施するため、被害想定を踏まえ、地域の特性を加味した防御活動計画の策定を図っていくものとする。

- (2) 地震発生時の火災防御計画の目標

地震による災害は、地震そのものの強さやその他の条件によって左右されるものであるが、被害発生規模に着目し、人命の確保、物的被害の軽減等について、段階的な防御対象及び範囲を定めるなど、最も効果的に被害軽減が図れる計画となるように努めるものとする。この場合、消火栓の使用不能、道路寸断等による消防力の低下、また、市民、事業所、他市町、他県の応援協力等をも踏まえた計画内容とするものとする。

- (3) 地震発生時火災防御計画には、消防職団員の部隊運用要領等とともに、これを補完するものとして災害救援ボランティア、市民の活動内容、協力支援体制等についても計画の中に盛り込むものであること。

## 3 地震火災対策の方針

- (1) 市及び消防機関は、同時多発の火災から市民の生命の保護を第一として活動を実施するものとする。この場合において、出火防止と初期消火の徹底について市民や事業所に呼び掛けるとともに、地域住民を含めその全機能をあげて、避難の安全確保及び延焼の拡大防止に必要な活動を実施するものとする。

- (2) 防御活動

防御活動の実施に当たっては、明確な防御方針、重要対象物の指定、延焼阻止線、避難地・避難路、消防活動計画図の策定、部隊の運用体制等についての体制を確立し、活動するものとする。

## 4 消防団の活動

消防団は地域に密着した防災機関として、出火防止をはじめとする住民指導及び保有装備を活用した消火活動その他の災害防御に当たるものとする。

- (1) 出火警戒活動
- (2) 消火活動
- (3) 救助救出活動
- (4) 応急手当活動
- (5) 災害情報の収集伝達活動
- (6) 避難誘導及び指示

## 5 災害救援ボランティアの活動

大規模地震発生直後等における消防活動を迅速かつ的確に実施するには、既存の消防機関だけでは困難なことが予想され、今後、災害救援ボランティアの育成を図って行くこととしている。災害救援ボランティアの活動については、国が、次のような活動分野を期待して育成を図ることとしていることから、活動についてはおおむねこれによるものとする。

- (1) 初期消火活動及び消火活動及びその支援
- (2) 救助救出活動及びその支援
- (3) 応急手当活動及びその支援
- (4) 災害情報の収集・伝達活動及びその支援
- (5) その他避難誘導等の活動に対する支援

## 6 地域住民・自主防災組織が活動するために必要な資機材の整備

激甚な大震災が発生した場合、地域によっては、早期の消防力の投入が困難なことが考えられるため、地域住民・自主防災組織が容易に使用できる消火、救助資機材の整備について、市は、検討を進め整備の促進に努めるものとする。

### 第3節 危険物・高圧ガス・毒物劇物等災害対策計画

大規模な地震により、危険物・火薬類・高圧ガス・放射性物質・毒物劇物等の施設が損傷し、火災・爆発・流出等の災害が発生した場合は、従業員や周辺地域住民に対して重大な被害を与えるおそれがある。

このため、これらの施設に対して、関係法令による種々の保安防災対策が講じられているが、地震により発生する災害を最小限にとどめるため、関係機関が相互に協力し、災害の拡大防止及び従業員・周辺住民の安全確保に必要な対策を講じるものとする。

#### 第1項 石油類等の危険物

発火性又は引火性の強い石油類等の危険物については、事故等が発生した場合の影響の大きさに鑑み、消防法に基づき、保安、防災対策が講じられてきている。

激甚な地震等により、これらの施設に損傷等が発生した場合、関係機関及び関係事業所等は、当該危険物施設の災害の態様に応じて、次の緊急措置を講じ、被害を最小限にとどめる。

実施者	措置内容
施設の所有者、管理者又は占有者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地震発生時の応急対策                             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地震発生後、直ちに、地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、地震の規模に応じた防災要員を確保する。</li> <li>(2) 地震発生後、直ちに、人的・物的被害、火災・爆発・漏洩等の有無を調査点検するとともに、地震の規模に応じて危険物関係施設の運転停止等を行う。</li> <li>(3) 地震により、人的・物的被害が生じ、又は火災・爆発・漏洩等の災害が発生したときは、直ちに、負傷者の救護、危険物関係施設の運転停止、施設内の使用火気の消火及び常用電源の遮断等の応急措置を講じるとともに、事業所の防災組織による防災活動を行う。</li> <li>(4) 地震による災害が拡大し、周辺住民等に被害が及ぶおそれがあるときは、周辺住民等への避難誘導等の必要な措置を講じる。</li> <li>(5) 車両により危険物を輸送中に地震が発生した場合は、直ちに、車両を安全な場所に停車して、危険物の漏洩の有無等について点検し、異常があるときは前記の応急措置を講じる。</li> </ol> </li> <li>2 地震発生時の連絡通報及び広報活動                             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地震により災害が発生したときは、直ちに、消防機関、警察、県（防災危機管理課）等へ通報する。なお、通報手段が途絶えない限り、第1報は、電話連絡とし、その後の状況及び別に定める事項は、ファクシミリ等により逐次報告するものとする。</li> <li>(2) 地震による災害が、周辺住民へ不安を与えるおそれがある場合又は周辺住民へ被害を及ぼすおそれがある場合は、被害の状況及び避難の必要性について、迅速かつ正確な広報活動を行う。</li> </ol> </li> </ol>
市長 (消防機関)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地震発生時の危険物関係事業者への指示等                             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 危険物関係施設の災害により、周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、関係機関と協議の上、施設に対する応急措置、周辺住民の避難誘導、広報活動等について、必要な指示をする。</li> <li>(2) 危険物関係施設に災害が発生し、被害の拡大防止又は周辺住民の安全確保のため必要と認めるときは、施設の全部又は一部の使用停止を命じ又はその使用を制限する。</li> <li>(3) 危険物が流出したときは、その危険物の排除作業を実施させる。</li> </ol> </li> <li>2 救急・防災活動（消防機関）                             地震により危険物関係施設に災害が発生したときは、必要な救急・防災活動を行うとともに、必要に応じて危険物関係事業者に防災活動上必要な指示を行う。</li> <li>3 広報・警戒区域・避難指示（消防機関）                             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 周辺住民に対し、危険物関係施設の災害の状況・避難の必要の有無について、適切な広報活動を行う。</li> <li>(2) 危険物関係施設の火災・爆発、危険物の漏洩等により周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、警戒区域の設定及び避難指示等の必要な措置を講じる。</li> </ol> </li> <li>4 関係機関との連絡・調整等                             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地震による危険物関係施設の災害の拡大を防止し又は周辺住民の安全性確保</li> </ol> </li> </ol>

第3編 災害応急対策計画／第12章 水防・消防・危険物等対策計画

実施者	措置内容
	のため必要があるときは、関係機関と連絡・調整して必要な対策を講じる。 (2) 地震による危険物関係施設の災害の拡大を防止するために他の消防本部の応援を必要とするときは、化学消防車等の必要な資機材及び人員の応援要請の措置を講じる。
警察	1 市及び県の消防機関と連絡をとり施設管理者等に対する保安措置の指導、取締りを行うとともに、警戒区域の設定並びに付近住民の避難措置等を行う。 2 市長から要求があったときは、災対法第59条の規定に基づき、災害拡大のおそれがある設備又は占有者等に対し、災害の拡大防止に必要な限度において、その設備、物件の除去、保安等必要な措置をとることを指示する。

第2項 火薬類

関係機関及び関係事業所等は、災害の態様に応じて、次の措置を講じる。

実施者	措置内容
火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者	1 地震発生後、直ちに、地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、防災要員を確保し、事業所等の応急点検を実施し、被害状況を把握する。 2 地震による災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じたときは、災害の拡大を防止するための緊急措置を講じるとともに、警察及び消防機関に連絡する。 (1) 貯蔵火薬類を安全な場所に移す余裕があるときは、移動の措置をとり、見張りを厳重にする。 (2) 搬送に余裕がない場合は、火薬類を水中に沈める等の安全措置を講じる。 (3) 火薬庫の入口、窓等を完全密閉し、木部に防火措置を講じるとともに、状況によっては、付近住民に避難の警告を行う。 (4) 吸湿、変質、不発、半爆発等のため、著しく原性能を失った火薬類又は安定度に異常を呈した火薬類は、安全確認の後廃棄する。
知事 (新産業振興課)	延焼等により、被害が拡大するおそれのある施設を対象に、緊急時における管理上の措置命令を発するとともに、関係防災機関に連絡する。 1 製造業者、販売業者又は消費者（以下「製造業者等」という。）に対して、製造施設又は火薬庫の全部又は一部の使用の一時停止を命ずる。 2 製造業者等、その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し又は制限する。 3 火薬類の所有又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命じる。 4 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命じる。
警察	第1項「石油類等の危険物」に準じた措置を講じる。
中国経済産業局	火薬製造事業所等の施設が、火災等の発生により危険な状態となった場合又は危険を及ぼすおそれがあると認めるときは、その保安責任者に対して、法令の定めるところにより、危険防止措置を講じるよう監督又は指導を行うものとし、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより、緊急措置命令等を行う。
中国四国産業保安監督部	鉱山作業現場等における被害防止若しくは拡大を防ぐため、災害状況の実情把握に努め、必要に応じて適切な指示、命令を発する。

第3項 放射性物質

地震災害により放射性物質の漏洩等が生じた場合、使用者及び防災関係機関は、災害の態様に応じて放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づき定められた基準に従い、必要な措置を講ずる。

実施者	措置内容
使用者 取扱関係者	放射性同位元素又は放射線発生装置に関して、放射線障害の発生又はおそれがある場合には、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づき、定められた基準に従い、必要な措置を講じる。

	<p>(1) 放射線源の露出、拡散等の発生若しくはおそれがある場合は、所轄労働基準監督署、県警察、市等に通報する。</p> <p>(2) 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、障害の発生防止又は拡大の防止のための緊急措置を構じる。</p>
市長 (消防機関)	<p>(1) 放射性物質使用者、取扱関係事業者等から事故等の発生の通知を受けた場合は、直ちに、県（防災危機管理課及び医務保険課）に通報する。</p> <p>(2) 放射線源の露出、拡散により人命への危険が切迫しているときは、警戒区域の設定又は付近住民等に対して避難の指示を行う。</p> <p>(3) 危険の排除のため、使用者等に対して必要な緊急措置をとるよう指導する。 ア 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 イ 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する緊急措置</p> <p>(4) 消防活動及び救助活動については、「放射線施設等の消防活動のための手引き」及び「放射性物質輸送時消防対策マニュアル」を参考に実施する。</p>
知事 (防災危機管理課、 医務保険課)	<p>(1) 市又は警察から事故等の発生若しくはおそれがあると通報があった場合、直ちに、国（消防庁）へ通報する。</p> <p>(2) 緊急措置実施機関に対して、必要に応じて放射線防護資機材のあっせんを行う。</p> <p>(3) 放射性物質使用病院での被害が発生した場合、人身の被害を最小限にとどめるため観測測定班等を編成して、漏洩放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止等の措置をとり、付近住民の不安の除去に努める。</p> <p>(4) 放射線被ばく及び放射線汚染の可能性が認められるような場合は、放射線計測器、除去施設等を有する診療施設での治療が必要となることから、必要な医療機関の確保、あっせんを行う。</p>
警察	<p>(1) 事故等の発生の通報を受けた場合、警察、県（防災危機管理課又は医務保険課）へ通報する。</p> <p>(2) 必要に応じて、警戒区域の設定、交通規制等を実施する。</p>

#### 第4項 毒物劇物

毒物劇物取扱施設については、毒物及び劇物取締法に基づき監視指導を行っており、また、消防法あるいは高圧ガス法によって規制を受けている施設については、その法令により、災害予防対策として事故時の流出を防止するため防液堤等の設備の設置等の対策が講じられている。防災関係機関及び取扱業者は、災害時において設備等が破損した場合、次の緊急措置等を講じる。

実施者	措置内容
製造者 輸入者 販売者 業務上取扱者	<p>1 地震発生後、直ちに地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、防災対策要員を確保する。</p> <p>2 毒物劇物タンク等の被害状況の把握に努め、当該施設が被害を受け毒物劇物の漏洩、流出等が生じた場合には、次の緊急措置を講じる。 (1) 宇部健康福祉センター（環境保健所）、警察、消防機関に直ちに通報する。 (2) 従業員及び周辺住民に対して正確な情報を提供し、必要に応じて早期の避難措置をとる。 (3) 中和処理剤の散布等の緊急措置を実施する。</p>
知事 (薬務課)	<p>1 毒物劇物取扱事業者に対して、毒物劇物の飛散、漏えい、浸透及び火災等による有毒ガスの発生を防止するために必要な緊急措置を講じるよう指導する。</p> <p>2 毒物劇物が飛散、漏えいした場合は、中和剤等による防除作業を実施するよう指示する。</p> <p>3 中和剤等の資材及び人員等が不足するときは、その収集、あっせんに努める。</p>
市長 (消防機関)	<p>危害が発生するおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡をとり、立入り禁止区域の設定並びに区域内住民に対する避難、立ち退きの指示を行う。</p>



第3編 災害応急対策計画／第12章 水防・消防・危険物等対策計画

警 察	県及び消防機関と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導取締りを行うとともに、警戒区域の設定並びに付近住民の避難措置等を実施する。
-----	--

## 第13章 災害警備計画

### 基本的な考え方

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、陸上における災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するため、早期に警備体制を確立し、犯罪の予防、交通の規制等応急対策を実施して、生命、財産の保護並びに社会秩序の維持に当たる。

### 第1節 陸上警備対策

#### 【警察】

#### 第1項 警備体制（災害警備実施計画）

##### 1 職員の招集・参集

職員は、県内に災害が発生し、又は発生が予想される場合は、あらかじめ定められたところにより、非常招集又は非常参集するものとする。

##### 2 警備体制の種別

###### (1) 第1次体制

大雨、暴風、洪水等の気象警報が発せられ、その他災害に関する事前情報等から判断して被害の発生が予想されるとき。

###### (2) 第2次体制

大雨、暴風、洪水等の気象警報が発せられ、その他災害に関する事前情報等から判断して相当の被害の発生が予想されるとき。

###### (3) 第3次体制

大雨、暴風、洪水等により、大規模な災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき。

##### 3 警備本部の設置

県内に警戒体制及び非常体制を要する災害が発生した場合は、県警察本部及び関係警察署に所要の災害警備本部を設置する。

県に災害対策本部が設置された場合には、災害警備本部は、県本部の公安部としての活動を実施する。

##### 4 災害警備本部の組織等

災害警備本部の組織、事務分掌及び警備部隊の編成、運用は、山口県警察災害警備計画の定めるところによる。

#### 第2項 警備対策（災害警備実施計画）

大規模な被害が発生した場合における警備対策は、次のとおりとする。

##### 1 情報の収集等

###### (1) 被害状況の把握

警備体制を要する災害が発生した場合、直ちに被害実態を把握するため、ヘリコプターによる上空からの被害情報の収集を行うほか、併せて交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員をもって地上からの情報収集に当たる。

###### (2) 災害情報の交換

防災関係機関等と連携し、相互の災害情報の交換を行い、実態的な被害の把握に努める。

##### 2 救出救助活動等

###### (1) 機動隊等の出動

把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊・管区機動隊等を被災地管轄警察署等に出動させる。

また、被害の状況により他都道府県警察の警察災害派遣隊の応援を要請する。

###### (2) 警察署等における救出救助活動

被災地を管轄する警察署長は、自署員及び応援部隊により救出救助部隊を速やかに編成し、被害の実態に応じた効率的、効果的な救出救助活動を行う。

また、消防・自衛隊等防災関係機関の現場責任者との連携を密にし、現場での活動が円滑に行えるように配慮する。

###### (3) 行方不明者の捜索等

### 第3編 災害応急対策計画／第13章 災害警備計画

行方不明者の捜索及び関連情報の収集を行うとともに、必要な手配を行う。

#### 3 避難誘導等

避難誘導を行うに際しては、市等関係機関と連携し、被災地域、災害危険箇所等現場の状況を把握し、安全な避難経路を選定して行う。また、障害者等の要配慮者については、できるだけ車両等を利用するなど、避難の手段、方法等について配慮する。

#### 4 危険箇所等における避難誘導等の措置

石油コンビナート等の危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の危険箇所について、速やかに、災害発生の有無について調査を行う。また、当該施設等の管理者等から二次災害のおそれがある旨の通報を受けた場合は、施設内滞在者及び施設周囲住民の避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための的確な措置をとる。

#### 5 交通規制の実施

##### (1) 緊急交通路の確保

災害による被害が発生し又は発生するおそれがある場合において、公安委員会が災対法第76条第1項に基づき、災害応急対策上、緊急の必要があると認める場合は、区域内又は区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し又は制限し、緊急通行車両の通行を確保する。

##### (2) 一般規制の実施

被災地域への緊急性の少ない車両の流入を抑止するため、広報及び必要な交通規制を実施するとともに、被災地域から避難する車両等流出する車両の誘導を行うなど、交通総量の削減措置を講じる。

##### (3) 緊急交通路等機能の確保

ア 災害による被害発生時における緊急交通路の確保のために行われた通行禁止等の交通規制の区域又は区間において、車両又は物件等が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策に著しい支障がある場合で必要と認めるときは、災対法第76条の3に基づき、その物件の管理者等に対し、道路外等への移動命令等必要な措置をとる。

イ 信号機の滅灯に対処するため、警察官による交通整理を行うとともに、信号機の早期機能回復措置を講じるものとする。

#### 6 遺体捜索・検視等

警察の行う応急活動に付随して、市が行う遺体の捜索に協力する。また、医師等との連携に配慮し迅速な検視、身元の確認、遺族等への遺体の引き渡し等に努める。

#### 7 二次災害の防止

二次災害のおそれのある災害危険箇所等の調査を実施し、把握した情報について市災害対策本部に連絡するとともに、関係機関等と連携して関係住民の避難措置をとる。

#### 8 社会秩序の維持

被災地域等における援助物資の搬送路及び集積地での混乱、避難所内でのトラブル等の防止のため、警ら等を強化する。また、被災地等で発生しがちな悪徳商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締り等を重点に、被災地の社会秩序の維持に努める。

#### 9 災害情報等の伝達

##### (1) 被災者等のニーズに応じた情報の伝達

災害関連情報、避難措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等被災者等のニーズに応じた情報を、部内外の広報媒体を幅広く活用して伝達する。

##### (2) 相談活動の実施

被災者の肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口の設置等を行う。

また、避難所等の被災者の不安を和らげるため移動交番の開設、警察官の立寄り等の活動も推進する。

#### 10 通信の確保

災害により被害が発生し又は発生が予想される場合は、警察通信施設及び資機材の適切な運用によって、災害時における通信連絡の確保を図るものとする。

## 第14章 要配慮者支援計画

### 基本的な考え方

震災時には、自らの行動等に制約のある高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災前の避難からその後の生活に至るまでの各段階において、時間の経過とニーズに応じたきめ細かな支援策を保健・福祉施策等との連携のもとに、総合的に講じていく必要がある。

このため、避難誘導、避難所の運営、保健福祉サービスの実施など、要配慮者に配慮する必要がある事項について定める。

### 第1節 避難誘導・避難所の管理等

#### 【総務課、福祉課、関係各課】

市は、避難計画の実施に当たり、次の事項に留意し、要配慮者に配慮した避難誘導等を行う。また、高齢者、障害者等に配慮した応急仮設住宅の供与など、生活の場の確保に努める。

#### 第1項 避難誘導

##### 1 避難情報等の伝達

避難の指示を行う市長は、情報の伝わりにくい高齢者、障害者、外国人等への伝達や夜間における伝達には、特に配慮するものとする。避難の必要がなくなった場合も同様とする。また、地理に不案内な外国人旅行者を含む観光客等にも配慮するものとする。

##### 2 避難誘導の方法

避難指示が出された場合、市は、警察署、消防署、消防団、自主防災組織等の協力を得て、市民を避難所等に誘導するが、この場合、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等を優先して避難誘導する。

##### 3 移送の方法

自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合、高齢者、障害者、乳幼児、傷病者等の避難に際しては、車両等による移送に配慮する。

##### 4 避難行動要支援者名簿の活用

市は、避難行動要支援者名簿の情報を避難支援者等に関係者その他の者に対し提供するなど効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

#### 第2項 避難所の設置・運営

市は、避難所の設置・運営に当たり、民生委員・児童委員など福祉関係者や自主防災組織等の連絡・協力を得ながら、要配慮者へ配慮した適切な対応を行う。

県は、市からの応援要請に基づき、広域的な福祉支援を実施する。

##### 1 避難所の管理

(1) 避難所を設置した場合、管理責任者は避難者名簿台帳の作成に当たり、負傷者、衰弱した高齢者、障害者、妊産婦、遺児等の把握に努めるとともに、平常時に把握している要配慮者台帳、在宅福祉サービス利用者、ひとり暮らし・寝たきり高齢者、障害者等の名簿を活用するなどして、安否確認を行う。

(2) 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、手話通訳者、要約筆記者、ホームヘルパー、介護支援専門員、カウンセラー等を配置し、要配慮者対応の相談窓口を設置する。

介護職員などの福祉人材が不足する場合は、県に応援要請を行う。

(3) 避難所において、高齢者、障害者、妊産婦等については、行動しやすい位置や必要なスペースの確保、障害者用仮設トイレの設置など、良好な生活環境の確保や健康状態の把握に充分配慮する。また、男女のニーズの違い等多様な主体の視点等に配慮するものとする。

(4) 自らでは情報把握の困難な高齢者、障害者等への情報が徹底されるよう努める。とりわけひとり暮らし高齢者、視覚・聴覚障害者については、的確な情報が伝わるよう、その伝達手段の確保に配慮する。

(5) 避難所においては、生活必需品である水、食料、毛布、医薬品等のほか、ほ乳びん、粉ミルク、紙おむつなどの育児用品、車椅子の確保等にも配慮するとともに、ボランティア

### 第3編 災害応急対策計画／第14章 要配慮者支援計画

などの協力を得ながら、高齢者、乳幼児、病弱者等へ配慮した適温食の確保、食事の介助、生活物資の供給等の支援を行う。

- (6) ペット等がいる場合は、飼い主の責務として、同行避難や適正な管理に努め、避難時においても、飼い主が自らの責任でペットを飼育する。(ペット用の餌等も飼い主が準備する。)なお、避難所の居住部分には、原則としてペットの持込みは禁止し、ペットは敷地内の屋外にスペースを設けて飼育するなど、関係機関や関係団体と協議の上、適切に対応する。

#### 2 被災者の他地区等への移送

要配慮者の障害の状態や心身の健康状態を考慮し、一般の避難所での生活が困難と判断した場合で、専門施設への入所に至らないまでの者については、必要性の高い者から優先的に福祉避難所へ移送する。

避難所での生活が極めて困難な高齢者、障害者、妊産婦等については、あらかじめ協力・連携体制を確保している宿泊施設や公的住宅、社会福祉施設等への一時的な収容、移送など必要な配慮を行う。また、外国人旅行者を含む観光客等の移送について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

### 第3項 生活の場の確保

高齢者、障害者等の避難生活のハンディキャップを少しでも取り除くため、生活の場として、次のような応急住宅の確保に努める。

#### 1 応急仮設住宅の建設・供与

- (1) 応急仮設住宅の建設に当たっては、入居予定者の状況により、高齢者、障害者向けの仕様にも配慮する。
- (2) 入居者の選考に当たっては、高齢者、障害者、妊産婦世帯等に配慮する。

#### 2 公営住宅・一般住宅の確保

設備の整った公営住宅や一般住宅は、高齢者、障害者等健康面で不安のある者にあっては最も適した住居となることから、市は、その確保に努める。

#### 3 宿泊施設の確保

宿泊施設は、施設設備が整っており、食事等についても確保されることから、高齢者、障害者等の一時収容先として確保に努める。

## 第2節 保健・福祉対策

### 【福祉課、子育て支援課、健康増進課】

震災時には、平常時において在宅保健・福祉サービス等の援護を受けている高齢者、障害者等に加え、家庭機能の低下等により新たに援護を必要とする者が生じてくる。また、避難生活では、生活環境の激変等に伴い、健康の確保や福祉対策が重要となってくる。

このため、市は、関係団体、社会福祉施設、ボランティア等との連携のもとに、高齢者、障害者等に配慮した保健・福祉サービスの提供、生活の支援等を行う。

### 第1項 実施体制の確保

震災時における保健・福祉関係業務としては、災害救助関連業務のほか、新たな要配慮者への対応等膨大な種類と量の業務が発生するとともに、応急仮設住宅における保健・福祉サービス等のように、災害発生後一定の期間を経て開始される業務が数多く存在することから、災害の規模、行政機能の状況等を踏まえながら業務実施体制を確保し、各段階におけるニーズに応じたサービスの提供等を行う。

#### 1 市の体制

市は、災害救助業務等に並行して、時間経過に応じた組織と人員の投入等に留意し、保健・福祉に係る応急対策を実施する。

この場合、必要に応じ県又は他の市町等への応援職員の派遣を要請し、援護等の措置事務や相談業務が早急に講じられる体制を確保する。

#### 2 県の体制

### 第3編 災害応急対策計画／第14章 要配慮者支援計画

県は、市からの要請に応じ福祉関係職員を派遣するとともに、相談援助業務等に支障が生じるおそれがある場合は、国又は他の都道府県、更には、各種施設・協議会関係団体の職員派遣等の協力要請を行う。

#### 第2項 保健対策

被災者にとっては、心身の健康の確保が特に重要であるので、市は、保健師による次のような健康相談、精神保健活動等を実施する中で、高齢者、障害者等の健康管理に十分配慮する。

- 1 市の保健師等による避難所、仮設住宅等の巡回健康・栄養指導
- 2 宇部健康福祉センター等におけるメンタルヘルスケア
- 3 訪問指導、訪問看護等の在宅保健サービスの早期実施

#### 第3項 福祉対策

被災後の生活においては、高齢者、障害者等のニーズも多岐にわたることが見込まれるので、市は、他県等の応援職員、関係団体、ボランティア等の協力を得ながら、介護等の必要な高齢者、障害者等に対し、遅くとも1週間以内を目途に、組織的・継続的な福祉サービスを実施する。

##### 1 要配慮者の把握等

市は、発災後直ちに福祉関係職員、ホームヘルパーを中心としたパトロールチームを編成し、介護等の必要な高齢者、障害者、更には家庭での保育や養育の困難となった児童等の実態把握調査を行うとともに、定期的な巡回活動によりニーズの把握や生活情報の提供、生活相談の受付等を行う。

この場合、社会福祉協議会が福祉の輪づくり運動を活用して行う要配慮者支援システムによる訪問、話し相手、通院介助、外出の付き添い活動等の連携を図る。

##### 2 福祉サービスの提供

- (1) 市は、介護の必要な高齢者、障害者について、特別養護老人ホーム、障害者施設への緊急一時入所など、手続きの弾力的な運用による柔軟な対応を行う。
- (2) 県は、市との連携のもとに、家庭での保育や養育が困難になった児童について、親族による受入れの可能性を探るとともに、保育所や養護施設等への緊急受入れ、ホームステイや里親への委託等の保護を行う。

また、児童等の心の不安を解消するため、児童相談所での相談活動を強化する。

- (3) 市は、関係団体等の協力を得ながら、仮設住宅や居宅で生活している高齢者、障害者等へのホームヘルプサービス、デイサービスなど、ニーズを踏まえた在宅福祉サービスを緊急に整備する。

##### 3 情報の提供

市は、災害に関する情報、医療、生活関連情報等が高齢者、障害者等に的確に伝わるよう、告知放送（IP通信網）、アプリ、メール、FAX等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用など、情報伝達手段を確保する。

また、視覚障害者、聴覚障害者については、手話・点字通訳者、要約筆者等の確保に配慮する。

##### 4 生活資金等の貸付

市は、県を通じて、緊急の生活資金の必要な低所得者等の生活安定を図るため、生活福祉資金特例貸付（小口資金貸付制度）の実施について国に要請するとともに、貸付主体である社会福祉協議会と連携した周知など、適切かつ速やかな対応を行う。

また、生活福祉資金の災害援護資金、母子福祉資金等の貸付支援措置を講じる。

#### 第4項 社会福祉施設の対応

社会福祉施設は、公共的施設として、入所者の安全確保を図ることはもとより、避難施設としての機能を果たすことが求められる。

このため、被災社会福祉施設は、市、県の協力を得つつ、早急に施設機能の回復を図るとともに、相互支援関係にある施設、ボランティア等との連携のもとに、高齢者、障害者等のための速やかな対応を行う。

### 第3編 災害応急対策計画／第14章 要配慮者支援計画

#### 1 入所者等の安全確保

- (1) 社会福祉施設の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、入所者を安全スペース等へ迅速・的確に退避させるとともに、入所者、職員等の安全を確認し、負傷者がある場合は、症状・負傷の程度に応じた応急手当又は必要に応じ医療機関への移送等を行う。
- (2) 発災後直ちに、火元の点検、初期消火活動を実施するとともに、ガス漏れ、漏電、ボイラーの破損等二次災害の原因となるもの及び給水、供电、給食等の施設設備の安全を確認する。
- (3) 市は、ライフラインの復旧について優先的な対応が行われるよう事業者へ要請するとともに、復旧までの間、水、食料等の生活必需品の確保に努める。

#### 2 要配慮者の受入れ

- (1) 被災地の社会福祉施設は、入所者の処遇の継続を確保した後、可能な限り余裕スペースなどを活用して、マンパワーの状況等を勘案しながら、介護等の必要な高齢者、障害者等の緊急一時受入れを行うものとする。なお、不足する生活必需品、マンパワー等については、その不足量を把握し、相互支援関係にある近隣施設又は市に対し、支援を要請する。市は、これら社会福祉施設の対応を支援する。
- (2) 被災地以外の地域の施設は、市の要請に基づき、入所者の処遇に支障をきたさない範囲内で、要配慮者の受入れに協力するものとする。

## 第15章 ボランティア活動支援計画

### 基本的な考え方

地震による大規模災害時には、市、県及び防災関係機関の救助活動に併せ、一般市民の協力を必要とする。また、一方において、被災を免れた市民等から被災地の救援活動への参加も予想される。

これらの者の善意を救助活動等に効果的に活かすためには、救助実施機関との連携と受入体制の整備が必要となる。

このため、震災時における被災者の救援活動に参加希望を持つボランティア（個人・団体）の活動が円滑かつ効率的に行えるよう、その支援計画について定める。

### 第1節 一般ボランティアの支援体制

#### 第1項 市、県社会福祉協議会の対応

大規模災害発生時には、次のとおり、ボランティア活動支援体制のための体制を確立し、県、市災対本部との連携を図りながら、必要な支援を行う。

##### 1 県災害ボランティアセンターの設置

県社会福祉協議会内に県ボランティアセンターを設置し、現地センターが救援活動に専念できるよう、県・市災対本部との連携を図りながら、必要な支援を行う。また、複数の市町にまたがる大規模かつ広域的な災害が発生した場合には、必要に応じ、当該ブロックごとに、現地センターの活動を支援する広域支援センターを設置し、必要な支援を行う。

- (1) ボランティアの募集及び派遣
- (2) ボランティアコーディネーター等の応援要請及び派遣
- (3) ボランティア募集のための広報
- (4) ボランティア活動に必要な資機材等の調達・輸送等
- (5) その他関係団体、NPO等による救援活動の支援調整など

##### 2 現地センターの設置

被災地に近接する市の社会福祉協議会内に、ボランティア活動の第一線の拠点として現地センターを設置し、市災対本部と連携を図りながら、被災地でのボランティアの活動支援を行う。また、大規模かつ広域的な災害が発生し、当該現地センターが被災等によってその機能が十分に発揮できない場合には、必要に応じ、他の市町社会福祉協議会との現地センターの協同設置や民間支援組織等との協働運営を図るなど、適切な活動支援体制の構築に努める。

- (1) 被災者ニーズの把握
- (2) 具体的な活動内容の指示
- (3) ボランティア活動に必要な資機材等の提供等
- (4) ボランティアの募集及び受付

##### 3 その他の市町ボランティアセンター

被災地以外の市町社会福祉協議会は、県災害ボランティアセンター及び現地センターへ必要な支援を行う。

- (1) 県内ボランティアの募集
- (2) コーディネーターの派遣
- (3) ボランティア活動に必要な資機材等の調達・集積等

#### 第2項 市民活動支援センター、県民活動支援センターの対応

市民活動支援センターは、市・県災害対策本部、市・県ボランティアセンターとの連携を図りながら、必要な支援を行う。

#### 第3項 市、県の対応

災対本部にボランティア担当窓口を設置し、県災害ボランティアセンター、現地センターと一体となって、ボランティアの活動支援を行う。

##### 1 市の対応

- (1) 県、現地センター、各応急対策部との連絡調整



### 第3編 災害応急対策計画／第15章 ボランティア活動支援計画

- (2) 被災地ニーズの把握
- (3) 報道機関等への情報提供
- (4) 活動拠点の確保、資機材の調達・提供等
- (5) その他現地センターの運営や活動に対する必要な支援

#### 2 県の対応

- (1) 国、他県、市町、県民活動支援センター、救援センター、各応急対策部との連絡調整
- (2) 被災地ニーズ等の情報収集
- (3) 報道機関等への情報提供
- (4) 広域的な活動拠点の確保、資機材の調達・提供等
- (5) その他災害ボランティアセンターの運営や活動に対する必要な支援

#### 第4項 関係団体、NPO法人、民間企業等の対応

ボランティアや県災害ボランティアセンター、現地センターの円滑な活動を支援するため、専門人材の派遣や資機材の提供など、必要な支援を行うとともに、平時からの連絡体制の構築に努める。また、民間企業等において、社員等がボランティア活動に参加しやすくなるよう、できるかぎり配慮に努める。

#### 第2節 専門ボランティアの支援体制

##### 第1項 市の対応

市は、専門的知識・技能を必要とする救助活動等の実施に当たり、従事命令等によってもなお必要な人員が不足する場合、県災対本部にボランティアの派遣を要請するとともに、派遣されたボランティアに対する指示、資機材の提供、活動拠点の確保等必要な支援を行う。

##### 第2項 県の対応

専門ボランティア関係各班は、市からの要請により、あらかじめ登録され、あるいは、県ボランティアセンターを通じて、新たに登録された専門ボランティアの派遣、資機材の提供、活動拠点の確保等必要な支援を行う。

##### 第3項 県社会福祉協議会の対応

県ボランティアセンターは、一般ボランティアの登録に併せ、専門ボランティアの登録を行うとともに、登録内容を県災害救助部救助総務班に報告し、救助総務班は関係各班に報告する。

第16章 応急教育計画

基本的な考え方

大規模地震等発生時には、幼児、児童生徒、学生（以下「児童生徒等」という。）の生命、身体が脅かされる事態が生じるおそれがある。

幼稚園、小中学校、高等学校（以下「学校等」という。）は、多数の児童生徒等を預かっており、震災時にはこれらの者の生命の安全の確保を図ることが最も重要な責務であると同時に、教育機関として教育活動の確保もまた重要である。

このため、学校等における震災時の応急対策の実施に必要な事項を定める。

第1節 文教対策

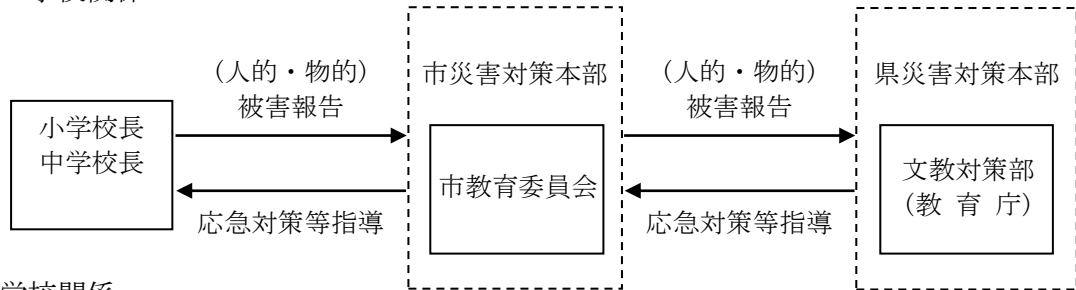
【教育委員会】

震災時における児童生徒等の生命及び身体安全並びに教育活動の確保を図るため、次の事項を実施する。

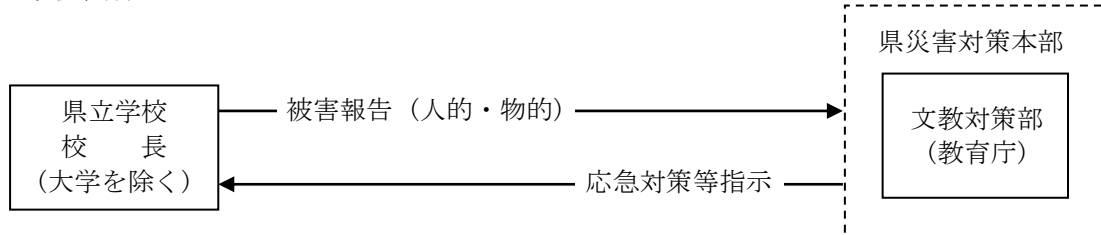
第1項 文教対策の実施

1 文教対策実施系統図

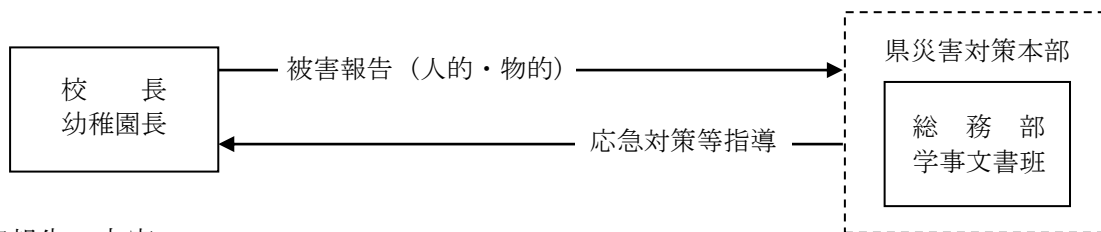
(1) 市立学校関係



(2) 県立学校関係



(3) 私立学校関係



2 被害報告の内容

(1) 被害報告の種別	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害速報</li> <li>・公立学校人的被害に関する報告</li> <li>・公立学校物的被害に関する報告（施設、教科書等）</li> <li>・要保護準要保護児童生徒に対する就学援助等の調査報告</li> <li>・県立学校生徒等被害調査報告</li> <li>・特別支援学校児童生徒被害調査報告</li> <li>・私立学校人的被害に関する報告</li> <li>・私立学校物的被害に関する報告</li> <li>・学校給食関係被災状況調査報告</li> <li>・教職員住宅被害報告</li> </ul>
(2) 報告者、報告系統	第1項1「文教対策実施系統図」によるものとする。
(3) 学校施設の被害判定基準	「公立学校施設災害復旧費国庫負担金関係法令運用細目」によるものであること。

## 第2項 児童生徒等の安全対策

市教育委員会は、災害発生時において、児童生徒等の生命身体の安全を確保するため、これまでも計画的、組織的に児童生徒等に対して防災教育を実施してきたが、更に次の視点に立った取り組みを推進していく。

取り組みの主な視点

- ア 様々な災害を想定した安全教育の年間指導計画の作成
- イ 大規模災害を想定した避難訓練の実施
- ウ 教職員に対する安全教育の充実
- エ 通学路の安全点検
- オ 家庭・地域社会との連携を一層密にした安全教育指導と体制づくり
- カ 集団生活を行う上での基本的な生活習慣の確立と自主性の涵養
- キ 災害に対する年齢相応のボランティア活動の推進
- ク 学級活動（ホームルーム活動）等において、自他の生命を尊重する態度を育成し、安全な生活態度や習慣の確立

### 1 応急対策

市教育委員会は、所管する学校について、震災時の児童生徒等の安全確保並びに教育活動の確保について、必要な措置を実施し、また、指導助言及び援助を行う。

#### (1) 事前対応

ア 学校における災害応急対策計画の策定指導

市教育委員会は、校長に、学校の立地条件、児童生徒等の特性等を考慮した、次のような項目を内容とする震災時の応急対策計画を策定するとともにその計画について、児童生徒等、教職員、保護者に周知するよう指導する。

応急対策計画の主な項目

- (ア) 学校の防災組織と教職員の任務
- (イ) 動員計画（勤務時間外における連絡、非常招集の方法）
- (ウ) 情報活動（情報組織、情報の収集、伝達、広報活動）
- (エ) 関係機関（県・市教育委員会、警察署、消防署（団））及び保護者への連絡体制
- (オ) 避難誘導（避難先、避難ルート、避難時刻、避難誘導責任者、避難方法、避難先での留意事項）
- (カ) 実験・実習中の対策
- (キ) 火元の遮断と初期消火活動
- (ク) 救護活動（児童生徒等、避難者）
- (ケ) 応援活動（被災者への応援協力）
- (コ) 児童生徒等登下校方法及び保護者への引渡し方法
- (ク) 特別支援学校及び寄宿舎を有する学校における対策（避難方法、保護者への連絡方法、引渡し方法、登下校時の対応、寄宿生への食料、飲料水の確保等）
- (シ) 避難誘導（在校時、登下校時、校外（屋内・屋外））

イ 防災訓練の実施

校長は、震災時に迅速的確な対応がとれるよう、市、県及び防災関係機関等が実施する防災訓練等に参加し、又は自ら防災訓練を実施するものとする。

学校における防災訓練の場としては、次の三つが考えられる。

- (ア) 総合防災訓練（県によるもの）
- (イ) 地域防災訓練（市、防災関係機関等によるもの）
- (ウ) 学校で行う訓練

ウ 学校施設設備及び通学路の安全点検

校長は、災害発生時の被害を最小限にとどめるため、日常から学校施設設備の点検を実施するなどして、常に保安状況を把握しておくものとする。

- (ア) 防災上必要な設備等の点検整備

第3編 災害応急対策計画／第16章 応急教育計画

区 分	内 容
消 火 設 備	消火器、消火栓、水槽、水バケツ、防火扉
避 難 ・ 救 助	非常階段、救助袋、縄ハシゴ、ハンドマイク、懐中電灯、救助ロープ
医 薬 品 ・ 食 料	救急医薬品、担架、非常食・飲料水（寄宿舎生等用）

(イ) 破損、火災等による被害防止

区 分	該当施設	点 検 確 認 事 項 等
窓ガラス	教室・廊下等	窓枠等の不良の有無
理科実験類 医薬品類	理科実験室・実習室・ 保健室	混合発火の可能性の有無、劇毒物の収納状況、 自然発火の可能性のある薬品の保管状況
ガ ス	理科実験室・調理室・ 給食室	元栓の開閉機能、ガス管の老朽化の有無
石 油 ガストーブ	教室・職員室・事務室 ・用務員室	周囲の引火物の有無
食 器 類	調理室・給食室	転倒、落下、破損の有無
油 類	調理室・給食室・ 実習室	転倒、落下による流出の危険性の有無
工作機械・ 工作用具等	実習室	転倒、落下の有無
テ レ ビ	教室・視聴覚室	落下、転倒の有無
コンピュータ	コンピュータ室	落下、転倒の有無

(2) 災害時の対応

- ア 市教育委員会は、所管する学校において策定した「応急対策計画」が円滑に実施できるよう、指導及び支援に努める。
- イ 学校教育施設の確保を図るため、下記（4）アに記述する学校施設の応急復旧に必要な措置を実施し又は指導、助言を行う。

【校 長】

- ア 校長は災害発生時においては、児童生徒等の安全確保を第一として、前記により策定した「応急対策計画」に基づき、必要な措置を講じるものとする。
  - (ア) 学校の管理する危険物安全措施
 

学校が管理する危険物（電気、ガス、危険薬品、アルコール類、石油等）については、二次災害発生のおそれが高いことから、これらの使用の停止又は安全な場所への移動等必要な措置を講じるものとする。

    - (イ) 保健衛生に関する指導、助言
 

災害時における清掃、防疫その他の保健衛生に関して必要な指導、助言を行う。

      - ・飲料水（井戸等利用の場合）汚染時の使用禁止及び消毒の実施措置
      - ・汚染校舎の水洗、清掃、消毒の実施
      - ・被災地域における感染症予防上の措置
  - イ 校長は、災害の規模、児童生徒等、教職員及び学校施設、設備の被害状況を速やかに把握するとともに、第1項1「文教対策実施系統図」により、県（学事文書課）又は市教育委員会に報告する。児童生徒等の安否状況の把握については、地区ごとに教職員の分担を定めるなどして行うものとするが、被害の状況により必要があるときは、市又は地域住民等の協力を求める。災害速報を、被害等の把握の都度報告する。
  - ウ 校長は、状況に応じ県（教育庁各課・学事文書課）又は市教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。なお、校長は休校を決定した場合は、速やかに市教育委員

第3編 災害応急対策計画／第16章 応急教育計画

- 会（私立学校にあっては、学事文書課）にその旨の報告を行い、市教育委員会は、県教育庁学校運営・施設整備室に休校の状況を報告することとする。
- エ 校長は、設備の応急復旧を行い、授業再開に必要な施設の確保措置をとる。なお、確保については下記（4）イに記述する学校施設の被害に応じた施設設備の確保基準により行うものとする。
- オ 校長は、施設、設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、県（教育庁各課・学事文書課）又は市教育委員会に報告するとともに、応急教育の開始時期及び方法を、児童生徒等及び保護者に連絡する。
- カ 校長は、寄宿生等に必要な食料、飲料水の確保が困難なときは、市に応援を求める。
- (3) 災害復旧時の対応
- ア 市教育委員会は、授業再開に必要な対策について、所管する学校を指導及び支援する。
- (ア) 学習場所の確保等
- (イ) 教員の確保（臨時的任用、近隣学校からの応援、他府県への応援要請等の措置）
- (ウ) 教科書等の供給
- イ 市教育委員会は、被災学校ごとに担当職員を定め、情報収集及び指示等の伝達に万全を期する。この場合において、人員等が不足するときは、他の部局に職員の応援を求めるなどして確保を図るものとする。
- ウ 市は、災害の規模等により必要があると認めるときは、被災地の児童生徒についての教育事務を行う。
- 委託を隣接市町に対して行うことができるものとする。
- エ 市教育委員会は、被災地の児童生徒の転入学の弾力的な運用を他の都道府県及び市教育委員会に依頼するものとする。

【校長】

- ア 校長は、教職員、児童生徒等を掌握するとともに、県（教育庁各課・学事文書課）及び市教育委員会と連絡し、校舎内外の整備並びに教科書及び教材の確保に努めるなど、教育再開に向けての態勢を整備する。
- イ 校長は、被災児童生徒等のうち、当該学校以外の避難所に避難している児童生徒等については、教職員の分担を定め、実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、必要な指導を行う。
- ウ 校長は、避難所として学校施設を提供したため、長期にわたって教室等が使用不可能となった場合は、市教育委員会に対し、他の公共施設等への学習場所確保のあっせん依頼を行う。
- エ 校長は、災害復旧の推移を把握し、市教育委員会と緊密に連絡の上、できるだけ早く平常授業に戻すように努め、その時期について、保護者及び関係者に連絡する。
- オ 校長は、授業再開に当たっては、児童生徒等の登下校時の安全確保に留意するものとする。

(4) 被災後の教育施設等の確保

ア 学校施設の応急復旧	(ア) 災害直後における施設の安全点検と危険箇所の表示 (イ) 応急復旧計画の樹立等の措置 (ウ) 応急復旧のための設備及び資材の確保措置 (エ) 被害状況の詳細な記録（写真等） (オ) 現地指導員の派遣 (カ) 学校施設の安全確保のための建物危険度判定の実施
イ 学校施設の被害に応じた施設確保の基準	(ア) 応急的な修理で使用できる場合 当該施設の応急復旧により使用する。 (イ) 学校施設の一部が使用できない場合 特別教室、体育館等を利用する。 (ウ) 校舎の大部分が使用できない程度の場合 公民館等公共施設の利用又は被災していない隣接学校の施設

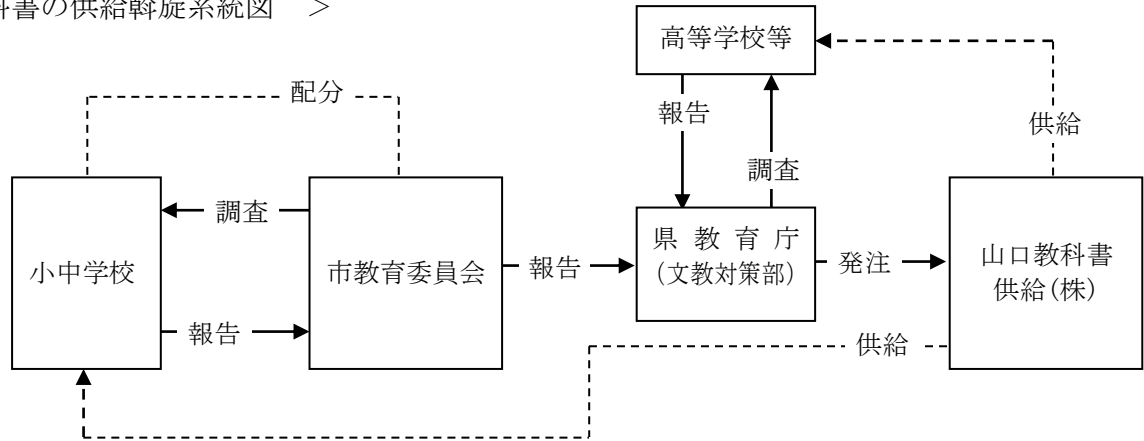
	設備等を利用する。 (エ) 特定の地区が全体的に被害を受けた場合 避難先の最寄りの学校、被災を免れた公民館等公共的施設を利用する。なお、利用すべき施設、設備がない場合は、応急仮校舎の建設を要請する。
--	---

### 第3項 児童生徒等の援助

#### 1 教科書の供給

教科書の供給及び報告については、教科書の供給幹旋系統図に示すとおりとする。

< 教科書の供給幹旋系統図 >



#### 2 学用品の給与

学用品については、救助法が適用された場合、被災児童生徒等に対し以下のような措置が講じられる。

##### (1) 給与対象

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒。

##### (2) 給与実施者

通常の場合、知事から委任を受けた市長が、教育委員会及び校長の協力を得て調達から配分までの業務を行うものとする。

##### (3) 給与する学用品等

次に掲げる品目の範囲内で現物を給与する。

##### ア 教科書及び教材

(ア) 教科書の発行に関する臨時措置法第2条に規定する教科書

(イ) 教科書以外の教材で、教育委員会に届出又は承認を受けて使用しているもの

##### イ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

##### ウ 通学用品

運動具、雨傘、カバン、雨靴等

エ 私立学校において使用する教材については、公立学校が使用している教材に準じる。

##### (4) 学用品給与の時期

ア 教科書・教材・・・・・・・・・・災害発生の日から1ヶ月以内

イ 文房具及び学用品・・・・・・・・・・災害発生の日から15日以内

#### 3 学校給食の確保

県教育委員会は、災害時における学校給食物資の確保及び給食の実施を図るため、次の措置を行うとともに、市教育委員会に対し、必要な指導及び助言を行う。

また、必要に応じ、学校給食関係団体等に対し、学校給食再開について協力要請する。

##### (1) 災害時における給食物資の確保措置

ア 学校給食用施設設備の被害状況の把握と指導援助

イ 保管倉庫の安全措置と水漏れ等の防止等

### 第3編 災害応急対策計画／第16章 応急教育計画

ウ 被害状況の確実な把握及び物資の調達措置

#### (2) 応急給食の実施

学校給食施設の安全点検を実施し、学校としての機能が正常化するまでの間、応急給食を実施する。

ア 給食施設設備の安全点検及び衛生管理

イ 給食材料の衛生管理、調理等における完全熱処理

ウ 調理従業者の確保及び健康診断

エ 学校給食と被災者炊き出しとの調整

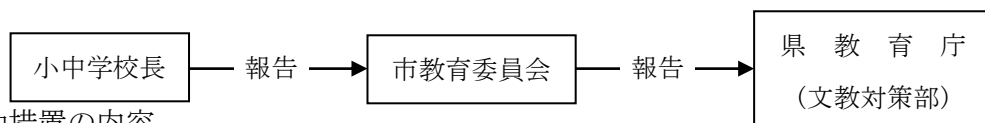
#### 4 児童生徒等に対する就学援助

##### (1) 被災による生活困窮家庭の児童、生徒に対する就学援助

要保護、準要保護家庭の小中学校児童、生徒については、学校教育法に基づき援助措置を講じる。

これに必要な取り扱い内容等は、以下による。

ア 援助を必要とする児童、生徒数の把握



##### イ 援助措置の内容

###### (ア) 児童、生徒に対する援助の種類

学用品費、校外活動費、通学費、体育実技用具費、クラブ活動費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費

###### (イ) 補助率

国庫負担 1/2、市負担 1/2

###### (ウ) 交付手続き

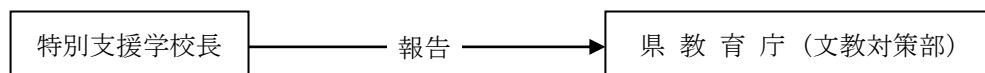
市からの交付申請

##### (2) 被災特別支援学校児童生徒等就学奨励

特別支援学校児童生徒の就学による保護者の経済的負担軽減を図るため特別支援学校への就学奨励に関する法律等に基づき、就学奨励費の援助措置が講じられる。

これに必要な取り扱い内容等は以下による。

ア 援助を必要とする児童・生徒数の把握



※寄宿舎入居中の児童生徒については、その者の属する世帯の住家被害による

##### イ 援助措置の内容

###### (ア) 児童、生徒に対する援助の種類

教科書、学校給食費、学用品費、通学用品費、修学旅行費、通学又は帰省に要する交通費、付添人の付添に要する交通費、学校附設の寄宿舎居住に伴う経費

###### (イ) 援助額

全部又は一部

###### (ウ) 交付手続

児童生徒の属する世帯が被災した場合は、就学についての経費認定資料を校長が提出する。

#### 5 授業料等の減免及び学資貸与

##### (1) 県立学校授業料等の減免等（山口県使用料手数料条例）

ア 生徒等の被災状況の調査報告

県立高等学校生徒被災状況報告書により、報告するものとする。

校長 → 県教育委員会（文教対策部）

イ 減免措置

県教育委員会は、減免を決定し、関係学校に通知する。

県立大学においては、公立学校法人の理事長が減免を決定する。

### 第3編 災害応急対策計画／第16章 応急教育計画

#### (2) 私立高等学校生徒に対する授業料減免補助

私立高校生特別就学補助金により、私立高等学校を設置している学校法人が行う授業料軽減措置に対して補助する。

#### (3) 奨学金及び育英資金の貸与

被災生徒等に対しては、必要に応じ山口県ひとづくり財団、日本学生支援機構による奨学金の貸与措置が講じられる。

## 第2節 学校施設等の防災対策

### 【教育委員会】

学校、社会教育施設等は、児童生徒等が一日の大半を過ごす場であり、市教育委員会は、児童生徒等の生命身体及安全確保及び教育の確保に必要な施設設備の整備に努めてきているが、更に、大規模地震等の災害による被害防止の観点から、学校施設の整備、耐震化の促進を計画的に進める。

### 第1項 既存建物の安全対策

#### 1 市立学校

市は、老朽化による構造耐力の低下や耐震診断の結果を踏まえ、必要に応じて計画的に改築を実施する。

#### 2 私立学校

昭和56年の建築基準法改正以前の既存建物について、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強を行うよう、各私立学校を指導していく。

#### 3 社会教育施設等

社会教育施設等は、防災拠点としての機能を果たすことから施設の耐震性の確保や防災機能の強化を図るため計画的に耐震診断を行い補強・改築等を実施する。

### 第2項 危険建物等の改築

#### 1 市立学校

市は、老朽建物について耐力度調査を実施し、必要に応じて計画的に改築を実施する。

#### 2 私立学校

耐震診断を積極的に促進するとともに、その結果、改築を要すると診断された場合は、各種融資制度等の積極的な活用を図ることにより、改築を行うよう各私立学校を指導していく。

## 第3節 災害応急活動

### 【福祉課、教育委員会】

学校は、平素においても地域社会の中で重要な役割を果たしているが、特に、大規模災害が発生した場合は、地域住民の避難所として防災上重要な役割を担うことになる。

このため、関係部局と協議調整の上、避難所として必要な設備等の整備の促進を図る。

### 第1項 避難所としての活動

学校が地域防災に果たす役割は、地域の特性、災害の規模等により異なるが、災害発生時において、その役割及びこれに必要な対応について定める。

学校が避難所となる場合、避難所の運営は、市が行うものとする。

教職員は、児童生徒等の安全確保、校長を中心とした学校教育活動の早期正常化に向けて取り組む。

教職員は、災害応急対策が円滑に行われるよう、避難所の運営体制が整備されるまでの間、協力するものとする。

### 第2項 避難所としての施設設備の整備

市防災計画において、避難所に指定された施設整備については、関係部局と協議の上、必要な対策を計画的に講じるものとする。

#### (1) 情報連絡体制の整備



### 第3編 災害応急対策計画／第16章 応急教育計画

災害応急活動を迅速かつ的確に実施し、地域の被災状況、被災者の安否情報等の連絡体制を確立するため、携帯電話、パソコンネットワーク等多様な連絡手段による情報ネットワークの整備を図る。

#### (2) 必要な設備の整備

学校が避難所として、防災上重要な役割を担っていることに鑑み、シャワー室、備蓄倉庫の設置等必要に応じ、防災機能の整備を図る。

#### (3) 必要な資材等の備蓄

避難所としての機能を果たすため、災害対策本部からの緊急物資が届くまでの間、必要な資材等の備蓄の促進を図る。

## 第17章 ライフライン施設の応急復旧計画

### 基本的な考え方

大規模地震が発生すると電気、ガス、上下水道、電話等の施設も被災し、市民生活に大きな支障が生じるおそれがある。これらの施設は、どれも市民の日常生活に欠くことのできないものであり、被災後の速やかな応急復旧を必要とする。

市は、ライフライン事業者の迅速な応急復旧活動を支援するため、道路被害、規制等の情報を提供する必要がある。

### 第1節 電力施設

震災等により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生の防止及び被害の軽減、応急復旧に努める。このため、災害発生時の活動体制、応急対策、復旧対策に係る必要な事項を定める。

#### 第1項 中国電力株式会社・中国電力ネットワーク株式会社

所管する電気施設等に地震災害等が発生した場合の対応については、防災業務計画により、速やかに応急措置を実施する。

##### 1 災害発生時の防災体制

地震災害等が発生し又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて、本社、支社及び各事業所において必要な防災体制を発令する。

防災体制は、警戒体制、非常体制、特別非常体制に区分し、状況に応じた体制をとる。

##### ア 防災体制の発令の考え方（支社）

区 分	発 令 基 準
警戒体制 (災害準備対策室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当区域で大規模な被害が予測される場合</li> <li>・担当区域の現業機関に広範囲に警戒体制が発令された場合又は担当区域の現業機関に非常体制が発令された場合</li> </ul>
非常体制 (災害対策室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当区域の現業機関に広範囲に非常体制が発令された場合又は担当区域の現業機関に特別非常体制が発令された場合</li> </ul>
特別非常体制 (災害対策室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当区域に甚大な被害が発生し、復旧に相当の時間を要するなど社会的影響が非常に大きい場合</li> <li>・担当区域の現業機関に広範囲に特別非常体制が発令された場合</li> </ul>

##### 2 災害応急対策

地震災害等が発生し又は発生するおそれのある場合、迅速かつ的確に対処するため、次のような事項により応急対策を実施する。

事 項	対 応 措 置
(1) 災害に関する予報及び警報の伝達方式	ア 災害に関する予報及び警報の伝達は、社内通信設備による。 イ 社内通信施設の被災又は故障により伝達ができないときは、局線・非常通信協議会構成員の無線施設等を利用する。
(2) 震災時における災害に関係ある情報の収集	ア 社内情報の収集は、情報収集経路による。 イ 社外からの情報は、災対法に定める各機関から適宜収集する。 ウ 隣接電力会社間の情報の収集・交換は、原則として各社通信設備を利用する。

(3) 震災時における県への情報伝達	<p>ア 伝達を要する場合</p> <p>(ア) 気象予警報が発表され、中国電力（株）山口支社に広報班が編成されている間の被害状況。</p> <p>(イ) 大規模な被害又は重大な事故が発生したとき。</p> <p>イ 伝達系統図</p> <p>(ア) 山口支社及び県に災害対策室・本部が設置された場合</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">中国電力（株）山口支社災害対策室広報班 ホットライン 5180</div> <div style="font-size: 2em;">↔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">県災害対策本部（商工労働部） ホットライン 2452</div> </div> <p>(イ) 山口支社に防災体制が発令されていない場合</p> <p>・時間内</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">中国電力（株）山口支社（広報） TEL 083-924-9968</div> <div style="font-size: 2em;">↔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">県（商政課） TEL 083-933-3125</div> </div> <p>・休日、時間外</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">中国電力（株）山口支社マネージャー（広報） TEL 090-5705-5382</div> <div style="font-size: 2em;">↔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">県（防災危機管理課） TEL 083-933-2390</div> </div>
--------------------	--

### 3 災害復旧対策

復旧に際しては、被害の状況、設備の重要度、その時点の工事能力及び復旧資材の状況等を総合的に勘案して、極力短期日の復旧に努める。

## 第2節 ガス施設

地震等が発生し、ガス施設に被害が生じた場合、ガスに起因する二次災害の発生を防止するとともに、被災者の生活確保のための応急復旧を実施し、ライフライン施設としての機能の維持を図ることが求められる。このため、災害発生時の活動体制、初動措置、応急・復旧対策について、必要な事項を定める。

### 第1項 LPガス、燃焼器具の供給対策

大規模な災害等が発生した場合において、熱源の確保は、医療救護活動あるいは被災者が日常生活を営む上での重要な対策となる。

LPガスは、熱源の中でも災害に強い熱源であり、その機動性等から震災時の応急熱源として、特に大きな効果を期待できる。

- (1) 市において、LPガス等の確保が必要となった場合は、県災対本部（防災危機管理課）にあつせんを要請する。
- (2) 県災対本部は、LPガス、ガス器具等の供給について、（社）山口県LPガス協会に要請する。
- (3) （社）山口県LPガス協会は県災対本部からの要請に基づき、供給可能な事業者を、県災対本部に連絡する。
- (4) 県災対本部は、市に連絡するとともに、物資の引渡し場所について市と調整の上決定する。
- (5) 連絡を受けた市は、当該事業者に連絡し、必要なLPガス等を調達するものとする。また、引渡しに当たっては県災対本部又は市は物資の引渡し場所に職員を派遣し、物資の確認を行う。

## 第3節 水道施設

### 【上下水道局】

地震により水道施設等への被害が発生し、応急給水が長期に及ぶと被災市民の生活安定に大きな影響を与える。このため市は、あらかじめ被災施設の応急対策・復旧活動について必要な事項を定め迅速な復旧を実施することとしている。

### 第1項 動員体制の確立

- (1) 要員の確保

ア 震災時における飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動等に従事する要員を確保するため、あらかじめ、上下水道局職員の配備体制を確立し、職員を指名し、担当業務を明らかにしておく。

### 第3編 災害応急対策計画／第17章 ライフライン施設の応急復旧計画

イ 休日、夜間等の勤務時間外に発生した場合は、職員は被害状況に応じ、上下水道事業局に参集し、応急対策に従事する。

ウ 上下水道局職員で不足する場合の人員の確保は、庁内各部局、隣接、近接の地方公共団体、県災対本部（生活衛生班）へ応援を求める。この場合の手順等については、あらかじめ防災担当部局と協議しておく。

#### (2) 関係機関及び関係業者への協力要請

ア 被災施設の応急処置及び復旧は、業者に委託して実施することから、指定給水装置工事事業者等へ協力要請を行う。この場合、市内の業者も被災していることが考えられることから、隣接、近接市又は県災対本部（生活衛生班）に応援要請を行い、必要業者の確保を図る。

イ 隣接、近接の市に対して応援を要請するが、それでも対応できないと判断される場合は、県災対本部（生活衛生班）に対して、他県等への要請を依頼する。

#### (3) 情報連絡活動

ア 応急対策を効率よく実施するためには、正確な情報を迅速に収集・伝達することが必要になる。このことから、情報収集の手段、連絡手段、受持地域、内容等をあらかじめ定め、災害発生時に混乱が起きないようにしておく。

イ 大規模災害による被害が発生した場合は通常広範多岐にわたることから、他の協力を必要とする事態も多分に生じる。このため、県災対本部との連絡調整に必要な要員をあらかじめ指定するなどしておく。

## 第2項 応急対策

対策項目	措置内容
(1) 災害復旧用資機材の整備	<p>ア 復旧に必要な管・弁類等の材料については、日常から在庫数量を把握するとともに、整理をしておく。</p> <p>イ 不足する場合は、取扱店、他の市町等から調達することになるため、あらかじめ隣接・近接市と協議するなどして迅速な確保が図られるようにしておくものとする。</p>
(2) 施設の点検	<p>地震発生後は、速やかに水道施設を点検し、被害状況を把握する。</p> <p>ア 貯水、取水、導水、浄水施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。</p> <p>イ 管路等については、巡回点検を実施し、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無及び被害の程度のほか、地上構造物の被害状況等の把握に努める。</p> <p>ウ 次の管路等については、優先して点検を行う。</p> <p>(ア) 主要送水管路</p> <p>(イ) 医療救護施設、避難所及びこれに至る管路</p> <p>(ウ) 都市機能を維持するための重要施設である発電所、変電所等に至る管路</p> <p>(エ) 河川、鉄道等の横断箇所</p>
(3) 応急措置	<p>被害箇所の本復旧までの間、被害が拡大するおそれがある場合及び二次災害のおそれがある場合には、速やかに応急措置を実施する。</p> <p>ア 取水、導水、浄水施設の給水所 取水塔、取水堰等の取水設備及び導水施設にき裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。</p> <p>イ 送水・配水管</p> <p>(ア) 漏水等により道路等に陥没が発生し、道路交通上危険な箇所は、断水措置を講じた後、保安柵等による危険防止措置を実施する。 この場合、道路管理者、警察に、直ちに通報連絡を行い、救助活動等への支障とならないように努める。</p> <p>(イ) 管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、速やかに配水調整を行う。</p>

### 第3項 復旧対策

水道事業者等は復旧に当たっては、再度の被災防止を考慮に入れ、耐震性の向上等の観点から、必要な改良復旧を行うとともに、耐震化緊急時用貯水施設の整備を図るなど、計画的に復旧対策を進める。

対策項目	措置内容
(1) 取水・導水施設の復旧活動	取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は最優先で行う。
(2) 浄水施設の復旧活動	浄水施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧を行う。
(3) 管路の復旧計画	<p>災害発生時において円滑迅速な復旧が実施できるよう、あらかじめ復旧の順位等を定め、以下により実施するものとする。</p> <p>ア 復旧に当たっては、随時配水系統等の切替え等を行いながら、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等考慮して、復旧効果が最もあがる管路から順次行う。</p> <p>イ 資機材の調達、復旧体制及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、仮復旧を実施する。</p> <p>ウ 送水・配水管路における復旧の優先順位</p> <p>(ア) 第一次指定路線 送水管及び主要配水幹線として指定した給水上重要な管路</p> <p>(イ) 第二次指定路線 重要配水管線として指定した第一次指定路線に準ずる管路及び給水拠点へ至る管路</p> <p>エ 給水装置の復旧活動</p> <p>(ア) 送水管の復旧及び通水と平行して実施する。</p> <p>(イ) 需要家の給水装置の復旧は、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設等を優先して行う。</p>
(4) 広報活動	<p>ア 震災時における市民の不安を沈静させる意味からも水道事業の果たす役割の大きいことに鑑み、被害状況、応急給水、復旧予定等について適時的確な広報を実施する。</p> <p>イ 広報活動は、広報車、ラジオ及び新聞等の報道機関を併用して実施する。</p> <p>ウ 活動体制を確立し（責任者を定めるなど）、万全を期すものとする。</p>

## 第4節 下水道施設

### 【上下水道局】

下水道は、市民の日常生活に大きくかかわっており、地震災害等により、施設に被害が生じた場合は、衛生対策上、また、被災者の生活に重大な影響を与える。

このため、下水道管理者（市）は、震災時における下水道施設の応急対策、復旧に必要な体制を整備し、対応することとしている。

### 第1項 震災時の活動体制

市の非常配備体制に基づき、職員の配置を行い、下水道施設の被害に対し迅速に応急活動を実施する。

#### 1 要員の確保

- (1) 震災時における応急措置、復旧及び情報連絡活動に従事する要員を確保するため、あらかじめ職員の配備体制を確立し、担当業務、担当者を定めておく。  
この場合、休日、夜間等の勤務時間外に発生した場合についても、迅速な対応がとれるようにしておくものとする。
- (2) 上下水道局職員が不足する場合の要員の確保は、庁内各部局、隣接、近接の地方公共団体、県災対本部に対して応援を求める。  
この場合の手順等については、市にあっては防災担当部局とあらかじめ協議しておく。

#### 2 関係機関及び関係業者への協力要請

- (1) 被災施設の応急処置及び復旧は、通常業者に委託して実施することから、あらかじめ関係業界等と震災時の対応について協議をしておき、必要に応じ要請するものとする。

### 第3編 災害応急対策計画／第17章 ライフライン施設の応急復旧計画

- (2) 大規模災害等発生の場合、市内の業者については、被災していることが考えられることから、隣接、近接市町又は県災対本部（都市施設対策班）に応援あっせんのを要請を行い、必要業者の確保を図る。

#### 3 情報連絡活動

- (1) 応急対策を速やかに実施するためには、正確な情報を迅速に収集・伝達することが必要となることから、あらかじめ情報収集の手段、連絡方法、受持地域、内容等を明確にしておき、災害発生時に混乱がおきないようにしておく。
- (2) 災対本部、外部機関等との連絡調整が円滑にできるよう、必要な要員を配備する。

#### 4 広域支援

大規模地震等の災害により、被災自治体独自では対応が困難な場合は、「九州・山口ブロック及び中国・四国ブロックの下水道事業災害時支援に関するルール」に基づき、災害相互支援体制を確立するものとする。

##### (1) 下水道対策本部の設置

県の下水道所管課長は、次に掲げる事態が管内において生じた場合に、下水道対策本部を設置し、災害相互支援体制の確立を行うものとする。

ア 震度6弱以上の地震が発生した場合

イ 震度5強以下の地震又はその他の災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請を受けた場合

## 第2項 応急対策

### 1 災害復旧用資機材の整備

応急措置に必要な資機材（発動電動機・空気圧縮機・水中ポンプ等）について、調達先等を把握整理し、確保体制を講じておく。

### 2 施設の点検

災害発生後は、速やかに施設を点検し、被害状況を把握する。

- (1) 処理施設、ポンプ場、管渠等を点検し、被害状況を把握する。
- (2) 管渠等については、巡回点検を実施し、漏水、道路陥没等の有無及び被害の程度の把握に努める。

### 3 応急措置

- (1) 処理場・ポンプ場において、停電のためポンプ機能が停止した場合、非常用発電機等によって運転を行い、排水機能の確保を図る。
- (2) 管渠の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を講じる。
- (3) 工事施工中の箇所については、請負者に被害を最小限にとどめるよう指示を行い、必要に応じて、現場要員の張り付け、必要資機材の確保を行わせる。

### 4 応急仮設トイレの確保

所管する施設に被害が発生し、下水道が使用不可能となった場合は、代替対策として、応急仮設トイレ等の確保対策を行う。

この場合、生活環境課と連携を図りながら、協力して実施する。

## 第3項 復旧対策

### 1 処理場・ポンプ場

停電となった場合は、非常用発電機等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。

### 2 管渠施設

復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後枝線管渠、排水柵、取付管の復旧を行う。

### 3 広報活動

公共施設の被害は、市民の生活を直撃し、不安感の醸成につながることから、適時適切な広報活動が必要となる。

このため、被害状況、復旧予定、状況等について広報活動を実施する。広報活動は、広報車、ラジオ、テレビ及び新聞等の報道機関を併用して実施するものとする。

## 第5節 電気通信設備

今日、市民の日常生活、社会経済活動において情報通信は、非常に大きなウェイトを占めている。震災時において、通信の途絶は、災害応急活動に重大な支障を及ぼすばかりか、被災地域の社会的混乱をも招くことになりかねない。

このため、震災時において、通信の途絶を防止するため、各種通信施設の確保、復旧等について必要な事項を定める。

### 第1項 西日本電信電話(株)

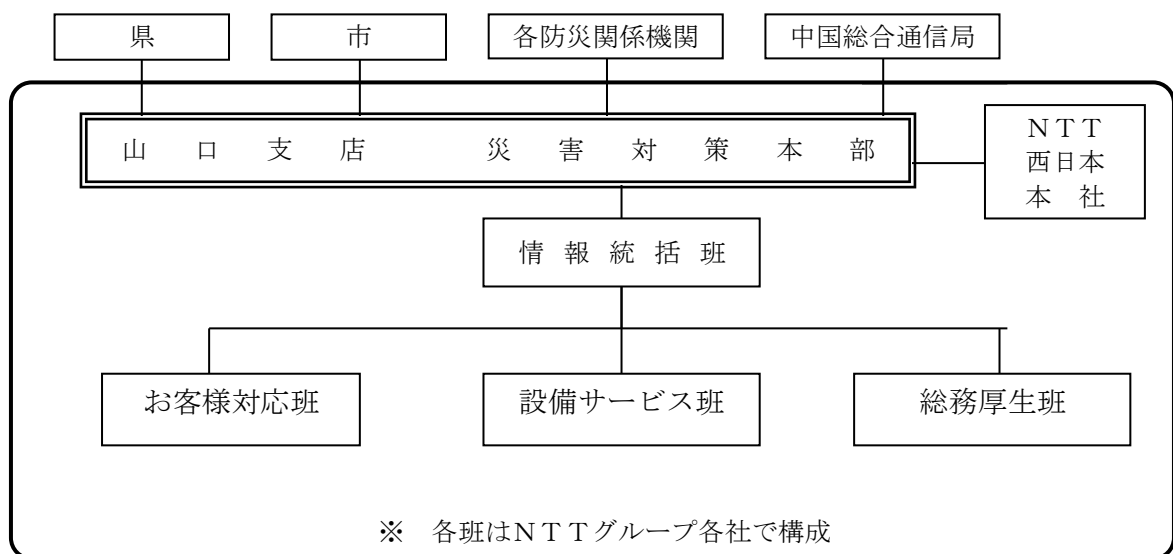
地震災害等が発生した場合には、西日本電信電話株式会社山口支店（以下「山口支店」という。）が行う電気通信設備等災害応急対策及び災害復旧については、別に定める「西日本電信電話株式会社災害等対策規程」及び同実施細則に基づき、必要な措置を講じる。

#### 1 災害対策本部の設置

- (1) 災害が発生し又は発生するおそれのある場合において、当該災害の規模、その他の状況により災害応急対策及び災害復旧を推進するため、特に必要と認めた時は、西日本電信電話株式会社職制の規定にかかわらず、山口支店に災害対策本部を設置する。
- (2) 災害対策本部には、「情報統括班」、「設備サービス班」、「お客様対応班」及び「総務厚生班」を設け、本部長の指示のもとに、被害状況、通信その他の疎通状況等及び重要通信並びに街頭公衆電話の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の業務を行う。

#### 2 災害情報連絡体制の確立

- (1) 災害対策組織設置連絡図及び災害発生時の連絡系統図



- (2) 災害情報の収集伝達概要

#### ア 災害状況等の報告経路

山口支店災害対策組織は、各事業所の災害対策組織からの報告を取りまとめ、速やかにNTT西日本災害対策組織に連絡する。

#### イ 災害対策情報の伝達

山口支店は、各事業所からの速報を一元的に収集し、的確な災害対策を実施するため、必要な事項を指示又は通知するとともに、災害指定の要否についても検討する。

#### ウ 災害対策情報の広報及び報告

- (ア) 県（災対本部又は防災危機管理課）への報告は、情報統括班（本部を設置していない場合は災害対策室）が行う。
- (イ) 報道機関への情報提供等外部機関に対する周知については、総務厚生班（本部を設置していない場合は総務担当）が行う。
- (ウ) 県へ伝達を要する場合
  - ・ 重大な被害（通信不通区間を生じたとき。）が発生した場合

### 第3編 災害応急対策計画／第17章 ライフライン施設の応急復旧計画

- ・気象警報発表中における一般電話のり障状況

#### (エ) 伝達様式省略

#### エ 災害速報

##### (ア) 災害速報と災害概況

災害が発生した場合、まず第1報として災害発生速報（日時、場所及び判明模様）を報告し、一般社会的被害状況並びに救助法の発動状況等については、判明しだい災害概況を取りまとめ、報告する。

##### (イ) 報告様式

##### (ウ) 報告の期間

災害が発生した時点から、応急復旧を完了し、再発のおそれがほぼなくなるまで行うものとする。

##### (エ) 速報の経路

災害速報経路図による。

#### オ 災害対策組織設置報告

災害対策組織を設置した場合は、その日時並びに情報連絡責任者正副各1名及び担当者に関係事業所に報告又は連絡するものとする。連絡系統は、災害対策組織設置連絡図による。

#### カ 社内外への災害情報の周知

##### (ア) 社内

- ・支店内は、店内放送により災害情報を周知する。
- ・事業所に対しては、適時管内の被害状況を周知する。

##### (イ) 社外

- ・総務厚生班から災害情報を提供する。

### 3 応急対策

#### (1) 災害対策機器の配備

##### ア 非常用可搬形収容装置類

災害により、NTT支店の交換設備等が被災したときに運搬し、電話やインターネットサービスを提供する。

##### イ 無線装置

通信途絶のおそれがある地域へ衛生無線（ポータブル衛生）及び可搬無線機を配備している。

##### ウ 移動電源車

災害時の長時間停電に対して通信用電源を確保するため、移動電源車を主要事業所に配備している。

##### エ 応急復旧ケーブル

応急復旧用として各種のケーブルを配備している。

#### (2) 特設公衆電話の設置と緊急・非常扱い電報の受付け

##### ア 特設公衆電話の開設

救助法が適用された場合（救助法の発動が確実と思われる場合を含む）や事変その他の非常事態が発生した場合には開設される救助活動拠点、避難所、救護所等に特設公衆電話を設置する。

##### イ 緊急・非常扱い電報の受付け

(ア) 非常扱いの電報又は緊急扱いの電報は受付番号115番で受け付ける。その際発信人はその旨を電報サービス取り扱所に申し出るものとする。

(イ) 緊急扱いの電報・非常扱いの電報は、他の電報に先立って伝送及び配達を行う。

#### (3) 電気通信設備の点検

災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合には、次の設備、機材の点検等を行う。

##### ア 電気通信設備の巡回、点検並びに防護

##### イ 災害対策用機器及び車両の点検、整備

##### ウ 応急対策及び復旧に必要な資材、物資の点検及び確認、輸送手段の確認と手配

#### (4) 応急措置



### 第3編 災害応急対策計画／第17章 ライフライン施設の応急復旧計画

災害により通信施設が被災又は異常輻輳等により、通信の疎通が困難あるいは途絶した場合には、最低限の通信を確保するため、次のような応急措置を実施する。

- ア 臨時回線の作成
- イ 中継順路の変更
- ウ 規制等による疎通確保
- エ 災害用伝言ダイヤル(171)及び災害用伝言板(web171)の運用
- オ 特設公衆電話の設置
- カ その他必要な措置

#### 4 復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

- (1) 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。被災地域、被災施設の状況等を勘案しながら次の工事を実施する。
- (2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当を行う。
- (3) 復旧に当たっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期に努める。
- (4) 災害復旧工事の計画
  - ア 応急復旧工事
  - イ 現状復旧工事
  - ウ 本復旧工事
- (5) 復旧の順位等

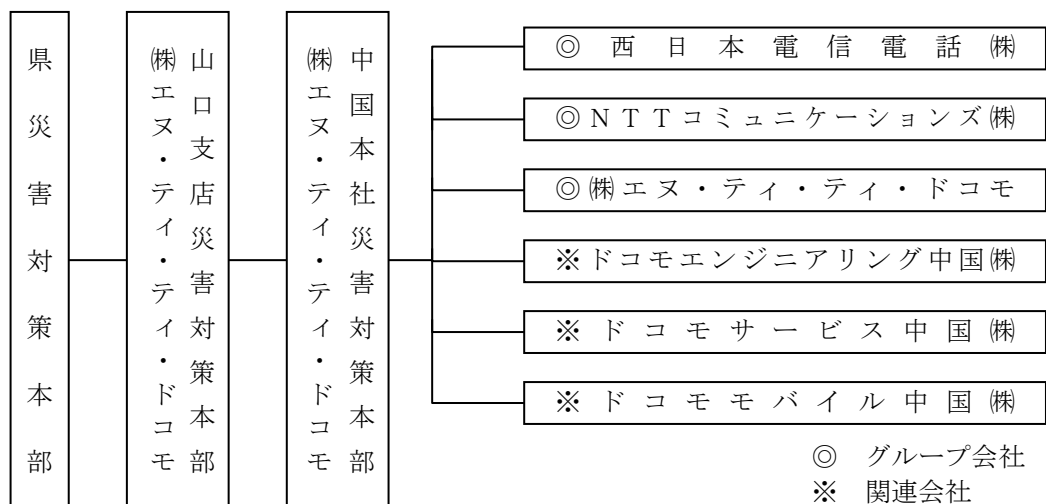
被災した電気通信設備の復旧については、あらかじめ順位等を定め、計画的に実施する。

#### 第2項 (株)NTTドコモ

(株)NTTドコモは、災害発生に際し、移動体通信施設の被害の防止を図るとともに応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、移動体通信の確保を図る。

非常災害が発生し、また発生のおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により災害応急対策及び災害復旧を推進するため、特に必要と認めるときは本社及び山口支店内に災害対策本部を設置する。

- ア 情報連絡体制



移動通信サービス復旧順位は、公共の利益のため、緊急を要する通話を確保するために、以下の措置を行う。

第3編 災害応急対策計画／第17章 ライフライン施設の応急復旧計画

順位	復旧サービス	
第1順位	衛星電話サービス（陸上・海上）	
第2順位	自動車携帯電話サービス 航空機電話サービス	重要通信を確保する機関の 通話サービス
第3順位	自動車携帯電話サービス 航空機電話サービス	一般電話サービス
第4順位	第1順位、第2順位、第3順位に該当しないもの	

重要通信を確保する機関（契約約款に基づく）
気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力供給の確保に直接関係のある機関、ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及びこれ以外の国又は地方公共団体

## 第18章 公共施設等の応急復旧計画

### 基本的な考え方

道路、河川、橋梁、鉄道等の公共土木施設は、物資・人の輸送等を通して、社会経済、市民の日常生活に大きくかかわっている。

また、病院、社会福祉施設、学校、社会教育施設等の公共施設も市民の日常生活に大きくかかわっており、これらの施設が災害により被害を受けた場合は、市民生活に大きな支障を及ぼすばかりか、被災者の救助・救援活動に重大な支障をきたす。

このため、これらの公共施設が被災した場合には、速やかな応急復旧対策が必要となる。

### 第1節 公共土木施設

#### 【建設課、農林課】

地震災害等が発生した場合、各公共土木施設等の管理者は、速やかに被害状況の把握に努め、施設の機能回復に必要な応急復旧措置を講じるものとする。

#### 第1項 実施機関、応急措置及び応急復旧対策

##### 1 道路・橋梁

地震災害等が発生した場合、各道路管理者等は、所管する道路、橋梁について、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るために、交通規制等の措置、あるいは、迂回路の選定など通行車両の安全対策を講じるとともに、道路状況等について、パトロールカー、報道機関等の協力を得て適時適切な広報を実施するほか、被災箇所については応急措置及び応急復旧工事を実施する。

##### (1) 震災時の応急措置

被害状況の把握及び応急措置の実施は、緊急輸送路を優先して実施するものとし、各機関のとるべき対応については、次のとおりとする。

実施機関名	応 急 措 置
市・県	ア 道路、橋梁の被害状況を速やかに把握し、警察と協力して交通規制を行い、被災地域における発災直後の交通混雑を回避する。 イ まず、緊急輸送路線の確保に全力をあげ、必要な措置を講じる。 ウ 次に二次災害の発生のおそれのある箇所の応急措置及び所管する他の道路の啓開や障害物を除去する。 エ 応急活動等を実施する上で比較的緊急度の高い都市部周辺の施設について、迅速な被害状況及び応急措置状況の把握に努める。 オ 県は、市が応急措置を実施する上で必要な技術的援助（職員の派遣を含む。）及び各種の総合調整を行う。 カ 所管する道路、橋梁の被害状況を把握する。 キ 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。 ク 危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。
警 察	ア 発災直後の交通の混雑を防止するとともに、車両の安全を確保するため、速やかな情報収集活動を実施する。 イ 各道路管理者と協議又は自らの判断で、必要に応じ被災地域一帯を対象に、あるいは指定された緊急輸送路線確保のための交通規制を実施する。 ウ 必要がある場合は、他県の公安委員会に交通規制を要請する。 エ 危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。 オ 災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講じるものとする。
中国地方整備局 (山口河川 国道事務所)	ア 所管する道路及び橋梁の被害状況を速やかに把握する。 イ 県の防災計画に指定されている緊急輸送路の交通の確保に全力をあげ、被災箇所の応急復旧、障害物の除去に努める。

第3編 災害応急対策計画／第18章 公共施設等の応急復旧計画

西日本高速道路株式会社	<p>ア 地震発生後速やかに警察と協力して、交通規制を実施する。</p> <p>イ 県の防災計画に緊急輸送路として指定されている路線を優先して被害状況の把握に努めるとともに、被災箇所の応急措置、障害物の除去に努める。</p> <p>ウ パトロールカー及び情報板、HP等により、また、報道機関（ラジオ）の協力を得て適時適切な道路情報を提供し、通行車両の安全確保に努める。</p> <p>エ 災害発生時の通報体制 所管する道路及び橋梁の被害状況を速やかに把握する。 県の防災計画に指定されている緊急輸送路の交通の確保に全力をあげ、被災箇所の応急復旧、障害物の除去に努める。</p>
-------------	--

(2) 応急復旧対策

実施機関名	応 急 復 旧 対 策
市・県	<p>ア 応急復旧作業は、建設業界に委託して実施し、緊急輸送路の道路啓開を最優先に行う。</p> <p>イ その後、一般道路のうち、応急復旧活動、市民生活に必要となる道路で、二次災害を誘引する被災箇所（陥没、決壊等）の応急復旧工事を実施する。</p> <p>ウ 応急工事は、被害の状況に応じて必要な仮工事を実施する。</p> <p>エ 上下水道、電気、ガス、電話線等道路占用施設の被害が併せ発生した場合は、当該施設の管理者と相互に連絡し、適切な応急措置を講じるものとする。緊急時で、時間的余裕がないときは、直ちに応急措置を講じるが、事後関係者に連絡するものとする。</p>
中国地方整備局 (山口河川 国道事務所)	<p>被害を受けた道路について、緊急輸送路その他の道路の順に応急復旧工事を行い道路機能の確保に努める。</p>
西日本高速道路株式会社	<p>ア 所管する道路及び橋梁の被害状況を速やかに把握する。</p> <p>イ 県の防災計画に指定されている緊急輸送路の交通の確保に全力をあげ、被災箇所の応急復旧、障害物の除去に努める。</p>

2 河川、ダム、ため池及び内水排除施設

地震等により堤防、護岸施設等が破壊、決壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧及び浸水の排除に必要な措置を講じる。

実施機関名	応 急 復 旧 対 策
市	<p>(1) 水防活動と並行して市が管理する施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。</p> <p>(2) 被害箇所については、直ちに県に報告するとともに、必要な応急措置を講じるものとする。</p> <p>(3) 排水場施設に被害が生じた場合は、直ちに県に報告し、移動排水ポンプの派遣を求めるなどして内水による浸水被害の拡大を防止する。</p> <p>(4) 下水ポンプ場等の排水施設に被害を受けた場合は、特に汚水の氾濫による被害防止に重点を置き、速やかに施設の応急復旧に努める。</p>
県 (土木建築部) (農林水産部)	<p>(1) 地震が発生した場合、直ちに所管する河川、ダム、下水、ため池等の管理施設の被災点検を実施する。</p> <p>(2) 市が応急措置を実施する上で必要な技術的援助（職員の派遣を含む。）及び各種の総合調整を行う。</p> <p>(3) 所管する被災施設の応急復旧工事を実施する。堤防、護岸の応急措置としては、通常本工事より規模の小さい仮の構造物を迅速に設置し、水の流入を止める工事を行うが、実施する工法等については、地形等を勘案し適切な工法によるものとする。</p> <p>(4) 排水施設の被害を取りまとめるほか、移動排水ポンプを確保し、市へ派遣する。</p> <p>(5) 特に、市民の安全確保の観点から、緊急に応急復旧を実施する必要がある対象としては、おおむね次のとおり。 ア 堤防の破堤、護岸、天然河岸の決壊、ダムの損壊等で放置すれば市民の生</p>

	<p>命財産に重大な影響を与えるおそれのあるもの。                  イ 河川が埋まり流水の疎通を著しく阻害するもの。                  ウ 護岸、床止、水門、樋門、樋管又は天然護岸の全壊又は決壊で、これを放置すれば著しい被害を生じるおそれがあるもの。                  (6) 流域下水道の下水ポンプ等排水施設に被害を受けた場合は、特に汚水の氾濫による被害防止に重点を置き、速やかに施設の応急復旧に努める。</p>
--	--

3 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設

実施機関名	応 急 復 旧 対 策
市・県	<p>災害により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、二次災害から市民を守るための必要な措置を講じるとともに、応急復旧対策を実施する。特に、市民の安全確保上緊急に復旧工事を行う必要のある施設は、次のとおりである。</p> <p>(1) 砂防設備                      ア えん堤、床固、護岸、堤防、山腹工事又は天然護岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害が生ずるおそれのあるもの                      イ 溪流保全工若しくは床固の埋そく又は埋没で、これを放置すると著しい被害が生ずるおそれのあるもの</p> <p>(2) 地すべり防止施設                      施設の全壊若しくは決壊、埋そく又は埋没で、これを放置すれば著しい被害を生ずるおそれのあるもの</p> <p>(3) 急傾斜地崩壊防止施設                      擁壁、法面保護工、排水施設、杭等の全壊又は決壊で、これを放置すれば付近住民の安全確保に著しい被害を及ぼすおそれのあるもの</p> <p>(4) 溪流保全工に係る応急工事                      ア 溪流保全工が決壊したとき、仮工事として施工する場合は、土俵、石俵又は鉄柵等をもって出水に耐え得る程度とし、高さは中水位程度にとどめる。                      イ 仮設工事では、著しく手戻り工事となるか又は効果がないと認められる場合は、応急本工事として被災水位までの高さの堤防、護岸を施工する。</p> <p>(5) 砂防えん堤に係る応急工事                      砂防えん堤が決壊した場合は、通水のための土砂排除工事を実施し、堆積土砂が新河道に流入しないよう、板柵その他の応急工事を施工する。</p>

4 治山・林道施設

治山・林道施設は、その所在する地理的条件から、様々な災害現象による被害を受けやすい。災害により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、必要な応急復旧工事を実施する。

実施機関名	応 急 復 旧 対 策
市・県	<p>(1) 治山施設                      えん堤、谷止、床固、防潮堤、護岸又は山腹工事、地すべり防止工事等について、その被害状況を調査するとともに、必要な応急対策を実施する。</p> <p>(2) 林道施設                      ア 林道は、地域によっては生活道路となっていることから、被害状況の早期把握に努める。                      イ 応急復旧は、次のような状況にあるとき実施する。                      (ア) 林道沿線住民の生計の維持に支障を及ぼすと判断されるとき。                      (イ) 復旧資材、農産物（生鮮食料の搬出）及び林産物の搬出に著しい影響がある場合。                      (ウ) 孤立地帯の迂回路等として活用する必要がある場合。</p>

第2項 応急工事施工の体制

1 要員・資材の確保

市及び県、中国地方整備局（以下「応急措置等実施機関」という。）は、災害発生時における応急措置、応急復旧工事を迅速に実施するため、要員の確保、動員の体制及び所要資材の緊急調達、輸送の措置を定めておくものとする。

第3編 災害応急対策計画／第18章 公共施設等の応急復旧計画

(1) 技術者の現況把握及び動員

応急措置等実施機関は、応急工事の施工に必要な技術者、技能者の現況を把握し、職種別、地域別人員等の資料を整備するなどしておき、緊急時において適切な動員措置を講じるものとする。

(2) 建設業者の現況把握及び動員

応急措置等実施機関は、地元建設業者の施工能力を常に把握し、震災時においては、緊急動員できるように適切な措置を講じるものとする。

(3) 建設機械、応急復旧用資材の確保

応急措置、応急復旧工事を迅速に施工するため、応急措置等実施機関は、大型建設機械及び土嚢用袋、かます、杭等の応急用資材及びスコップ、掛矢、足場等の応急用器具の調達先を把握しておき、緊急確保の措置を講じるものとする。

輸送体制についても、あらかじめ輸送方法、輸送経路等を定め、緊急時に混乱を起こさないようにしておくものとする。

2 関係機関に対する応援要請

大規模災害が発生した場合において、市単独で対応できない場合には、隣接市等に必要な資機材の提供及び職員の派遣等を要請し、応急復旧に努める。

なお、自衛隊の派遣要請も併せ実施し、対応するものとする。

3 建設機械等の緊急使用計画

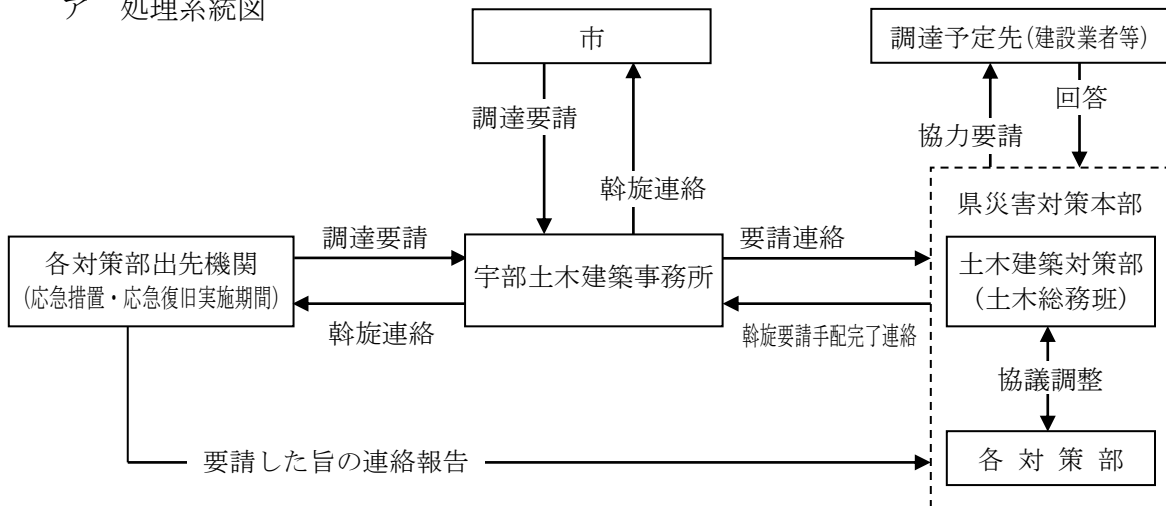
(1) 現況把握

公共土木施設復旧に係る建設機械の現況把握については、県（土木建築部）が宇部土木建築事務所美祢支所管地域に主要建設業者等の現況を調査して、機械等種類別に所有者、数量、能力等を明らかにした台帳を作成する。この台帳は、年1回以上検討を加え、現況整理を行うものとする。

(2) 緊急使用のための調達

災害又は広域に及ぶ災害のため、各対策部では建設機械等の調達が不可能であるとき、若しくは建設機械が不足するときは、県土木対策部が、市域全般の調達計画の策定及び調整、運用等の措置を担当する。

ア 処理系統図



イ 調達要請事項

建設機械の確保、調達の要請は、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (ア) 使用場所及び使用期間
- (イ) 使用目的（作業内容）
- (ウ) 機械の種類及び必要台数
- (エ) その他必要な事項

(3) 中国地方整備局に対する応援要請

第3編 災害応急対策計画／第18章 公共施設等の応急復旧計画

中国地方整備局における応援派遣に対する措置は、「中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ（平成20年8月20日）」に基づき行うものとし、その概要は次のとおりである。

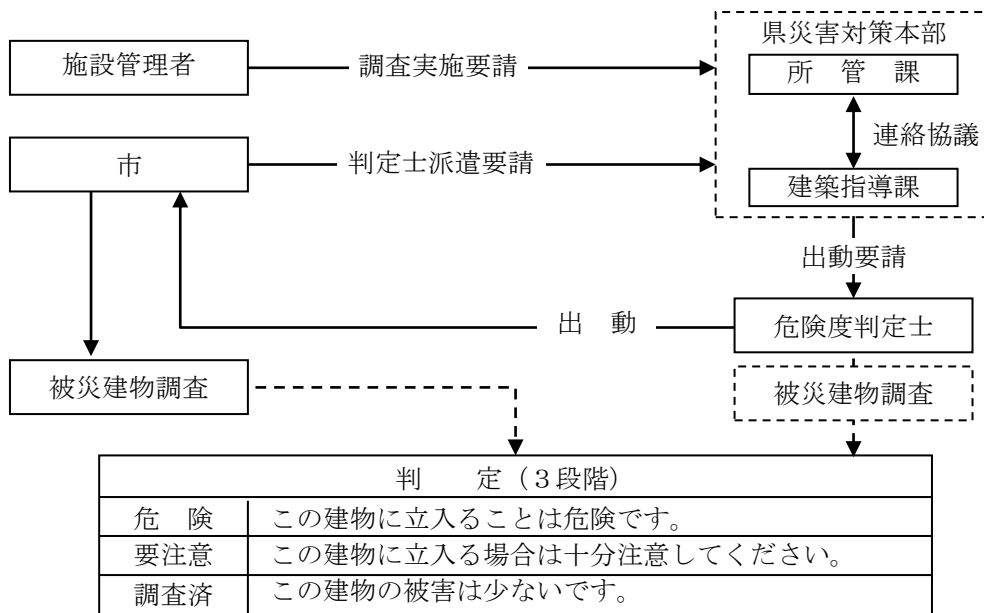
県又は市が大規模災害時に中国地方整備局長に対し、応援を求めた場合、中国地方整備局長は当該地方公共団体に対し、中国地方整備局所管の災害対策用機械を派遣することができる。

(4) 調達方法

緊急時における建設機械等の調達について、市は、調達順位、調整手段、費用負担等について、応急措置等実施機関並びに建設業者とあらかじめ協議しておくものとする。

(5) 二次災害防止措置

二次災害の防止や建築物の応急復旧を効果的に行うため、建物の危険度の判定を実施する。



第2節 公共施設

【関係各課】

地方公共団体が所管する病院、学校、社会福祉施設等の公共施設は、災害発生時の応急救護所、避難所等として重要な役割を担うことになる。

このため、これらの施設が被災した場合における迅速な応急復旧措置は、被災住民の民心安定を図る上で重要なものとなることから、速やかな対応が必要となる。

第1項 応急対策

市は、所管する各施設管理者に対し、震災時における施設の機能の確保及び利用者等の安全確保を図ることを目的に、震災後の応急措置、応急復旧に必要な措置について指導を行う。

1 応急対策計画の策定

公共施設等の各施設管理者は、震災時における応急対策を円滑に実施するため、応急対策計画を定めておく。応急対策については、それぞれの施設の管理者が定めるものであるが、計画すべき対策の要点は次のとおりである。

- (1) 災害情報等の施設利用者等への伝達
- (2) 避難誘導等利用者の安全確保措置
- (3) 応急対策を実施する組織体制の確立
- (4) 火災予防等の事前措置
- (5) 応急救護措置
- (6) 施設設備の点検

2 震災時の応急措置

### 第3編 災害応急対策計画／第18章 公共施設等の応急復旧計画

各施設管理者は、あらかじめ定めた応急対策計画により、迅速かつ適切な応急措置を実施する。

#### (1) 緊急避難の指示

管理者は、災害状況に応じ適切な避難誘導を実施し、入所者等の安全確保に努める。

#### (2) 被災状況の把握

管理者は、災害の規模、利用者・入所者、職員、施設設備等の被災状況の把握に努める。

#### (3) 応急対策の実施

ア 被災当日及びその後における施設の運営

イ 施設管理に必要な職員を確保し、施設設備の保全措置

ウ 利用者・入所者の家族への連絡措置

#### (4) 報告・応援要請

管理者は、被災状況について市に報告するとともに、必要な応援要請を行う。

## 第2項 復旧対策

各施設管理者は、市と協議の上、災害施設設備の応急復旧を実施する。

### 第3節 鉄道施設

公共輸送機関として多数の旅客、物資の輸送をしている鉄道は、災害等により被害が発生した場合、市民生活に重大な支障を与え、また、利用者の人命に直接かかわるおそれがある。

このため、地震災害等が発生した場合、旅客及び施設の安全確保と物資の緊急輸送の実施に必要な応急措置を実施する。

#### 第1項 震災時の活動体制

地震災害等の発生が予想される場合は、速やかに警戒体制を整える。

##### 1 災害、運転事故対策本部の設置

機関名	内 容
西日本旅客鉄道株式会社	(1) 災害が発生した場合、鉄道災害の未然防止、併発事故及び被害の拡大防止並びに早期復旧を図るため、支社に事故対策本部（以下「対策本部」という。）を、また被災現場に事故復旧本部（以下「復旧本部」という。）を設置する。 (2) 復旧本部を開設するに至らない程度の事故が発生したときは、必要に応じ復旧責任者を置く。 (3) 事故が発生した場合、復旧担当箇所の長は、復旧責任者が到着するまでの間、暫定復旧責任者として任務を遂行し、復旧責任者が到着したときはその任務を引継ぐものとする。 (4) 事故発生時における対策本部等の防災組織は、第1章第3節の組織による。 (5) 対策本部及び復旧本部の業務は、おおむね次のとおりである。 ア 対策本部 (ア) 運転事故、防災及び災害の情報に関すること。 (イ) 併発事故、災害の未然防止に関すること。 (ウ) 被害の拡大防止に関すること。 (エ) 運転事故、災害の復旧に関すること。 (オ) 応急輸送に関すること。 イ 復旧本部 (ア) 運転事故並びに災害の復旧及び負傷者等の救護に関すること。 (イ) 運転事故及び災害の情報に関すること。 (ウ) 被害の拡大防止に関すること。 (エ) 応急輸送に関すること。
日本貨物鉄道株式会社	災害が発生した場合、西日本旅客鉄道(株)の対策本部及び復旧本部に加わり、各種情報交換を行うとともに、西日本旅客鉄道(株)と同様の対策本部及び復旧本部を設置して同様の業務を行う。

##### 2 警戒体制

災害の発生が予想される場合は、おおむね次の警戒体制をとる。

機 関 名	内 容
-------	-----



第3編 災害応急対策計画／第18章 公共施設等の応急復旧計画

西日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	(1) 支社又は支店の関係各課は、それぞれの現業機関の警戒体制を把握するとともに必要な指示を行う。特に地震、津波については、関係地方気象台と直接電話等により情報の入手に努める。 (2) 鉄道部長は、災害等のため、業務に支障を及ぼす事態が発生するおそれがあるときは、現地に急行し、関係現業機関の長を指揮督励して、災害の未然防止及び被害の拡大防止に努める。 (3) 地震発生時には、それぞれの基準により、列車の運転休止又は運転速度の制限を行う。
---------------------------	--

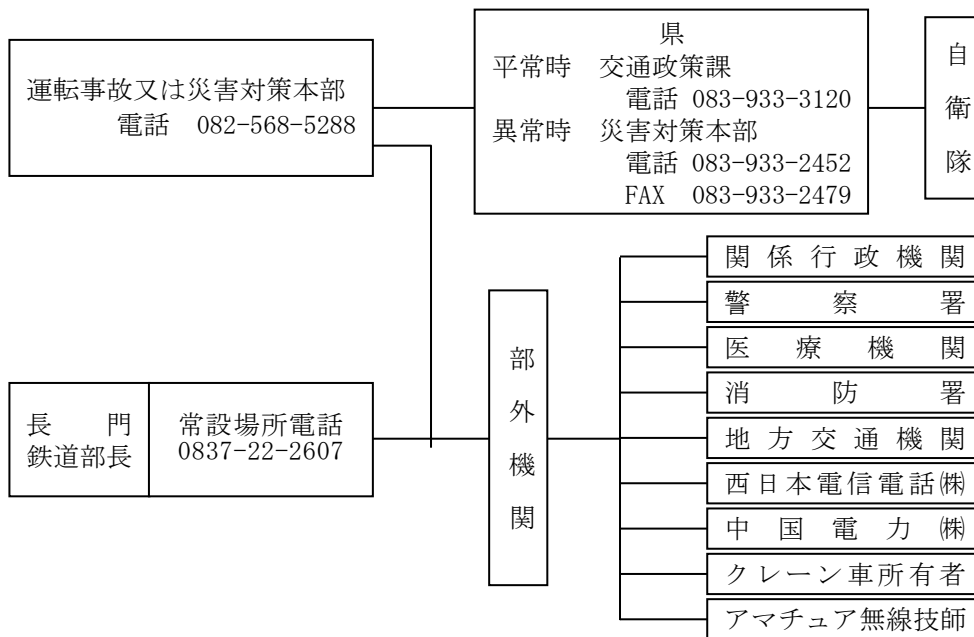
第2項 応急措置

- 1 地震災害等が発生したとき、又は、発生が予想される場合は、人命の救護を第一とし、併発事故等被害の拡大防止に努めるとともに、関係箇所への連絡等の適切な処置をとるものとする。
- 2 事故の状況を判断して部外機関の応援を必要と認めたときはその出動を要請する。
- 3 事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

第3項 応急復旧

鉄道施設は、公共輸送機関として市民の日常生活、社会経済活動を営む上で重要な役割を担っており、地震災害等が発生した場合速やかな応急復旧を実施する。

部外機関との連絡系統図〔西日本旅客鉄道株式会社広島支社〕



**第4編 復旧・復興計画**

**第1章 復旧・復興活動計画**

**基本的な考え方**

大規模地震が発生した場合には、多数の者が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会は大きな混乱に陥る可能性がある。

こうした社会の混乱を防ぎ、民心の安定と社会秩序の維持を図るには、被災者の生活再建を一日も早く図る必要があり、市をはじめとする防災関係機関は、協力して必要な措置を講じる。

**第1節 市の活動体制**

市長は、災害応急対策終了後、本計画の定めるところにより防災関係機関の協力を得て復旧・復興対策を実施するとともに、市及びその他の防災関係機関が処理する復旧・復興対策の実施を援助し、かつ総合調整を行う。

**第1項 被害復旧対策本部の設置**

市長は、復旧・復興対策に係る責務を遂行するため必要があるときは、美祢市被害復旧対策本部を設置し、復旧・復興対策を実施する。

- 1 被害復旧対策本部は、災害対策本部に準じて設置する。
- 2 市被害復旧対策本部の廃止基準

市長は、本格的な復旧・復興対策のめどがたつたと認められるときは、市被害復旧対策本部を廃止する。

- 3 市被害復旧対策本部の設置(廃止)の通知等

総務部長は、市被害復旧対策本部が設置（廃止）されたときは、直ちに、その旨を次により通知及び公表するものとする。

通知及び公表先	担当課	方 法
県（防災危機管理課）	総務課	山口県総合防災情報ネットワークシステム
防災関係機関	〃	電話・FAX
報道機関	デジタル推進課	電話・FAX
市 民	総務課、 デジタル推進課	有線告知放送（IP通信網）、アプリ、メール、市HP

## 第2章 被災者の生活再建計画

### 基本的な考え方

地震等の災害により被害を受けた市民の速やかな再起が図られるよう市及び県等は、被災者に対する生活相談、職業のあっせん、租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免、住宅・援護資金の貸付等について必要な措置を講じる。

### 第1節 被災者の生活確保

#### 第1項 生活相談

##### 【市民課】

地震発生後から被災者、一般市民、マスコミ、国、地方公共団体等各方面から、様々な問い合わせ、要望が数多く寄せられ、それらに的確・迅速に応えるためには、総合的な情報提供及び相談窓口の開設が必要となることから、市及び県等は、次の措置を講じるものとする。

機関名	措置事項
市	1 市は、被災者のための相談所を庁舎、支所、避難所等に設置し、苦情又は要望事項等を聴取し、その解決を図る。 2 解決困難なものについては、その内容を関係機関に連絡するなどして速やかな対応を講じるものとする。 3 県、関係防災機関と連携を密にし、相談内容の対応への充実に努める。
県	1 各種相談体制の確立 災害が発生した場合、応急対策実施と同時進行の形で、総合政策部を中心に、生活情報等の提供及び各種の相談体制の確立を図る。 2 被害相談室の設置 被害復旧対策本部設置時に、相談、苦情等のたらい回しの防止及び各部が実施している応急対策等に係る情報を県民へ効果的に提供するとともに、情報提供・相談業務の一元化を図るため、総合政策部内に被害相談室を設置することができる。 3 発災初期の混乱が終息したとき、被災現地では地方県民相談室を窓口として、避難所等を巡回し又は避難所等に臨時相談所を設置し、被災者援護に係る相談、要望、苦情等を聴取し、関係対策部に速やかに連絡する。 この場合の臨時相談所等の規模及び構成員は、災害の規模や現地の状況等を検討して、知事が決定する。 (1) 大規模かつ広域にわたる災害の場合は、本部から職員を派遣し対応する。 (2) 市、防災関係機関と連携を密にし、相談体制の確立を図る。 4 通訳ボランティア等の協力を得て、外国人県民に対する相談体制を確立する。

#### 第2項 租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免

##### 【税務課】

各機関の租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免の措置は、次のとおりである。

実施機関	租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免の取扱い
市	市は、市が賦課する税目に関して、地方税法及び市条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免についてそれぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講じる。
税務署	国税に関する法律に基づく全ての申告、申請、請求、届出、その他の書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長及び納税の猶予、所得税の減免、給与所得者の源泉所得税の徴収猶予
県 (税務課) (市町課) (県税事務所)	被災した納税者又は特別徴収義務者に対して、地方税法及び山口県税賦課徴収条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講じる。 また、市においても適切な対応がなされるよう助言するものとする。

## 第4編 復旧・復興計画／第2章 被災者の生活再建計画

※ 地方税の減免基準については、総務省から各都道府県知事あてに「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」が出されており、この通達の中で、主な税目ごとの減免基準が示されている。

### 第3項 国民健康保険税徴収の猶予及び減免

#### 【市民課】

市は、被災した納税者に対して、国民健康保険法及び市条例等に基づき、国民健康保険税の徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講じる。

### 第4項 住宅の建設

#### 【建設課】

災害により居住していた住宅を喪失した者については、住居の確保が必要になる。

このため、喪失世帯のうち自力で住宅の再建が困難な低額所得者に対しては、公営住宅の建設、補修により住居の確保を図るとともに、自力で住宅建設を行う者に対しては、公的資金のあっせん等を行うなどして住宅の再建を図る。

#### 1 応急仮設住宅の建設

第3編 第11章 応急住宅計画による。

#### 2 災害公営住宅の建設

市は、自己の資力では住宅の再建が困難な低所得者に対しては、公営住宅法に基づき、災害公営住宅を建設する。

#### 3 既設公営住宅等の修理

市及び県は、災害により被災した既設の公営住宅、既設の改良住宅の修理を速やかに行い、住居の確保を図る。

#### 4 住宅資金の確保

##### (1) 独立行政法人住宅金融支援機構の災害関連住宅資金のあっせん

独立行政法人住宅金融支援機構が行う災害関係貸付けとして、「災害復興住宅融資」、「災害予防関連融資」がある。

##### ア 災害復興住宅融資

地震、暴風雨等の災害により住宅が滅失又は損傷した場合には、必要な資金の融資を受けることができる。

市及び県は、被災地のり災家屋の状況を速やかに調査し、住宅金融支援機構が指定する災害に該当するときは、融資が円滑に行われるよう、借入手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図るものとする。

この場合、資金の融通を早くするため、市においては、被災者が住宅金融支援機構に対して負うべき債務を保障するよう努めるものとする。

##### イ 災害予防関連融資

##### (7) 地すべり等関連住宅融資

地すべり等防止法第24条第3項により知事の承認を得た関連事業計画又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第25条第1項の規定による知事の勧告に基づいて、地すべり等による被害を被るおそれのある者が、家屋の建設若しくは移転又は土地若しくは借地権を取得しようとするとき貸付けられる。

##### (1) 宅地防災工事資金融資

宅地造成等規制法第16条第2項、第17条第1項、第2項、第21条第2項、第22条第1項、第2項、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第9条第3項、第10条第1項、第2項又は建築基準法第10条第1項、第3項による勧告又は命令を受けた者が、当該勧告又は命令に係る擁壁、排水施設の設置、改造等の防災工事を行うときに貸付けられる。

##### (2) その他の災害関連住宅資金の確保

## 第4編 復旧・復興計画／第2章 被災者の生活再建計画

低所得者世帯、障害者世帯及び母子・父子・寡婦世帯が、災害により滅失した家屋の再建をする場合においては、生活福祉資金の住宅資金貸付け、母子・父子・寡婦福祉資金の住宅資金貸付けを受けることができる。

### ア 生活福祉資金の住宅資金

低所得者世帯又は身体障害者世帯が、住宅の増改築、拡張、補修又は保全に必要とする経費については、生活福祉資金の住宅資金の貸付けを受けることができる。

災害により特に必要な場合は、貸付限度額据置期間等について優遇措置が講じられる。

### イ 母子・父子・寡婦福祉資金の住宅資金

資金貸付けの対象者が、災害による被害を受けたときは、福祉資金住宅資金の貸付けに際して、限度額、据置期間の延長、支払い猶予等の優遇措置が講じられる。

## 第5項 生活資金の確保

### 【福祉課】

災害により住居・家財等に被害を受けた者（個人）が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、各種融資制度が設けられている。市及び県は、これら資金の融資が円滑に行われるよう被災者に対する広報活動を実施するとともに、希望者に対しては、積極的に相談・指導等を行うものとする。

#### 1 生活福祉資金の貸付け

低所得世帯等の経済的自立と生活意欲の助長促進を目的として設けられ、救助法の適用を受けるに至らない小災害等により負傷又は住居・家財等に被害を受けた低所得世帯に対して貸付けられるものとして、災害援護資金がある。貸付業務は、県社会福祉協議会が、民生委員及び社会福祉協議会の協力を得て、必要な資金の融資を行う。

##### (1) 資金の種類

資金の種類は、更生資金、身体障害者更生資金、生活資金、福祉資金、住宅資金、修学資金、療養資金、災害援護資金がある。

##### (2) 貸付限度額、期間等

貸付限度額、期間、利率等については資料編による。

##### (3) 申込先

市、市社会福祉協議会

#### 2 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け

母子福祉資金、寡婦福祉資金とも災害を受けたことを条件とした融資ではないが、災害の場合、事業開始資金、事業継続資金及び住宅資金について、据置期間の特例が設けられている。

##### (1) 母子福祉資金

配偶者のいない女子で、現に20歳未満の児童を扶養している者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、合わせて扶養している児童の福祉を増進するために貸付けられるもので、県が貸付けを行う。

##### ア 資金の種類

資金の種類は、事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療・介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金、特例児童扶養資金がある。

##### イ 申込先

- ・ 市役所（福祉課）
- ・ 宇部健康福祉センター

※ 相談については、母子自立支援員が当たる。

##### (2) 寡婦福祉資金

寡婦（配偶者と死別、離婚した女子であって現に婚姻していない者、配偶者の生死が明らかでない女子等）に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため貸付けられるもので、県が貸付けを行う。

資金の種類、貸付限度額等については、母子福祉資金と同様である。

##### (3) 父子福祉資金

#### 第4編 復旧・復興計画／第2章 被災者の生活再建計画

配偶者のいない男子で、現に20才未満の児童を扶養している者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り合わせて扶養している児童の福祉を増進するために貸付けられるもので、県が貸付けを行う。

資金の種類、貸付限度額等については、母子福祉資金と同様。

※ 相談については、母子・父子自立支援員が当たる。

#### 3 県市町中小企業勤労者小口資金

県内に1年以上居住し、中小企業の同一事業所に1年以上勤続している者等に対して貸付けられるもので、県・市・労働金庫が協調して貸付けを行う。

- (1) 貸付限度額 災害資金 100万円以内
- (2) 償還期間 **4-10**年以内
- (3) 利率 年**2-51.59**%
- (4) 申込先 中国労働金庫

#### 4 災害援護資金の貸付け

救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷を負い又は家財等に相当程度の被害を受けた世帯に対し、生活の立直しに必要な資金を貸付けるもので、市が貸付けを行う。

貸付対象	根拠法令等	貸付金額	貸付条件
救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷又は家財等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の所得が、次の額未満の世帯に限る。  1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上  730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額。ただし、住居が滅失した場合は1,270万円に緩和	(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号) (2) 実施主体 市(条例) (3) 経費負担 国 2/3 県 1/3 (4) 対象となる災害 県において救助法による救助が行われた災害	貸付区分及び貸付限度額 (1) 世帯主の1箇月以上の負傷 150万円以内 (2) 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円以内 イ 住居の半壊 170万円以内 ウ 住居の全壊 250万円以内 エ 住居全体の滅失若しくは流出又はこれと同等と認められる特別の事情が認められる場合 350万円以内 (3) 上記(1)と(2)が重複した場合 ア (1)と(2)のアの重複 250万円以内 イ (1)と(2)のイの重複 270万円以内 ウ (1)と(2)のウの重複 350万円以内 (4) 次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合 ア (1)に該当せず、(2)のイの場合 250万円以内 イ (1)に該当せず、(2)のウの場合 350万円以内 ウ (1)に該当し、(3)のイの場合 350万円以内	(1) 貸付申請時期 被害を受けた後3箇月以内 (2) 据置期間 3年(特別の事情がある場合5年) (3) 償還期間 10年(うち据置期間3年)(特例:据置期間5年、償還期間5年) (4) 償還方法 年賦又は半年賦 (5) 貸付利率 年3% (6) 保証人 原則として、同一市町に居住する者1名

#### 第6項 災害弔慰金等の支給

自然災害により死亡した者の遺族に対して、災害弔慰金を、また、精神若しくは身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を市において支給する。

種別	対象となる災害	根拠法令等	支給対象者	支給限度額	支給制限・方法等
災害	1 一つの市域内において、住居	1 災害弔慰金の支給等	死亡者の配偶者 " 子	1 死亡者が遺族の生計を主	1 支給の制限 (1) 死亡が本人の

第4編 復旧・復興計画／第2章 被災者の生活再建計画

種別	対象となる災害	根拠法令等	支給対象者	支給限度額	支給制限・方法等
弔慰金	滅失世帯数が5以上である場合 2 県内において、住居滅失世帯数が5以上の市町が3以上ある場合 3 県内において、救助法が適用された市町が、1以上ある場合 4 救助法による救助が行われた市町をその区域に含む都道府県が2以上ある場合	に関する法律 2 実施主体市(条例) 3 経費負担 国 2/4 県 1/4 市 1/4	// 父母 // 孫 // 祖父母	として維持していた場合 500万円以内 2 それ以外の場合 250万円以内	故意又は重大な過失による場合(市長の判断による) (2) 次に掲げる規則等に基づき支給される賞じゅつ金又は特別賞じゅつ金を支給される場合 ア 警察表彰規則 イ 消防表彰規定 ウ 賞じゅつ金に関する訓令 (3) その他市長が支給を不適当と認める場合 2 支給の方法等市が被害の状況、遺族の状況等必要な調査を行い支給する。
災害障害見舞金			対象の災害により負傷し又は疾病にかかり、それが治ったとき次に掲げる程度の障害を有する場合支給する。 ア 両眼が失明したものの イ 咀嚼及び言語の機能を廃したものの ウ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの エ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの オ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの カ 両上肢の用を全廃したものの キ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ク 両下肢の用を全廃したものの ケ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの	1 障害を受けた者がその世帯の生計を主として維持していた場合 250万円以内 2 それ以外の場合 125万円以内	

第7項 災害り災者に対する援護措置

1 市の援護措置

市内において発生した災害に係るり災者に対して「美祢市災害り災者に対する援護措置要綱」(平成20年美祢市公示第38号)に基づき、見舞金を支給する。

対象となる事項	金	額
人命	1人につき	30,000円
住家(全壊又は全焼)	1世帯につき	30,000円
住家(半壊又は半焼)	1世帯につき	20,000円

## 第4編 復旧・復興計画／第2章 被災者の生活再建計画

### 2 県の援護措置

県内において発生した災害に係る被災者に対して「災害見舞金支給要綱」に基づき、見舞金を支給する。

対象となる事項	金	額
住家の全壊、全焼又は流出	1世帯につき	100,000円
住家の半壊又は半焼	1世帯につき	100,000円
死亡	死亡者1人につき	100,000円
重傷者	重傷者1人につき	50,000円

### 第8項 被災者生活再建支援金の支給

災害により被災者生活再建支援法の適用となる規模の被害が発生したとき、被災者からの申請に対して円滑に事務を実施できるよう、この法に基づく運用取扱いについて必要な事項を定める。

#### 1 被災者生活再建支援法の概要

##### (1) 被災者生活再建支援法の目的

被災者生活再建支援法（以下「法」という。）は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって市民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。

##### (2) 法の適用

市の地域において、法の対象となる自然災害が発生した場合、その旨を公示し、被災世帯から申請があったときは、対象となる被災世帯への支援金の支給手続を実施する。

##### ア 法の対象となる自然災害

##### (ア) 法の対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火、その他の異常な自然現象により生ずる被害。

##### (イ) 法の対象となる自然災害の程度

- a 救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市の区域に係る自然災害
- b 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市の区域に係る自然災害
- c 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害
- d a又はbの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市（人口10万人未満に限る）の区域に係る自然災害
- e aからcの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市の区域に係る自然災害

#### 2 被災者生活再建支援制度

##### (1) 支援金の支給対象となる被災世帯

##### ア 支援金の支給対象となる被災世帯

前述の1(2)(イ)aからeの自然災害により

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

##### イ 支援金の支給額

該当する世帯に支給される支給額は次表の2つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は、各欄の当支給額の金額は3/4の額となる。

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）



#### 第4編 復旧・復興計画／第2章 被災者の生活再建計画

住宅の再建方法	全壊 ((1)ア①に該当)	解体 ((1)ア②に該当)	長期避難 ((1)ア③に該当)	大規模半壊 ((1)ア④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

#### ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の被害程度	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200(又は100)万円

### 3 支援金の支給申請等

#### (1) 申請期間

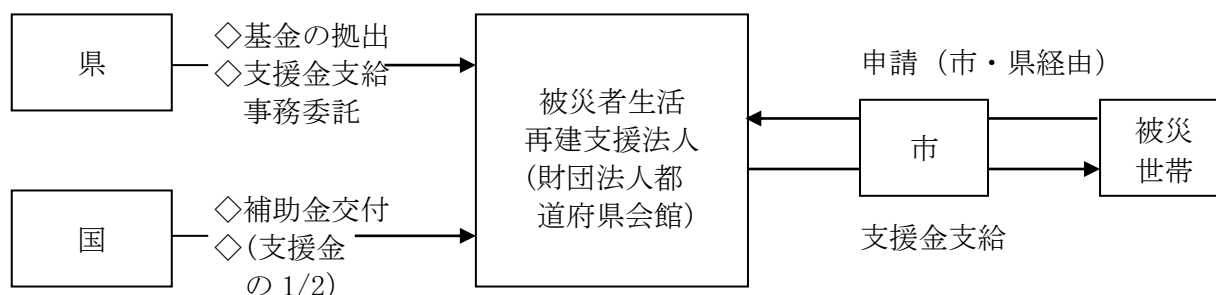
基礎支援金については、災害発生日から起算して13月以内、加算支援金については災害発生日から起算して37月とする。

#### (2) 申請時の添付書類

- ア 基礎支援金：り災証明書、住民票等
- イ 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃貸等）等

#### (3) 支援金支給に係る手続

被災者からの支援金支給申請に係る県、市、県、被災者生活再建支援法人、国（内閣府）の事務等の概要は次に示すとおり。



### 第9項 り災証明書の交付

市は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、被災後早期にり災証明の交付体制を確立し、被災者にり災証明書を交付する。

なお、被災調査、り災証明書発行等の担当部署（窓口）をあらかじめ次のように定める。

被災施設	調査部署	り災証明書発行部署
家屋	税務課	総務課
農林施設	農林課	農林課
商工施設	商工労働課	商工労働課

### 第10項 その他の生活支援

#### 1 物価安定対策

地震災害等発生時には、交通、通信機能の麻痺等により流通機構の混乱等が生じ、食料品、日用品等生活必需物資の供給が円滑にできず、これに伴い物価等に影響がでることが考えられる。このため、消費者保護の観点から、次の対策を講じる。

##### (1) 相談体制

ア 既設の「物価ダイヤル」の機能を充実し、被災者総合相談窓口及び消費生活センターにおいて、市民からの苦情、相談に対応する。

イ 売惜しみ、便乗値上げ等の疑いのある業者に対しては、速やかに事実確認の上、不当な行為については、是正指導を行う。

##### (2) 物価の安定と物資の安定供給

物価の安定を図るため、価格動向や需給状況について調査・監視を行うとともに、関係業界、国等へ要請を行い、円滑な物資の流通及び価格の確保を図る。

## 第4編 復旧・復興計画／第2章 被災者の生活再建計画

### ア 県職員による調査・監視

生活関連物資及び応急復旧資材、緊急生活物資等について、関係対策部の応援を受けて、店頭価格、需給動向を調査する。

### イ 民間調査員による調査・監視

(ア) 市、県及び国があらかじめ委嘱している「価格調査員」、「くらしの相談員」、「物価モニター」の協力を得て、価格及び需給動向の調査をする。

(イ) 住宅需要の増加に伴う家賃の高騰を未然に防止するため、家賃状況の動向把握について、山口県宅地建物取引業協会等に対して協力を要請するとともに、賃貸住宅取扱業者に対する高騰抑制の要請指導等を実施する。

### (3) 国への要請

物価安定の緊急対策を図るため、必要に応じ、国に対し生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律及び国民生活安定緊急措置法の発動並びに公共料金の値上げの凍結等必要な措置について実施するよう要請する。

## 2 郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

災害が発生した場合において、災害の態様及び被災状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

### (1) 郵便業務関係

ア 被災者に対する郵便はがき等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

### (2) 簡易保険業務関係

ア 保険料払込猶予期間の延伸

イ 保険料前納払込みの取消しによる保険還付金の即時払い

ウ 保険金、倍額保険金及び未経過保険料の非常即時払い

エ 解約還付金の非常即時払い

オ 保険貸付金の非常即時払い

## 3 放送受信料の免除

非常災害があった場合、総務大臣が認可した範囲及び期間に係る放送受信料の免除。

## 4 電話料金等の減免

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することがある。

## 第11項 被災者台帳

### 【総務課】

### 1 作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

### 2 利用及び提供

市は、次の場合にあつては、被災者台帳に記載し、又は記録された情報を自ら利用し、又は提供することができる。

(1) 本人(台帳情報によって識別される特定の個人をいう。)の同意があるとき又は本人に提供するとき

(2) 市町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき

(3) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき

## 第2節 義援金及び見舞品の受入れ・配分

### 【福祉課】

大規模な災害が発生した場合、市内はもとより、全国、外国から多数の義援金品が寄せられ、寄託された義援金品は、被災者にとって大きな支えとなる。

この寄託された義援金品を、迅速・確実に被災者に配分するため、受付、保管、輸送等について、市、県及び日赤山口県支部がとる対応について、必要事項を定める。

### 第1項 義援金品の受付

- 1 義援金品の寄託は、発災当日から行われることが予想され、各機関は、状況に応じ発災後おおむね12時間以内に受付窓口を開設するものとする。
- 2 義援品は、原則として、補修又は修繕を要するもの及び中古衣料、中古雑誌等で使用に耐えないもの、また、腐食しやすい食料品等は受け付けないものとする。なお、有効活用の観点から、被災者ニーズの把握に努める。
- 3 義援金品寄託者への配慮及び円滑な受付業務を行うため、募集窓口の連絡方法、口座番号、必要義援物資の種類、物資搬送場所、募集期間等について、報道機関の協力を得て広報し、寄託者等への周知を図るものとする。
- 4 受付にかかる各機関の対応は、次のとおりである。

機 関 名	措 置 内 容
市	(1) 市は、義援金品の受付窓口を開設する。 (2) 市が直接受領した義援金品について、寄託者に受領書を発行する。 (3) 義援品の保管場所、集積場所を指定し、管理責任者を配置する。
県	(1) 義援金品の受付のため、災害救助部は 受付窓口を県庁内に開設する。 (2) 義援金受付のために普通預金口座を開設する。 (3) 県が直接受領した義援金品について、寄託者に受領書を発行する。 (4) 義援品の受入れについては、あらかじめ指定している緊急輸送拠点のうちから適当な箇所を選び、管理責任者を配置する。なお、義援金品の受付は、短期間のうちに正確かつ迅速に行う必要があることから、他の部からの応援を得て実施する。また、市からの応援要請についても対処できる体制を確立する。
日赤山口県支部	市民及び他の都道府県から日赤に寄託された義援金について、日赤山口県支部及び市において受け付ける。ただし、被災の状況により、前記の場所での受付が困難な場合には、他の場所で受け付けることがある。

### 第2項 義援金品の保管

被災地に寄せられた義援金品は、被災者に配布するまでの間、善良なる管理のもとに保管する。

機 関 名	措 置 内 容
市	1 義援金 義援金については、被災者に配分するまでの間、市長名義の普通預金口座を設け、払出しまでの間預金保管する。 2 義援品 義援品は、市が直接受領したもの及び県が受入れ、配送されるものも併せて、あらかじめ定めている保管場所に保管する。ただし、災害の状況によっては、臨時に集積場所を定めて保管する。
県	1 義援金 災害救助部が受け付けた義援金については、被災地区の市に配分するまでの間、出納長名義の普通預金口座を設け、預金保管する。 2 義援品 他県及び外国等からの義援品については、あらかじめ定めている緊急輸送拠点（広域輸送基地）のうちから最も被災地に近い箇所を保管場所として、市に配分するまでの間一時保管する。ただし、災害の状況によっては、県出先機関の庁舎等に一時保管することもある。

第4編 復旧・復興計画／第2章 被災者の生活再建計画

日赤山口県 支部	義援金 日赤山口県支部が受け付けた義援金については、口座を開設し保管する。
-------------	--

第3項 義援金品の配分及び輸送

義援金品の配分については、配分委員会等により公平かつ適正に行う。

機 関 名	措 置 内 容
市	被災地の市長は、義援金品の配分を公平適切に行うため、配分委員会等の組織を設置し、同委員会で定める配分計画に基づき、配布するものとする。 1 義援金 (1) 市に直接寄託された義援金及び県、日赤山口県支部等から送金を受けた義援金について、り災証明書をもとに、被災者に直接又は指定の口座に送金するものとする。 (2) り災証明書は、義援金配布時の証明書として、また、他の生活再建に必要な融資等を受ける際にも必要となるものであることから、これの発行が迅速に行われるよう、必要な体制の確立及び手続の簡素化等の措置を講じるものとする。 2 義援品 (1) 義援品の配布については、避難所、在宅における被災者等の実態をよく把握し、公平に物資が行きわたるよう配慮の上、配布する。 (2) 配布に当たっては、日赤奉仕団、ボランティア等の協力を得るものとする。
県	1 災害が複数の市町にわたる場合において、県が受け付けた義援金品の被災市町への配分決定は、配分委員会等において行う。 2 義援品は、必要車両を借り上げ、市が指定する場所まで輸送し、市に引き渡すものとする。
日赤山口県 支部	1 日赤山口県支部に寄託された義援金の市への配分については、配分委員会において行う。 ただし、災害が2県以上にわたる場合は、本社の指示に従う。 2 義援金は、上記の決定に基づき、市へ送金する。

### 第3章 公共施設の災害復旧・復興計画

#### 基本的な考え方

道路、河川、農業用施設、学校・社会福祉施設等の公共施設は、市民の日常生活、また、公共の福祉施設の確保や農林水産業の維持等に欠くことのできない施設であり、地震等の災害により大きな被害を被った場合には、これら施設の迅速な復旧・復興が必要となる。

このため、災害復旧事業の実施責任者は、迅速に被害調査を実施の上、復旧・復興計画を策定し、早期復旧を目標に事業を実施する。

#### 第1節 公共施設災害復旧の基本方針

##### 【全課】

災害により被害を被った公共施設の復旧は、第3編による応急対策を講じた後実施することになる。

被災した施設の管理者は、原形復旧を基本としつつも、再度災害の防止を考慮に入れ、耐震性の向上等の観点から必要な改良復旧、耐震、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立して、早期に復旧事業が完了するように努めるものとする。

#### 第2節 災害復旧事業の推進

##### 【全課】

市は、災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが管理する公共施設の災害復旧計画を速やかに作成する。

#### 第1項 災害復旧事業の種別

公共施設の災害復旧事業は、おおむね次のとおりである。

- 1 公共土木施設災害復旧事業
  - (1) 河川公共土木施設災害復旧事業
  - (2) 砂防設備公共土木施設災害復旧事業
  - (3) 林地荒廃防止施設公共土木施設災害復旧事業
  - (4) 地すべり防止施設公共土木施設災害復旧事業
  - (5) 急傾斜地崩壊防止施設公共土木施設災害復旧事業
  - (6) 道路公共土木施設災害復旧事業
  - (7) 下水道公共土木施設災害復旧事業
  - (8) 公園公共土木施設災害復旧事業
- 2 農林水産業施設災害復旧事業
- 3 都市災害復旧事業
- 4 水道施設災害復旧事業
- 5 社会福祉施設災害復旧事業
- 6 公立学校災害復旧事業
- 7 公営住宅災害復旧事業
- 8 公立医療施設災害復旧事業
- 9 その他の災害復旧事業

#### 第2項 災害査定の早期実施

市は、災害発生後できるかぎり速やかに公共施設の被害実態の把握及び必要な資料調製を行い、査定前着工、早期の災害査定又は緊急査定の実施に努めるものとする。

なお、査定に当たっては、事前協議制度を活用するなど、迅速な査定が行われるよう努める。

#### 第3項 災害復旧事業計画

- 1 災害復旧に当たっては、原状回復を基本としつつも、再度災害の防止の観点から、可能な限り改良復旧となるよう計画し、復興を見据えたものとする。
- 2 復旧事業の計画に際しては、被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、緊要事業を定めて、計画的な復旧を図る。なお、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

## 第4編 復旧・復興計画／第3章 公共施設の災害復旧・復興計画

- 3 災害復旧に当たっては、事業規模・難易度等を勘案して、迅速かつ円滑な事業推進に努めるとともに、環境汚染の未然防止等市民の健康管理についても配慮する。

### 第4項 技術職員の確保

被災施設の測量、設計書の作成その他の事務を処理するための人員に不足を生じたときは、関係機関に応援派遣又は支援を求めて、技術職員の確保を図るものとする。

#### 1 市災害復旧事業

- (1) 市において、技術職員の不足を生じるときは、被災を免れた他の市町又は県職員の派遣を求めて対処するものとする。

この場合、市町相互間において協議が整わないときは、県があつせん又は調整を行う。

- (1) 農地、農業用施設に甚大な被害が発生したときは、山口県土地改良事業団体連合会等へ支援を求め、早期の災害復旧着手を図るものとする。

### 第5項 災害復旧事業に係る資金の確保

市は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するために国庫補助金の申請、起債の許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期実施が図られるようにするものとする。

#### 1 国庫負担又は補助

法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業の関係法令としては、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (9) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭和39年8月14日建設省都市局長通達）
- (10) 生活保護法
- (11) 児童福祉法
- (12) 身体障害者福祉法
- (13) 知的障害者福祉法
- (14) 売春防止法
- (15) 老人福祉法
- (16) 水道法
- (17) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧の国庫補助について（平成16年5月25日厚生労働事務次官通知）
- (18) 下水道法
- (19) 災害廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱
- (20) 産業廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱
- (21) と畜場等災害復旧費補助金交付要綱
- (22) 社会福祉施設災害復旧費国庫負担（補助）の協議について（昭和59年9月7日厚生省社会局長・児童家庭局長通知）

#### 2 地方債

災害復旧事業等に関連して発行が許可される地方債としては、次のとおり。

- (1) 補助災害復旧事業債
- (2) 直轄災害復旧事業債
- (3) 単独災害復旧事業債
- (4) 公営企業等災害復旧事業債

#### 第4編 復旧・復興計画／第3章 公共施設の災害復旧・復興計画

- (5) 災害復旧事業債
- (6) 小災害債
- (7) 歳入欠かん債等

#### 3 交付税

被災地方公共団体に対する地方交付税に係る措置としては、次の措置が考えられる。

- (1) 災害復旧事業の財源に充てた地方債の元利償還金の基準財政需要額への算入措置
- (2) 普通交付税の繰上交付措置
- (3) 特別交付税による措置

#### 第6項 激甚法に基づく激甚災害の指定促進

激甚法の指定対象となる激甚災害が発生した場合には、市及び県は被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定を受け、公共施設の円滑、迅速な復旧を行う。

##### 1 激甚災害に関する調査

- (1) 市は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を知事に報告するとともに、県が実施する調査等について協力する。
- (2) 県（関係対策部）は、市からの被害報告を検討の上、激甚災害の指定を受けると必要があると思われる事業について、激甚法に定める必要な調査を行い、必要資料の調製等を行う。

##### 2 激甚災害に対する特別な財政措置

###### (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別な財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅等災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者更正援護施設災害復旧事業
- ケ 知的障害者援護施設災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関等災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業
  - (ア) 地方公共団体又はその機関が管理する公共施設に係る堆積土砂排除事業
  - (イ) 都市街区域内のその他の堆積土砂排除事業

###### セ 湛水排除事業

###### (2) 農林水産業に関する特別な助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置の特例（天災融資法が発動された場合適用）

###### (3) 中小企業に関する特別な助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例（政府系金融機関）

###### (4) その他の特別な財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例

## 第4編 復旧・復興計画／第3章 公共施設の災害復旧・復興計画

- オ 水防資材費の補助の特例
- カ り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- キ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- ク 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ケ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

### 第3節 計画的な復興

#### 【全課】

大規模な災害により地域が壊滅状態となった場合、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する大規模事業となることから、市及び県は、連携を図り、復興計画を作成するとともに、推進体制の整備をし、計画的な復興を進める。

#### 第1項 復興計画の策定

##### 1 計画策定組織の整備

学識経験者、産業界、地区住民の代表、公的団体の代表、行政等をメンバーとする、計画策定検討組織を設置する。

##### 2 計画策定の目標

再度災害防止により快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

##### 3 復興計画の策定

- (1) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業の活用を図る。
- (2) 計画策定に当たっては、建築物や公共施設の耐震・不燃化等を基本的な目標とする。
- (3) ライフラインの共同収容施設については、各事業者と調整を図り、進める。
- (4) 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、市街地再開発事業等の適切な推進により解消に努める。

##### 4 市民への情報提供

復興計画の策定に当たっては、市民への情報提供をし、コンセンサスづくりに努めるものとする。

#### 第2項 復興計画の推進

事業実施に当たっては、市、県等関係機関による横断的な推進組織を設置し、事業の計画的推進を図る。



## 第4章 被災中小企業・農林水産事業者復興支援計画

### 基本的な考え方

大規模地震等の発生時には、地域の中小企業、農林水産業等における生産施設設備についても大きな被害を被ることが考えられる。

地域の生産活動や雇用を支えるこれら事業者の活動の回復・維持と経営の安定は、被災後の社会生活の安定を図る上で重要なものとなることから、市、県及び関係機関は、協力して必要な措置を講じる。

### 第1節 被災中小企業者の援助措置

#### 【商工労働課】

市は、中小企業関係の被害状況、激甚法の適用、再建のための資金需要等について、速やかに把握し、中小企業者に対する復興資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

- 1 被災中小企業者に対し、関係団体及び金融機関と協調して、各種金融制度の周知を図る。
- 2 県中小企業特別対策資金（経営安定化貸付・災害復旧資金）の貸付を行うとともに、政府系金融機関（(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫）、一般金融機関に対し、協力融資の要請を行う。
- 3 信用力、担保力が不足した中小企業者の融資の円滑化を図るため、県信用保証協会に対し、債務保証の促進を要請する。
- 4 被害の状況に応じて、金融機関に対し、貸付手続の簡便迅速化、貸出条件の緩和等について、特別の取扱いが図られるよう要請する。

### 第2節 被災農林業関係者の援助措置

#### 【農林課】

市は、地震により被害を受けた農林業者又は農林業者の組織する団体に対し、復旧・復興に必要な資金の融資計画を促進し、経営の安定を図る。

また、被災者に対する共済（保険）金の早期支払いに向けた関係団体の活動を促進し、被災施設の早期復旧あるいは農林産業者の経営の安定を図る。

- (1) 天災資金（天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）
- (2) (株)日本政策金融公庫

## 第5章 金融計画

### 基本的な考え方

大規模地震等の災害発生は、地域の産業、市民に大きな被害を与え、社会生活、経済活動に深刻な影響を及ぼすことが考えられる。

被災地での早期の復旧復興に当たっては、通貨の円滑な供給、金融の迅速適切な調整及び信用制度の保持運営の金融対策が必要となる。

日本銀行下関支店は、被災地域における人心の安定及び災害の復旧に資するため、災害復旧・復興に際して必要となる各種金融対策に必要な措置を講じるものとする。

### 第1節 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節

#### 1 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講じること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じる。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講じる。

#### 2 現金供給のための輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡の上、各種輸送、通信手段の活用を図る。

#### 3 通貨及び金融の調節

必要に応じ適切な通貨及び金融の調節を行う。

### 第2節 非常金融措置

#### 1 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

##### (1) 決済システムの安定的な運行に係る措置

金融機関の間で行われる資金決済の円滑な確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者等の業務に支障が出ないように考慮し適切な措置を講じることを要請する。

##### (2) 資金の貸付け

金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付けを行う。

#### 2 金融機関の業務運営の確保に係る措置

関係行政機関と協議の上被災金融機関が早急に営業開始を行いうるよう必要な措置を講じるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、日本銀行は災害の状況に応じ必要の範囲で適宜営業時間の延長又は休日臨時営業を行う。

#### 3 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

必要に応じ関係行政機関と協議の上、金融機関又は金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講じるよう要請する。

(1) 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

(2) 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

(3) 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、提示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分等の猶予等の特別措置をとること。

(4) 損傷銀行券及び損傷貨幣の引換えについて、実績に応じ必要な措置をとること。

(5) 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

#### 4 各種措置に関する広報

災害応急対策に関する情報について、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に市民に提供するよう努める。

#### 第4編 復旧・復興計画／第5章 金融計画

とくに金融機関に対し、営業時間延長、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷銀行券・貨幣の引換え措置等について要請を行ったときは、関係行政機関と協議の上、金融機関及び放送事業者と協力してすみやかにその周知徹底を図る。